

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 2024年4月1日
(第123期) 至 2025年3月31日

第一生命ホールディングス株式会社

(E06141)

第123期（自2024年4月1日 至2025年3月31日）

有価証券報告書

- 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書を末尾に綴じ込んでおります。

第一生命ホールディングス株式会社

目 次

頁

第123期 有価証券報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	4
3 【事業の内容】	5
4 【関係会社の状況】	6
5 【従業員の状況】	10
第2 【事業の状況】	12
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	12
2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】	19
3 【事業等のリスク】	29
4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	47
5 【重要な契約等】	99
6 【研究開発活動】	100
第3 【設備の状況】	101
1 【設備投資等の概要】	101
2 【主要な設備の状況】	102
3 【設備の新設、除却等の計画】	104
第4 【提出会社の状況】	105
1 【株式等の状況】	105
2 【自己株式の取得等の状況】	125
3 【配当政策】	127
4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	129
第5 【経理の状況】	181
1 【連結財務諸表等】	182
2 【財務諸表等】	277
第6 【提出会社の株式事務の概要】	291
第7 【提出会社の参考情報】	292
1 【提出会社の親会社等の情報】	292
2 【その他の参考情報】	292
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	293

監査報告書

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年6月19日
【事業年度】	第123期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
【会社名】	第一生命ホールディングス株式会社
【英訳名】	Dai-ichi Life Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 菊田 徹也
【本店の所在の場所】	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号
【電話番号】	03-3216-1222(代)
【事務連絡者氏名】	執行役員 甲斐 章文
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号
【電話番号】	03-3216-1222(代)
【事務連絡者氏名】	経営企画ユニット IRグループ長 村上 俊介
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第119期	第120期	第121期	第122期	第123期
決算年月	2021年 3 月	2022年 3 月	2023年 3 月	2024年 3 月	2025年 3 月
保険料等収入 (百万円)	4,730,301	5,291,973	6,654,426	7,526,357	6,795,905
資産運用収益 (百万円)	2,719,584	2,551,112	2,280,869	3,033,982	2,528,416
保険金等支払金 (百万円)	5,001,109	5,855,703	6,548,179	6,756,863	6,581,327
経常利益 (百万円)	552,861	590,897	387,500	539,006	719,072
契約者配当準備金繰入額 (百万円)	77,500	87,500	95,000	87,500	100,000
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	363,777	409,353	173,735	320,765	429,613
包括利益 (百万円)	1,143,981	△130,395	△1,344,017	1,425,209	△148,338
純資産額 (百万円)	4,807,129	4,210,341	2,661,764	3,882,157	3,469,707
総資産額 (百万円)	63,593,705	65,896,142	61,653,699	67,540,309	69,592,967
1株当たり純資産額 (円)	1,082.27	1,027.28	676.70	1,026.76	942.52
1株当たり当期純利益 (円)	81.40	95.79	42.75	82.42	115.95
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	81.35	95.74	42.74	82.40	115.93
自己資本比率 (%)	7.6	6.4	4.3	5.7	5.0
自己資本利益率 (%)	8.5	9.1	5.1	9.8	11.7
株価収益率 (倍)	5.8	6.5	14.2	11.7	9.8
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△79,904	△462,076	△132,492	997,377	592,578
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	551,362	963,276	310,460	△601,649	△980,460
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	65,587	△180,707	△325,447	△145,763	△73,570
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	2,262,910	2,616,743	2,517,285	2,772,370	2,313,529
従業員数 (名)	64,823	62,260	60,997	59,495	60,814

- (注) 1 1株当たり情報の算定上の基礎となる「1株当たり純資産額の算定に用いられた連結会計年度末の普通株式の数」並びに「普通株式の期中平均株式数」の計算において控除する自己株式には、株式給付信託(J-ESOP)により信託口が所有する当社株式が含まれております。
- 2 第122期連結会計年度の期首より、一部の在外連結子会社において、Australian Accounting Standards Board 及びNew Zealand Accounting Standards Boardが公表した会計基準「保険契約」(AASB第17号) (NZ IFRS第17号)を適用しております。これに伴い、第121期連結会計年度については遡及適用後の数値を記載しております。また、第120期については純資産額、総資産額、1株当たり純資産額、自己資本比率及び自己資本利益率は遡及適用後の数値を記載しております。
- 3 当社は2025年4月1日付で株式の分割を行い、当社普通株式1株を4株に分割しております。これに伴い、株式の分割が第119期の期首に行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第119期	第120期	第121期	第122期	第123期
決算年月	2021年 3 月	2022年 3 月	2023年 3 月	2024年 3 月	2025年 3 月
営業収益 (百万円)	190, 425	205, 479	269, 261	195, 553	225, 620
経常利益 (百万円)	175, 928	188, 635	249, 258	171, 778	190, 248
当期純利益 (百万円)	216, 513	167, 237	249, 633	174, 396	180, 629
資本金 (百万円)	343, 732	343, 926	344, 074	344, 205	344, 353
発行済株式総数 (株)	1, 198, 755, 800	1, 031, 348, 700	989, 888, 900	952, 672, 300	925, 099, 600
純資産額 (百万円)	1, 367, 153	1, 266, 171	1, 311, 178	1, 282, 215	1, 197, 842
総資産額 (百万円)	1, 896, 259	1, 868, 818	2, 017, 358	2, 366, 425	2, 508, 002
1 株当たり純資産額 (円)	307. 65	308. 81	333. 28	339. 07	325. 34
1 株当たり配当額 (うち 1 株当たり中間配 当額) (円)	62. 00 (－)	83. 00 (－)	86. 00 (－)	113. 00 (－)	137. 00 (61. 00)
1 株当たり当期純利益 (円)	48. 45	39. 13	61. 43	44. 81	48. 75
潜在株式調整後 1 株当たり 当期純利益 (円)	48. 42	39. 11	61. 41	44. 80	48. 74
自己資本比率 (%)	72. 0	67. 7	65. 0	54. 2	47. 8
自己資本利益率 (%)	16. 6	12. 7	19. 4	13. 5	14. 6
株価収益率 (倍)	9. 8	16. 0	9. 9	21. 5	23. 2
配当性向 (%)	32. 0	53. 0	35. 0	63. 0	70. 3
従業員数 (名)	726	801	801	895	490
株主総利回り (%) (比較指標：TOPIX (配当 込み)) (%)	151. 6 (142. 1)	204. 1 (145. 0)	205. 8 (153. 4)	324. 0 (216. 8)	387. 0 (213. 4)
最高株価 (円)	2, 047. 50	2, 816. 50	3, 130. 00	4, 012. 00	4, 814. 00 (1, 192. 50)
最低株価 (円)	1, 203. 50	1, 880. 00	2, 211. 50	2, 377. 50	3, 377. 00 (1, 106. 50)

- (注) 1 当社は2025年 4 月 1 日付で株式の分割を行い、当社普通株式 1 株を 4 株に分割しております。これに伴い、株式の分割が第119期の期首に行われたと仮定して 1 株当たり純資産額、1 株当たり当期純利益及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益を算定しております。なお、発行済株式総数、1 株当たり配当額及び配当性向につきましては、当該株式分割前の内容を記載しております。
- 2 1 株当たり情報の算定上の基礎となる「1 株当たり純資産額の算定に用いられた事業年度末の普通株式の数」並びに「普通株式の期中平均株式数」の計算において控除する自己株式には、株式給付信託 (J-ESOP) により信託口が所有する当社株式が含まれております。
- 3 第123期の 1 株当たり配当額137. 00円のうち、期末配当額76. 00円については、2025年 6 月23日開催予定の定時株主総会の決議事項となっております。
- 4 最高株価及び最低株価は、2022年 4 月 3 日以前は東京証券取引所 (市場第一部) におけるものであり、2022年 4 月 4 日以降は東京証券取引所 (プライム市場) におけるものであります。
- 5 第123期の株価については、株式分割前の最高株価及び最低株価を記載し、() 内に株式分割による最高株価及び最低株価を記載しております。

2 【沿革】

当社は1902年9月、日本で最初の相互会社形態による保険会社として設立されました。

当社の設立日以後の当社及び当社関係会社に係る重要な事項は以下に記載のとおりであります。

年月	概要
1902年 9月	当社を設立(基金20万円)
2006年 12月	第一フロンティア株式会社(現第一フロンティア生命保険株式会社)を設立
2007年 1月	Bao Minh CMG Life Insurance Company Limitedを買収し、Dai-ichi Life Insurance Company of Vietnam, Limitedとして子会社化
2007年 12月	インドのStar Union Dai-ichi Life Insurance Company Limitedへ出資
2008年 8月	オーストラリアのTower Australia Group Limited(現TALグループ)へ出資及び業務提携
2010年 4月	相互会社から株式会社への組織変更を実施し、当社株式を東京証券取引所市場第一部へ上場
2011年 5月	Tower Australia Group Limited(現TALグループ)の全株取得を行い、同社を子会社化
2013年 10月	インドネシアのPT Panin Life(現PT Panin Dai-ichi Life)及びその中間持株会社であるPT Panin Internasionalへ出資し、両社を関連会社化
2014年 3月	第一フロンティア生命保険株式会社の全株取得を行い、同社を完全子会社化
2014年 8月	損保ジャパン・ディー・アイ・ワイ生命保険株式会社(現ネオファースト生命保険株式会社)の全株取得を行い、同社を子会社化
2015年 2月	米国のProtective Life Corporationの全株取得を行い、同社を子会社化
2016年 10月	商号を第一生命ホールディングス株式会社に変更し、持株会社へ移行
2018年 3月	カンボジアでDai-ichi Life Insurance (Cambodia) PLC. を設立
2019年 5月	ミャンマーでDai-ichi Life Insurance Myanmar Ltd. を設立
2020年 12月	英領バミューダでDai-ichi Life Reinsurance Bermuda Ltd. を子会社化
2021年 4月	第一スマート少額短期保険株式会社が少額短期保険営業を開始
2022年 4月	東京証券取引所の市場区分の見直しを受け、同取引所の市場第一部からプライム市場に移行
2022年 11月	ニュージーランドのPartners Group Holdings Limitedを買収し、同社を子会社化
2023年 1月	アイペットホールディングス株式会社(現アイペット損害保険株式会社)を株式公開買付けにより買収し、同社を子会社化
2024年 3月	株式会社ベネフィット・ワンを株式公開買付けにより買収し、同社を関連会社化(同5月に当社による株式併合及び自己株式取得に伴い、同社を子会社化)

3 【事業の内容】

当社グループは2025年3月31日現在、当社(保険持株会社)及び当社の関係会社(子会社181社及び関連会社124社)によって構成されております。

事業の系統図は、次のとおりであります。

会社名は主要な連結子会社・持分法適用関連会社を記載しております。「※」を表示した会社は2025年3月期末時点での連結子会社、「○」を表示した会社は同持分法適用関連会社であります。

なお、当社は特定上場会社等に該当し、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準のうち、上場会社の規模との対比で定められる数値基準については連結ベースの計数に基づいて判断することとなります。



(注) 1 OCEAN LIFE INSURANCE PUBLIC COMPANY LIMITEDについては、2025年5月に第一生命インターナショナルホールディングス合同会社が保有する同社の株式を譲渡したことにより、本書提出日現在においては当社の関連会社ではありません。

4 【関係会社の状況】

当社の関係会社（非連結子会社・持分法を適用していない関連会社を除く。）の状況は以下のとおりであります（2025年3月31日現在）。

ただし、Protective Life Corporation傘下の52社（当社の連結子会社46社及び持分法適用関連会社6社）、TAL Dai-ichi Life Australia Pty Ltd傘下の18社のうち、TAL Life Limited、TAL Life Insurance Services Limited以外の16社（当社の連結子会社16社）、Partners Group Holdings Limited傘下4社のうち、Partners Life Limited以外の3社（当社の連結子会社3社）、Dai-ichi Life Insurance Company of Vietnam, Limited傘下の1社（当社の連結子会社1社）、PT Panin Internasional傘下の3社のうち、PT Panin Dai-ichi Life以外の2社（当社の持分法適用関連会社2社）、アセットマネジメントOne株式会社の傘下の5社（当社の持分法適用関連会社5社）、株式会社ベネフィット・ワンの傘下の10社（当社の連結子会社9社及び持分法適用関連会社1社）、DL - Canyon Investments LLC傘下の93社のうち、CP New Co LLC以外の92社（当社の持分法適用関連会社92社）は重要性に乏しいため、記載を省略しております。

名称	住所	資本金又は 出資金 (億円)	主要な事業 の内容 (注) 1	議決権の所 有割合 (注) 2 (%)	当社との関係内容 (注) 3
(連結子会社)					
第一生命保険株式会社 (注) 4 (注) 6	東京都千代田区	600	国内保険事業	100.0	国内保険事業における子会社として生命保険事業を営んでおり、当社と経営管理契約を締結しております（役員の兼務3名）。
第一フロンティア 生命保険株式会社 (注) 4 (注) 7	東京都港区	1,175	国内保険事業	100.0	国内保険事業における子会社として生命保険事業を営んでおり、当社と経営管理契約を締結しております。
ネオファースト 生命保険株式会社 (注) 4	東京都品川区	475	国内保険事業	100.0	国内保険事業における子会社として生命保険事業を営んでおり、当社と経営管理契約を締結しております。
アイペット損害保険株式会社	東京都江東区	46	国内保険事業	100.0	国内保険事業における子会社として損害保険事業を営んでおります。当社と経営管理契約を締結しております
Protective Life Corporation (注) 4 (注) 8	アメリカ バーミングハム	10 米ドル	海外保険事業	100.0 (100.0)	海外保険事業における持株会社として傘下の会社が主に生命保険事業を営んでおり、当社と経営管理契約を締結しております。
TAL Dai-ichi Life Australia Pty Ltd (注) 4	オーストラリア シドニー	3,055百万 豪ドル	海外保険事業	100.0 (100.0)	海外保険事業における持株会社として傘下の会社が主に生命保険事業を営んでおり、当社と経営管理契約を締結しております（役員の兼務1名）。
TAL Life Limited (注) 4	オーストラリア シドニー	654百万 豪ドル	海外保険事業	100.0 (100.0)	海外保険事業における子会社として生命保険事業を営んでおります（役員の兼務1名）。
TAL Life Insurance Services Limited (注) 4	オーストラリア シドニー	856百万 豪ドル	海外保険事業	100.0 (100.0)	海外保険事業における子会社として生命保険事業を営んでおります（役員の兼務1名）。
Partners Group Holdings Limited(注) 4	ニュージーランド オークランド	486百万 ニュージー ランドドル	海外保険事業	100.0 (100.0)	海外保険事業における持株会社として生命保険事業を営んでおり、当社と経営管理契約を締結しております。

名称	住所	資本金又は 出資金 (億円)	主要な事業 の内容 (注) 1	議決権の所 有割合 (注) 2 (%)	当社との関係内容 (注) 3
(連結子会社) Partners Life Limited (注) 4	ニュージーランド オークランド	519百万 ニュージー ランドドル	海外保険事業	100.0 (100.0)	海外保険事業における子会社として生 命保険事業を営んでおります。
Dai-ichi Life Insurance Company of Vietnam, Limited (注) 4	ベトナム ホーチミン	97,975億 ベトナムドン	海外保険事業	100.0	海外保険事業における子会社として生 命保険事業を営んでおり、当社と経営 管理契約を締結しております（役員の 兼務1名）。
Dai-ichi Life Insurance (Cambodia) PLC.	カンボジア プノンペン	68百万 米ドル	海外保険事業	100.0 (100.0)	海外保険事業における子会社として生 命保険事業を営んでおり、当社と経営 管理契約を締結しております。
Dai-ichi Life Insurance Myanmar Ltd.	ミャンマー ヤンゴン	79百万 米ドル	海外保険事業	100.0 (100.0)	海外保険事業における子会社として生 命保険事業を営んでおり、当社と経営 管理契約を締結しております。
Dai-ichi Life Reinsurance Bermuda Ltd. (注) 4	英領 バミューダ	342百万 米ドル	海外保険事業	100.0	海外保険事業における子会社として再 保険事業を営んでおります。
第一生命インターナショナル ホールディングス合同会社 (注) 4	東京都千代田区	0.05	その他事業	100.0	その他事業における子会社として日本 国外において保険業を行う会社その 他の子会社・関連会社の経営管理業務 を営んでおります。
バーテックス・インベストメ ント・ソリューションズ株式 会社	東京都千代田区	15	その他事業	100.0	その他事業における子会社として投資 運用業、投資助言・代理業を営んで おり、当社と経営管理契約を締結して おります。
株式会社ベネフィット・ワン	東京都新宿区	15	その他事業	100.0	その他事業における子会社として福利 厚生事業等を営んでおり、当社と経営 管理契約を締結しております。
DL - Canyon Investments LLC (注) 4	アメリカ ウィルミントン	271百万 米ドル	その他事業	100.0	その他事業における子会社として日本 国外において投資運用業を行う会社 その他の子会社・関連会社の経営管理 業務を営んでおります。

名称	住所	資本金又は 出資金 (億円)	主要な事業 の内容 (注) 1	議決権の所 有割合 (注) 2 (%)	当社との関係内容 (注) 3
(持分法適用関連会社)					
Star Union Dai-ichi Life Insurance Company Limited	インド ナビムンバイ	3,572百万 インドルピー	海外保険事業	47.4 (47.4)	海外保険事業における関連会社として生命保険事業を営んでおります。
PT Panin Internasional	インドネシア ジャカルタ	10,225億 インドネシア ルピア	海外保険事業	36.8 (36.8)	海外保険事業における持株会社として傘下の会社が主に生命保険事業を営んでおります。
PT Panin Dai-ichi Life	インドネシア ジャカルタ	10,673億 インドネシア ルピア	海外保険事業	5.0 [95.0]	海外保険事業における関連会社として生命保険事業を営んでおります。
OCEAN LIFE INSURANCE PUBLIC COMPANY LIMITED (注) 5	タイ バンコク	2,360百万 タイバーツ	海外保険事業	24.0 (24.0)	海外保険事業における関連会社として生命保険事業を営んでおります。
企業年金ビジネスサービス株式会社	大阪府大阪市	1	その他事業	50.0 (50.0)	その他事業における関連会社として生命保険関連事業を営んでおります。
アセットマネジメントOne株式会社	東京都千代田区	20	その他事業	49.0	その他事業における関連会社として投資運用業、投資助言・代理業を営んでおり、当社と経営管理契約を締結しております。
ジャパンエクセレントアセットマネジメント株式会社	東京都港区	4	その他事業	36.0 (36.0)	その他事業における関連会社として投資運用業を営んでおります。
日本インベスター・ソリューション・アンド・テクノロジー株式会社	神奈川県横浜市	258	その他事業	18.6 (18.6)	その他事業における関連会社として確定拠出年金運営管理業を営んでおります。
Asset Management One USA Inc.	アメリカ ニューヨーク	4百万 米ドル	その他事業	49.0	その他事業における関連会社として投資運用業、投資助言・代理業を営んでおり、当社と経営管理契約を締結しております。
CP New Co LLC	アメリカ ドーバー	336百万 米ドル	その他事業	19.9 (19.9)	その他事業における関連会社として日本国外において投資運用業を行う会社その他の子会社・関連会社の経営管理業務を営んでおります。

なお、関係会社のうち、有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社及び重要な債務超過の状況にある会社はありません。

- (注) 1 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。
- 2 「議決権の所有割合」欄の()内は、子会社による間接所有の割合で内書きとしております。また、PT Panin Dai-ichi Lifeについては[]内に、「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係にあることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者」による所有割合で外書きとしております。
- 3 「当社との関係内容」欄の役員の兼務に記載がある場合は、当社役員（取締役）と関係会社役員（取締役・監査役）の兼務人数を記載しております。
- 4 第一生命保険株式会社、第一フロンティア生命保険株式会社、ネオファースト生命保険株式会社、Protective Life Corporation、TAL Dai-ichi Life Australia Pty Ltd、TAL Life Limited、TAL Life Insurance Services Limited、Partners Group Holdings Limited、Partners Life Limited、Dai-ichi Life Insurance Company of Vietnam, Limited、Dai-ichi Life Reinsurance Bermuda Ltd、第一生命インターナショナルホールディングス合同会社、DL - Canyon Investments LLCは、当社の特定子会社であります。

- 5 OCEAN LIFE INSURANCE PUBLIC COMPANY LIMITEDについては、2025年5月に第一生命インターナショナルホールディングス合同会社が保有する同社の株式を譲渡したことにより、本書提出日現在においては当社の関連会社ではありません。
- 6 第一生命保険株式会社は、当社の特定子会社であり、連結財務諸表の売上高（経常収益）に占める同社の売上高（経常収益）の割合が100分の10を超えております。

〔主要な損益情報等（億円）〕

経常収益	44,149
経常利益	5,386
当期純利益	3,054
純資産額	23,468
総資産額	351,367

- 7 第一フロンティア生命保険株式会社は、当社の特定子会社であり、連結財務諸表の売上高（経常収益）に占める同社の売上高（経常収益）の割合が100分の10を超えております。

〔主要な損益情報等（億円）〕

経常収益	34,957
経常利益	499
当期純利益	328
純資産額	2,580
総資産額	88,239

- 8 Protective Life Corporationは、当社の特定子会社であり、連結財務諸表の売上高（経常収益）に占める同社の売上高（経常収益）の割合が100分の10を超えております。

〔主要な損益情報等（億円）〕

経常収益	21,935
経常利益	737
当期純利益	615
純資産額	5,922
総資産額	196,900

（なお、数値は同社の子会社46社及び関連会社6社を連結したものであります。）

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(注)
国内保険事業	49,237名
海外保険事業	9,668名
その他事業	1,909名
合 計	60,814名

(注) 従業員数は、就業人員数（当社及び連結子会社から他社への出向者を除き、他社から当社及び連結子会社への出向者を含んでおります。）であり、執行役員は含んでおりません。また、パートタイマー等の臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

(2) 提出会社の状況

2025年3月31日現在

(単位未満切捨)

従業員数(注) 1	平均年齢	平均勤続年数(注) 2	平均年間給与(注) 3
490名	39歳 2ヶ月	11年 8ヶ月	10,442千円

- (注) 1 従業員数は、就業人員数（当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含んでおります。）であり、執行役員は含んでおりません。また、パートタイマー等の臨時従業員数は、従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
- 2 当社従業員のうち、他社からの出向者の平均勤続年数は、各社での勤続年数を通算しております。
- 3 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
- 4 当社のセグメントはその他事業のみの単一セグメントであり、当社従業員は全て、セグメント情報の「その他事業」に属しております。
- 5 当連結会計年度末より、従業員数は当社を主たる所属先とする者のみを対象としております。当中間連結会計年度末以前における従業員数は当社を主たる所属先としない者も対象にしておりました。当該集計方法を見直したことにより、前連結会計年度末との比較において従業員数が減少しておりますが、実質的な人員体制に大きな変動はありません。

(3) 労働組合との間で特記すべき事項

当社グループ従業員に関する労働組合としては、1952年3月31日に結成された第一生命労働組合があり、全国生命保険労働組合連合会に加盟しております。また、Dai-ichi Life Insurance Company of Vietnam, Limitedには、従業員の過半数が加入し、同社と労働条件に係る折衝を行う第一生命ベトナム労働組合（正式名称：The Trade Union of Dai-ichi Life Insurance Company of Vietnam, Ltd.）があります。労使関係について特に記載すべき事項はありません。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

2025年3月31日現在

名称	管理職に占める女性労働者の割合 (%)	男性労働者の育児休業取得率 (%)	労働者の男女の賃金の格差 (%)		
			全労働者	うち正規雇用労働者	うちパート・有期労働者
国内6社計	31.2	103.9	44.5	45.5	41.1
第一生命ホールディングス株式会社	17.5	108.3	64.4	62.0	107.4
第一生命保険株式会社	33.5	110.9	43.8	44.8	40.3
第一フロンティア生命保険株式会社	19.1	107.1	59.3	59.4	-
ネオファースト生命保険株式会社	17.4	141.7	54.5	55.1	-
アイペット損害保険株式会社	25.8	41.7	56.0	56.6	159.7
株式会社ベネフィット・ワン	50.0	60.0	59.2	65.7	51.0

- (注) 1 管理職に占める女性労働者の割合については、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）の規定に基づき、2025年4月1日時点で算出しております。
- 2 男性労働者の育児休業取得率及び男女の賃金の格差の算出対象期間は、2025年3月期であります。
- 3 男性労働者の育児休業取得率については、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」（平成3年労働省令第25号）第71条の6第1号における育児休業等の取得割合の算出基準に則して算出しております。
- 4 男性労働者の育児休業取得率は、前事業年度に配偶者が出産した男性労働者が当事業年度に育児休業を取得した場合を含むため、100%を超えております。
- 5 管理職における女性労働者の割合、ならびに男性労働者の育児休業取得率については、第一生命保険株式会社の従業員数は、他社から第一生命保険株式会社への出向者、第一生命保険株式会社から当社及び上表連結子会社を含む他社への出向者を除いております。当社及び第一生命保険株式会社を除く上表連結子会社の従業員数は、当社及び上表連結子会社から他社への出向者を除き、第一生命保険株式会社から当社及び上表連結子会社への出向者を含んでおります。
- 6 男女の賃金の格差＝女性の平均年間賃金÷男性の平均年間賃金×100%として算出しております。また、平均年間賃金は、総賃金÷従業員数として算出しております。
- 7 総賃金は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
- 8 労働者の男女の賃金の格差については、第一生命保険株式会社の従業員数は、他社から第一生命保険株式会社への出向者を除き、第一生命保険株式会社から当社及び上表連結子会社以外の他社への出向者を含んでおります。当社及び第一生命保険株式会社を除く上表連結子会社の従業員数は、当社及び上表連結子会社から他社への出向者を除き、第一生命保険株式会社から当社及び上表連結子会社への出向者を含んでおります。
- 9 いずれも当社及び第一生命保険株式会社の執行役員は含んでおりません。
- 10 正規雇用従業員は、正社員及び無期雇用化したフルタイムの非正社員を含んでおります。
- 11 パート・有期労働者は、パートタイム又は有期雇用の非正社員であり、派遣社員を除いております。
- 12 当社グループでは、採用・評価・登用等に関し、性別や国籍、年齢等の属性に関わらず、個人の成果や成長に基づく処遇を行っております。賃金差異の主要因について以下3点を認識しており、性差が反映する要素はありません。

- (1) 第一生命保険株式会社においては、女性の割合が高い生涯設計デザイナーが従業員の多数を占めている中で、入社年次の浅い人材も一定数おり、賃金の上昇には一定の年数を要することが多い点
- (2) 多様な働き方を尊重しており、転勤範囲や業務範囲が限定された職種を自ら選択する社員に女性が多い点
- (3) 女性登用を進めている一方で、現時点では賃金水準が相対的に高いマネジメント層において男性の占める割合が多い点

これらについては、グループの経営課題として認識しており、柔軟な働き方やワーク・ライフ・マネジメントを促進し、誰もが働きやすい環境を整えるとともに、女性リーダー育成に向けては2030年までに女性役員及び女性組織長比率30%を目指し、パイプライン強化に取り組んでいます。

具体的には、女性リーダー育成に向けた階層別研修を充実させるとともに、役員部長層による対話（1 for 1※）を通じた育成、役員が作成する担当部門のマネジメントポスト候補者を選定する際は、候補者のうち30%を女性とする運用を行っています。こうした取組みにより、女性管理職比率は30%を超え、女性組織長比率は約20%と、女性リーダーの比率は着実に伸展しています。

※第一生命版1 on 1

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) グループ企業理念

1902年に日本で創業し、アジア・パシフィック、北米等グローバルに事業を展開しております当社グループでは、グループ理念を共有・浸透することで、グループ各社が、それぞれの地域や国で、生命保険の提供を中心に人々の安心で豊かな暮らしと地域社会の発展に貢献するとともに、グループの提供価値を最大化し持続的な成長を実現することを目指してまいりました。

社会の変化が一層激しくなる中で、グループが目指す新たな未来に向け変革を実践するために、グループ企業理念を2024年3月期に刷新いたしました。具体的には、「グループの社会における存在意義」であるパーパス(Purpose)とパーパスを実現するためのバリューズ(Values)「大切にする価値観」について、策定いたしました。当社グループは、新たなパーパス及びバリューズの浸透を通じ、グループ社員の一体感醸成により従業員エンゲージメントを高めるとともに、積極的な挑戦・変革を通じ、企業の革新性を高めることで、社会課題の解決と企業価値向上に向けて常に挑戦し続けてまいります。

〈グループ企業理念〉

Purpose

グループの社会における存在意義

共に歩み、未来をひらく
多様な幸せと希望に満ちた世界へ

Partnering with you to build a brighter and more secure future

Values

大切にする価値観

いちばん、
人を考える

We care

まっすぐに、
最良を追求する

We do what's right

まっさきに、
変革を実現する

We innovate

Brand Message

Purposeを端的に表した
コミュニケーションメッセージ

一生涯のパートナー
By your side, for life

Purpose：グループの社会における存在意義

「共に歩み、未来をひらく 多様な幸せと希望に満ちた世界へ」

“Partnering with you to build a brighter and more secure future”

当社グループの目指す世界は、1人ひとりの異なる価値観や生き方が尊重され、多様な幸せと未来への希望に満ちた世界です。このような世界を実現するために、私たちは、お客さまをはじめとするステークホルダーと共に歩み、未来を切りひらくための挑戦を続けてまいります。

Values：大切にしている価値観

Purposeの実現のためにグループのすべての従業員が大切にしている価値観として、Valuesを定めます。

「いちばん、人を考える」

“We care”

私たちは、お客さま、地域・社会、株主・投資家、お取引先、従業員など、企業活動を通じて関わるあらゆる「人」のことを誰よりも真剣に考えます。

「まっすぐに、最良を追求する」

“We do what’s right”

私たちは、お客さまや社会にとっての「最良」を常に誠実に追い求めます。

「まっさきに、変革を実現する」

“We innovate”

私たちは、スピード感をもって自ら変革し続けます。

Brand Message：Purposeを端的に表したコミュニケーションメッセージ

「一生涯のパートナー」

“By your side, for life”

当社グループはPurposeを実現するため、事業活動を通じた社会的価値の創造に取り組みます。

(2) 経営環境及び対処すべき課題

①経営環境

2025年3月期の世界経済は、各国中央銀行による金融引き締めが続く中でも、全体として緩やかな成長を維持しました。米国経済は堅調な消費に支えられ、全体の減速を抑制する役割を果たしました。一方、中国経済は住宅市場の不安定さと消費の低迷により成長が鈍化しています。日本経済については、2024年に観光需要の回復と株式市場の好調がプラス要因となったものの、物価高による実質賃金の減少が個人消費を抑制しました。また、海外経済の減速が輸出に影響し、景気回復は緩やかなペースにとどまりました。

金融環境については、AI技術革新への期待や米国経済の堅調さを背景に株高が進行しましたが、2025年初めからは株安・円高傾向に転じています。特にトランプ米大統領の関税政策への懸念が市場センチメントに影響を与えており、自動車や半導体産業に大きな影響を及ぼし、日米の株価に下押し圧力をかけています。日本では、賃金・物価上昇を受けて日本銀行が2025年3月期に2度の利上げを実施しました。今後の追加利上げ観測から、2025年3月には長期金利が1.5%を超える水準に達しています。

国内外で生命保険事業を中心に事業を展開する当社グループは、確実な保険金及び給付金のお支払い等を通じて、保険事業者としての役割を継続して果たしてまいりました。また、外部環境が大きく変化する中、中期経営計画における5つの事業戦略（国内保険、海外保険、資産形成・承継アセマネ、新規（非保険）、IT・デジタル）と財務・資本戦略、経営基盤の強化を着実に進展させてまいりました。

②優先的に対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、国内金融市場の「金利のある世界」への変化や、米国のトランプ大統領就任後に続いている世界的な経済環境の急変等によって、不透明さが一層増しております。そのような中で当社グループが持続的な成長を実現していくためには、ビジネスポートフォリオや企業文化等に係る大きな変革を引き続き推進していく必要があると考えております。

このような環境認識の下、第一生命グループは、2031年3月に「日本の保険業界の未来を先導する存在になること」、そして、「グローバルトップティアに伍する保険グループになること」の実現に向けた取組みを進めております。2025年3月期は経済・金融環境の追い風もあり好業績となったものの、資本効率や事業の成長性について、グローバルトップティア水準とはまだギャップのある状況であります。2026年3月期は現行の中期経営計画の2年度目となりますが、こうしたギャップを縮め、成長をさらに加速していくべく、現状の枠組みにとらわれない大きな変革を推し進めてまいりたいと考えております。

国内保障事業では、人口減少・高齢化の進行という環境を踏まえて、質と生産性を重視した中長期的なビジネスモデル変革を進めております。第一生命保険の新契約業績は2025年3月期に一定程度の回復を実現しましたが、コロナ前水準の新契約業績への回帰に向けては道半ばであり、引き続き魅力的な商品・サービスのご提供と高品質なコンサルティングを通じて、お客さまへの提供価値の向上に取り組んでまいります。また、急速な進歩を遂げるAIをはじめとした最新テクノロジーの積極的な活用により、販売部門・アンダーライティング部門双方の生産性の大幅向上を実現することで、今後の環境変化やリスクへの対応力を高めてまいります。

一方、2025年3月期には当社グループの保険代理店出向者による個人情報漏洩事案が判明し、多大なるご心配とご迷惑をおかけいたしました。グループとして再発防止に徹底して取り組み、信頼回復に努めてまいります。

海外生保事業では、各地域における既存事業のオーガニックな成長と、戦略的M&Aによるインオーガニックな成長の両輪で、当社グループの成長ドライバーとして取組みを強化してまいります。既存進出国の市場規模、事業ステージ及び各社の業界ポジション等を踏まえて策定した戦略に基づき、グループ各社の優れたノウハウを相互に活用することなどにより、2027年3月期の海外生保事業からの利益貢献比率について40%を目指して成長実現に取り組んでまいります。

資産形成・承継事業では、多様化するお客さまニーズ・価値観に対して、国内外のグループ会社との連携しながら、商品競争力の強化やコンサルティングの高度化、アセットマネジメント能力の強化に向けた取組みを加速させてまいります。資産形成・承継領域、アセットマネジメント領域は、国内外の双方において高い成長が期待されることから、その成長機会を効率的に取り込むことで、グループの企業価値向上を牽引してまいります。

新規事業では、新たにグループに加わったベネフィット・ワンの持つプラットフォーム「ベネフィット・ステーション」の魅力をさらに高め、保険のみでなく非保険も提供できる強固なエコシステムを構築し、お客さまのWell-beingの実現に貢献いたします。また、既存の当社事業領域にとらわれない新たな事業への取組みによって、

従来の生命保険業を超えた「保険サービス業」への変革を行っていくことで、当社事業の差別化戦略を推進し、将来に向けたグループの成長性向上、企業価値増加を実現してまいります。

財務・資本政策では、高い資本効率や成長性が見込まれる事業への資本投下を通じ、グループ全体の資本効率とキャッシュ創出力を高めるとともに、充実・安定した株主還元を目指す「資本循環経営」を引き続き推進してまいります。2025年3月期、資本効率を示す修正ROEは10%を超えて想定資本コスト9%を上回りましたが、引き続き、資本コストを安定的に上回る資本効率を持続的に実現していくことで、当社の企業価値の向上を目指してまいります。

グループ経営管理態勢の面では、グループCXOと事業オーナーによるマトリクス型の経営体制について、新たなグループCXOを設置する等、一層の充実を図りました。外部からの人財登用も積極活用することで、多様性を兼ね備えたプロフェッショナルな経営チームとなりました。このような経営基盤の強化により、持株会社とグループ各事業会社との間の面的な接点が増加し、より密接な連携が可能となりました。これにより、グループ横断的なガバナンス、リスク管理、ベストプラクティスの共有、効率的な事業推進などが可能となり、グループ中期経営計画実行の大きな推進力となっております。

また、事業運営の大前提である持続可能な社会の実現に向けて、当社グループでは、コア・マテリアリティを設定の上、グループ内で共有しております。それに基づいた事業活動を推進することにより、社会価値と経済価値を共に生み出すことで、社会にポジティブインパクトをもたらしながら、当社グループ自身の企業価値を一層増加させていくことを目指してまいります。

当社グループは、国内外において、変化が激しく、不透明感を増す経営環境の中であっても、企業価値の増加に資する変革を加速させてまいります。

(3) 2024-2026年度中期経営計画の進捗

中期経営計画で掲げたグループ重要経営指標は、グループ修正利益の大幅な増益や、国内の金融環境が好調に推移した影響により、計画初年度で2025年3月期は、概ね達成する結果となりました。「主なグループ重要経営指標（KPI）の状況」については、「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析（1）財政状態、経営成績」をご参照下さい。

2025年3月期における各事業の主な取組みは次のとおりであります。

①国内保障事業

国内保障事業では、マーケットイン思想の戦略遂行によってお客さまから共感される価値創造を目指す中、保障と資産形成・承継の一体的な価値提供に向けた商品・サービスの拡充、リアルチャネル（対面コンサルティング）の強化とオンライン接点の拡大に取り組んでまいりました。

当社グループでは、第一生命、ネオファースト生命、第一スマート少額短期保険の国内3社で「保障」をお届けし、多様化するお客さまニーズにお応えしております。第一生命では、保障と資産形成・承継の一体的なコンサルティングによる価値提供に向けて、新商品の投入を始めとして商品ラインアップの拡充に取り組んでまいりました。ネオファースト生命では主力医療保険である「ネオdeいりょう」を改定し、多様化する入院ニーズに効率よく備える設計を可能にしつつ、若年世代の保険料を引き下げる等、「ちょうど、ちゃんと、いい保険。」をブランドコンセプトに、お客さまニーズへの対応を進めてまいりました。第一スマート少額短期保険では旅行・宿泊予約のキャンセル費用を補償するデジタル完結型保険「トラベルキャンセル保険」を発売する等、新たな保険体験価値の創出に取り組んでまいりました。今後もグループ一体となって、多様化するお客さまニーズにお応えしてまいります。

②海外生保事業

海外生保事業では、グループの成長ドライバーとして、グループ全体の持続的な企業価値向上に向けて、海外各社の成長戦略の推進と、資本効率の追求によるフリーキャッシュフローの創出に取り組んでまいりました。また、新規取組みでは、資本効率の高い良質な投資機会を追求し、新たな事業領域の探索を行ってまいります。

Protective Life Corporationでは、リテール事業（保障・年金）の推進に加えて、2024年11月にアメリカで団体保険事業を展開するShelterPoint Group, Inc.の買収を完了するなど、リテール事業と買収事業の両輪の拡大に向けた取組みを継続いたしました。また、2025年3月、収益改善とリスク削減による余剰資本の解放を目的に、既契約ブロックを出再することを決定いたしました。修正利益は、上記取組みに加え、前年の米銀破綻に関する損失等の一過性損失からの反動もあり増益となりました。

TAL Dai-ichi Life Australia Pty Ltdでは、大型の団体保険を新たに獲得する等、オーストラリアの保障性市場における業界首位の事業基盤を一層強化するとともに、周辺事業への展開についての模索も継続しました。修正利益は、2023年3月期に買収完了したTAL Life Insurance Services Limited（旧Westpac Life）からの収益貢献が利益を押し上げ大きく伸ばした前年から微減となったものの同水準を確保いたしました。

ベトナムでは、業界全体で銀行窓販チャネルの販売低迷が継続し、Dai-ichi Life Insurance Company of Vietnam, Limitedでも減収減益となったものの、販売チャネルの体制強化、募集品質の改善及びお客さまの体験価値向上等に取り組むことで他社と比べて販売減を抑制し、新契約シェア（初年度保険料ベース）は民間生命保険会社の中でトップとなりました。

その他の進出国においても、各社の事業ステージに応じた成長戦略に基づく取組みを行ってまいりました。

③資産形成・承継事業

「人生100年時代」を迎える中で、お客さま毎のライフプランに応じた安定的な資産形成に総合的に貢献するべく、第一生命では、保険に加えiDeCoや投資信託などの提案も行う「資産形成・承継・相続アドバイザー」約700名の育成を完了するなど様々な取組みを進めてまいりました。また、資産形成をサポートするWebプラットフォーム「資産形成プラス」の機能強化を図ることで、デジタル面からも最適なソリューションの提供に努めました。第一生命、第一フロンティア生命では若年層の資産形成や中高年齢世代の資産寿命の延伸、次世代への資産承継をサポートする商品の拡充に継続的に取り組んでまいります。

アセットマネジメント市場の成長取込みとグループ間シナジー最大化を目指し、2024年5月にキャニオン・パートナーズ・グループを関連会社化、2024年12月にはAnd Doホールディングスと資本業務提携契約を締結、2025年2月には丸紅株式会社と国内不動産事業の統合に関する事業統合契約および株主間契約を締結するなど、貯蓄性商品の競争力・商品開発力の向上、アセットマネジメント事業の強化に向けた様々な取組みを進めてまいりました。

④新規事業

新規事業では、当社グループが生命保険業という枠を超えた“保険サービス業への変革”に向け、様々な取り組みを行っております。特に、2024年に買収を完了したベネフィット・ワンのもつプラットフォームである「ベネフィット・ステーション」をエコシステムとして活用し、お客さま一人ひとりのWell-beingの実現を目指してまいります。

「ベネフィット・ステーション」については、第一生命の営業チャネルでの提案活動を開始し、法人との接点構築・強化を通じて、会員数が初めて1,000万人を突破する等、顧客基盤を拡大いたしました。また、UI/UXの改善にも取り組み、ユーザーの利便性向上を実現いたしました。

また、より成長期待の高い良質な投資機会を追求し、新たな非保険事業領域の探索を行ってまいります。

⑤IT・デジタル戦略

IT・デジタル戦略では、テクノロジーを差別化の重要な要素と位置づけてデジタルトランスフォーメーション（DX）を推進しております。その一環として、2024年8月にはマイクロソフトとの戦略的グローバルパートナーシップを締結し、Microsoft Azureを基盤としたクラウド環境の構築や、AI・データ分析技術の活用を進めております。また、デジタル組織能力の内製化にむけてグローバル経験豊富な専門人財の採用、グローバルIT開発センターの立ち上げ、DX人財の育成等、DX推進のベースとなる体制整備を進めてまいりました。

⑥財務・資本政策

＜良質な「資本循環経営」の実践＞

当社グループは、財務健全性を維持しつつ、持続的な企業価値向上と株主還元の更なる充実を目指して、ERM（Enterprise Risk Management）（※１）の枠組みに基づく資本政策運営を行っております。前中期経営計画に引き続き、今中期経営計画においても、事業運営やリスク削減を通じて創出した資本を、より高い資本効率や成長性が見込まれる事業へ投下することでグループの資本効率・キャッシュ創出力を高め、企業価値向上を目指す「資本循環経営」（※２）を推進しております。リスク削減やグループ会社からの送金率引き上げ等により創出した余剰資本について株主還元に充て資本効率の改善を図りつつ、成長に向けた戦略的投資にも規律を持って資本配賦を行っております。

なお、2025年3月期グループ修正利益をベースとしたグループ会社からの配当は、前期を上回る約3,400億円を確保する見通しであります。

※１ ERMとは、事業におけるリスクの種類や特性を踏まえ、利益・資本・リスクの状況に応じた経営計画・資本政策を策定し、事業活動を推進することを指しております。

※２「資本循環経営」とは、事業運営を通じて稼得した資本や、リスク削減によって解放された資本を財源として、財務健全性を確保しつつ、より高資本効率・高成長事業へと資本を再配賦することで資本・キャッシュ創出の好循環を生み出し、企業価値向上を目指す考え方であります。

＜リスクプロファイルの変革に向けた市場関連リスク削減の取組み＞

当社グループでは、資本コストの低減とリスクに対するリターンの上昇を通じた資本効率の改善を目指してまいります。中長期的に目指す姿として、市場リスクに偏った現在のリスクプロファイルを、保険リスク中心のリスクプロファイルにシフトすることを企図しており、今中期経営計画では、株式リスクの削減ペースを加速させるべく第一生命の保有国内株式を３年間で１．２兆円削減する計画を織り込みました。

2025年3月期について、第一生命では前述の国内株式削減計画の着実な実施による株式リスク削減とあわせて、金利リスク削減に向けても超長期債券の継続的な買入れや入替えの実施、個人保険契約に関わる財務的なリスクを外部の再保険会社に移転する再保険取引等の取組みを進めてまいりました。

⑦サステナビリティ・経営基盤

＜サステナビリティ推進＞

当社グループでは、グループパーパスで掲げる「多様な幸せと希望に満ちた世界」の実現に向けて、コア・マテリアリティ（当社グループが解決に向けて重点的に取り組む重要課題）の解決に向けた取組みの推進を通じたサステナビリティ戦略を展開しております。各取組みの推進にあたっては、①理念体系の構築・浸透、②計画策定、③実行、実績分析、情報開示、④ステークホルダーコミュニケーションのサイクルを回すことで、取組みに実効性を持たせております。2025年3月期には、グループサステナビリティ推進委員会のグループ社員への公開による各種戦略・取組みの社内浸透や、サステナビリティレポートの充実によるステークホルダーコミュニケーションの更なる強化を図っております。これらの取組みの結果、当社はMSCI社のMSCI ESG Ratingで“AA”を獲得するとともに、S&P社の“Dow Jones Sustainability Asia Pacific Index”の構成銘柄に継続選定されました。

＜CX0制/事業オーナー制＞

当社では、主要なコーポレート機能を統括する「CX0」を2023年3月期から導入・拡充し、外部登用も含めて実効性を高めてきたことに加え、2025年3月期には主要事業を統括する「事業オーナー」を新設し、双方の機能を有機的に組み合わせたマトリクス型の経営管理体制を持株会社に構築いたしました。グループ全体の視点で最適な戦略や課題の見える化を推進する上で大きな役割を担っております。

＜人財戦略＞

当社を取り巻く事業環境が一層複雑さを増す中において、事業戦略の実現確度を高め、グループの持続的な成長の原動力となるのが人財であります。当社グループでは、2025年3月期に新たに策定した「共に歩み、未来をひらく多様な幸せと希望に満ちた世界へ」というグループパーパスのもと、人財戦略については、「多様な人財が可能性を最大限に発揮し、挑戦と変革を実現する」というキーマッセージを定めております。当社グループでは、優秀で意欲ある社員に選ばれ、社員が自信と誇りを持って働ける環境を整備するために、2024年3月期から3年連続となる賃上げをはじめとする人的資本投資の拡充を図ってまいりました。また当社では、高い専門性を持つ人財の獲得とリテンション、さらに社員一人ひとりの主体的な成長と挑戦を一層後押しすることを目的として、2025年4月からジョブ型人事制度を導入いたしました。人財戦略に基づく様々な施策が従業員エンゲージメントとしても結実しており、2022年3月期の調査開始以来、全社スコアは着実に上昇しております。

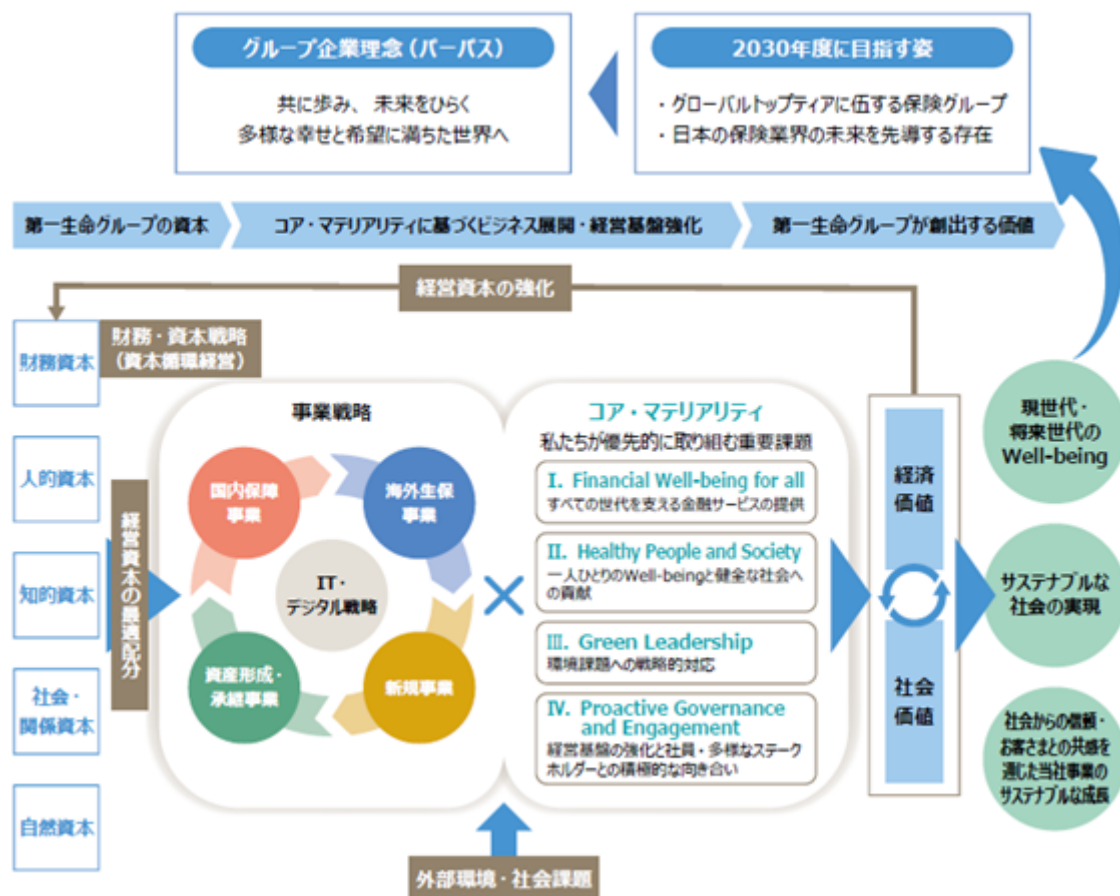
日本国内では企業が関わる人権侵害の事案が相次いで表面化しており、世界ではサプライチェーンにおける強制労働や児童労働等が大きな社会問題となっております。当社グループでは、「人権の尊重」を企業経営の大前提と考え、第一生命グループ人権方針において、事業に関わるすべての方の人権を尊重する責任を果たすことを表明しております。2025年3月期には、当社グループの人権尊重への取組みをまとめた「人権レポート」を発行いたしました。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

文中の将来に関する事項は、別段の記載がない限り、本書提出日現在において、当社及び当社グループが判断したものであり、その達成を保証するものではありません。

＜サステナビリティ共通＞

当社グループでは、グループパーパスを基点として、2030年に当社グループが目指す姿を実現するために優先的に取り組む重要課題を「コア・マテリアリティ」として定義しております。当社グループは、事業を通じた社会的価値の創造に取り組むことで、現世代・将来世代のWell-beingの向上に貢献し、サステナブルな社会の実現と社会からの信頼・お客さまとの共感を通じた当社事業のサステナブルな成長を目指しております。

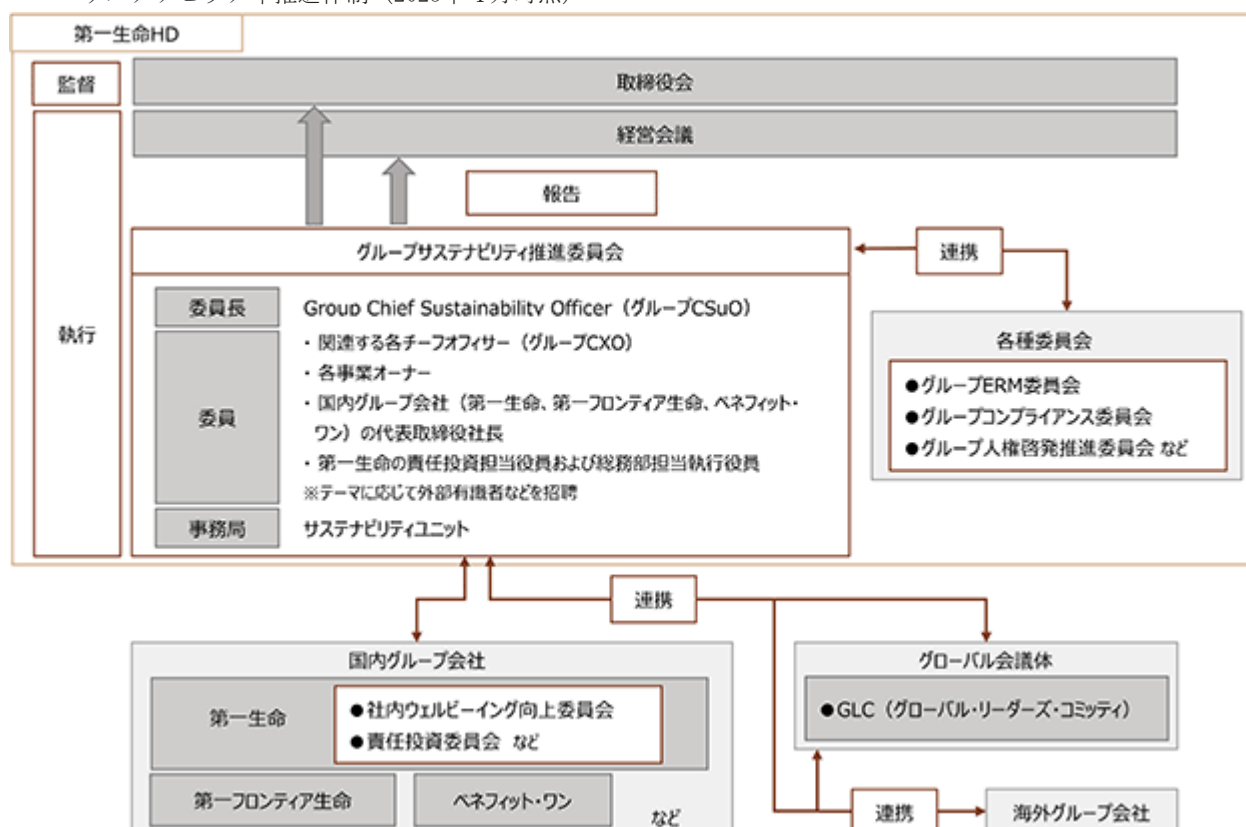


(1) ガバナンス

当社グループでは、持続可能な社会の実現に向けた取組みを力強く推進するために、「グループサステナビリティ推進委員会」を中心としたサステナビリティ推進体制を構築しております。2023年4月には「Chief Sustainability Officer (CSuO) ※1」を新設し、グループサステナビリティ戦略を推進する職責を担うとともに、グループサステナビリティ推進委員会の委員長を務める体制としております。また、2022年7月より、当社役員報酬の業績連動型株式報酬の一部に、CO₂排出量削減進捗に関する指標を含むサステナビリティ指標を導入しております。

※1 2025年4月より、当社のチーフオフィサーに“Group”を冠することとしており、Group Chief Sustainability Officer（グループCSuO）に名称変更しております。

サステナビリティ推進体制（2025年4月時点）



グループサステナビリティ推進委員会では、サステナビリティに関するグループ方針・戦略や対外コミットメントを含む効果的な情報発信の検討、グループ各社における取組遂行状況のモニタリングなどについて、複数の外部有識者の意見も踏まえ、グループ横断的かつ中長期的な視点で議論しております。委員会にて議論された内容は経営会議・取締役会に報告しております。

2025年3月期の主な議論

ア. 取締役会

開催月	概要
2024年5月	・新中期経営計画におけるサステナビリティ取組方針
2024年11月	・2025年3月期上期サステナビリティ取組み
2025年2月	・「グループサステナビリティ宣言」の制定

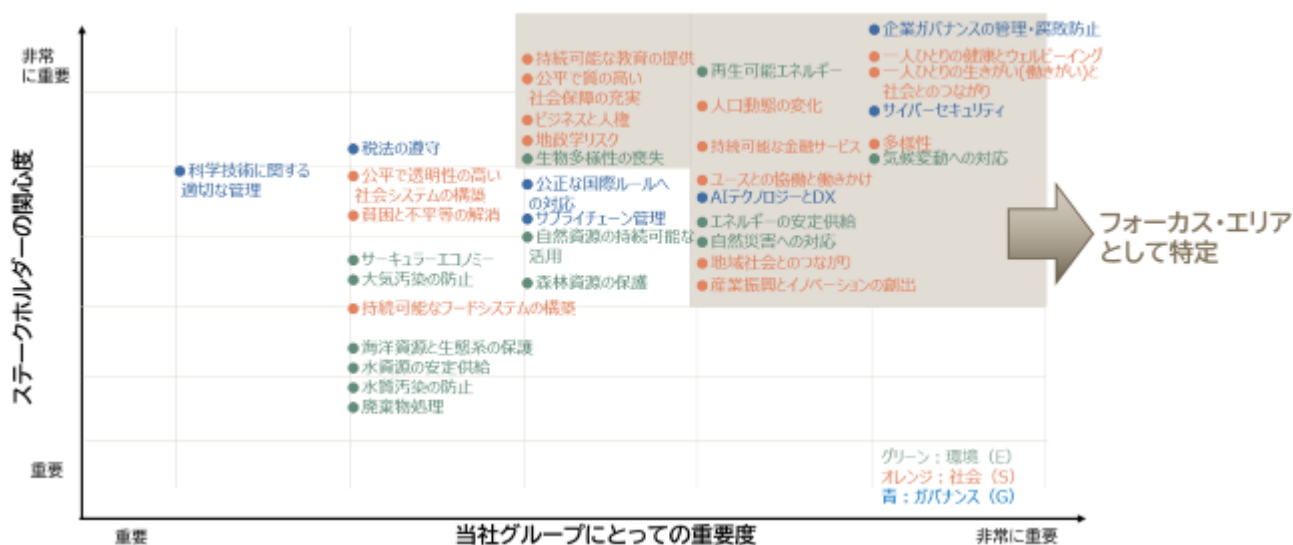
イ. グループサステナビリティ推進委員会

開催月	概要
2024年5月	・主要海外グループ会社のサステナビリティ取組み ・人的資本に関する取組み ・価値創造ストーリーを踏まえた今後の取組み
2024年10月	・サステナビリティ情報開示の状況と今後の課題 ・サステナビリティに関する社内浸透の在り方
2024年12月	・グループサステナビリティ宣言の策定 ・当社グループの環境に関する取組み（気候変動・自然資本）
2025年3月	・SSBJ基準を踏まえたサステナビリティ情報開示 ・当社グループの重要課題にかかるリスクと機会の見直し ・人権に関する取組みの状況

(2) 戦略

当社グループでは、SDGsの17の目標・169のターゲットをもとに、国際機関のレポートや外部有識者からの助言などを踏まえて、35の社会課題を選定しております。また、35の社会課題について、当社グループの事業に及ぼす中長期のリスク・機会を把握したうえで、マテリアリティ・マップを作成し、優先順位付けを行っております。さらに、グループサステナビリティ推進委員会及び経営会議・取締役会での議論を踏まえ、フォーカス・エリア内の20項目を当社グループの事業を通じて重点的に取り組むべき重要課題として特定しております。なお、この20項目の共通項などを考慮して、「コア・マテリアリティ」を策定しております。なお、年に一度は「コア・マテリアリティ」をグループサステナビリティ推進委員会の議題とし、社会変化を適切に捉え、機動的な見直しを実施しております。

マテリアリティ・マップ



(3) リスク管理

(2)で特定した重要課題について、当社グループのリスク・機会の認識をグループサステナビリティ推進委員会で議論し、短期・中期・長期の時間軸※2とともに開示しております。詳細は統合報告書2024をご参照ください。

また、当社グループでは、経営に重要な影響を及ぼす可能性のある予見可能なリスクを「重要なリスク」として特定し、そのリスクを踏まえた事業計画の策定を推進することで、予兆段階から適切に対処するリスク管理を実施しております。グループの重要なリスクの特定にあたっては、グループ会社における重要なリスクの洗い出し結果をもとに、各リスクの影響度・発生可能性を4段階で評価し、ヒートマップを用いて、重要度の高いリスクを重要なリスクとしてリスク管理統括ユニットにて特定し、毎年度見直す運営としております。サステナビリティに関連するリスクとして、気候変動及び自然資本・生物多様性の喪失に関するリスクや人権侵害に関するリスクなどを「重要なリスク」として特定し、リスク管理を強化しております。

※2 リスクはその発現時期、機会は具体的な取組みを実施する時期に着目し、短期は3年以内、中期は10年程度、長期は40年から50年程度と定義

(4) 指標及び目標

持続可能な社会の実現に向けた中長期の目標を定め、グループを挙げた取組みを着実に進めております。2025年3月期より、コア・マテリアリティの進捗を測る指標の中でも特に重視している指標として、「お客さま数」「ESG総合インデックス」を中期経営計画のKPIターゲットに設定しております。具体的な目標については、「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 財政状態、経営成績」をご参照ください。また、気候変動や人的資本に関する具体的な目標については＜気候変動に関する取組み＞の「(2) 戦略」「(3) 指標及び目標」や、＜人的資本・多様性に関する取組み＞の「(2) グループ人財戦略の実現に向けた個々の取組」「(3) 各種取組を図る指標」をご参照ください。

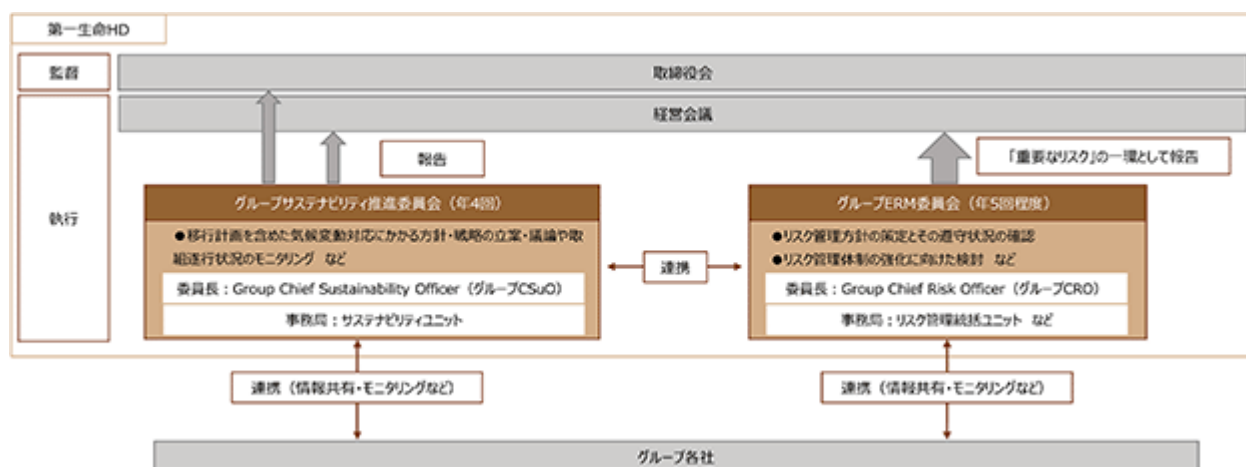
＜気候変動に関する取組み＞

当社グループでは、気候変動問題を地球環境への取組みにおける最重要課題の一つと位置付け、事業会社と保険契約者からお預かりした保険料の運用を行う機関投資家の両面の立場から、ネットゼロを実現するための目標を掲げ、取組みを推進しております。2023年8月には、経済の脱炭素化への移行をサポートする金融機関のグローバルな連合体であるGFANZ（Glasgow Financial Alliance for Net Zero）が策定した移行計画ガイダンスに基づき、ネットゼロ実現に関する行動計画である「ネットゼロ移行計画」を日本の保険会社として初めて策定・開示いたしました。また、当社取締役会長の稲垣 精二がGFANZの最上位意思決定機関であるプリンシパルズ・グループに参加しており、世界の脱炭素化を実現していくため、リーダーシップの発揮に努めております。なお、具体的な取組みの詳細については、2023年8月発行のネットゼロ移行計画、2025年8月発行予定のサステナビリティレポート2025をご参照ください。

(1) ガバナンス／リスク管理

2016年のパリ協定発効により、気候変動への対応は国際社会全体で取り組む課題であるとの認識が高まっており、当社グループにおいても、気候変動への対応はお客さまの生命や健康、企業活動、社会の持続可能性などに大きな影響を与える重要な経営課題と認識し、2020年3月期以降、気候変動に関するリスクを「重要なリスク」の一つとして選定し、リスク管理を強化しております。具体的には、Group Chief Risk Officer（グループCRO）が委員長を務める「グループERM委員会」のなかで、物理的リスク・移行リスクの評価・対応方法について議論を行い、必要に応じて、経営会議・取締役会にも報告しております。グループガバナンス態勢の強化の一つとして、「グループサステナビリティ推進委員会」では、気候変動への対応をはじめとするサステナビリティに関わる方針・戦略の立案や取組遂行状況のモニタリングなどを実施しております。

気候変動対応に関するガバナンス／リスク管理体制（2025年4月時点）



(2) 戦略

①気候変動関連のリスク・機会、当社グループ事業への影響

当社グループとして、気候変動によって中長期的にもたらされる影響を、複数のシナリオを用いて分析した結果に基づき、事業会社・機関投資家として、気候変動に対する強靱性の確保・機会獲得に向けた取組みを推進してまいります。

②シナリオ分析

気候変動リスクは広範な波及経路が想定され、かつ様々な時間軸で顕在化する可能性があります。当社グループではTCFD (Task Force on Climate-related Financial Disclosures) の提言を踏まえ、気候変動リスクを移行リスクと物理的リスクに分類したうえでリスクカテゴリごとに整理して認識しております。当社グループにおいては、短期的には3年程度、長期的には10年超の時間軸において顕在化する気候変動リスクとして、リスクカテゴリごとに様々な事例を想定し、保険引受リスク及び市場・信用リスクについてはシナリオ分析を実施しております。

保険金・給付金支払いに関するリスク把握の取組みでは、2021年3月期より、気温と第一生命の保険金・給付金の関係を、みずほ第一フィナンシャルテクノロジー社と共同で分析してまいりました。具体的には、第一生命の過去の支払実績をもとに、夏季の気温上昇による健康被害の増大に着目した分析を行って最高気温との関係性を推定したうえで、そこに将来の気候シナリオを仮定し、国内生命保険会社3社（第一生命、第一フロンティア生命、ネオファースト生命）の死亡・入院への影響分析を実施いたしました。

また、市場・信用リスクの分析として、MSCI社の気候バリュアットリスク (CVaR:Climate Value-at-Risk) という手法を用いて、投資資産の移行リスクと物理的リスクの分析を行っております。2024年3月末のデータに基づく分析では、ベンチマークとの比較において、1.5℃ Orderlyシナリオで移行リスク、物理的リスクともに優位な結果となりました。このほか、当社グループのポートフォリオの予想温度上昇 (ITR:Implied Temperature Rise) は2.3℃という結果になりました。

(3) 指標及び目標

①事業会社としての取組み

当社グループでは、スコープ1及びスコープ2のCO₂排出量について、パリ協定での目標を見据え、2026年3月期に50%削減（2020年3月期比）、2031年3月期に75%削減（2020年3月期比）、2041年3月期にネットゼロという目標を設定しております。加えて、グループ中核会社の第一生命では、全社員一体となった取組みを推進するため、「事業や社員の行動変容につながる視点で重視すべき項目」を対象に、スコープ3（カテゴリ15以外）のCO₂排出量を2031年3月期に30%削減（2020年3月期比）、2051年3月期にネットゼロという目標を設定しております。

2024年3月期のCO₂排出量について、当社グループのスコープ1及びスコープ2は約4.2万t（2020年3月期比約62%削減）となり、2026年3月期までの中間削減目標を前倒しで達成しました。また、第一生命のスコープ3（カテゴリ15以外）は約4.4万t（同約11%削減）となりました。なお、2025年3月期のCO₂排出量は2025年8月発行予定の統合報告書2025をご参照ください。

②機関投資家としての取組み

第一生命では、気候変動問題の解決を責任投資における最重要課題と位置付け、脱炭素社会の実現に向けて取り組んでおります。2021年2月には国内で初めてNZAOA（Net-Zero Asset Owner Alliance）に加盟し、2050年までの投融資ポートフォリオのネットゼロ実現をコミットいたしました。その実現に向け、NZAOAプロトコル（目標設定ガイドライン）に従い、上場株式・社債・不動産ポートフォリオにおける温室効果ガス（GHG）排出量の間削減目標（2025年3月期までに25%削減（2020年3月期比））を設定し、取組みを進めております。また、2023年8月には、2030年を目標年とする新たな中間削減目標として、2030年3月期までに投融資ポートフォリオにおけるGHG排出量50%削減（2020年3月期比）（※3）を設定いたしました。第一生命の上場株式・社債・不動産・融資ポートフォリオにおける2023年3月期時点のGHG排出量は約890万tCO₂e（2020年3月期比約31%削減）となりました。なお、2024年3月期のGHG排出量は2025年8月発行予定の統合報告書2025をご参照ください。

脱炭素社会の実現に向けた機関投資家としての取組みは当社グループ各社にも広がっており、2022年5月には、第一フロンティア生命が、2025年3月期までに投融資ポートフォリオにおけるGHG排出量15%削減（2021年3月期比）の目標を設定いたしました。また、2024年3月には、第一生命と第一フロンティア生命が共同で「責任投資の中期取組方針（2030年3月まで）」を策定し、第一フロンティア生命でも第一生命と同水準の中間削減目標（2030年3月期までに50%削減（2020年3月期比））（※4）を設定いたしました。

また、第一生命では、2022年9月に「トランジション・ファイナンスに関する取組方針」を公表いたしました。トランジション・ファイナンスに取り組むことで当社のファイナンスド・エミッションが一時的に増加する可能性はあるものの、社会全体のネットゼロ達成に向けてはGHG多排出産業の脱炭素化が不可欠であることから、適切なトランジションに資する投資であるならば、当該トランジションの遂行を積極的に支援することを通じて、脱炭素社会の実現に貢献してまいります。

これに加えて、第一生命と第一フロンティア生命では、気候変動を含む社会課題の解決に向けた投融資（サステナビリティ・テーマ型投融資）を拡大しております。さらなる社会へのポジティブ・インパクト創出に向けて、2030年3月期末までに同投融資を5兆円以上、なかでも、同社の責任投資における最重要テーマである気候変動問題への対応強化として、環境・気候変動問題の解決に資する投融資を2030年3月期末までに2.5兆円以上に拡大していく目標を設定しております。2025年3月期末時点で、同投融資の累計は約3.1兆円、うち環境・気候変動問題の解決に資する投融資の累計は約1.5兆円以上となりました。また、投融資によるポジティブ・インパクトの拡大に向けて、インパクト目標指標として、投融資による年間GHG削減貢献量を2027年3月期までに240万tCO₂eに拡大する目標も設定しております。なお、2025年3月期のポジティブ・インパクトの実績は2025年8月発行予定の統合報告書2025をご参照ください。

※3 上場株式・社債・不動産・融資ポートフォリオを対象。絶対量ベース。

※4 社債ポートフォリオを対象。インテンシティベース。

<人的資本・多様性に関する取組み>

(1) 基本方針

①当社グループに集う社員への想い

当社グループでは、Employee Philosophy Statement「第一生命グループで働く人を考える」を制定し、「一生涯のパートナー」として働く私たちが大切にしてきた想いをグループ各社と共有しております。すべての社員が生き生きと個性を発揮し活躍できる世界の実現、そして企業価値の更なる向上に向け、人財の育成や戦略的な人財配置、多様な人財が最大限に活躍できる組織風土の醸成に取り組んでおります。

第一生命グループで働く人を考える

成長は、自分ひとりで成し遂げるものではありません。
私たちの100年を超える歴史と経験が教えてくれるように
成長とは、多くの仲間とのつながりの中で生まれるもの。
第一生命グループは、あなたのパートナーとして
共に成長し、皆で高め合い、互いに成功を支援し
今も、そしてこれからもすべての人々の幸せを守り、高めます。
あなたがグループのどこにいても、そしてグループのどこへ行っても
私たちは共に歩み、皆ですべての社員が生き生きと個性を発揮し
活躍できる世界（World of Opportunities）の扉を開いていきます。

②グループ人財戦略

2031年3月期に目指す姿である、「グローバルトップティアに伍する保険グループ」、「日本の保険業界の未来を先導する存在」の実現及び企業価値向上に向けて、人財の側面から経営基盤の強化が必要不可欠と考えております。当社グループでは、グループ人財戦略のキーマッセージを「多様な人財が可能性を最大限に発揮し、挑戦と変革を実現する」と定めており、これに連なる人財獲得・人財育成や風土・Well-beingなどの柱のもとで、人財戦略の各施策を推進しております。当社グループを取り巻く事業環境が激しく変化し、お客さまやステークホルダーの価値観も多様化する中で、社員一人ひとりの多様性を力に変えていくことを目指しております。

③人財育成方針

人財育成の出発点は、社員一人ひとりが当社グループの中で目指すキャリアを自ら考え、設定することにあると考えております。事業環境の急速な変化に対応するためには、人財戦略も柔軟かつ機動的に進化させていくことが不可欠であり、人財戦略を体現する社員一人ひとりが自らの目指すキャリアの実現に向けて、主体的にスキルを磨いていくことが何より重要であります。そのため、当社グループではDXを始めとする全社員必須スキルの向上や、グローバルトップティアに伍する保険グループとしてのスキルと目線を備えたグローバル人財の育成、マネジメント力強化など様々な育成施策を展開しており、社員の積極的な参加を通じた各自の目指すキャリアの実現と、企業価値向上に資する人財の育成を両輪で推進しております。

(2) グループ人財戦略の実現に向けた個々の取組

①多様な人財の獲得

新卒採用においては、グループの将来を担う多様性にあふれた人財の獲得を通じて、変化の激しい事業環境においても持続的に価値を創出できる人財ポートフォリオの構築を目指しております。特に近年は、学生の志向や価値観に合致したキャリアパスを提供することで、個々の強みや特性を最大限に発揮し、より高い価値を創出できる環境整備を企図して、特定領域における専門性を入社時から磨くスペシャリティコースの拡充を進めております。2025年4月入社より、従来の5コースに資産運用や海外など3コースを新設し、スペシャリティコースは合計8コースに拡充いたしました。

また、事業領域の拡大と深化を支える人財の確保として、キャリア採用にも注力しています。新卒採用が人財育成を通じた中長期的な人財ポートフォリオの多様化に繋がる一方で、キャリア採用は即戦力の確保だけでなく、社内風土の変革を促す観点からも重視しております。2025年3月期のキャリア採用は149名と、昨年度の80名から大幅に増加し、うち3分の1以上が金融機関以外の出身者であります。保険という枠組みにとらわれず、次の第一生命を創る多様な人財を惹きつけるとともに、これまでのキャリアや経歴を問わず、誰もが思い描くキャリアを実現し、活躍できる環境整備をこれからも進めてまいります。

②戦略的な人財シフト

日本国内において、第一生命保険の事業効率化、成長分野への重点的な人財配置などを目的として、戦略的人財シフトを推進しております。成長領域への人財配置については、収益力強化につながる領域やアイペット、ベネフィット・ワンなどの新規事業だけでなく、デジタルや海外といった拡大を続ける事業領域へのローテーションなどを通じて、事業戦略遂行を支える人財ポートフォリオの構築を進めております。更に、戦略的人財シフトには、社外へのキャリアローテーションなどを通じたリスキル機会による「人財の越境学習」も含まれており、事業戦略の実現に資する人財の育成にも取り組んでおります。

③経営候補人財の育成

日本国内及びグローバルの双方において、当社グループの将来を担うことが期待される人財のプール形成・アセスメント・育成・登用のサイクル循環を推進しております。日本国内においては、CEOを始めとする役員層で構成される人財コミッティが中心となって、役員登用の想定時期に応じて区分された計150名程の人財に対して、育成施策にも積極的に関与しながら経営人財の計画的な輩出に取り組んでおります。海外グループ会社においては、各社の将来を担うことが期待される人財に対して、グループ俯瞰的な視点の獲得やグローバルな経営に必要な知識・スキル獲得等を企図した複数の育成施策を実施しております。

④グローバル人財育成

グローバルトップティアに伍する保険グループへの成長を担う語学力やグローバルなビジネススキルを培うために、海外派遣型研修を含む様々な育成施策を展開しております。また、社員のグローバルビジネス実践力を可視化する手段として、Global Pool Assessmentを実施しており、外国人講師と実際のビジネスシーンを想定したミーティング、プレゼンテーション、交渉を通じたアセスメントにより、5段階中3.5以上を海外駐在可能な基準と設定し、2025年3月期末時点で200名以上が該当しております。2026年3月期末時点で250名の到達を目標としており、引き続き各種育成施策を計画的に推進してまいります。

⑤DX人財育成

CX向上や事業効率向上のために、グループ全体を先導する高度なDX人財の育成・獲得と、社員一人ひとりのデジタルリテラシー向上による組織的な土壌の形成の両方が不可欠と考えており、6フェーズで構成されるDX人財育成プログラムを展開しております。グループのDX裾野拡大を図る重要な指標と位置付けるフェーズ2到達者はプログラム開始1年で2,477名まで到達しており、グループ一丸でのDX推進に向けて引き続き取り組んでまいります。

⑥主体的なキャリア形成支援

グループ社員に求める人財像である「主体的にキャリアをひらく人財」の実現に向けて、多様なキャリア志向を支援するために、目的やタイミング、獲得したい経験に応じた複数の制度を提供しております。中でも、本人希望に基づき異動を実施するMyキャリア制度では、社内の多様な職務に対する公募を行っており、公募職務数・応募者数・合格者数はいずれも堅調に推移しております。2025年3月期からは定期人事異動以外の時期でも柔軟に応募可能なポストを拡充したほか、ラインマネジャー職への公募を導入し、ラインマネジャーから最大2階級下のポストからも応募を可能とすることで、より早い段階からのマネジメントへの挑戦を後押ししております。

⑦株式報酬制度の導入

当社及び国内3生保（第一生命、第一フロンティア生命、ネオファースト生命）では、2024年5月より従業員向けの株式報酬制度を導入いたしました。この制度では、従業員持株会に加入している全従業員を対象に、当社株式の一定数を毎年給付いたします。また、経営幹部層に対しては、業績の達成度合いに応じて上乗せで株式を給付することで、企業価値向上に対して一層のインセンティブを働かせる仕組みとしております。従業員持株会の加入率は95.2%（2024年9月時点）と非常に高い水準に達しており、引き続き本制度を通じた従業員の経営参画意識高揚による生産性向上や、優秀な人財のリテンションに取り組んでまいります。

⑧多様性向上に向けた取組

多様性とは女性活躍推進等のジェンダーダイバーシティだけでなく、多様な働き方の推進や、グループ外出身者の積極的な採用等、非常に多義的な概念と捉えております。多様性をグループ人財戦略のキーマッセージに据える当社グループにとって、多様なバックグラウンドを持つ社員が集うことは「組織知」の多様化に繋がり、変化に柔軟に適応するしなやかな組織作りを実現すると考えており、多様な人財が各自の持つ可能性を最大限発揮できる環境づくりに引き続き取り組んでまいります。

⑨柔軟な働き方と両立支援の推進

社員が生き生きと働く環境を整えるため、両立支援制度の充実と、柔軟な働き方の推進の両輪でワーク・ライフ・マネジメントの推進に取り組んでおります。2023年3月期からは男性社員の育児参画推進に向けて「男性社員の累計1か月以上の育児休業取得100%」を目標として、男性が育児に参画することの意義や必要性の理解浸透に向けたセミナーの実施、育児休業取得に関する教材や上司・部下の対話ツールの提供のほかに、育休取得計画書の提出ルール化や、最大で20日間の有給休暇を付与するなど、法令を上回る取組みを進めております。

⑩エンゲージメント

エンゲージメントは、社員一人ひとりが働く魅力・やりがいをどのように実感しているかを示すものとして、最重要指標の一つと位置付けており、取締役の報酬を構成する業績連動型株式報酬の業績評価指標にも組み入れております。2022年3月期の調査開始以来、エンゲージメント向上に向けた各種取組の効果として、スコアは順調に上昇しております。2025年3月期には、中期経営計画とあわせてグループパーパス「共に歩み、未来をひらく 多様な幸せと希望に満ちた世界へ」を制定し、パーパス浸透に向けてトップメッセージの発信をはじめ複数の施策を実施いたしました。

⑪健康経営

当社グループは、「生活習慣病予防」と「メンタルヘルス対策」の2つを柱とする健康維持・増進施策を通じた重症化予防、女性の健康、両立支援策に取り組むことで、社員Well-being実現の土台となる「健康経営®」を推進しております。また、社員のみならず、お客さま、地域・社会の健康増進に寄与する「健康経営®」を推進することを通じて、すべての人々のWell-beingへの貢献に挑戦しております。2025年3月期には、「第一生命グループ健康経営宣言」を制定しておりグループ一体での健康経営推進に向けて、更なる取組の充実を図ってまいります。

(3) 各種取組を図る指標

指標	実績	目標
事業戦略に伴う人財シフト(注) 1	2,852名	3,600名
次世代グローバル経営リーダー候補(注) 2	205名	250名
女性役員比率(注) 3	17.1%	30.0%
女性組織長比率(注) 3	19.5%	30.0%
男性育児休業取得率/平均取得日数(注) 4	103.9%/27.4日	累計1か月以上取得100%

(注) 1 実績は2025年4月時点、目標は2027年3月期末時点であります。

2 実績は2025年3月期末時点、目標は2026年3月期末時点であります。

3 実績は2025年4月時点、目標は2030年4月時点であります。

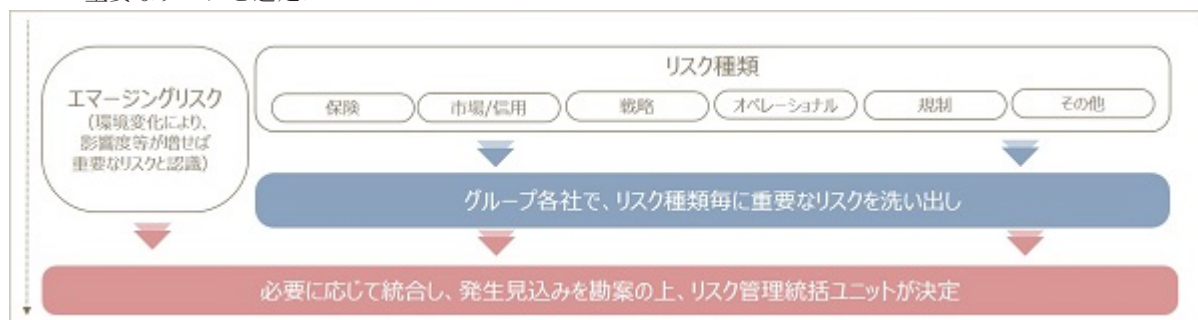
4 実績は2025年3月期末時点であります。男性育児休業取得率については、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」（平成3年労働省令第25号）第71条の6第1号における育児休業等の取得割合の算出基準に則して算出しております。なお、前事業年度に配偶者が出産した男性労働者が当事業年度に育児休業を取得した場合を含むため、100パーセントを超えております。また、目標は第一生命ホールディングス株式会社、第一生命保険株式会社、第一フロンティア生命保険株式会社、ネオファースト生命保険株式会社を対象としております。

3 【事業等のリスク】

文中の将来に関する事項は、別段の記載がない限り、本書提出日現在において、当社及び当社グループが判断したものであり、その達成を保証するものではありません。

当社は、当社グループの経営に重要な影響を及ぼす可能性のある予見可能なリスクを「重要なリスク」として特定しております。当社グループの重要なリスクについては以下のとおりであります。

＜重要なリスクと選定プロセス＞



「重要なリスク」		「事業等のリスク」に記載の項目
市場・信用・流動性	- 金融危機 - 株価下落 - 金利変動 等	- 国内外の金融市場・経済情勢の悪化に関するリスク - 株式投資に関するリスク - 金利変動に関するリスク - 資産運用ポートフォリオに係るその他のリスク (為替リスク・信用リスク・不動産投資に関するリスク) - 資産流動性に関するリスク
保険引受	- 発生率等の悪化 - 医療技術発展に伴う発生率等の変化 等	- 保険商品の料率設定及び責任準備金の積立ての前提が変動するリスク - 医療技術の発展に関するリスク - 再保険取引に関するリスク
オペレーショナル・テクノロジー・サイバー	- サイバー攻撃 - システム障害 - 環境変化による態勢逼迫・統制不備 等	- サイバー攻撃・システム障害に関するリスク - 情報漏えいに関するリスク - 環境変化による態勢逼迫及び統制不備に関するリスク
法令違反・コンダクト・企業文化	- 金銭不正行為 - 不適切募集 - 個人情報の不適切利用 - 人権侵害 等	- 不正行為等により企業価値が毀損するリスク - 人権侵害に関するリスク
パンデミック・大規模災害等	- 大規模災害 - パンデミック - 気候変動及び自然資本・生物多様性の喪失 等	- 大規模災害等に関するリスク - パンデミックに関するリスク - 気候変動及び自然資本・生物多様性の喪失に関するリスク
その他	- 法規制の導入・変更等 - デジタル変革（DX）の遅れ - 環境変化への不応 - 風評悪化 等	- 法規制に関するリスク (当局の監督権限に関するリスク・ソルベンシー・マージン比率等の規制に関するリスク・国際的な規制に関するリスク) - 法改正に伴うリスク - デジタル変革（DX）の遅れに関するリスク - 日本の人口動態に関するリスク - 保険販売が個人向け生命保険商品に集中しているリスク - 銀行・来店型保険ショップ等のチャネルでの保険販売に関するリスク - 競争状況に関するリスク - 訴訟リスク - 風評リスク - M&Aが想定どおりのメリットをもたらさないリスク - 海外事業の拡大に関連するリスク - 従業員の雇用等に関するリスク

重要なリスクの特定にあたっては、グループ会社における重要なリスクの洗い出し結果をもとに、各リスクの影響度（※１）・発生可能性を４段階で評価し、ヒートマップを用いて、重要度の高いリスクをグループベースの重要なリスクとして特定し、毎年度見直す運営としております。また、現時点では重要なリスクではないものの、新たに現れてくることが想定されるリスクとして「エマージングリスク（※２）」の洗い出しも毎年度実施しております。

これらのリスクを踏まえた事業計画を策定することで、リスク認識を踏まえたPDCAサイクルを推進し、予兆段階から適切にリスクの管理を実施しております。

※1 影響度は経済的損失額、レピュテーション（売上・経営責任・株価への影響）等の要素を考慮しております。

※2 環境変化等により、新たに現れてくることが想定されるリスク

当社は、これら「重要なリスク」の管理状況を定期的に経営会議、取締役会に報告しており、その状況を認識した上でリスクの発生の回避に向けた対応を推進するとともに、リスクが顕在化した場合には迅速かつ適切な対応に努めております。

なお、当社グループのリスク管理体制については「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要 ⑦ リスク管理体制の整備状況」に記載のとおりであります。

以下に「重要なリスク」並びに投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられるその他のリスクを列挙しております。

（1）市場・信用・流動性に関するリスク

1）国内外の金融市場・経済情勢の悪化に関するリスク

日本経済を取り巻く環境は、依然として不透明感が強まっております。2024年度には日本銀行が2度の利上げを実施し、これに伴い長期金利水準が上昇しました。さらに、2025年4月には米国のトランプ政権が「相互関税政策」を発表し、主要貿易相手国に対して追加関税を課す等の措置を導入したことにより、世界的な株式市場が下落し、金融市場の不安定化が進みました。また、ロシアによるウクライナ侵攻の継続や中東地域における地政学的緊張の高まりなど、国際情勢の不安定化に起因するボラティリティの上昇にも引き続き警戒が必要です。今後も、各国中央銀行の金融政策の動向や、米国トランプ政権による通商政策の影響等が世界経済及び金融市場に与える影響は大きく、先行きには不透明感が残ります。

世界的に経済や金融市場の先行き不透明感が一段と強まった場合、金融資本市場は更なる不安定化に直面し、資産価格の下落や市場のパフォーマンス悪化につながる可能性があります。深刻な金融不安が発生した場合には、主要経済圏における経済活動にも大きな影響を及ぼす可能性があるため、引き続き慎重な対応が求められます。

当社グループは、ストレス・テスト等によるリスク耐性の確認を定期的を実施しており、健全性が懸念される場合には速やかにリスク削減のアクションプランを講ずる等の態勢を構築しておりますが、こうしたリスクが現実となった場合、当社グループの保険商品への需要が低下する可能性や、個人保険の解約・失効率が上昇するおそれがある他、低金利や株価下落による資産運用収支の悪化等、当社グループの財務内容及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

当社は、2024-2026年度中期経営計画において、財務健全性の確保に向けて、経済価値ベースの資本充足率（以下、ESRという。）のターゲット水準を170～200%としておりますが、2025年3月末のESRは210%と200%を上回る水準を確保しております。

第一生命では、金利・株式等の市場リスクの削減に継続的に取り組んでおり、現行中期経営計画期間においては株式リスクの削減ペースを加速する計画を織り込み、金融市場変動の影響を受けにくい財務体質に向けた取組みを強化しております。2024年度は、国内株式削減計画の着実な実施による株式リスク削減とあわせて、金利リスク削減に向けても超長期債券の継続的な買入れや入替えの実施、個人保険契約に関わる財務的なリスクを外部の再保険会社に移転する再保険取引等の取組みを進めております。

2）株式投資に関するリスク

国内株式市場を含むグローバル金融市場は、世界的な経済・金融情勢により大きく変動いたします。経済危機及び主要経済大国における景気回復見通しの不透明感等に起因して株価が急落する場合、有価証券評価損・売却損の増加及び有価証券含み益・売却益の減少を通じて当社グループの資産運用収支、純資産及びソルベンシー・マージン比率やESR等の健全性指標等を著しく悪化させ、当社グループの財務内容に悪影響を及ぼす可能性があります。なお、その他有価証券評価差額金は、当社グループの純資産と支払余力及びソルベンシー・マージン比率に影響を及ぼします。

株式市場の著しい低迷及び経済状況の悪化による保有株式の価値減少に係るリスクに備えるため、第一生命においては将来的な株価下落によるリスク顕在化に備え、株式の売却やデリバティブの活用を通じたリスク・コントロールを実施しておりますが、今後、国内外の経済状況及び株式市場が大きく悪化した場合には、当社グループに重大な損失をもたらす、当社グループの財務内容に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

3) 金利変動に関するリスク

当社グループでは、保険契約の引受けによって生じる負債に見合った運用資産を適切に管理するため、長期的な資産・負債間のバランスを考慮しながら安定的な収益の確保を図ることを目的として、資産・負債総合管理（Asset Liability Management。以下、「ALM」という。）を行っておりますが、金利の乱高下といった大幅な市場環境の変動等が起きた場合には、当社グループの財務内容及び業績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。また、中長期金利が長期にわたり著しく低水準で推移した場合には、収益性の確保が困難になり、販売中止を余儀なくされる貯蓄性商品が今後も発生する可能性があります。

第一生命ではALMの考え方に基づき資産と負債のデュレーション（残存期間）を一致させる取組みを継続しております。金利の低下局面では、より低い金利水準を求めて期限前償還又は繰上返済される債券や貸付及び満期を迎えて償還される資産を再投資した際の運用利回りは従来より低くなるため、平均運用利回りは低下いたします。既契約の保険料が原則として変わらない一方、このような低い金利水準により資産運用ポートフォリオの利回りが低下することで、当初想定していた運用収益が確保できない、あるいは逆ざや（資産運用ポートフォリオの平均利回りが既契約の保険料率の設定に用いた予定利率を下回る状態）となる可能性があり、当社グループの収益性及び長期的な事業運営能力に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

逆に、金利が上昇する局面では、資産運用利回りが上昇することにより資産運用ポートフォリオの収益力を向上させることができる一方で、保険契約者がより高収益の資産運用手段を求めることにより保険契約の解約が増える可能性があります。更に、金利上昇時は債券等の価格が下落し、含み損益の悪化により純資産にマイナスの影響を及ぼします。当社グループは金利上昇リスクに対応し、会計上、一定のデュレーションマッチングを条件に簿価評価が可能な責任準備金対応債券を積極的に活用することにより、かかる影響を緩和しておりますが、金利が短期間で大幅に上昇した場合は当社グループの財務内容及び収益性に重大な影響を及ぼす可能性があります。

また、第一フロンティア生命においては、保険契約の引受けによって生じる負債に見合った運用資産を適切に管理するためALMを行っており、金利変動によるESRへの影響は限定的に留まる見込みですが、金利変動に伴う資産と負債の会計上の評価額の計上方法の違い等により、当社グループの純資産と支払余力及びソルベンシー・マージン比率に影響を及ぼす可能性があります。これについては、再保険を活用することで、上記影響を緩和する等の対策を行っております。

4) 資産運用ポートフォリオに係るその他のリスク

安定的な資産運用収益の獲得は当社グループの事業運営にとって重要であるため、当社グループの資産運用ポートフォリオは、国内外の公社債及び株式以外にも、貸付金、不動産並びにオルタナティブ投資等幅広い資産区分に分散投資することでリスク抑制的な運営を行っておりますが、以下に掲げる様々なリスクを回避できない可能性があります。

a 為替リスク

当社グループの保有する有価証券には外貨建のものも含まれております。外貨建の有価証券とは、主に外国債券（外国の国債・政府機関債・社債等）、外国株式及び証券化商品であります。特別勘定において保有するもの及び外貨建商品に係る責任準備金に実質的に対応させて保有するものを除いて、外国為替相場の変動による時価の変動が当社グループの業績に実質的に影響を及ぼします。当社グループは、保有する外国債券の一定割合について外国為替相場の変動をヘッジしておりますが、著しい為替差損等が生じた場合、当社グループの財務内容及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

b 信用リスク

当社グループが保有する債券の発行体の信用力が信用格付けの引下げ等により低下し、債券の市場価格が下落する可能性及び保有する債券の発行体が元利金不払い等債務不履行に陥る可能性があります。その結果、有価証券評価損が発生したり、有価証券売却損益・含み損益が悪化することで、当社グループの財務内容及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループが市場リスクをヘッジするために用いている金利スワップ、為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引についても、カウンターパーティー・リスク（デリバティブ取引等の相手方の信用リスク）を有しており、カウンターパーティーに債務不履行が生じた場合には、有価証券評価損及びその他損失の発生や、有価証券売却益及びその他利益の減少につながる可能性があります。当社グループの財務内容及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは貸付先の財務内容や信用力が悪化するリスクにさらされており、当該リスクは当社グループの貸付金ポートフォリオの信用コストを上昇させる可能性があります。即ち、当社グループは貸付先に関する評価・見積りに基づき貸倒引当金を計上しておりますが、国内外の経済状況の悪化や業種固有の問題等により債務不履行や信用力の低下が発生した場合には、実際に発生する損失が引当金を超過し又は引当金の増額が必要となり、当社グループの財務内容及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは国内の大手金融機関に対して相当量のエクスポージャー（与信等の残高）を有しておりますが、それは主に劣後債であります。一般的に、これら劣後性証券の価値はシニア債券の価値に比べて、発行体である銀行の信用情報の変化に、より大きく影響を受ける傾向があります。そのため、国内の銀行の信用状況や財務内容が悪化した場合には、有価証券評価損、引当金の増額及びその他損失の発生又は有価証券売却益及びその他利益の減少につながる可能性があります。当社グループの財務内容及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

c 不動産投資に関するリスク

当社グループは、営業・投資を目的とする不動産を保有しております。景気低迷により、不動産価格や賃貸料の下落及び空室率の上昇等が生じた場合には、当社グループの不動産関連収益は減少し、結果として、当社グループの財務内容及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

5) 資産流動性に関するリスク

当社グループが提供する多くの商品は、契約者が積立金の一部を引き出すこと及び契約を解約し解約返戻金を受け取ることを認めております。

当社グループは、今後予想される積立金の引出しや解約の請求、保険金・給付金等の支払い及び金融機関等とのデリバティブ契約に関する担保の差入れ要請に対応するために十分な流動性を提供し維持できるよう、負債の管理と資産運用ポートフォリオの構築をしており、また、流動性を高めるために当座借越契約を締結しております。一方で、不動産、貸付金及び私募債等の一部の資産は一般的に流動性に乏しいものであります。当社グループが、例えば、不測の引出しや解約、感染症の大流行等の大規模災害により、急遽、多額の現金の支払いを求められる場合、当社グループの流動資産及び当座借越が無くなり、その他の資産も不利な条件で処分することを強いられる可能性があります。更に、金融市場における混乱は、当社グループが有利な条件で資産を処分できない又は全く処分できないといった、流動性における危機をもたらす可能性があります。当社グループが不利な条件での資産の処分を強いられる又は資産を処分できない場合には、当社グループの財務内容及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 保険引受に関するリスク

1) 保険商品の料率設定及び責任準備金の積立ての前提が変動するリスク

当社グループの収益は、当社商品の料率設定及び責任準備金額の決定に用いる計算基礎率が保険金・給付金等の支払い実績とどの程度乖離するか等に大きく影響されます。計算基礎率には、将来の死亡率（予定死亡率）、資産運用収益率（予定利率）、事業費率（予定事業費率）を含みます。計算基礎率よりも実際の死亡率が高かった場合、資産運用収益が低かった場合、事業費がかかり過ぎた場合には、当社グループの財務内容及び業績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。また、標準生命表や標準利率の改定は計算基礎率の設定に影響し、結果として会社の財務内容及び業績にも影響を及ぼし得ます。近年、当社グループが販売に力を入れている「第三分野」の保険商品（医療保険、がん保険、介護保険等）の料率設定の計算基礎率は、伝統的な死亡リスクを保障する生命保険商品の計算基礎率に比べて限定的な経験に基づくことが多く、相対的に高い不確実性を内包しております。

当社グループは、保有契約の責任準備金について定期的に計算を行い、責任準備金の変動分を費用又は収益として計上しております。保険金・給付金等の支払い実績が当初の計算基礎率より多額となる等により責任準備金の積立不足が顕在化した場合、又は環境の変化によって当社グループの責任準備金の計算基礎率を変更せざるを得ない場合においては、当社グループは責任準備金の積増しを行うことが必要となる可能性があります。このような積増しが多額である場合には、当社グループの財務内容及び業績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループが販売している円貨建及び外貨建定額商品等の中には、市場価格調整（MVA）を設定するものがあり、国内外の市場金利の低下局面においては責任準備金の積増し、上昇局面においては責任準備金の取崩しが必要となることから、会計上の一時的な変動要因となる可能性があります。更に、当社グループで販売している変額年金保険の中には、最低給付の保証を特徴とするものがあります。この保証型商品については、責任準備金に不足があれば積増しを行う必要があり、結果として費用が増加する可能性があります。当社グループは再保険契約の締結等によって最低給付保証に係るリスクのヘッジに努めておりますが、こうした取組みが成功するとは限らず、当社グループの財務内容及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

2) 医療技術の発展に関するリスク

近年、人口構成や疾病構造の変化により、医療はその対象を疾患治療そのものだけでなく疾患罹患予測や予防へと大きくシフトさせています。また、医療者だけでなくバイオテクノロジー、製薬、ヘルスケアなどさまざまな健康関連事業者が医療分野に参入し、疾病と健康の境界があいまいになってきております。これらの変化は疾患の早期診断や早期治療を可能にしました。しかし、更なる技術開発が進んだ場合、将来の疾患リスクを詳細に把握できることも想定され高リスクのお客さまが積極的に高額保険に加入（逆選択）するリスクの増加、また、従来であれば発見されなかった疾病の発見や疾患基準の拡大等により保険金等の支払いが大幅に増加する可能性があります。

当社グループでは、新たに開発する保険商品、保有契約の保障内容を踏まえ、これらのリスクに備えて、医療技術全般に関し、その動向を調査し、数年後を見据えた技術の精度や普及度を評価することで、生命保険の引受け、支払いに与える影響等を分析しております。

また、医療技術の発展に伴い、保険会社にとってはリスクを細分化した保険引受が可能になりますが、個人のヘルスデータの利活用の権限やその範囲は一般に定められたものではなく、お客さまの期待を超えて保険引受到に活用した場合には、当社グループの信用が著しく失墜し、損失を被る可能性があります。

3) 再保険取引に関するリスク

当社グループは、責任準備金の積立てにかかるリスクの軽減や金利リスク削減等のため、再保険契約を活用しております。しかし、再保険取引は、将来適切な条件で締結できない又は再保険の締結自体ができないリスクがあるとともに、カウンターパーティー・リスクにさらされており、当社グループの財務内容及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) オペレーショナル・テクノロジー・サイバーに関するリスク

1) サイバー攻撃・システム障害に関するリスク

当社グループでは、グローバルに展開するグループ経営を安定的に支え、世界各国のお客さまへの持続的な価値提供を実現するために、「グループITガバナンス基本方針」を制定し、COBIT（※3）をベースとしたグループITガバナンスの態勢整備を推進しております。

また、ITガバナンスの推進をベースに、国内外のグループ保険事業会社のIT責任者を交えた定期的なカンファレンス開催による継続的な情報共有、及び各社の課題意識に沿ったグループ会社間の協働取組を推進することで、グループシナジーを創出して、グローバル経営に貢献するIT活用を目指しております。

しかしながら、当社グループの事業運営は、外部の業務委託先によるものを含め、情報システムに大きく依存しております。当社グループは、これらのシステムに依拠して、保険契約の管理、資産運用、統計データ及び当社グループのお客さまの個人情報の記録・保存並びにその他の事業を運営しております。当社グループが事業運営や商品ラインアップを拡大するにつれて、情報システムへの多額の追加投資が必要となる可能性があります。その結果として、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、事故、火事、自然災害、停電、アクセス集中、人為的ミス、妨害行為、従業員の不正、ソフトウェアやハードウェアのバグや異常、ハッキングや不正メールによるウィルス感染等のサイバー攻撃又は設備、ソフトウェア、ネットワークの障害等の要因により、当社グループの情報システムが機能しなくなる可能性があります。このような障害は、当社グループがお客さまに提供するサービス、保険金・給付金等の支払いや保険料の集金、資産運用業務等を中断させたり、当社グループから発信する情報に誤りが生じる等の可能性があります。例えば、2023年9月には新契約価値等の数値に誤りがあることが判明し、決算補足資料や有価証券報告書などの公表値を訂正いたしました。このような事案を含め、サイバー攻撃・システム障害に関するリスクが顕在化した場合には、当社グループのレピュテーションの低下、お客さまの不満やお客さまからの信頼の低下等のその他の深刻な事態をもたらす可能性があり、また、既契約の解約の増加、新契約販売の減少、行政処分につながるおそれもあります。その結果として、当社グループの事業展開及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

※3 COBIT：米国の情報システムコントロール協会・ITガバナンス協会の提唱するITガバナンスの成熟度を測るフレームワーク

2) 情報漏えいに関するリスク

当社グループは、自社システムだけでなく、外部の業務委託先によって提供されるものを含め、オンラインサービスや集中データ処理を広く利用しております。そのため、機密情報・個人情報を厳格に管理することは当社グループの事業において重要であります。しかし、外部からの不正アクセスによる当社グループ及び外部の業務委託先等の情報システム等からの情報漏えいや、当社グループ社員による社外活動時の紛失等による情報漏えい等のリスクが全くないとは限りません。これら漏えいした情報を不正利用された場合には、お客さまにご迷惑をお掛けするとともに、当社グループが損害賠償を請求されるなど、当社グループのレピュテーションを大きく低下させ、当社グループの財務内容及び業績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

3) 環境変化による態勢逼迫及び統制不備に関するリスク

当社グループでは、お客さまからの解約や保険金・給付金等の請求に迅速に対応するため、また円滑な業務遂行のため、各社での事務態勢構築に努めております。第一生命では、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、保険金・給付金等の請求が急増したため、保険金等支払部門の人員を一時的に増強する等の対応を実施いたしました。今後同様の感染症の拡大（パンデミック）が発生した場合は、再度事務態勢が逼迫する可能性があります。経済環境や規制環境の変化、事業規模や事業領域の拡大、感染症発生等の環境変化に対し、既存の事務態勢では対応できない場合や、内部統制等の態勢構築が追い付かない場合には、お客さまに不利益を及ぼすだけでなく、当社グループのレピュテーションが低下し、また当社グループの財務内容及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) 法令違反・コンダクト・企業文化に関するリスク

1) 不正行為等により企業価値が毀損するリスク

営業職、内勤職、販売代理店及び外部の業務委託先等により、金銭不正行為、顧客保護に反する等違法又は不適切な募集行為、個人情報等の漏えいや不適切利用、違法行為及び不適切な行為が行われる可能性があります。当社グループではこのような行為を防ぎ、見破るための対策をとっておりますが、これらの詐欺、違法行為及び不適切な行為を排除できなかった場合、当社グループのレピュテーションが大幅に低下するとともに、重大な法的な責任を問われ、行政処分につながるおそれがあります。それらの結果として、当社グループの事業展開及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

第一生命では、2020年から2023年にかけて、元従業員による金銭の不正取得事案が複数明らかとなりました。

これを受け、第一生命では、個人保険・個人年金保険のお客さまを網羅的に対象として、金銭の不正取得等の被害を受けていないかどうかの確認を実施するとともに、第一生命の商品の取扱いにおいて、同社の従業員がお客さまから直接金銭を授受することを禁止する事務手続の構築等を含めて、金銭に係る不正行為の撲滅に向けた体制整備・取組みを実施しました。

第一生命では、こうした事案の発生を受け、徹底した企業文化・風土の改革に取り組み、これに応じた営業方針の見直しを行いました。今後、他の金銭不正に関する事案が判明する等の場合には、第一生命並びに当社グループの社会的信用が更に毀損されることになり、業務運営に影響を及ぼす可能性があるほか、追加的な営業方針の見直し等が必要となる場合が考えられ、その場合、当社グループの事業運営、業績、財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

2024年8月には、第一生命から保険代理店への出向者により、当該保険代理店におけるお客さまの個人情報当社グループ保険会社に漏えいしていた事案が判明いたしました。保険代理店における当社グループの実績把握等を目的としたものでしたが、このような不適切な情報取得は許されるものではなく、再発防止を進めております。今後、同様の事案が発生する場合や、取得した情報の不適切利用が判明した場合には、第一生命及び当社グループのレピュテーションの更なる低下を招くとともに、重大な法的な責任を問われるおそれがあります。それらの結果として、当社グループの事業展開及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、保険契約の詐欺的な使用や、保険契約時のなりすまし等、社外の違法又は不適切な行為が発生する可能性もあります。反社会的勢力であることを秘して当社グループと取引を行う者もおります。当社グループではこのような詐欺的行為を防ぎ、見破るための対策をとっておりますが、これらの詐欺、違法行為又は反社会的勢力との取引を排除できなかった場合、当社グループのレピュテーションが大幅に低下するとともに、重大な法的な責任を問われるおそれがあります。それらの結果として、当社グループの事業展開及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

2) 人権侵害に関するリスク

当社グループは、事業活動が人権に対して影響を及ぼす可能性があることを認識しております。サプライチェーンを含む当社グループの事業において人権侵害に該当する事案が生じた場合には、不買運動やSNSでの炎上などのレピュテーションリスク、訴訟や行政罰などの法務リスク、ストライキや人財流出などのリスク、株価下落などの財務リスク等につながる可能性があります。また、当社グループの進出国に重大な人権侵害問題が発覚した場合には、進出国からの撤退を余儀なくされるおそれもあります。それらの結果として、当社グループの事業展開及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは、すべての役員・社員がプリンシプルベースで考え、行動するにあたって最も基本的な指針となるものとして「第一生命グループ行動規範」を定め、その中で私たちがとるべき行動の一つとして「人権の尊重」を掲げております。

また、「第一生命グループ人権方針」を定めたうえで、「人権方針」に基づいた人権デュー・ディリジェンスの取組みを推進しており、①方針の策定とコミットメント、②人権リスクの特定と影響の評価、③是正と救済策の実施、④情報開示とモニタリング、を定期的実施することにより、人権侵害の未然防止と救済に取り組んでおります。

(5) パンデミック・大規模災害等に関するリスク

1) 大規模災害等に関するリスク

当社グループは、東京等の人口密集地域又は広範囲な地域を襲う地震・津波・テロ・紛争・戦乱等の大規模災害を原因として大量の死者が出た場合に、保険給付に関する予測不可能な債務を負うリスクにさらされております。当社グループは、業界慣行や会計基準に従って危険準備金を維持しておりますが、こうした準備金を実際の保険給付債務をカバーするのに適切な水準にあるとは限らず、当社グループの財務内容及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。更に、物理的な被害その他のこうした大規模災害の影響により、当社グループの業務運営に重大な支障を来す可能性があります。

更に、当社グループが主に事業を展開する日本国内の業務及び情報システム等は、外部の業務委託先及び取引先と同様に首都圏に集中しているため、首都圏に被害を及ぼす地震等の災害によって当社グループの事業運営が著しい混乱に陥る可能性があります。地震等の災害が発生した場合には、当社グループ、外部の業務委託先及び取引先が直ちに業務を再開できるとは限らず、その結果として当社グループの事業展開及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

2) パンデミックに関するリスク

新型コロナウイルスや、鳥インフルエンザ・新型インフルエンザのような感染症の大流行を原因として大量の死者が出た場合に、保険給付に関する予測不可能な債務を負うリスクにさらされております。当社グループは、業界慣行や会計基準に従って危険準備金を維持している他、ストレス・テスト等によるリスク耐性確認を定期的実施しておりますが、感染の世界的な拡大や金融市場の混乱といったストレス・シナリオの想定を大幅に超える事態が発生した場合等においては、こうした準備金を実際の保険給付債務をカバーするのに適切な水準にあるとは限らず、当社グループの財務内容及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

3) 気候変動及び自然資本・生物多様性の喪失に関するリスク

2016年のパリ協定発効により、環境問題とりわけ気候変動への対応は国際社会全体で取り組む課題であるとの認識が高まっております。グローバルに生命保険事業及びアセットマネジメント事業を展開する当社グループにとっても、気候変動はお客様の生命や健康、企業活動、社会の持続可能性等に大きな影響を与えうる重要な経営課題と認識しております。

当社グループは、気候変動が及ぼすリスクと機会の評価によって経営のレジリエンス（強靱性）を強化するとともに、その状況の開示によるステークホルダーとの健全な対話を通じた企業価値の向上を図るために、2018年9月にTCFD（Task Force on Climate-related Financial Disclosures）提言への賛同を表明いたしました。また、2021年3月期には、第一生命で、本邦初となる「ネットゼロ・アセットオーナー・アライアンス（※4）」への加盟を通じて、2050年までの運用ポートフォリオの温室効果ガス排出量のネットゼロを表明いたしました。第一生命が加盟する「RE100（Renewable Energy 100%）（※5）」については、2024年3月期までの達成を目標として掲げ、1年前倒しとなる2023年3月期の実績においてRE100達成企業の認定（※6）を受けました。

気候変動に関する物理的リスクと移行リスク（政策・法規制リスク、技術リスク、市場リスク、レピュテーションリスク）は当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。物理的リスクとしては、温暖化に伴う熱中症や感染症の増加による保険金・給付金支払額の増加、台風等による水害発生の増加に伴う保険金・給付金支払額の増加等が想定されます。また、移行リスクとしては、炭素税導入、市場・社会環境変化による資産の毀損、新技術開発、消費者行動の変化への対応等の環境変化への対応が不十分な企業への投融資価値の低下、当社グループの気候変動に関する対応が不十分なことによりレピュテーションが悪化するリスク等が想定されます。

また、気候変動とともに重要な環境問題の一つとして認識されている自然資本・生物多様性の喪失について、自然資本・生物多様性はあらゆる事業活動の基盤であることから、当社グループにとっても、お客様の生命や健康、企業活動、社会の持続可能性等に大きな影響を与えうる重要な経営課題と認識しております。

2022年10月にTNFD（Task Force on Nature-related Financial Disclosures）の議論をサポートし、枠組み構築の支援を行うことを目的として設立されたTNFDフォーラムに参画し、2023年12月にはTNFDが2023年9月に公開した開示提言（TNFD提言）の採用者として、TNFD Adopter（※7）に登録いたしました。

自然資本・生物多様性に関する物理的リスクや移行リスク、システミックリスクは、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。物理的リスクとしては、自然資本・生物多様性の喪失を原因とする災害の深刻化や汚染に伴う感染症の増加による保険金・給付金の増加等が想定されます。移行リスクとしては、自然資本・生物多様性の保全への対応が不十分な企業の投融資価値の低下、当社グループの自然資本・生物多様性の保全に関する対応が不十分なことによるレピュテーションの悪化等が想定されます。また、システミックリスクとしては、あらゆる事業活動の基盤である自然資本・生物多様性が喪失することで、経済全体に影響が及び、当社グループの資産価値が毀損するリスク等が想定されます。

なお、「気候変動」と「自然資本・生物多様性の喪失」は個々に独立したリスクではなく、相互に影響し合う関係にあるという認識のもと、リスク評価等においても一体的に取り組んでいます。

- ※ 4 2019年に設立された、2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロのポートフォリオに移行することを目指す機関投資家の国際イニシアティブ
- ※ 5 事業活動で消費する電力を100%再生可能エネルギーで調達することを目標とする国際イニシアティブ
- ※ 6 RE100 Annual Disclosure Report 2023 のデータを参照しております
- ※ 7 TNFD提言に基づく開示を2025年3月期または2026年3月期のいずれかにおいて行うことを表明した企業のこと

(6) その他のリスク

1) 法規制に関するリスク

a 当局の監督権限に関するリスク

当社及び当社グループの国内保険会社、国内少額短期保険業者は、保険業法及び関連業規制の下、金融庁による包括的な規制等の広範な監督下にあります。また、当社グループの海外生命保険会社は、それぞれが事業を行う国や州等の法令や規制等の影響を受け、加えて、特に必要と認められる場合においては、金融庁による報告徴求命令や立入検査を受けることになります。

例えば、日本の保険業法は、保険会社が行える事業の種類ごとに規制を設けるとともに、保険会社および保険持株会社に一定の準備金や最低限のソルベンシー・マージン比率を維持させることとしております。保険業法は、内閣総理大臣に対して、免許取消しや業務停止、報告徴求、会計記録等に関する厳格な立入り検査の実施等、保険業に係る広範な監督権限を与えております。また、保険業法その他の法令等のうち特に重要なものに違反した場合等には、内閣総理大臣は保険会社の免許や保険持株会社に係る認可を取り消すことができます。また、保険会社の財産の状況が著しく悪化し、保険業を継続することが保険契約者等の保護の見地から適当でないと認められる場合にも、内閣総理大臣は保険会社の免許を取り消すことができます。

このように、仮に、監督当局によって当社グループの保険会社や少額短期保険業者の免許や保険持株会社に係る認可が取り消されることになれば、その会社は事業活動を継続できなくなり、当社グループの業績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

b ソルベンシー・マージン比率等の規制に関するリスク

現在、当社及び当社グループの国内保険会社、国内少額短期保険業者は、保険業法及び関連業規制に基づき、自己資本の充実度合いを計る基準であるソルベンシー・マージン比率を200%超に維持するように要求されております。また、当社グループの海外生命保険会社についても、各国の規制等により財務健全性を一定水準に保つことが求められております。

例えば、国内生命保険会社がソルベンシー・マージン比率やその他の財務健全性指標を適切なレベルに維持できない場合には、内閣総理大臣はその生命保険会社に対して早期是正措置を命じることができます。具体的には、生命保険会社もしくは保険持株会社のソルベンシー・マージン比率が200%を下回った場合に、その状況に応じて内閣総理大臣の是正措置命令が発動されることで、保険会社もしくは保険持株会社に対して早期に経営改善への取組みを促す制度であり、ソルベンシー・マージン比率の水準等に応じて、措置内容が定められております。また、実質純資産額（※8）がマイナス又はマイナスと見込まれる場合にも、内閣総理大臣から業務の全部又は一部の停止や子会社等（保険会社及び少額短期保険業者に限る。）の株式の処分を命じられる可能性があります。このような早期是正措置により、当社グループの事業展開及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

なお、金融庁は、現行のソルベンシー・マージン規制を改正し、2026年3月期に新たな経済価値ベースのソルベンシー規制を導入する検討を進めております。2024年10月31日に金融庁が公表した規制改正案は、現在の規制とは大きく異なっており、本改正によって生じる変更やそれに伴う制約が、当社グループの事業展開及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

※8 実質純資産額とは、貸借対照表の資産を基礎として計算した額（有価証券・不動産等について一定の時価評価を行ったもの）から負債の部に計上されるべき金額を基礎として計算した額（負債の額から価格変動準備金・危険準備金の額を差し引いた額）を控除した金額をいい、内閣総理大臣による早期是正措置において、実質的な債務超過の判定基準として用いられる額であります。

c 国際的な規制に関するリスク

保険監督者国際機構（以下、「IAIS」という。）は、国際的に活動する保険会社グループ（以下、「IAIG」という。）を対象とした共通の監督の枠組みであるコフレームを開発しており、2019年11月に採択されております。金融庁は、国内における現行のソルベンシー・マージン規制を改正し、2026年3月期に新規制を導入する検討を進めておりますが、当該新規制の基本的な考え方は「ICSの仕様と基本的な構造は共通にした上で、合理性が認められる範囲において国内独自の修正を行った基準を全保険会社及び全保険持株会社に対して適用し、連結規制においてはこれをもってIAIGに対するICSの国内実施とすること」であると示されております。2024年10月31日に金融庁が公表した規制改正案は、現在の規制とは大きく異なっており、本改正によって生じる変更やそれに伴う制約が、当社グループの事業展開及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

2022年10月にFATF（※9）はミャンマーを「行動要請対象の高リスク国・地域（いわゆるブラック・リスト）」に指定し、日本を含むFATF加盟国等に対し、強化された顧客管理の適用を要請しております。各金融機関における確認手続きの厳格化に伴い、ミャンマー関連を中心に金融取引の実行が遅延する等のリスクが考えられることから、引き続き動向を注視してまいります。

さらに、国際会計基準審議会は、2017年5月に国際財務報告基準（以下「IFRS」といいます。）第17号「保険契約」を公表し、以後2度にわたる修正を経て、発効日を2023年1月1日以後開始の事業年度としております。この基準は保険契約を経済価値で評価するため、毎期の金融市場の変動が純資産に影響を及ぼす可能性があります。当社グループでは、保険契約に関する会計基準（IFRS第17号）について、保険会社の財務諸表作成に影響を及ぼす可能性を考慮し、現在継続して調査・研究しております。今後、IFRS又はこれに準じる基準を当社グループの会計基準において適用する場合には、当社グループの事業展開及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

※9 Financial Action Task Force（金融活動作業部会）の略。1989年のアルシュ・サミット経済宣言を受けて設立された、マネーロンダリング等対策の国際基準策定・履行を担う多国間の枠組みであります。国際基準の遵守が不十分な国・地域を特定し、改善状況をモニターするため、「行動要請対象の高リスク国・地域」等を公表しております。

2) 法改正に伴うリスク

日本及び当社グループが事業を営む海外各国において、法規制の改正及びその執行に関する政府方針の変更、当社グループ及び保険各社に対する規制措置並びに当社グループが取扱う商品ラインナップの拡大等に関連する規制動向は、当社グループの保険商品の販売に影響を及ぼし、コンプライアンス・リスクを高めるとともに、コンプライアンスの強化・改善のための追加支出や競争の激化をもたらし、当社グループの事業、財務内容及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

当社グループの事業には、多数の営業職及び販売代理店が関与しており、将来において規制の改正がなされた場合、適時にこれに適合した態勢をとることができるとは限りません。

また、日本の現行の所得税法は、当社グループが提供する大部分の保険商品の払込保険料の全部又は一部について所得控除を認めております。同様に、法人又は中小企業の契約者は、一定の条件の下で、定期保険や年金商品のような特定の保険商品につき、保険料の全部又は一部を経費として損金算入することが認められております。こうした当社グループの保険商品の保険料に対する税務上の取扱いに影響を及ぼす税制改正は、当社グループの新契約販売数、ひいては業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

3) デジタル変革（DX）の遅れに関するリスク

テクノロジーや情報を活用して業務の自動化や効率化を進め、お客さまに優れた顧客体験価値（CX）を提供するデジタル変革（DX）は、企業の差別化・競争力の源泉と考えられております。この認識のもと、当社グループでは、DXを重要な戦略と位置付け、「お客さまとの双方向による頻度の高いデジタルコミュニケーション」「生涯設計デザイナーを中心とする販売チャネルへのデジタルサポート」「データ・AIを活用した新しい商品・サービスの開発」等のDXを推進しております。

これら当社グループの取組みが他社に劣後した場合、もしくは革新的な新技術・新規参入者の登場により、マーケティング・商品開発・営業等の各分野で抜本的な革新が起こり、当社グループが対応できない場合は、新契約の獲得・既契約サポートにおける競争力が低下し、将来にわたって業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

4) 日本の人口動態に関するリスク

日本の合計特殊出生率は、1975年頃から長期に低下傾向にありました。2005年以降反転上昇したものの、近年は減少傾向が続いており、足元の水準は日本の人口置換水準からは遠い状況にあります。当社はこうした人口動態を踏まえた商品の開発や営業戦略の策定を行っておりますが、今後、更に人口が減少し、生命保険に対する需要が減少することになれば、当社グループの生命保険事業の規模が縮小し、財務内容及び業績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

5) 保険販売が個人向け生命保険商品に集中しているリスク

当社グループの国内生命保険会社の保険料収入においては、個人向け生命保険契約によるものの占有率が高く、個人向け生命保険商品の販売においては、以下に掲げるものを含む様々な要因が影響を及ぼしております。

- ・国内の雇用水準及び家計所得水準
- ・貯蓄の代替商品及び投資商品の相対的な魅力
- ・保険会社の財務健全性、信頼性及びレピュテーションに対する一般的な認識
- ・出生率の動向及び高齢化といった日本の人口構成に影響を及ぼす長期的な人口動態
- ・販売チャネルや商品に対するお客さまのニーズ

このような要因の変化等は、当社グループの個人向け生命保険商品における新契約販売の減少又は既契約の解約・失効の増加をもたらす、当社グループの財務内容及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

当社グループの国内保険事業では個人向け生命保険商品の販売チャネルの多様化・複線化を進めているものの、現時点では、大部分を営業職チャネルや銀行等の金融機関に依存しております。今後、新たなチャネルが規制や環境の変化等により、既存のチャネルに取って代わる程の規模に成長した場合や、営業職の採用環境が熾烈化し、想定採用数を確保できずに営業職在籍数が大幅に減少する場合等には、当社グループは現在の競争力・収益性と市場シェアの維持という点において課題に直面し、結果として、当社グループの事業展開及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

6) 銀行・来店型保険ショップ等のチャネルでの保険販売に関するリスク

当社グループでは、営業職員チャネルに加え、銀行、証券会社及び来店型保険ショップ等の販売チャネルを活用し、多様化するお客さまニーズに対応した保険商品の提供を行っております。

第一フロンティア生命では、銀行・証券会社等を販売チャネルとした年金商品等の開発・販売を行っております。ネオファースト生命では銀行窓口や来店型保険ショップ等を通じて、医療保険など第三分野の商品を中心に、わかりやすく簡便な商品・サービスの提供を行っております。

当社グループでは、販売チャネル及び商品ラインアップの多様化を進めるとともに、競争環境に応じた戦略立案と商品提供に努めておりますが、以下を含む様々なリスクが存在します。

- ・販売戦略が想定どおりに実現しないリスク
- ・類似商品が競合他社から販売されることによる販売件数の減少
- ・手数料競争の激化による事業費の増加
- ・銀行・証券会社等の金融機関と当社営業職との間での競合の激化

さらに、変額年金保険等においては、国内景気の停滞、資産運用パフォーマンスの低下により需要が減少し、販売が低迷する可能性があります。

これらの要因により、当社グループが当該チャネルにおいて競争力を維持・強化できず、収益性の確保や目標とする業績の達成に至らない可能性があります。その結果、当社グループの事業展開、財務内容および業績に悪影響を及ぼすリスクがあります。

7) 競争状況に関するリスク

当社グループの国内生命保険会社は、日本の生命保険市場において、国内生命保険会社、外資系生命保険会社、保険子会社を保有している又は大手保険会社と業務提携している国内の大手金融機関との激しい競争に直面しております。特に、規制緩和、死亡保障性の保険商品に対する需要の低下及び外資系生命保険会社との競争の激化等により、日本の生命保険市場における競争環境は熾烈化しております。競合他社の中には、卓越した金融資産や財務力格付け、高いブランド認知度、大規模な営業・販売ネットワーク、競争力のある料率設定、巨大な顧客基盤、高額な契約者配当、広範囲に亘る商品・サービス等において、当社グループより優位に立っている企業もあります。

株式会社かんぽ生命保険は、巨大な顧客基盤や全国的な郵便局のネットワークの活用、日本郵政株式会社を通じた間接的な一部政府出資の存在等から、日本の保険市場における競争優位性を保持しております。当該競争優位性を保持したまま、株式会社かんぽ生命保険の業務範囲の拡大（保険金額の上限見直しや販売できる保険契約の種類拡大等）が進められた場合、当社グループの国内生命保険会社の競争力が相対的に低下する可能

性があります。なお、当社と株式会社かんぽ生命保険は、両社の強みを相互補完・融合することで事業基盤を強化し、持続的な企業価値の向上を実現すること等を目的に業務提携を行っております。加えて、当社グループは、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会、日本生活協同組合連合会のような、競合する保険商品を提供している各種協同組合との競争にも直面しております。

また、各種の規制撤廃策は日本の生命保険業界における競争の激化をもたらしました。例えば、1998年から2007年の間に制定された数多くの規制緩和により、証券会社や銀行で保険商品が販売できるようになりました。更に、来店型保険ショップやインターネット等を主要な販売チャネルとして活用する保険会社も登場しています。当社グループは、こうした多様な販売チャネルを活用する保険会社との競争が今後更に激化していくと考えております。その他、日本の金融業界における新たな再編が生命保険商品の販売における競争環境に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループはそれぞれの海外市場において現地保険会社との競争に直面しております。

当社グループが競争力を維持できない場合には、このような競争圧力等により当社グループの新契約販売が減少するとともに既契約の解約が増加し、当社グループの事業及び業績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

8) 訴訟リスク

当社グループのうち保険事業を営む会社は、恒常的に、保険事業に関連した訴訟を抱えております。現在及び将来の訴訟の結果について予想することはできませんが、その結果によっては、当社グループに多額の損害賠償責任が発生する可能性があります。当社グループでは、「グループコンプライアンス規程」の制定、グループコンプライアンス委員会の設置及び同委員会におけるグループ会社のコンプライアンス推進状況のモニタリング等を通じて可能な限り訴訟を受ける可能性を排除するための体制を整備しております。多大な法的責任が課された場合や訴訟への対応に多大なコストがかかった場合、当社グループのレピュテーションが低下し、また当社グループの事業、財務内容、業績及びキャッシュ・フローに重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

9) 風評リスク

当社グループは、不適切な事象の発覚等に端を発して、社名が報道・公表された場合に、当社グループの信用が著しく失墜し、損失を被る可能性があります。

当社グループは、プレスリリース及び適時情報開示等により信頼の維持・向上を図り、リスク顕在化の未然防止に努めておりますが、メディアにより事実とは異なる情報が流布された場合にも、保険契約者や市場関係者等が当社グループについて報道された情報に基づき理解・認識する可能性があり、それにより当社グループのレピュテーションが低下し、当社グループの事業展開及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

10) M&Aが想定どおりのメリットをもたらさないリスク

当社グループは、株式会社化以来、M&Aを成長戦略の一環と位置づけており、今後もその機会を追求してまいります。しかし、将来のM&Aについては、そもそも適切な買収対象があるとは限らず、また、適切な買収対象があった場合にも、当社にとって受入れ可能な条件で合意に達することができない可能性があり、この他、買収資金を調達できない可能性、必要な許認可が取得できない可能性、法令その他の理由による制約が存在する可能性があり、M&Aを実行できる保証はありません。また、買収実行後に買収対象企業の価値が低迷した場合には、減損処理が必要となる可能性もあります。当社グループは、近年、適切な買収対象の選定、M&Aの実行及び被買収事業の当社グループへの統合等につき経験を積み重ねておりますが、将来的なM&Aの成功は、以下のような様々な要因に左右されます。

- ・被買収事業の運営・商品・サービス・人財を当社の既存の事業運営・企業文化と統合させる能力
- ・被買収事業の商品・サービスと当社グループの既存事業分野とのシナジーが発揮できる度合い
- ・被買収事業の商品・サービスに対する継続的な需要
- ・当社グループの既存のリスク管理、内部統制及び報告に係る体制・手続きを被買収企業・事業に展開する能力

これらの結果、M&Aが想定どおりのメリットをもたらさなかった場合、当社グループの財務内容及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

11) 海外事業の拡大に関連するリスク

当社グループは、日本以外の収益基盤を確保するために、海外において保険事業を積極的に展開しております。特に、海外生保事業では、北米・オセアニア等の先進国の安定市場、アジアパシフィック地域のインド等の成長市場、長期的な拡大が見込めるアールリーステージの新興国市場と事業段階の異なる市場において、バランスよく事業展開をしております。また、展開地域の拡大に伴い、北米及びアジアパシフィック地域に、地域統括会社を設立し、経営管理・支援体制の強化を図っております。当社グループは、進出各国における保険事業のバリューアップに努めておりますが、生命保険商品の普及率が当社の予想水準、あるいは成熟市場の水準まで向上するとは限らず、その結果、当社グループの事業展開、財務内容及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、海外への展開においては、以下を含む様々なリスクにさらされております。

- ・政情や治安の不安
- ・外国為替相場の変動
- ・不利益な税制の導入・改正
- ・法令や規制の予期せぬ変更
- ・お客さまニーズ、市場環境及び現地の規制に関する理解不足
- ・人財の採用・雇用及び国際的事業管理の難しさ
- ・新たな多国籍企業との競争

海外事業の拡大に取り組む中で、上記のような事業展開に関連する様々なリスクが顕在化し、想定した事業展開を行うことができない可能性があります。また、海外企業への投資に関連して減損が生じる可能性や、当社グループの目標を達成できない市場から撤退する可能性があります。これらの結果、当社グループの事業展開、財務内容及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

12) 従業員の雇用等に関するリスク

当社においては、グローバル保険グループとしての海外を含めた高度な事業管理や、各保険会社における資産運用や保険数理など、従業員に高度な専門性が求められることから、優秀な人財を確保、教育・維持するためには特別な努力が必要となります。

また、国内保障事業において最大のウエイトを占める第一生命の事業は優秀な営業職を雇用・教育・維持できるかということに大いに左右されますが、優秀な営業職を確保するための競争が激化しております。営業職による保険販売は同社保険料収入の大部分を占めており、その中でも生産性の高い営業職による保険販売は、個人向けの保険商品の販売において非常に高い割合を占めております。営業職の平均的な離職率は同社の営業職以外の従業員に比べて著しく高く、生産性の高い営業職を維持し又は採用し続けるための努力が実を結ぶとは限りません。

当社グループが優秀な従業員を確保、教育・維持できない場合や、これらの事由により想定している販売計画を大幅に下回る場合には、当社グループの事業展開及び業績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

(7)「重要なリスク」以外の主なリスク

1) 当社グループの格付けの引下げ等に伴うリスク

当社グループの財務健全性が実際に悪化した又は悪化したと判断された場合、保険契約の解約・払戻しの増加、新契約販売の減少、費用の増加、当社グループの資産運用・資金調達・資本増強策に関連するその他の問題という形で、当社グループの事業展開、財務内容及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。これらの悪影響は、保険業界全体における格付けの引下げの可能性、否定的なメディア報道や風評、業績悪化のみならず、実際の当社グループ会社の格付けの引下げやソルベンシー・マージン比率等の健全性指標の大幅な悪化によって生じる可能性があります。また、特に他の生命保険会社と比較して、当社グループの健全性指標が大幅に悪化した場合には、当社グループの事業展開、財務内容及び業績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

当社グループの財務健全性が実際に悪化した又は悪化したと判断された場合に加え、当社グループが資金調達を行おうとする資本市場・信用市場が悪化した場合等にも、当社グループにとって有利な条件で資本増強ができない又は資本増強そのものがないおそれがあり、結果として、当社グループの事業展開、財務内容及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

2) 提携先との関係及び提携先の業績に係るリスク

当社グループは、販売チャネル及び商品ラインアップの拡大のために、損害保険ジャパン株式会社、アフラック生命保険株式会社、株式会社みずほフィナンシャルグループ、株式会社りそなホールディングス及び株式会社かんぽ生命保険といった生命保険業界内外の企業と業務提携を行っております。これらの提携関係は、第三分野商品や年金商品等の販売の拡大や、事業基盤の強化を通して、持続的な企業価値の向上を実現すること等を目的としております。また、当社の関連会社で、国内最大級の年金資産運用会社であるアセットマネジメントOne株式会社は、株式会社みずほフィナンシャルグループと当社が出資している合弁会社であります。これらの戦略的提携先が、財務面等事業上の問題に直面した場合、業界再編等によって戦略的志向を変更した場合又は当社が魅力的な提携相手でなくなったと判断した場合には、当社グループとの業務提携を望まなくなる又は当該提携が解消される可能性があります。当社グループが業務提携を継続できない場合には、当社グループの事業展開及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

3) リスク管理に係るリスク

当社グループのリスク管理の方針・手続きは、保険引受リスク、資産運用リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスクを含む幅広いリスクへの対応を想定したものとなっております。当社グループのリスク・エクスポージャーの管理手法の多くは、過去の市場動向や歴史的データによる統計値に基づいております。これらの手法は将来の損失を予測できるとは限らず、将来の損失は過去実績によって示される予想損失を大幅に上回る可能性もあります。その他のリスク管理手法は、ある程度、市場やお客さま等に関する一般的に入手可能な情報に対する当社の評価に依拠しておりますが、それらの情報は常に正確、完全、最新であるとは限らず、また適切に評価されているとは限りません。更に、当社グループのリスク管理手続きにおいては、多数のグループ会社等の情報源から収集した情報を統合する過程で誤りが生じる可能性もあります。一般的に、これらのリスク管理方針・手続きにおける誤りや有効性の欠如は、当社グループの財務内容及び業績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

特に、事務リスクの管理においては、膨大な取引や事象を適切に記録し検証するための方針・手続きが必要となりますが、当社グループの方針・手続き自体が必ずしも有効であるとは限りません。従業員、提携先又は外部委託先による事務手続き上の過失は、当社グループのレピュテーション上又は財務上の損害をもたらす可能性があるとともに、行政処分につながるおそれもあり、これらの結果として、当社グループの財務内容及び業績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

4) 退職給付費用の増加に関するリスク

当社グループは、年金資産の時価の増減、年金資産における収益率の低下又は退職給付債務見込額の計算基礎率及び資産運用利回りの変化により、当社グループの退職給付制度に関する追加費用を計上する可能性があります。また、当社グループには、将来、当社グループの退職給付制度の変更に伴う未認識の過去勤務費用の負担が生じる可能性があります。その結果として、当社グループの財務内容及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

5) 契約者配当の配当準備金に係るリスク

当社の連結損益計算書上の契約者配当準備金は費用として扱われ、これにより会計年度における純利益が減少いたします。契約者配当準備金は、第一生命に係るものでありますが、同社は契約者配当準備金の決定について裁量を有しており、契約者配当準備金の積立額の水準については、同社商品の競争力、業績、ソルベンシー・マージン比率等の様々な要素を考慮して判断する必要があります。その結果として、同社が現行水準を超える契約者配当準備金の積立てを行い、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

6) のれんの減損に係るリスク

当社グループは、他の企業又は事業を取得した場合、その取得に要した費用（取得原価）が受け入れた資産及び引受けた負債に配分された純額を上回る場合には、その超過額をのれんとして認識しており、連結貸借対照表上、のれん又は有価証券に計上しております。

当社グループは、毎期ののれんの減損損失計上の要否における判定を実施しており、のれんを含む資産グループから得られる損益又はキャッシュ・フローが継続してマイナスの場合、のれんを含む資産グループの回収可能額が著しく低下した場合、のれんを含む資産グループの経営環境が著しく悪化した場合等には、のれんの減損損失を認識する可能性があります。

7) 責任準備金の計算に係る会計基準の変更に係るリスク

責任準備金の積増しを求める基準変更が行われた場合には、当社グループの財務内容及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。例えば、国際会計基準審議会は、保険負債の現在価値評価を含む、保険契約に係る新会計基準を公表しております。保険負債の現在価値評価が導入された場合、当社グループは、その時々の金利水準等の計算要素を考慮した保険負債の現在価値に基づいて責任準備金を計算していく必要があります。保険負債の現在価値評価の導入を見越して、当社グループは、現行基準において必要とされる金額を超える責任準備金の積立てを行っておりますが、想定している以上の積立てが必要になった場合には、その結果、当社グループの財務内容及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

8) 繰延税金資産の減額に係るリスク

当社グループは、日本の会計基準に従い、将来の税負担額の軽減効果を有すると見込まれる額を繰延税金資産として、一部の繰延税金負債と相殺した上で連結貸借対照表に計上しております。繰延税金資産の計算は、将来の課税所得に関する前提を含む様々な前提に基づいているため、実際の結果がこれらの前提と大きく異なる可能性もあります。また、将来的な会計基準の変更により、当社グループが計上できる繰延税金資産の金額に制限が設けられる場合や、将来の課税所得の見通しに基づき当社グループが繰延税金資産の一部を回収できないとの結論に至った場合には、繰延税金資産が減額される可能性があります。それらの結果、当社グループの財務内容及び業績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

また、今後法人税率が変更され、法定実効税率が引き下げられる場合には、中長期的には当社グループの業績の向上及びエンベディッド・バリューの増加が見込まれる一方で、法定実効税率の引き下げ前の税率を前提として計上を行った繰延税金資産の取崩しが行われることにより、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

9) 持株会社体制に係るリスク

当社は持株会社であり、利益の大部分は、当社が保有する国内外の子会社や関連会社が当社に支払う配当によるものとなっております。一定の状況下では、保険業法及び会社法上の規制や、諸外国の規制により、子会社等が当社に支払うことができる配当の金額が制限される場合があります。また、子会社や関連会社が十分な利益を計上することができず、当社に対して配当を支払えない状況が生じた場合等には、当社は配当を支払えなくなるおそれがあります。

10) 生命保険契約者保護機構の負担金及び国内の他の生命保険会社の破綻に係るリスク

当社グループの国内生命保険会社は、国内の他の生命保険会社とともに、破綻した生命保険会社の契約者を保護する生命保険契約者保護機構（以下、「保護機構」という。）への負担金支払い義務を負っております。保護機構は、破綻した生命保険会社の保険契約を引き継ぐ生命保険会社に対する資金の提供等、特殊な役割を担っております。国内の他の生命保険会社と比較して、当社グループの国内生命保険会社の保険料収入及び責任準備金が増加する場合、当社グループの国内生命保険会社へ割り当てられる負担金が増加する可能性があります。また、将来的に、国内の他の生命保険会社が破綻した場合や、保護機構への負担金の支払いに関する法的要件が変更される場合には、当社グループの国内生命保険会社は保護機構に対して追加的な負担を求められる可能性があります。それらの結果、当社グループの財務内容及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、日本の他の生命保険会社の破綻は、日本の生命保険業界の評価にも悪影響を及ぼし、お客さまの生命保険会社に対する信頼を全般的に損ない、これにより、当社グループの国内生命保険会社の新契約販売が減少又は既契約の失効・解約が増加し、当社グループの財務内容及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度（2024年4月1日から開始し、2025年3月31日に終了した連結会計年度をいいます。以下同じ。）における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の概要並びに経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであり、その達成を保証するものではありません。

(1) 財政状態、経営成績

①連結業績における概況

営業活動の成果である新契約年換算保険料は、第一生命が新商品の投入効果による活動量増加を背景に大きく回復したものの、2024年3月期が好調だった第一フロンティア生命における海外金利の低下を受けた販売減速で相殺され、国内全体では前連結会計年度比で減収となりました。海外保険事業では、Protective Life Corporationにおいて年金商品の販売が好調を維持した他、TAL Dai-ichi Life Australia Pty Ltdにおいて大型団体保険の獲得があったこと等から、海外全体で前連結会計年度比増収となりました。グループ保有契約年換算保険料は、国内外ともに前連結会計年度末比で増加しました。

当社グループの実質的な利益指標であるグループ修正利益（※1）は増益となりました。株式市場が高位安定で推移したことを背景に、第一生命において有価証券売却益が増加したほか、国内金利の上昇やオルタナティブ資産の増配によって順ぎやが増加したこと等により、大幅な増益となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、グループ修正利益と同様の要因により、増益となりました。

項目	2024年3月期	2025年3月期	前連結会計年度比
グループ新契約年換算保険料	5,029億円	5,464億円	108.6%
グループ保有契約年換算保険料（※2）	4兆8,108億円	4兆9,593億円	103.1%
親会社株主に帰属する当期純利益	3,207億円	4,296億円	133.9%
グループ修正利益（※1）	3,193億円	4,394億円	137.6%
うち国内保険事業	2,178億円	3,122億円	143.3%
うち海外保険事業	766億円	1,150億円	150.1%
うちその他事業	249億円	122億円	49.0%

※1 グループ修正利益とは、株主還元の前原資となる当社独自の指標であり、グループ各社の修正利益を合計したものです。各社の修正利益は、キャッシュベースの実質的な利益を示します。持株会社である当社は、各社から受け取る配当金等に基づき株主還元を行います。

※2 年度末の数値を記載しています。

基礎利益の詳細については、「（参考1）当社グループの固有指標の分析」をご参照ください。

②主なグループ重要経営指標（KPI）の状況

中期経営計画で掲げたグループ重要経営指標は、グループ修正利益の大幅な増益や、国内の金融環境が好調に推移した影響により、概ね達成する結果となりました。

グループRoEV（※1）は、新契約獲得や期待収益の実現によるEVの増加を買収やインフレに伴う費用増等が打ち消し、△1.7%となりました。新契約価値は、海外子会社において、新基準の適用により保障性商品における割引率が低下し、評価が向上したことに加え、第一生命において新商品投入に伴い活動量が増加したこと等を主な要因として1,724億円となりました。

資本効率を示すグループ修正ROE（※2）は、10.7%となりました。グループ修正利益が大幅な増益となったことに加え、国内株式の削減が計画を上回り進捗したこと等により、現中期経営計画における10%の目標を前倒して達成する結果となりました。また、翌連結会計年度においても、引き続き10%を上回る見通しであることから、目指すべきグローバルトップティアと当社のギャップを踏まえ、現中期経営計画期間中の目標水準を12%以上に引き上げております。グループ修正利益は、為替市場が円安に進行したことや良好な金融市場環境を背景に第一生命の順やが改善したこと等で、現中期経営計画期間最終年度における目標であった4,000億円を超過する4,394億円となりました。そして、現在の各事業戦略の進捗状況や経済環境等を踏まえ、現中期経営計画期間最終年度である2027年3月期の修正利益目標値を4,500億円に引き上げております。

財務健全性を示す資本充足率（ESR）は、210%となりました。株価下落や非保険事業への投資で発生したのれん等の影響により適格資本が減少となるも、市場リスクの削減による必要資本の減少等により相殺し、前期末（新基準ベース）と同水準を維持いたしました。

市場評価を示す相対TSR（※3）（※4）（※5）は、国内株式市場の上昇や、日本銀行の利上げ影響もあり堅調に推移し、競合14社との比較で第5位となりました。

		KPI項目	2024年度実績	中期経営計画目標 (2026年度)	2030年度を目途として 目指す水準
財務指標	経済指標	RoEV（※1）	△1.7%	中長期的に8%程度	
		新契約価値	1,724億円	2025年度:1,900億円程度	—
	会計利益	修正ROE（※2）	10.7%	12%以上	14%以上
		修正利益	4,394億円	4,500億円以上	6,000億円水準
	資本コスト	資本コスト	9%	8%	安定的に8%以下を維持
非財務指標	市場評価	相対TSR（対競合14社） （※3）（※4）（※5）	5位	相対優位（中位以上）	
	健全性	必要資本充足率	210%	170% - 200%	
	お客さま	お客さま数	国内 約3,455万名 海外 約4,100万名	国内 約3,750万名 海外 約4,500万名	—
	社外評価	ESG総合インデックス	DJSI（※6）77 th of 77 th Index選定 MSCI（※7）AA	国内業界トップ水準の 評価スコア	—

※1 RoEVは、Return on Embedded Valueの略語で、EVの増加額を生命保険会計の特殊性を考慮した利益と見做し、企業価値の成長性を測定する指標であります。

※2 グループ修正ROEは、「修正利益 ÷ {純資産－のれん・確定利付資産含み損益（税後）・市場価格調整（MVA）関連損益累計（税後）等}」にて算出しております。

※3 TSRとは、Total Shareholder Return（株主総利回り）の略語で、キャピタルゲインとインカムゲインを合わせた株主にとっての総合投資利回りを指しております。

※4 相対TSRは、以下の合計14社との比較であります。（HDとは、ホールディングスの略語です。）

国内保険グループ5社（かんぽ生命保険・T&HD・東京海上HD・MS&ADインシュアランスグループHD・SOMPOHD）

海外保険グループ9社（AIA・Aflac・Allianz・AXA・Manulife・MetLife・Prudential（米国）・Prudential（英国）・Zurich）

※5 2025年4月1日時点当社集計値であります。

※6 Dow Jones Sustainability Indices

※7 MSCI ESG Rating

〈当連結会計年度の業績〉

当連結会計年度の業績は以下のとおりであります。

① 経常収益

経常収益は 9 兆 8,732 億円（前期比 10.5% 減）となりました。経常収益の内訳は、保険料等収入が 6 兆 7,959 億円（同 9.7% 減）、資産運用収益が 2 兆 5,284 億円（同 16.7% 減）、その他経常収益が 5,489 億円（同 17.3% 増）となっております。

a 保険料等収入

保険料等収入は、前連結会計年度（2023 年 4 月 1 日から開始し、2024 年 3 月 31 日に終了した連結会計年度をいいます。以下、前連結会計年度及び前期につき同じ。）に比べ 7,304 億円減少し、6 兆 7,959 億円（前期比 9.7% 減）となりました。保険料等収入が減少した主な要因は、第一フロンティア生命において、海外金利の低下の影響によって販売量が一服したことに伴って保険料収入が減少したこと等であります。

b 資産運用収益

資産運用収益は、前連結会計年度に比べ 5,055 億円減少し、2 兆 5,284 億円（前期比 16.7% 減）となりました。資産運用収益が減少した主な要因は、第一フロンティア生命において、前年同期と比べて為替市場が円高へ進行したことに伴い為替差損益が損失に転じたこと等であります。

c その他経常収益

その他経常収益は、前連結会計年度に比べ 811 億円増加し、5,489 億円（前期比 17.3% 増）となりました。その他経常収益が増加した主な要因は、第一生命において、セカンドキャリア特別支援制度によって退職者が増加したこと等に伴い退職給付に係る負債戻入が増加したこと等であります。

② 経常費用

経常費用は 9 兆 1,541 億円（前期比 12.7% 減）となりました。経常費用の内訳は、保険金等支払金が 6 兆 5,813 億円（同 2.6% 減）、責任準備金等繰入額が 4,146 億円（同 77.9% 減）、資産運用費用が 8,102 億円（同 34.2% 増）、事業費が 9,897 億円（同 6.8% 増）、その他経常費用が 3,581 億円（同 10.3% 増）となっております。

a 保険金等支払金

保険金等支払金は、前連結会計年度に比べ 1,755 億円減少し、6 兆 5,813 億円（前期比 2.6% 減）となりました。保険金等支払金が減少した主な要因は、第一フロンティア生命において、販売が一服したことによって新契約における出再額が減少したことに伴い再保険料が減少したこと等であります。

b 責任準備金等繰入額

責任準備金等繰入額は、前連結会計年度に比べ 1 兆 4,628 億円減少し、4,146 億円（前期比 77.9% 減）となりました。責任準備金等繰入額が減少した主な要因は、第一フロンティア生命において、お客さまが設定する目標金額に到達したことによって解約となる契約が増加したこと等に伴い戻入益が発生したことにより責任準備金繰入額が大幅に減少したこと等であります。

c 資産運用費用

資産運用費用は、前連結会計年度に比べ 2,064 億円増加し、8,102 億円（前期比 34.2% 増）となりました。資産運用費用が増加した主な要因は、第一生命において、国内債券の入替え等に伴って有価証券売却損が増加したことに加えて、第一フロンティア生命において、前年同期と比べて為替市場が円高へ進行したことに伴い、為替差損益が損失に転じたこと等であります。

d 事業費

事業費は、前連結会計年度に比べ 634 億円増加し、9,897 億円（前期比 6.8% 増）となりました。

e その他経常費用

その他経常費用は、前連結会計年度に比べ 334 億円増加し、3,581 億円（前期比 10.3% 増）となりました。

③ 経常利益

経常利益は、前連結会計年度に比べ1,800億円増加し、7,190億円（前期比33.4%増）となりました。

④ 特別利益・特別損失

特別利益は190億円（前期比186.2%増）、特別損失は757億円（同143.3%増）となりました。

a 特別利益

特別利益は前連結会計年度に比べ123億円増加し、190億円（前期比186.2%増）となりました。

b 特別損失

特別損失は前連結会計年度に比べ446億円増加し、757億円（前期比143.3%増）となりました。

⑤ 契約者配当準備金繰入額

契約者配当準備金繰入額は前連結会計年度に比べ125億円増加し、1,000億円（前期比14.3%増）となりました。

⑥ 親会社株主に帰属する当期純利益

経常利益に特別利益、特別損失、契約者配当準備金繰入額、法人税等合計を加減した親会社株主に帰属する当期純利益は、前連結会計年度に比べ1,088億円増加し、4,296億円（前期比33.9%増）となりました。

⑦ 資産の部

資産の部合計は、プロテクトティブにおいて、前年同期と比べて為替市場が円安に進行したことに伴い有価証券の残高が増加したこと等を主な要因として、前連結会計年度末に比べ2兆526億円増加し、69兆5,929億円（前期比3.0%増）となりました。

⑧ 負債の部

負債の部合計は、プロテクトティブにおいて、上述のとおり、円安に進行したことに伴い責任準備金残高の増加したこと等を主な要因として、前連結会計年度末に比べ2兆4,651億円増加し、66兆1,232億円（前期比3.9%増）となりました。

⑨ 純資産の部

純資産の部合計は、第一生命における国内株式及び外国株式の含み益が減少したこと等によりその他有価証券評価差額金が減少したこと等を主な要因として、前連結会計年度末に比べ4,124億円減少し、3兆4,697億円（前期比10.6%減）となりました。

セグメントの業績は、以下のとおりであります。

① 国内保険事業

国内保険事業における経常収益は、第一フロンティア生命において、海外金利の低下の影響によって販売量が一般化したに伴い保険料収入が減少したこと等を主な要因として、前連結会計年度に比べて6,990億円減少し、8兆838億円（前期比8.0%減）となりました。セグメント利益は、第一生命において、金利上昇や良好な金融市場環境に支えられ利息及び配当金収入が増加したこと等を主な要因として、前連結会計年度に比べて1,775億円増加し、5,845億円（同43.6%増）となりました。

② 海外保険事業

海外保険事業における経常収益は、プロテクトティブにおいて、前年同期と比べて為替市場が円安に進行したことや良好な金融市場環境に支えられ利息及び配当金収入が増加したことによって資産運用収益が増加したこと等を主な要因として、前連結会計年度に比べて5,192億円増加し、3兆6,690億円（前期比16.5%増）となりました。セグメント利益は、プロテクトティブにおいて、前年度において計上した債券評価損及び米金融機関の破綻に伴う損失が剥落したこと等を主な要因として、前連結会計年度に比べて557億円増加し、1,831億円（同43.7%増）となりました。

③ その他事業

その他事業においては、第一生命やTAL等のグループ会社からの配当金収入が増加したことに加え、当連結会計年度より子会社となったベネフィット・ワンの収益貢献を主な要因として、経常収益は前連結会計年度に比べて1,036億円増加し、3,305億円（前期比45.7%増）となりました。また、セグメント利益は、前連結会計年度に比べて217億円増加し、2,210億円（同10.9%増）となりました。

なお、セグメントにおける主たる子会社の業績は以下のとおりであります。

<国内保険事業（第一生命保険株式会社）>

① 経営成績

当事業年度（2024年4月1日から開始し、2025年3月31日に終了した事業年度をいいます。以下同じ。）の経常収益は、保険料等収入2兆1,383億円（前事業年度（2023年4月1日から開始し、2024年3月31日に終了した事業年度をいいます。以下同じ。）比6.6%減）、資産運用収益1兆3,519億円（同3.7%増）、その他経常収益9,246億円（同87.4%増）を合計した結果、4兆4,149億円（同8.0%増）となりました。団体年金契約が減少したことに伴い保険料等収入が減少したものの、国内株式の売却に伴う有価証券売却益の増加により資産運用収益が増加したこと等を主な要因として経常収益は増収となりました。

一方、経常費用は、保険金等支払金2兆6,630億円（同4.0%増）、責任準備金等繰入額84億円（同0.0%減）、資産運用費用5,519億円（同12.2%増）、事業費4,094億円（同6.3%増）、その他経常費用2,434億円（同2.6%減）を合計した結果、3兆8,763億円（同4.9%増）となりました。経常費用の増加は、市場リスク削減を目的としたヘッジポジションに起因する金融派生商品損失が減少したものの、国内債券や為替ヘッジ付外国債券の入替え等に伴う有価証券売却損が増加したこと等により資産運用費用が増加したこと等が主な要因であります。

これらの結果、経常利益は5,386億円（同37.6%増）となりました。また、当期純利益は3,054億円（同49.8%増）となりました。

生命保険本業における期間収益を示す指標の一つである基礎利益は、給与制度改定に伴う人件費の増加等によって保険関係損益が減少したものの、オルタナティブ資産や国内外の株式及び債券の配当金が増加したこと等に伴い順ざやが改善したこと等によって、前事業年度に比べ292億円増加し、3,602億円（同8.8%増）となりました。

② 財政状態

当事業年度末の資産合計は、35兆1,367億円（前事業年度末比2.3%減）となりました。主な資産構成は、有価証券が28兆7,294億円（同3.4%減）、貸付金が3兆4,230億円（同10.1%増）、有形固定資産が1兆2,195億円（同2.6%増）であります。

負債合計は、32兆7,899億円（同0.9%減）となりました。負債の大部分を占める保険契約準備金は28兆8,910億円（同2.4%減）となりました。

純資産合計は、2兆3,468億円（同19.0%減）となりました。純資産合計のうち、その他有価証券評価差額金は、主に国内株式及び外国株式の含み益が減少したこと等により1兆8,426億円（同23.9%減）となりました。

なお、保険金等の支払余力を示すソルベンシー・マージン比率は、852.9%となりました。第一生命保険株式会社の非連結子会社等を含めた連結ソルベンシー・マージン比率は、896.9%となりました。

③ 契約業績

個人保険・個人年金保険を合わせた新契約高は、前事業年度に比べて1兆1,054億円増加し、3兆3,137億円となりました（前事業年度比50.1%増）。個人保険・個人年金保険を合わせた保有契約高は、前事業年度末に比べて1兆9,492億円減少し、78兆905億円（前事業年度末比2.4%減）となりました。

個人保険・個人年金保険を合わせた新契約年換算保険料は、前事業年度に比べて384億円増加し、959億円（前事業年度比66.7%増）となりました。なお、保有契約年換算保険料は、前事業年度末に比べて45億円減少し、1兆9,449億円（前事業年度末比0.2%減）となりました。

医療保障・生前給付保障等の第三分野の新契約年換算保険料は、前事業年度に比べて125億円増加し、393億円（前事業年度比46.6%増）となりました。第三分野の保有契約年換算保険料は、前事業年度末に比べて9億円増加し、6,913億円（前事業年度末比0.1%増）となりました。

団体保険の保有契約高は、前事業年度末に比べて1兆788億円減少し、47兆3,580億円（同2.2%減）となりました。団体年金保険の保有契約高は前事業年度末に比べて2,727億円減少し、5兆8,991億円（同4.4%減）となりました。

a 保有契約高明細表

(単位：億円)

区分	前事業年度末 (2024年3月31日)	当事業年度末 (2025年3月31日)
個人保険	695,092	667,288
個人年金保険	105,305	113,617
個人保険＋個人年金保険	800,397	780,905
団体保険	484,369	473,580
団体年金保険	61,719	58,991

- (注) 1 個人年金保険の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金額の合計であります。
- 2 団体年金保険の金額は、責任準備金額であります。
- 3 2018年4月以降の複数の保険契約を組み合わせで加入している商品について、それぞれの保険契約を1件として記載しております。

b 新契約高明細表

(単位：億円)

区分	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
個人保険	16,573	19,486
個人年金保険	5,509	13,651
個人保険＋個人年金保険	22,083	33,137
団体保険	2,715	897
団体年金保険	0	0

- (注) 1 個人保険及び個人年金保険は、転換による純増加を含みます。
- 2 個人年金保険の金額は、年金支払開始時における年金原資であります。
- 3 団体年金保険の金額は、第1回収入保険料であります。
- 4 2018年4月以降の複数の保険契約を組み合わせで加入している商品について、それぞれの保険契約を1件として記載しております。

c 保有契約年換算保険料明細表

(単位：億円)

区分	前事業年度末 (2024年3月31日)	当事業年度末 (2025年3月31日)
個人保険	14,086	13,711
個人年金保険	5,408	5,738
合計	19,494	19,449
うち医療保障・生前給付保障等	6,904	6,913

- (注) 1 年換算保険料とは、1回当たりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年当たりの保険料に換算した金額であります（一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額）。
- 2 医療保障・生前給付保障等には、医療保障給付（入院給付、手術給付等）、生前給付保障給付（特定疾病給付、介護給付等）、保険料払込免除給付（障害を事由とするものは除く。特定疾病罹患、介護等を事由とするものを含む）等に該当する部分の年換算保険料を計上しております。

d 新契約年換算保険料明細表

(単位：億円)

区分	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
個人保険	371	504
個人年金保険	204	455
合計	575	959
うち医療保障・生前給付保障等	268	393

(注) 転換による純増加を含みます。

e 保険料等収入明細表

(単位：億円)

区分	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
個人保険	10,633	10,352
個人年金保険	2,646	3,057
団体保険	1,464	1,459
団体年金保険	6,877	5,713
その他	854	346
小計	22,477	20,928
再保険収入	420	454
合計	22,898	21,383

(注) その他は、財形保険、財形年金保険、医療保障保険、就業不能保障保険、コミュニティ保険、受再保険の合計であります。

f 保険金等支払金明細表

前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：億円)

区分	保険金	年金	給付金	解約返戻金	その他返戻金	再保険料	合計
個人保険	5,432	250	1,588	4,579	179	-	12,031
個人年金保険	1	2,894	167	960	39	-	4,062
団体保険	686	6	1	0	0	-	694
団体年金保険	-	2,812	2,888	715	889	-	7,306
その他	470	59	25	290	265	-	1,112
小計	6,590	6,023	4,672	6,545	1,374	-	25,206
再保険	-	-	-	-	-	398	398
合計	6,590	6,023	4,672	6,545	1,374	398	25,604

(注) その他は、財形保険、財形年金保険、医療保障保険、就業不能保障保険、コミュニティ保険、受再保険の合計であります。

当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：億円)

区分	保険金	年金	給付金	解約返戻金	その他返戻金	再保険料	合計
個人保険	5,473	251	1,564	3,720	204	-	11,214
個人年金保険	0	3,010	175	899	43	-	4,129
団体保険	684	5	1	0	0	-	691
団体年金保険	-	3,102	3,161	1,637	737	-	8,639
その他	374	57	28	301	△76	-	685
小計	6,532	6,428	4,930	6,559	908	-	25,360
再保険	-	-	-	-	-	1,270	1,270
合計	6,532	6,428	4,930	6,559	908	1,270	26,630

(注) その他は、財形保険、財形年金保険、医療保障保険、就業不能保障保険、コミュニティ保険、受再保険の合計であります。

< 国内保険事業（第一フロンティア生命保険株式会社） >

① 経営成績

当事業年度の経常収益は、保険料等収入 2 兆 9,992 億円（前事業年度比 14.3% 減）、資産運用収益 2,024 億円（同 77.3% 減）、その他経常収益 2,940 億円（前事業年度は 0 億円）を合計した結果、3 兆 4,957 億円（同 20.4% 減）となりました。お客さまが設定する目標金額に到達したことに伴って解約となる契約が増加したことに伴い責任準備金の戻入が発生したものの、前年同期と比べて為替市場が円高へ進行したことに伴い、為替差損益が損失に転じたことによって資産運用収益が減少したこと等を主な要因として、経常収益は減収となりました。

一方、経常費用は、保険金等支払金 3 兆 1,773 億円（同 10.8% 減）、責任準備金等繰入額 105 億円（同 98.3% 減）、資産運用費用 1,475 億円（同 122.8% 増）、事業費 900 億円（同 14.3% 減）、その他経常費用 204 億円（同 10.8% 減）を合計した結果、3 兆 4,457 億円（同 21.2% 減）となりました。上述のとおり、為替差損益が損失に転じたものの、責任準備金が繰入から戻入に転じたことで責任準備金等繰入額が大幅に減少したこと等を主な要因として経常費用は減少しました。

この結果、経常利益は 499 億円（同 137.2% 増）となりました。また、当期純利益は 328 億円（同 110.0% 増）となりました。

生命保険本業における期間収益を示す指標の一つである基礎利益は、新契約費用や標準責任準備金繰入額の減少等に伴い保険関係損益が増加したこと等を主な要因として、前事業年度に比べ 798 億円増加し、881 億円（前事業年度比 958.2% 増）となりました。

② 財政状態

当事業年度末の資産合計は、8 兆 8,239 億円（前事業年度末比 5.2% 減）となりました。主な資産構成は、有価証券 7 兆 811 億円（同 1.9% 減）、現金及び預貯金等 5,037 億円（同 35.1% 減）であります。

負債合計は、8 兆 5,659 億円（同 5.8% 減）となりました。負債の大部分を占める保険契約準備金は 7 兆 9,851 億円（同 3.4% 減）となりました。

純資産合計は、2,580 億円（同 16.6% 増）となりました。純資産合計のうち、その他有価証券評価差額金は、外国債券の含み損の縮小によりマイナス 321 億円（前事業年度末はマイナス 358 億円）となりました。

なお、保険金等の支払余力を示すソルベンシー・マージン比率は、420.2%（前事業年度末は 419.9%）となりました。

③ 契約業績

個人保険・個人年金保険を合わせた新契約高は、前事業年度に比べて 6,953 億円減少し、2 兆 4,567 億円（前事業年度比 22.1% 減）となりました。個人保険・個人年金保険を合わせた保有契約高は、前事業年度末に比べて 1 兆 5,173 億円増加し、14 兆 8,533 億円（前事業年度末比 11.4% 増）となりました。

個人保険・個人年金保険を合わせた新契約年換算保険料は、前事業年度に比べて 718 億円減少し、2,294 億円（前事業年度比 23.8% 減）となりました。なお、保有契約年換算保険料は、前事業年度末に比べて 565 億円増加し、1 兆 2,341 億円（前事業年度末比 4.8% 増）となりました。

a 保有契約高明細表

(単位：億円)

区分	前事業年度末 (2024年3月31日)	当事業年度末 (2025年3月31日)
個人保険	89,191	105,838
個人年金保険	44,168	42,695
個人保険＋個人年金保険	133,360	148,533
団体保険	－	－
団体年金保険	－	－

(注) 個人年金保険の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金額の合計であります。

b 新契約高明細表

(単位：億円)

区分	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
個人保険	16,670	15,290
個人年金保険	14,849	9,277
個人保険＋個人年金保険	31,520	24,567
団体保険	－	－
団体年金保険	－	－

(注) 個人年金保険の金額は、年金支払開始時における年金原資であります。

c 保有契約年換算保険料明細表

(単位：億円)

区分	前事業年度末 (2024年3月31日)	当事業年度末 (2025年3月31日)
個人保険	6,837	7,346
個人年金保険	4,937	4,995
合計	11,775	12,341
うち医療保障・生前給付保障等	78	94

d 新契約年換算保険料明細表

(単位：億円)

区分	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
個人保険	1,238	1,217
個人年金保険	1,774	1,076
合計	3,012	2,294
うち医療保障・生前給付保障等	21	20

(注) 1 年換算保険料とは、1回当たりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年当たりの保険料に換算した金額であります（一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額）。

2 医療保障・生前給付保障等には、医療保障給付（入院給付、手術給付等）、生前給付保障給付（特定疾病給付、介護給付等）、保険料払込免除給付（障害を事由とするものは除く。特定疾病罹患、介護等を事由とするものを含む。）等に該当する部分の年換算保険料を計上しております。

e 保険料等収入明細表

(単位：億円)

区分	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
個人保険	16,484	15,182
個人年金保険	11,717	7,413
団体保険	-	-
団体年金保険	-	-
その他	-	-
小計	28,201	22,596
再保険収入	6,808	7,395
合計	35,010	29,992

f 保険金等支払金明細表

前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：億円)

区分	保険金	年金	給付金	解約返戻金	その他返戻金	再保険料	合計
個人保険	2,174	-	1,594	6,468	54	-	10,291
個人年金保険	-	3,968	208	2,622	39	-	6,838
団体保険	-	-	-	-	-	-	-
団体年金保険	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-
小計	2,174	3,968	1,802	9,090	94	-	17,130
再保険	-	-	-	-	-	18,472	18,472
合計	2,174	3,968	1,802	9,090	94	18,472	35,602

当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：億円)

区分	保険金	年金	給付金	解約返戻金	その他返戻金	再保険料	合計
個人保険	2,536	-	1,956	7,206	84	-	11,784
個人年金保険	-	3,472	173	1,623	36	-	5,305
団体保険	-	-	-	-	-	-	-
団体年金保険	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-
小計	2,536	3,472	2,130	8,830	121	-	17,089
再保険	-	-	-	-	-	14,683	14,683
合計	2,536	3,472	2,130	8,830	121	14,683	31,773

<海外保険事業 (Protective Life Corporation) >

以下では、プロテクティブの業績を現地通貨であります米ドル建で表示しております。日本円に換算する際の為替レートは、前事業年度（2023年1月1日から開始し、2023年12月31日に終了した事業年度をいいます。プロテクティブにおいて以下同じ。）及び前事業年度末については1米ドル＝141.83円、当事業年度（2024年1月1日から開始し、2024年12月31日に終了した事業年度をいいます。プロテクティブにおいて以下同じ。）及び当事業年度末については、1米ドル＝158.18円であります。

① 経営成績

当事業年度の経常収益は、保険料等収入6,055百万米ドル（前事業年度比1.7%減）、資産運用収益5,869百万米ドル（同10.4%増）、その他経常収益1,942百万米ドル（同5.5%減）を合計した結果、13,867百万米ドル（同2.5%増）となりました。経常収益の増収は、良好な金融市場環境に支えられ、有価証券利息配当金が増加したことに伴い資産運用収益が増加したこと等が主な要因であります。

一方、経常費用は、保険金等支払金5,975百万米ドル（同1.5%減）、責任準備金等繰入額5,172百万米ドル（同5.8%増）、資産運用費用470百万米ドル（同48.5%減）、事業費1,373百万米ドル（同11.9%増）、その他経常費用409百万米ドル（同37.4%増）を合計した結果、13,401百万米ドル（同0.1%増）となりました。経常費用は、前年度において計上した債券評価損及び米金融機関の破綻に伴う損失が剥落したものの、新契約の獲得に伴う責任準備金等繰入額が増加したこと等によって前年同期と比べてほぼ横ばいとなっております。

これらの結果、経常利益は466百万米ドル（同238.2%増）となりました。また、当期純利益は388百万米ドル（同235.2%増）となりました。

② 財政状態

当事業年度末の資産合計は、124,478百万米ドル（前事業年度末比5.1%増）となりました。主な資産構成は、有価証券が80,794百万米ドル（同4.8%増）、貸付金が14,061百万米ドル（同4.4%増）、無形固定資産が4,155百万米ドル（同11.9%増）であります。

負債合計は、120,734百万米ドル（同4.9%増）となりました。負債の大部分を占める保険契約準備金は、112,678百万米ドル（同5.1%増）となりました。

純資産合計は、3,744百万米ドル（同13.0%増）となりました。

<海外保険事業 (TAL Dai-ichi Life Australia Pty Ltd) >

以下では、TALの業績を現地通貨であります豪ドル建で表示しております。日本円に換算する際の為替レートは、前事業年度及び前事業年度末については1豪ドル=98.61円、当事業年度及び当事業年度末については1豪ドル=93.97円であります。

① 経営成績

当事業年度の経常収益は、保険料等収入7,703百万豪ドル（前事業年度比2.2%減）、資産運用収益392百万豪ドル（同12.8%減）、その他経常収益79百万豪ドル（同67.7%減）を合計した結果、8,175百万豪ドル（同4.6%減）となりました。前年同期と比べて責任準備金を計算する割引率が上昇したことによって責任準備金戻入益が減少したこと等を主な要因として、経常収益は減収となりました。

一方、経常費用は、保険金等支払金6,091百万豪ドル（同0.8%減）、資産運用費用54百万豪ドル（同22.4%減）、事業費1,402百万豪ドル（同19.3%減）、その他経常費用20百万豪ドル（同39.8%増）を合計した結果、7,569百万豪ドル（同5.0%減）となりました。事業費を減少させたこと等を主な要因として、経常費用は減少しました。

これらの結果、経常利益は606百万豪ドル（同0.6%減）となりました。また、当期純利益は416百万豪ドル（同3.3%減）となりました。

② 財政状態

当事業年度末の資産合計は、18,428百万豪ドル（前事業年度末比16.3%減）となりました。主な資産構成は、有価証券が9,895百万豪ドル（同23.9%減）、無形固定資産が786百万豪ドル（前事業年度末は同額）、現預金が1,628百万豪ドル（同48.0%増）であります。

負債合計は、15,988百万豪ドル（同18.6%減）となりました。負債の大部分を占める保険契約準備金は、13,828百万豪ドル（同2.4%減）となりました。

純資産合計は、2,440百万豪ドル（同3.2%増）となりました。

(2) 資本政策

① 資本政策の基本的な考え方

当社グループは、財務健全性を確保しつつ、持続的な企業価値向上と株主還元のさらなる充実を目指し、ERMの枠組みに基づく資本政策運営を行っております。

グループの事業を取り巻くリスクを適切にコントロールすると同時に、グループ各社の成長ステージに応じた持株会社への還元や内部留保を行い、必要に応じて外部調達を活用して、グループの成長に向けた投資と資本基盤の強化へバランスの取れた資本配賦を実践することで、財務健全性の確保と資本効率の向上を通じたグループ利益の持続的な成長を推進しております。

2024-26年度中期経営計画（「現中期経営計画」という。）では、「資本循環経営」の実践を通じた持続的な成長を目指しております。

「資本循環経営」とは、事業運営を通じて稼得した資本やリスク削減によって解放された資本を財源として、財務健全性を確保しつつ、より高資本効率・高成長事業へと資本を再配賦することで、資本・キャッシュ創出の好循環を生み出し、企業価値向上を目指す考え方です。具体的には、各事業会社から当社への配当金額は、当社が定める経済価値ベースの資本充足率（以下、ESR（Economic Solvency Ratio）という。）の水準、各国のソルベンシー・会計制約を踏まえて定める配当可能資本「フリーキャッシュ」に基づき決定しております。また、資本の配賦・回収等は、個々の事業リスク特性等に応じた資本コストを設定した上で事業成果を評価し意思決定を行います。こうして創出されたフリーキャッシュ・フローを、全体最適なバランスで健全性確保、成長投資、株主還元に向けております。

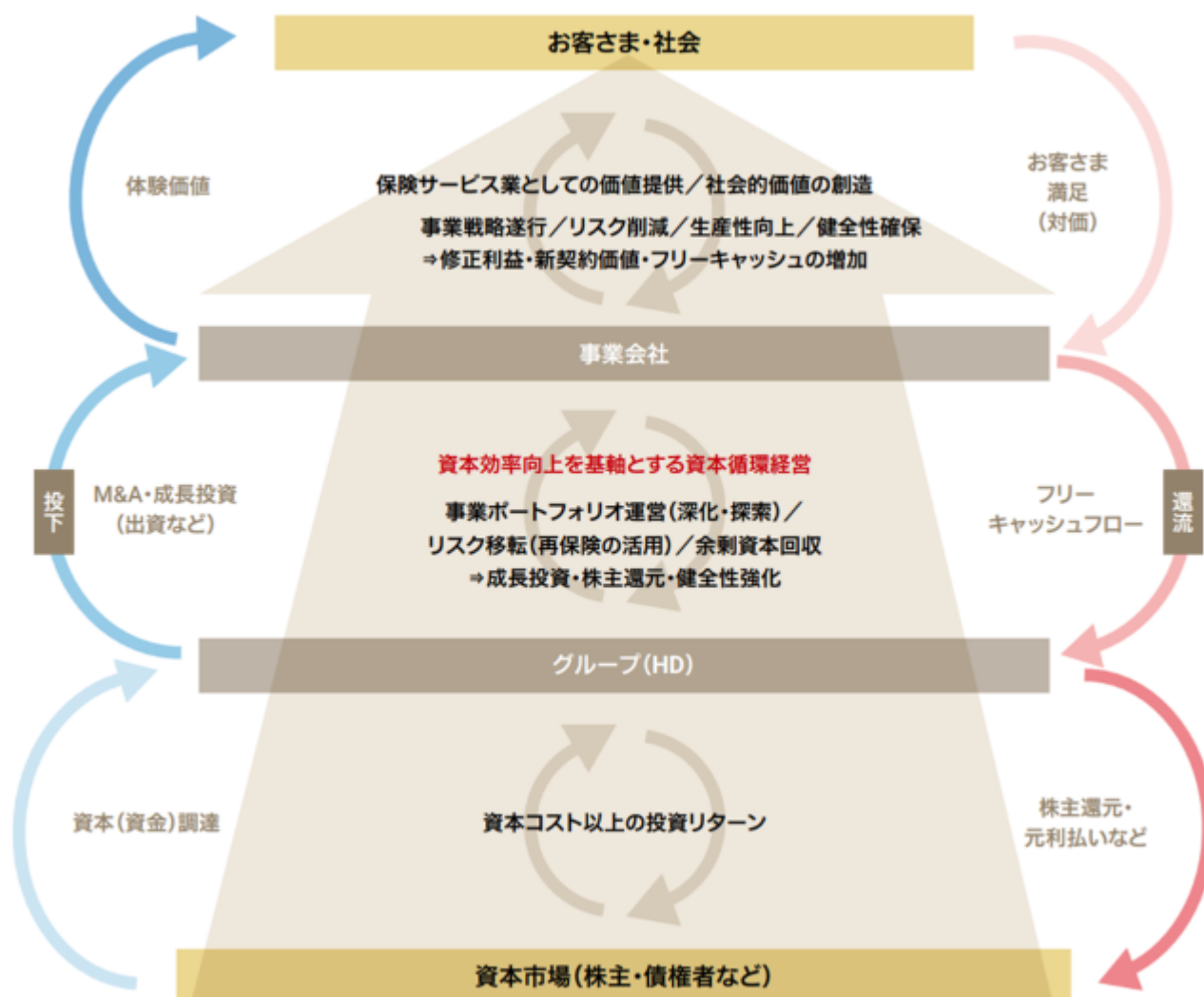
また、資本コストを安定的に上回る資本効率を目指し、修正ROE及びROEVを中長期的に引き上げる一方で、市場リスク削減等により資本コストを引き下げる取組みを行っております。具体的には、会計利益ベースの資本効率指標であるグループ修正ROEは、現中期経営計画期間中に10%への向上を目指しておりましたが、当連結会計年度において、良好な経済環境を背景としたグループ修正利益の拡大により目標値を前倒しで達成いたしました。翌連結会計年度においても、引き続き10%を上回る見通しであることから、目指すべきグローバルトップティアと当社のギャップを踏まえ、現中期経営計画期間中の目標水準を12%以上に引き上げております。また想定資本コストは現時点では9%と自己認識しており定期的に見直しを実施しております。EV対比の金利・株式リスク削減等を通じ現中期経営計画期間中に8%への低減を目指してまいります。

成長投資については、「中核事業（保障、資産形成・承継）の深化」と「アセットマネジメント事業、新規事業などの非保険領域の探索」を進め、継続的に事業ポートフォリオの拡大・分散につながる投資を行ってまいります。今後も、事業ポートフォリオの拡大・分散によってグループ修正利益の水準を引き上げていく中で、2026年度には海外保険事業の比率を40%に、2030年度には同比率を50%、アセットマネジメント事業を含む非保険領域の比率を10%規模に成長させることを目指しております。

株主還元については、利益に応じた毎期の安定配当として、過去3年平均のグループ修正利益に対する配当性向45%以上を実現することに加え、総還元性向の目安を中期平均50%とし、機動的・柔軟な追加還元を戦略的に検討・実施しております。また、中間配当を原則実施しております。なお、当社の配当政策に関しては、「第4提出会社の状況 3 配当政策」をご参照ください。

上記、資本循環経営の土台となる財務健全性を安定的に確保するため、現在の国内保険会社に対する健全性基準であるソルベンシー規制に加え、国際的な資本規制動向や2026年3月期から導入予定となっております経済価値ベースのソルベンシー規制も踏まえ、従来から資産・負債の時価評価を行う経済価値ベースの健全性指標である資本充足率（ESR）を導入しております。ターゲット水準を170%～200%と定め、200%を超過している場合、市場環境等の状況も勘案のうえ、戦略的投資および機動的・柔軟な追加還元を積極的に検討してまいります。財務健全性の強化に向けては市場リスクの削減に加え、財務格付に留意しつつ必要に応じて外部調達を活用することで、財務健全性の維持・向上を図ってまいります。

〈資本循環経営のイメージ〉



② 資本政策の当連結会計年度における状況

当連結会計年度の1株当たり株主配当額は、前連結会計年度より24円増配の137円とする予定であり、自己株式取得額は、上限1,000億円といたしました。また、グループ資本の充実や流動性確保に向けて、第一生命保険株式会社において2025年1月に米ドル建永久劣後特約付社債の発行（20億米ドル）を実施しております。

(3) キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローは、主に保険料等収入が減少したことにより、前期と比べて4,047億円収入減の5,925億円の収入となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、主に短期資金運用による収入が減少したことにより、前期と比べて3,788億円支出増の9,804億円の支出となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、主に社債の発行による収入が増加したことにより、前期と比べて721億円支出減の735億円の支出となりました。

以上の結果、現金及び現金同等物の当連結会計年度末残高は、期首から4,588億円減少し、2兆3,135億円（前連結会計年度末は2兆7,723億円）となりました。

(4) 生産、受注及び販売の実績

当社グループの主たる事業である生命保険事業において、他の業態と異なり物品の生産や受注を行わない業務の特性により、本項における記載に該当する情報がないため記載しておりません。

(5) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。その作成には経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の開示に影響を与える見積りを必要とします。経営者は、これらの見積りについて過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、後記「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表」の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しておりますが、特に以下の重要な会計方針及び見積りが連結財務諸表に大きな影響を及ぼすと考えております。

① 金融商品の時価の算定方法

有価証券の一部及びデリバティブ取引は、時価法に基づいて評価しております。時価は、原則として市場価格に基づいて算定しておりますが、一部の有価証券及びデリバティブ取引については将来キャッシュ・フローの現在価値等に基づく合理的な見積りによっております。

将来、見積りに影響する新たな事実の発生等により、見積り額は変動する可能性があります。なお、金融商品の時価の算定方法に係る基準は、後記「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表」の（金融商品関係）の注記に記載のとおりであります。

② 有価証券の減損処理

売買目的有価証券以外の有価証券のうち、時価が著しく下落したものについては合理的な基準に基づいて減損処理を行っております。

将来、株式市場の悪化等、金融市場の状況によっては多額の有価証券評価損を計上する可能性があります。なお、有価証券の減損処理に係る基準は、後記「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表」の（有価証券関係）の注記に記載のとおりであります。

③ 固定資産の減損処理

固定資産については、資産グループの回収可能価額が帳簿価額を下回った場合に、その差額を減損損失に計上しております。

回収可能価額は、資産グループの時価から処分費用見込額を控除した正味売却価額と割引後将来キャッシュ・フローとして算定される使用価値のいずれか大きい方としていることから、将来、固定資産の使用方法を変更した場合又は不動産取引相場や賃料相場が変動した場合には、新たに減損損失が発生する可能性があります。なお、固定資産の減損処理に係る基準は、後記「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表」の（連結損益計算書関係）の注記に記載のとおりであります。

④ のれん及びその償却方法

連結貸借対照表の資産の部には「のれん」が計上されております。当該「のれん」は、他の企業又は事業を取得した場合、その取得に要した費用（取得原価）が受け入れた資産及び引き受けた負債に配分された純額を上回る場合に計上されるものであります。また、当該「のれん」の算定において用いられる取得に要した費用並びに受け入れた資産及び引き受けた負債の算定には一定の前提条件を置いており、見積りの要素を含んでおります。

この「のれん」は、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって均等償却しております。

なお、のれんの評価方法は、後記「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表」の（重要な会計上の見積り）の注記に記載のとおりであります。

⑤ 無形固定資産及びその償却方法

連結貸借対照表のその他の無形固定資産には「保有契約価値」及び「顧客関連資産」が含まれております。

「保有契約価値」とは、買収等で獲得したその買収時点で有効な保険契約及び投資契約に関して、そのキャッシュ・フローから得られる将来利益を現在価値として計算し、無形固定資産として計上するものであります。また、「顧客関連資産」とは、買収等で獲得したその買収時点で既存顧客との継続的な取引関係により生み出すことが期待されているキャッシュ・フローから得られる将来利益の現在価値として計算し、無形固定資産として計上するものであります。

この「保有契約価値」及び「顧客関連資産」の算定には見積りの要素を含んでおりますが、前提条件については毎期回復可能性テストを実施し、資産計上額の妥当性を判定した上で資産計上しております。

「保有契約価値」及び「顧客関連資産」は、その効果が及ぶと見積もられる期間にわたり、効果の発現する態様にしたがって償却しております。

なお、保有契約価値及び顧客関連資産の評価方法は、後記「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表」の（重要な会計上の見積り）の注記に記載のとおりであります。

⑥ 繰延税金資産の回収可能性の評価

繰延税金資産の回収可能性の判断に際して、将来の通算グループ全体の課税所得は事業計画に基づく将来予測に直近の業績見通しを反映し、合理的に見積っております。

また、期末における将来減算一時差異の解消見込年度のスケジューリングに際して、個別に解消年度のスケジューリングをすることが実務上困難なものは、過去の税務上の損金の算入実績により合理的に見積もっております。

繰延税金資産の回収可能性は、将来の通算グループ全体の課税所得の見積りに依存するため、将来、当社グループを取り巻く環境に大きな変更があった場合等、その見積り額が変動した場合は、繰延税金資産の回収可能性が変動する可能性があります。

⑦ 貸倒引当金の計上基準

債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、債務者の状況に応じ、回収不能見積り額を計上しております。

将来、債務者の財務状況が悪化し支払い能力が低下した場合には、引当金の追加計上又は貸倒損失が発生する可能性があります。なお、貸倒引当金の計上基準は、後記「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表」の（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）に記載のとおりであります。

⑧ 支払備金の積立方法

保険契約に基づいて支払義務が発生したと認められる保険金等のうち、期末時点において支払いが行われていない、又は支払事由の報告を受けていないが支払事由が既に発生したと認められる保険金等について、支払備金として積み立てております。将来、新たな事実の発生等により、支払備金の計上額が変動する可能性があります。なお、既発生未報告支払備金（IBNR備金）の計算方法は、後記「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表」の（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）に記載のとおりであります。

⑨ 責任準備金の積立方法

保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、責任準備金を積み立てております。

責任準備金は各国の規制や会計基準に基づき、契約時等に定めた計算方法や計算前提等に基づく将来の予定キャッシュ・フローの見積りに基づき算出した額を積み立てております。

なお、当該見積りと直近の実績が大きく乖離すること等により、将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、追加して責任準備金を積み立てる必要があることから、責任準備金に積み立て不足が生じていないかを検証するために、責任準備金の十分性を確認するテストを実施しております。

なお、責任準備金の積立方法は、後記「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表」の（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）に記載のとおりであります。

⑩ 退職給付債務及び退職給付費用

退職給付債務及び退職給付費用は、年金資産の期待運用収益率や将来の退職給付債務算出に用いる数理計算上の前提条件に基づいて算出しております。

このため、実際の結果が前提条件と異なる場合や前提条件の変更が行われた場合には、将来の退職給付債務及び退職給付費用が変動する可能性があります。なお、退職給付債務等の計算の基礎に関する事項は、後記「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表」の(退職給付関係)の注記に記載のとおりであります。

(参考1) 当社グループの固有指標の分析

1 主要な固有指標

(1) 基礎利益

① 基礎利益

基礎利益とは生命保険本業における期間収益を示す指標の一つであります。当社グループの基礎利益は、当社、国内保険会社（第一生命保険株式会社、第一フロンティア生命保険株式会社、ネオファースト生命保険株式会社、アイペット損害保険株式会社）の基礎利益、海外保険会社（Protective Life Corporation、TAL Dai-ichi Life Australia Pty Ltd、Partners Group Holdings Limited、Dai-ichi Life Insurance Company of Vietnam, Limited、Dai-ichi Life Insurance (Cambodia) PLC.、Dai-ichi Life Insurance Myanmar Ltd.）の各国で生命保険本業における期間収益を示すために一般的に用いられる利益、関連会社の持分利益（税引前換算）等を合算し、グループの内部取引の一部を相殺すること等により算出しております。

アイペット損害保険株式会社を除く国内保険会社の場合、基礎利益は、保険契約者から受領した保険料等の保険料等収入、資産運用収益及び責任準備金戻入額等その他経常収益等で構成される基礎収益から、保険金等支払金、責任準備金等繰入額、資産運用費用、事業費及びその他経常費用等から構成される基礎費用を控除したものであります。アイペット損害保険株式会社の場合、基礎利益は、税引前当期純利益から非支配株主に帰属する当期純利益（税引前換算）を控除したものであります。また、基礎利益に有価証券売却損益等の「キャピタル損益」と危険準備金繰入額等の「臨時損益」を加味したものが経常利益となります。

海外保険会社の場合、基礎利益として、Protective Life Corporationの税引前営業利益、TAL Dai-ichi Life Australia Pty Ltd、Partners Group Holdings Limitedの基礎的な利益（税引前換算）、Dai-ichi Life Insurance Company of Vietnam, Limited、Dai-ichi Life Insurance (Cambodia) PLC.、及び Dai-ichi Life Insurance Myanmar Ltd.の税引前利益を用いております。

② 順ざや額/逆ざや額

国内生命保険会社は、保険料を計算するにあたって、資産運用を通じて得られる収益を予め見込んで、その分保険料を割り引いて計算しております。この割引率を「予定利率」といい、市中金利水準等を勘案して設定しております。そのため、保険会社は、毎年割り引いた分に相当する金額（予定利息）等の負債コストを運用収益等で確保する必要があります。

予定利息を実際の運用収益等でまかなえている状態を「順ざや」といい、まかなえていない状態を「逆ざや」といいます。

当社グループの順ざや額/逆ざや額は、国内生命保険会社（第一生命保険株式会社、第一フロンティア生命保険株式会社、ネオファースト生命保険株式会社）の合算値であります。

< 順ざや額/逆ざや額の算出方法 >

$$\text{順ざや額/逆ざや額} = (\text{基礎利益上の運用収支等の利回り} - \text{平均予定利率}) \times \text{一般勘定責任準備金}$$

- ・「平均予定利率」とは、予定利息の一般勘定責任準備金に対する利回りをいいます。

(2) 責任準備金

国内生命保険会社の責任準備金は、生命保険会社が将来の保険金等の支払いを確実にを行うために、保険料や運用収益等を財源として保険業法により積立てが義務付けられている準備金のことで、生命保険会社の負債の最も大きな部分を占めております。

国内生命保険会社については、保険業法に基づき責任準備金を積み立てており、「保険料積立金」、「未経過保険料」及び「危険準備金」で構成されております。

	内容
保険料積立金	保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるため、保険数理に基づき計算した金額をいいます。ただし、払戻積立金として積み立てる金額を除きます。
未経過保険料	未経過期間（保険契約に定めた保険期間のうち、決算期において、まだ経過していない期間をいいます。）に対応する責任に相当する額として計算した金額をいいます。ただし、払戻積立金として積み立てる金額を除きます。
危険準備金	保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて計算した金額をいいます。

なお、責任準備金は事業年度末において要積立額を計算し、前事業年度末残高との差額を損益計算書に計上いたします。即ち、事業年度末の要積立額が前事業年度末残高を上回る場合にはその差額を責任準備金繰入額として経常費用の科目に計上し、事業年度末の要積立額が前事業年度末残高を下回る場合にはその差額を責任準備金戻入額として経常収益の科目に計上いたします（四半期会計期間末においても同様に計上いたします）。

責任準備金の積立水準は、積立方式と計算基礎率によって決まります。保険業法において責任準備金の積立方式及び計算基礎率について定められております。

海外生命保険会社については、各国の法令や規制等に基づき積み立てております。なお、連結される米国、豪州及びニュージーランドの生命保険会社の責任準備金については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表」の（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）をご参照下さい。

(3) ソルベンシー・マージン比率

ソルベンシー・マージン比率とは、通常の予測を超えて発生するリスクに備えて「支払余力」がどの程度カバーされているかを示す行政監督上の指標の一つであります。具体的には、保険会社が抱える保険金等のお支払いに係るリスクや資産運用に係るリスク等、多様なリスクが通常の予測を超えて発生した場合、資本等の内部留保と有価証券含み益等の合計（ソルベンシー・マージン総額）で、これらのリスク（リスクの合計額）をどの程度カバーできているかを指数化したものであります。同比率の算出は、ソルベンシー・マージン総額をリスクの合計額で割り算して求め、同比率が200%以上であれば、健全性について一つの基準を満たしていることを示しております。

$$\text{ソルベンシー・マージン比率} = \frac{\text{ソルベンシー・マージン総額}}{\text{リスクの合計額} \times 1/2} \times 100 (\%)$$

(4) 実質純資産額

実質純資産額とは、貸借対照表の資産を基礎として計算した額（有価証券・不動産等について一定の時価評価を行ったもの）から負債の部に計上されるべき金額を基礎として計算した額（負債の額から価格変動準備金・危険準備金等の額を差し引いた額）を控除した金額を言い、保険会社の健全性の状況を示す行政監督上の指標の一つであります。金融庁による早期是正措置において、実質的な債務超過の判定基準として用いられる額であります。

2 当社グループの固有指標の分析

(1) 基礎利益

① 基礎利益

当社グループの基礎利益は、前事業年度比で1,136億円増加し、6,388億円（前期比21.6%増）となりました。これは、主に第一生命において、金利上昇や良好な金融市場環境に支えられ、利息及び配当金等収入が増加したこと等によるものであります。

② 順ざや額／逆ざや額

当社グループの順ざや額（国内グループ生命保険会社合算値）は、第一生命において、上述のとおり、利息及び配当金等収入が増加したことに加え、為替ヘッジ付外貨建債券の残高削減に伴うヘッジコストの減少等に伴い前事業年度に比べ805億円増加し、1,729億円（前期比87.1%増）となりました。

（注）第一生命、第一フロンティア生命、ネオファースト生命の合算値であります。

(2) 連結ソルベンシー・マージン比率

当社グループの連結ソルベンシー・マージン比率は、643.4%と前期比49.2ポイント減となりました。詳細については、以下のとおりであります。

（単位：億円）

項目	前事業年度末 (2024年3月31日)	当事業年度末 (2025年3月31日)
ソルベンシー・マージン総額(A)	70,464	63,628
資本金等 ^{*1}	12,093	9,964
価格変動準備金	3,243	3,421
危険準備金	6,909	6,799
異常危険準備金	65	73
一般貸倒引当金	32	20
(その他有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ損益(税効果控除前))×90%(マイナスの場合100%)	21,615	13,417
土地の含み損益×85%(マイナスの場合100%)	3,887	4,541
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の合計額	1,633	1,781
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	23,452	23,562
負債性資本調達手段等	9,237	11,317
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	△7,403	△7,265
少額短期保険業者に係るマージン総額	0	0
控除項目	△4,832	△4,683
その他	528	675
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1^2 + R_5^2 + R_8 + R_9)^2 + (R_2 + R_3 + R_7)^2} + R_4 + R_6$ (B)	20,344	19,777
保険リスク相当額 R_1	1,605	1,713
一般保険リスク相当額 R_5	230	278
巨大災害リスク相当額 R_6	17	21
第三分野保険の保険リスク相当額 R_8	1,816	1,792
少額短期保険業者の保険リスク相当額 R_9	0	0
予定利率リスク相当額 R_2	2,178	2,090
最低保証リスク相当額 R_7 ^{*2}	774	888
資産運用リスク相当額 R_3	16,609	15,996
経営管理リスク相当額 R_4	464	455
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	692.6%	643.4%

*1 社外流出予定額及びその他の包括利益累計額等を除いております。

*2 標準的方式を用いて算出しております。

（注）上記は、保険業法施行規則第210条の11の3、第210条の11の4及び平成23年金融庁告示第23号の規定に基づいて算出しております。

3 第一生命保険株式会社の固有指標の分析

(1) 基礎利益

① 基礎利益

生命保険本業における期間収益を示す指標の一つである基礎利益は、前事業年度に比べ292億円増加し、3,602億円（前事業年度比8.8%増）となりました。主に金利上昇や良好な金融市場環境に支えられ、利息及び配当金等収入が増加したことによるものであります。詳細については、後記「（参考2）第一生命保険株式会社の一般社団法人生命保険協会の定める決算発表様式に準ずる情報 3. 経常利益等の明細（基礎利益）」をご参照下さい。

② 順ざや額/逆ざや額

順ざや額は、第一生命において、上述のとおり、利息及び配当金等収入が増加したことに加え、為替ヘッジ付外貨建債券の残高削減に伴うヘッジコストの減少等に伴い前事業年度に比べ751億円増加し、1,253億円（前事業年度比149.8%増）となりました。

＜第一生命保険株式会社の順ざや額/逆ざや額＞

（単位：億円）

	2024年3月期	2025年3月期
順ざや額/逆ざや額（注）	501	1,253
基礎利益上の運用収支等の利回り（%）	2.04	2.29
平均予定利率（%）	1.85	1.81
一般勘定責任準備金	266,209	261,808

（注）正值の場合は順ざや額

(2) 責任準備金

第一生命は、保険業法等で定められた基準に基づき、標準責任準備金対象契約については、平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により責任準備金（標準責任準備金）を積み立て、それ以外の契約については「平準純保険料式」により責任準備金を積み立てており、法令上最も健全な積立方式を採用しております。

＜個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式・積立率＞

		2024年3月期末	2025年3月期末
積立方式	標準責任準備金対象契約	標準責任準備金	標準責任準備金
	標準責任準備金対象外契約	平準純保険料式	平準純保険料式
積立率（危険準備金を除く。）		100.0%	100.0%

2008年3月期より、健全性の更なる向上のために、高予定利率の終身保険のうち払込満了後契約等に対して、追加責任準備金の積立てを行っており、2024年3月期は602億円、2025年3月期は493億円の新規繰り入れを実施しております。

(3) ソルベンシー・マージン比率

保険金等の支払余力を示すソルベンシー・マージン比率は、852.9%となりました。また、第一生命保険株式会社の連結ソルベンシー・マージン比率は896.9%となりました。詳細については、後記「（参考2）第一生命保険株式会社の一般社団法人生命保険協会の定める決算発表様式に準ずる情報 5. ソルベンシー・マージン比率」をご参照下さい。

(4) 実質純資産額

実質純資産額は、前事業年度末に比べ2兆1,591億円減少し、4兆4,666億円（前事業年度末比32.6%減）となりました。

4 第一フロンティア生命保険株式会社の固有指標の分析

(1) 基礎利益

生命保険本業における期間収益を示す指標の一つである基礎利益は、新契約費用や標準責任準備金繰入額の減少等に伴う保険関係損益の改善を主な要因として、前事業年度に比べ798億円増加し、881億円（前事業年度比958.2%増）となりました。詳細については、後記「（参考3）第一フロンティア生命保険株式会社の一般社団法人生命保険協会の定める決算発表様式に準ずる情報 3. 経常利益等の明細（基礎利益）」をご参照下さい。

(2) 責任準備金

第一フロンティア生命においては、保険業法等で定められている基準に基づき、最も健全な積立方式である標準責任準備金を積み立てておりますが、お客さまが設定する目標金額に到達したことによって解約となる契約が増加したことに伴い責任準備金の戻入が発生したことに伴い責任準備金は前事業年度末に比べ2,940億円減少し、7兆9,363億円（前事業年度末比3.6%減）となりました。

(3) ソルベンシー・マージン比率

ソルベンシー・マージン比率は、420.2%（前事業年度末は419.9%）となりました。詳細については、後記「（参考3）第一フロンティア生命保険株式会社の一般社団法人生命保険協会の定める決算発表様式に準ずる情報 5. ソルベンシー・マージン比率」をご参照下さい。

(4) 実質純資産額

実質純資産額は、前事業年度末に比べ103億円増加し、2,364億円（前事業年度末比4.6%増）となりました。

(参考2) 第一生命保険株式会社の一般社団法人生命保険協会の定める決算発表様式に準ずる情報

参考として、第一生命保険株式会社の単体情報のうち、一般社団法人生命保険協会の定める決算発表様式に準ずる情報を以下のとおり記載しております。

1. 主要業績

(1) 保有契約高及び新契約高

① 保有契約高

(単位：千件、億円、%)

区分	前事業年度末 (2024年3月31日)				当事業年度末 (2025年3月31日)			
	件数	前年度末比	金額	前年度末比	件数	前年度末比	金額	前年度末比
個人保険	22,424	100.7	695,092	94.9	22,634	100.9	667,288	96.0
個人年金保険	2,122	102.6	105,305	100.1	2,268	106.9	113,617	107.9
個人保険＋個人年金	24,547	100.9	800,397	95.6	24,902	101.4	780,905	97.6
団体保険	－	－	484,369	98.2	－	－	473,580	97.8
団体年金保険	－	－	61,719	101.7	－	－	58,991	95.6

- (注) 1 個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものであります。
- 2 団体年金保険については、責任準備金の金額であります。
- 3 2018年4月以降の複数の保険契約を組み合わせで加入している商品について、それぞれの保険契約を1件として記載しております。

② 新契約高

(単位：千件、億円、%)

区分	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)					当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)				
	件数	金額	新契約	転換による 純増加	前年度比	件数	金額	新契約	転換による 純増加	前年度比
個人保険	2,046	16,573	14,710	1,862	157.8	2,268	19,486	16,947	2,539	117.6
個人年金保険	149	5,509	5,539	△29	330.0	260	13,651	14,508	△857	247.8
個人保険＋個人年金	2,196	22,083	20,250	1,833	181.4	2,528	33,137	31,455	1,682	150.1
団体保険	－	2,715	2,715	－	158.7	－	897	897	－	33.0
団体年金保険	－	0	0	－	0.2	－	0	0	－	522.7

- (注) 1 件数は、新契約に転換後契約を加えた数値であります。
- 2 新契約・転換による純増加の個人年金保険の金額は年金支払開始時における年金原資であります。
- 3 新契約の団体年金保険の金額は第1回収入保険料であります。
- 4 2018年4月以降の複数の保険契約を組み合わせで加入している商品について、それぞれの保険契約を1件として記載しております。

(2) 年換算保険料

① 保有契約

(単位：億円、%)

区分	前事業年度末 (2024年3月31日)	前年度末比	当事業年度末 (2025年3月31日)	前年度末比
個人保険	14,086	96.2	13,711	97.3
個人年金保険	5,408	101.4	5,738	106.1
合計	19,494	97.6	19,449	99.8
うち医療保障・ 生前給付保障等	6,904	98.4	6,913	100.1

② 新契約

(単位：億円、%)

区分	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	前年度比	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	前年度比
個人保険	371	93.8	504	135.9
個人年金保険	204	307.1	455	222.6
合計	575	124.5	959	166.7
うち医療保障・ 生前給付保障等	268	90.9	393	146.6

- (注) 1 「年換算保険料」とは、1回当たりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年当たりの保険料に換算した金額であります（一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額）。
- 2 「医療保障・生前給付保障等」には、医療保障給付（入院給付、手術給付等）、生前給付保障給付（特定疾病給付、介護給付等）、保険料払込免除給付（障害を事由とするものは除く。特定疾病罹患、介護等を事由とするものを含む。）等に該当する部分の年換算保険料を計上しております。
- 3 「新契約」には転換純増分も含んでおります。

(参考) 個人保険・個人年金保険の解約・失効年換算保険料

(単位：億円)

区分	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
解約・失効年換算保険料	739	677

- (注) 1 失効後復活契約を失効と相殺せずに算出しております。
- 2 主契約が継続している「減額」を除いております。

2. 一般勘定資産の運用状況

(1) 資産の構成

(単位：億円、%)

区分	前事業年度末 (2024年3月31日)		当事業年度末 (2025年3月31日)	
	金額	占率	金額	占率
現預金・コールローン	8,642	2.5	7,507	2.2
買現先勘定	-	-	-	-
債券貸借取引支払保証金	-	-	-	-
買入金銭債権	2,062	0.6	1,918	0.6
商品有価証券	-	-	-	-
金銭の信託	88	0.0	85	0.0
有価証券	286,314	82.6	276,350	81.6
公社債	179,328	51.7	183,488	54.2
株式	40,362	11.6	33,236	9.8
外国証券	54,003	15.6	47,517	14.0
公社債	37,428	10.8	31,848	9.4
株式等	16,575	4.8	15,668	4.6
その他の証券	12,619	3.6	12,107	3.6
貸付金	31,090	9.0	34,230	10.1
保険約款貸付	2,348	0.7	2,180	0.6
一般貸付	28,741	8.3	32,049	9.5
不動産	11,818	3.4	12,058	3.6
うち投資用不動産	9,010	2.6	9,300	2.7
繰延税金資産	-	-	-	-
その他	6,727	1.9	6,404	1.9
貸倒引当金	△39	△0.0	△28	△0.0
合計	346,705	100.0	338,526	100.0
うち外貨建資産	47,471	13.7	43,423	12.8

(注) 「不動産」については土地・建物・建設仮勘定を合計した金額を計上しております。

(2) 資産運用収益

(単位：億円、%)

区分	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
	金額	占率	金額	占率
利息及び配当金等収入	7,200	62.6	7,702	57.1
預貯金利息	4	0.0	6	0.1
有価証券利息・配当金	5,794	50.3	6,196	46.0
貸付金利息	556	4.8	680	5.0
不動産賃貸料	686	6.0	682	5.1
その他利息配当金	157	1.4	136	1.0
商品有価証券運用益	-	-	-	-
金銭の信託運用益	21	0.2	-	-
売買目的有価証券運用益	-	-	-	-
有価証券売却益	4,185	36.4	5,518	40.9
国債等債券売却益	393	3.4	112	0.8
株式等売却益	2,208	19.2	4,195	31.1
外国証券売却益	1,583	13.8	1,211	9.0
その他	-	-	-	-
有価証券償還益	82	0.7	232	1.7
金融派生商品収益	-	-	-	-
為替差益	-	-	-	-
貸倒引当金戻入額	-	-	10	0.1
投資損失引当金戻入額	0	0.0	-	-
その他運用収益	20	0.2	18	0.1
合計	11,510	100.0	13,482	100.0

(3) 資産運用費用

(単位：億円、%)

区分	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
	金額	占率	金額	占率
支払利息	87	1.8	133	2.4
商品有価証券運用損	-	-	-	-
金銭の信託運用損	-	-	3	0.1
売買目的有価証券運用損	-	-	-	-
有価証券売却損	2,719	55.3	3,752	68.0
国債等債券売却損	502	10.2	2,460	44.6
株式等売却損	516	10.5	143	2.6
外国証券売却損	1,700	34.6	1,149	20.8
その他	-	-	-	-
有価証券評価損	32	0.7	47	0.9
国債等債券評価損	-	-	-	-
株式等評価損	24	0.5	20	0.4
外国証券評価損	7	0.1	10	0.2
その他	0	0.0	16	0.3
有価証券償還損	36	0.7	104	1.9
金融派生商品費用	991	20.2	146	2.7
為替差損	256	5.2	541	9.8
貸倒引当金繰入額	18	0.4	-	-
投資損失引当金繰入額	-	-	2	0.1
貸付金償却	7	0.1	0	0.0
賃貸用不動産等減価償却費	140	2.9	142	2.6
その他運用費用	628	12.8	643	11.7
合計	4,917	100.0	5,519	100.0

(4) 資産運用に係わる諸効率

① 資産別運用利回り

(単位：％)

区分	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
現預金・コールローン	0.03	0.12
買現先勘定	-	-
債券貸借取引支払保証金	-	-
買入金銭債権	1.73	1.43
商品有価証券	-	-
金銭の信託	34.84	△4.18
有価証券	2.31	2.93
うち公社債	1.35	0.26
うち株式	22.15	42.31
うち外国証券	1.73	3.40
公社債	0.20	△0.01
株式等	6.26	11.49
貸付金	1.40	1.58
うち一般貸付	1.14	1.38
不動産	2.56	2.89
一般勘定計	2.08	2.53
うち海外投融資	1.99	3.10

② 日々平均残高

(単位：億円)

前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
8,866	8,170
-	-
-	-
2,325	2,053
-	-
61	77
252,260	248,959
175,561	180,924
12,425	11,528
53,330	44,387
39,841	31,226
13,488	13,160
28,238	31,778
25,802	29,507
9,222	8,954
317,126	315,279
60,852	53,603

(注) 1 「運用利回り」は、分母を帳簿価額ベースの「日々平均残高」、分子を「経常損益中の資産運用収益－資産運用費用」として算出しております。

2 「海外投融資」には、円貨建資産を含んでおります。

③ 売買目的有価証券の評価損益

(単位：億円)

区分	前事業年度末 (2024年3月31日)		当事業年度末 (2025年3月31日)	
	貸借対照表計上額	当期の損益に 含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に 含まれた評価損益
売買目的有価証券	88	15	85	△10
商品有価証券	-	-	-	-
金銭の信託	88	15	85	△10

④ 有価証券の時価情報（売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの）

（単位：億円）

区分	帳簿価額	時価	差損益	うち差益	うち差損
前事業年度末(2024年3月31日)					
満期保有目的の債券	-	-	-	-	-
公社債	-	-	-	-	-
外国公社債	-	-	-	-	-
責任準備金対応債券	156,309	150,597	△5,712	8,123	13,835
公社債	155,792	150,082	△5,710	8,123	13,833
外国公社債	517	515	△1	0	1
子会社・関連会社株式	-	-	-	-	-
その他有価証券	89,845	122,168	32,322	34,589	2,267
公社債	22,602	23,535	933	1,185	252
株式	11,437	39,877	28,440	28,481	40
外国証券	43,974	46,535	2,561	4,276	1,714
公社債	36,382	36,911	528	2,003	1,475
株式等	7,592	9,624	2,032	2,272	239
その他の証券	8,846	9,246	400	624	223
買入金銭債権	2,075	2,062	△12	22	35
譲渡性預金	910	909	△0	-	0
合計	246,155	272,766	26,610	42,713	16,102
公社債	178,395	173,618	△4,777	9,308	14,085
株式	11,437	39,877	28,440	28,481	40
外国証券	44,491	47,051	2,559	4,276	1,716
公社債	36,899	37,426	527	2,004	1,477
株式等	7,592	9,624	2,032	2,272	239
その他の証券	8,846	9,246	400	624	223
買入金銭債権	2,075	2,062	△12	22	35
譲渡性預金	910	909	△0	-	0
当事業年度末(2025年3月31日)					
満期保有目的の債券	-	-	-	-	-
公社債	-	-	-	-	-
外国公社債	-	-	-	-	-
責任準備金対応債券	161,454	141,044	△20,410	2,373	22,784
公社債	161,023	140,614	△20,409	2,373	22,783
外国公社債	431	429	△1	-	1
子会社・関連会社株式	-	-	-	-	-
その他有価証券	80,494	105,348	24,854	26,789	1,935
公社債	22,507	22,465	△42	590	632
株式	10,360	32,762	22,401	22,557	155
外国証券	37,308	39,290	1,981	3,016	1,034
公社債	30,743	31,417	674	1,505	830
株式等	6,565	7,872	1,307	1,511	203
その他の証券	7,433	8,002	568	617	48
買入金銭債権	1,974	1,918	△55	8	64
譲渡性預金	910	909	△0	-	0
合計	241,949	246,392	4,443	29,163	24,719
公社債	183,531	163,079	△20,451	2,963	23,415
株式	10,360	32,762	22,401	22,557	155
外国証券	37,739	39,720	1,980	3,016	1,035
公社債	31,174	31,847	673	1,505	831
株式等	6,565	7,872	1,307	1,511	203
その他の証券	7,433	8,002	568	617	48
買入金銭債権	1,974	1,918	△55	8	64
譲渡性預金	910	909	△0	-	0

（注） 1 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでおります。
2 市場価格のない株式等および組合等は本表から除いております。

・市場価格のない株式等および組合等の帳簿価額は以下のとおりであります。

(単位：億円)

区分	前事業年度末 (2024年3月31日)	当事業年度末 (2025年3月31日)
子会社・関連会社株式	2,613	3,332
其他有価証券	6,937	7,997
国内株式	376	364
外国株式	104	104
その他	6,456	7,528
合計	9,551	11,330

- (注) 1 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでおります。
2 市場価格のない株式等及び組合等のうち、外国証券の為替を評価した差損益は以下のとおりであります。
(前事業年度末：1,193億円、当事業年度末：1,005億円)

⑤ 金銭の信託の時価情報

(単位：億円)

区分	貸借対照表 計上額	時価	差損益	うち差益	うち差損
前事業年度末 (2024年3月31日)	88	88	20	27	6
当事業年度末 (2025年3月31日)	85	85	0	17	17

- (注) 1 本表記載の時価相当額の算定は、金銭の信託の受託者が合理的に算定した価格によっております。
2 差損益には金銭の信託内で設定しているデリバティブ取引に係る差損益も含んでおります。
・満期保有目的、責任準備金対応、その他の金銭の信託については、前事業年度末、当事業年度末ともに残高はありません。

3. 経常利益等の明細（基礎利益）

（単位：億円）

区分	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
基礎収益	36,762	37,491
保険料等収入	22,898	21,383
資産運用収益	8,830	8,001
うち利息及び配当金等収入	7,200	7,702
その他経常収益	4,976	8,106
その他基礎収益(a)	56	-
基礎費用	33,452	33,888
保険金等支払金	25,224	25,379
責任準備金等繰入額	84	84
資産運用費用	911	1,023
事業費	3,851	4,094
その他経常費用	2,499	2,434
その他基礎費用(b)	881	872
基礎利益 A	3,310	3,602
キャピタル収益	5,088	6,391
金銭の信託運用益	21	-
売買目的有価証券運用益	-	-
有価証券売却益	4,185	5,518
金融派生商品収益	-	-
為替差益	-	-
その他キャピタル収益(c)	881	872
キャピタル費用	4,055	4,492
金銭の信託運用損	-	3
売買目的有価証券運用損	-	-
有価証券売却損	2,719	3,752
有価証券評価損	32	47
金融派生商品費用	991	146
為替差損	256	541
その他キャピタル費用(d)	56	-
キャピタル損益 B	1,032	1,898
キャピタル損益含み基礎利益 A + B	4,342	5,501
臨時収益	562	1,635
再保険収入	-	-
危険準備金戻入額	270	150
個別貸倒引当金戻入額	-	△0
その他臨時収益(注) 1	292	1,485
臨時費用	992	1,750
再保険料	-	-
危険準備金繰入額	-	-
個別貸倒引当金繰入額	△0	-
特定海外債権引当勘定繰入額	-	-
貸付金償却	7	0
その他臨時費用(注) 2	985	1,750
臨時損益 C	△429	△115
経常利益 A + B + C	3,913	5,386

(注) 1 その他臨時収益には、投資損失引当金戻入額（前事業年度：0億円）、払済終身保険出再に伴う責任準備金取崩額（前事業年度：292億円、当事業年度：1,485億円）を記載しております。

2 その他臨時費用には、投資損失引当金繰入額（当事業年度：2億円）、保険業法施行規則第69条第5項の規定により責任準備金を追加して積み立てた金額（前事業年度：605億円、当事業年度：495億円）及び払済終身保険出再に係る再保険料（前事業年度：379億円、当事業年度：1,251億円）を記載しております。

(参考)

その他基礎収益等の内訳

(単位：億円)

区分	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
その他基礎収益(a)	56	-
マーケット・ヴァリュ・アジャストメントに係る解約返戻金額変動の影響額	-	-
外貨建て保険契約に係る市場為替レート変動の影響額	56	-
為替に係るヘッジコスト	-	-
投資信託の解約損益	-	-
有価証券償還損益のうち為替変動部分	-	-
その他基礎費用(b)	881	872
マーケット・ヴァリュ・アジャストメントに係る解約返戻金額変動の影響額	0	-
外貨建て保険契約に係る市場為替レート変動の影響額	-	16
為替に係るヘッジコスト	692	407
投資信託の解約損益	142	320
有価証券償還損益のうち為替変動部分	46	127
払込満了後終身保険出再に係る再保険料の調整額(過年度出再分)	-	-
①基礎利益への影響額 (a)-(b)	△825	△872
その他キャピタル収益(c)	881	872
マーケット・ヴァリュ・アジャストメントに係る解約返戻金額変動の影響額	0	-
外貨建て保険契約に係る市場為替レート変動の影響額	-	16
為替に係るヘッジコスト	692	407
投資信託の解約損益	142	320
有価証券償還損益のうち為替変動部分	46	127
その他キャピタル費用(d)	56	-
マーケット・ヴァリュ・アジャストメントに係る解約返戻金額変動の影響額	-	-
外貨建て保険契約に係る市場為替レート変動の影響額	56	-
為替に係るヘッジコスト	-	-
投資信託の解約損益	-	-
有価証券償還損益のうち為替変動部分	-	-
②キャピタル損益への影響額 (c)-(d)	825	872

4. 保険業法に基づく債権の状況

(単位：億円、%)

区分	前事業年度末 (2024年3月31日)	当事業年度末 (2025年3月31日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	0	0
危険債権	25	26
三月以上延滞債権	－	－
貸付条件緩和債権	－	－
小計 ①	26	26
(対合計比)①／②	(0.05)	(0.05)
正常債権	55,992	59,465
合計 ②	56,019	59,492

- (注) 1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
- 2 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権であります。(注1に掲げる債権を除く。)
- 3 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金であります。(注1及び2に掲げる債権を除く。)
- 4 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金であります。(注1から3に掲げる債権を除く。)
- 5 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、注1から4までに掲げる債権以外のものに区分される債権であります。

5. ソルベンシー・マージン比率

(単位：億円)

項目	前事業年度末 (2024年3月31日)	当事業年度末 (2025年3月31日)
ソルベンシー・マージン総額(A)	65,586	57,783
資本金等 ^{*1}	3,480	3,248
価格変動準備金	2,764	2,884
危険準備金	5,728	5,578
一般貸倒引当金	33	21
(その他有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ損益(税効果控除前))×90%(マイナスの場合100%)	29,422	22,428
土地の含み損益×85%(マイナスの場合100%)	3,887	4,545
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	21,620	21,731
負債性資本調達手段等	7,593	9,673
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	△9,369	△9,755
控除項目	△7	△3,171
その他	432	596
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_8)^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4$ (B)	15,163	13,548
保険リスク相当額 R_1	527	475
第三分野保険の保険リスク相当額 R_8	1,375	1,274
予定利率リスク相当額 R_2	1,467	1,371
最低保証リスク相当額 R_7 ^{*2}	28	27
資産運用リスク相当額 R_3	13,212	11,735
経営管理リスク相当額 R_4	332	297
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	865.0%	852.9%

*1 社外流出予定額及び評価・換算差額等を除いております。

*2 標準的方式を用いて算出しております。

(注) 上記は、保険業法施行規則第86条、第87条及び平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しております。

(参考) 連結ソルベンシー・マージン比率

(単位：億円)

項目	前事業年度末 (2024年3月31日)	当事業年度末 (2025年3月31日)
ソルベンシー・マージン総額(A)	64,709	56,277
資本金等 ^{*1}	3,475	3,221
価格変動準備金	2,764	2,884
危険準備金	5,728	5,578
異常危険準備金	－	－
一般貸倒引当金	33	21
(その他有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ 損益(税効果控除前))×90%(マイナスの場合100%)	29,422	22,428
土地の含み損益×85%(マイナスの場合100%)	3,887	4,545
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の合計額	1,647	1,750
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	21,620	21,731
負債性資本調達手段等	7,593	9,673
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達 手段等のうち、マージンに算入されない額	△9,374	△9,782
控除項目	△2,522	△6,373
その他	432	596
リスクの合計額 $\sqrt{R_1^2+R_5^2+R_8+R_9}^2+(R_2+R_3+R_7)^2+R_4+R_6$ (B)	14,378	12,548
保険リスク相当額 R_1	527	476
一般保険リスク相当額 R_5	－	－
巨大災害リスク相当額 R_6	－	－
第三分野保険の保険リスク相当額 R_8	1,375	1,274
少額短期保険業者の保険リスク相当額 R_9	0	0
予定利率リスク相当額 R_2	1,467	1,371
最低保証リスク相当額 R_7 ^{*2}	28	27
資産運用リスク相当額 R_3	12,436	10,745
経営管理リスク相当額 R_4	316	277
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	900.0%	896.9%

*1 社外流出予定額及びその他の包括利益累計額等を除いております。

*2 標準的方式を用いて算出しております。

(注) 上記は、保険業法施行規則第86条の2、第88条及び平成23年金融庁告示第23号の規定に基づいて算出しております。

6. 特別勘定の状況

(1) 特別勘定資産残高の状況

(単位：億円)

区分	前事業年度末 (2024年3月31日)	当事業年度末 (2025年3月31日)
	金額	金額
個人変額保険	698	655
個人変額年金保険	367	341
団体年金保険	16,224	15,440
特別勘定計	17,290	16,436

(2) 個人変額保険（特別勘定）の状況

① 保有契約高

(単位：千件、億円)

区分	前事業年度末 (2024年3月31日)		当事業年度末 (2025年3月31日)	
	件数	金額	件数	金額
変額保険(有期型)	0	0	-	-
変額保険(終身型)	36	2,257	35	2,195
合計	36	2,257	35	2,195

(注) 保有契約高には定期保険特約部分を含んでおります。

② 年度末個人変額保険特別勘定資産の内訳

(単位：億円、%)

区分	前事業年度末 (2024年3月31日)		当事業年度末 (2025年3月31日)	
	金額	構成比	金額	構成比
現預金・コールローン	0	0.0	1	0.2
有価証券	652	93.5	616	94.1
公社債	167	24.0	158	24.2
株式	215	30.9	206	31.5
外国証券	269	38.6	251	38.4
公社債	78	11.3	77	11.8
株式等	190	27.3	174	26.7
その他の証券	-	-	-	-
貸付金	-	-	-	-
その他	45	6.5	37	5.7
貸倒引当金	-	-	-	-
合計	698	100.0	655	100.0

③ 個人変額保険特別勘定の運用収支状況

(単位：億円)

区分	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
	金額	金額
利息配当金等収入	10	11
有価証券売却益	62	59
有価証券償還益	-	-
有価証券評価益	185	135
為替差益	1	1
金融派生商品収益	0	0
その他の収益	0	0
有価証券売却損	6	12
有価証券償還損	-	0
有価証券評価損	107	196
為替差損	1	1
金融派生商品費用	0	0
その他の費用	0	0
収支差額	143	△2

④ 個人変額保険特別勘定に関する有価証券等の時価情報

・売買目的有価証券の評価損益

(単位：億円)

区分	前事業年度末 (2024年3月31日)		当事業年度末 (2025年3月31日)	
	貸借対照表計上額	当期の損益に 含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に 含まれた評価損益
売買目的有価証券	652	77	616	△60

・金銭の信託の時価情報

前事業年度末、当事業年度末ともに残高がないため、記載しておりません。

(3) 個人変額年金保険（特別勘定）の状況

① 保有契約高

(単位：千件、億円)

区分	前事業年度末 (2024年3月31日)		当事業年度末 (2025年3月31日)	
	件数	金額	件数	金額
個人変額年金保険	3	154	2	124

(注) 保有契約高には年金支払開始後契約を含んでおります。

② 年度末個人変額年金保険特別勘定資産の内訳

(単位：億円、%)

区分	前事業年度末 (2024年3月31日)		当事業年度末 (2025年3月31日)	
	金額	構成比	金額	構成比
現預金・コールローン	2	0.8	2	0.6
有価証券	341	92.8	313	91.9
公社債	96	26.1	94	27.7
株式	95	25.9	92	27.0
外国証券	56	15.4	52	15.5
公社債	24	6.5	21	6.4
株式等	32	8.9	31	9.1
その他の証券	93	25.3	74	21.7
貸付金	-	-	-	-
その他	23	6.4	25	7.5
貸倒引当金	-	-	-	-
合計	367	100.0	341	100.0

③ 個人変額年金保険特別勘定の運用収支状況

(単位：億円)

区分	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
	金額	金額
利息配当金等収入	17	15
有価証券売却益	13	14
有価証券償還益	-	-
有価証券評価益	108	81
為替差益	0	0
金融派生商品収益	0	0
その他の収益	0	0
有価証券売却損	1	3
有価証券償還損	-	0
有価証券評価損	70	115
為替差損	0	0
金融派生商品費用	0	0
その他の費用	0	0
収支差額	67	△7

④ 個人変額年金保険特別勘定に関する有価証券等の時価情報

・売買目的有価証券の評価損益

(単位：億円)

区分	前事業年度末 (2024年3月31日)		当事業年度末 (2025年3月31日)	
	貸借対照表計上額	当期の損益に 含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に 含まれた評価損益
売買目的有価証券	341	38	313	△33

・金銭の信託の時価情報

前事業年度末、当事業年度末ともに残高がないため、記載しておりません。

7. 有価証券明細表（一般勘定）

（単位：億円、％）

区分	前事業年度末 (2024年3月31日)		当事業年度末 (2025年3月31日)	
	金額	占率	金額	占率
国債	159,361	55.7	164,289	59.4
地方債	1,218	0.4	1,219	0.4
社債	18,749	6.5	17,980	6.5
うち公社・公団債	4,026	1.4	3,538	1.3
株式	40,362	14.1	33,236	12.0
外国証券	54,003	18.9	47,517	17.2
公社債	37,428	13.1	31,848	11.5
株式等	16,575	5.8	15,668	5.7
その他の証券	12,619	4.4	12,107	4.4
合計	286,314	100.0	276,350	100.0

8. 貸付金残存期間別残高（一般勘定）

（単位：億円）

区分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定め のないものを 含む)	合計
前事業年度末（2024年3月31日）							
変動金利	528	888	1,034	734	769	4,714	8,670
固定金利	5,512	4,756	2,575	1,801	1,500	3,926	20,071
一般貸付計	6,040	5,644	3,609	2,535	2,269	8,641	28,741
当事業年度末（2025年3月31日）							
変動金利	566	878	1,669	642	901	4,870	9,529
固定金利	3,741	5,621	2,638	1,367	2,006	7,144	22,520
一般貸付計	4,307	6,500	4,307	2,010	2,907	12,014	32,049

9. 海外投融資明細表（一般勘定）

① 外貨建資産

（単位：億円、％）

区分	前事業年度末 (2024年3月31日)		当事業年度末 (2025年3月31日)	
	金額	占率	金額	占率
公社債	28,072	44.0	24,763	42.4
株式	13,639	21.4	12,591	21.5
現預金・その他	5,759	9.0	6,068	10.4
小計	47,471	74.5	43,423	74.3

② 円貨額が確定した外貨建資産

（単位：億円、％）

区分	前事業年度末 (2024年3月31日)		当事業年度末 (2025年3月31日)	
	金額	占率	金額	占率
公社債	-	-	-	-
現預金・その他	201	0.3	202	0.3
小計	201	0.3	202	0.3

③ 円貨建資産

(単位：億円、%)

区分	前事業年度末 (2024年3月31日)		当事業年度末 (2025年3月31日)	
	金額	占率	金額	占率
非居住者貸付	322	0.5	781	1.3
公社債(円建外債)・その他	15,753	24.7	14,046	24.0
小計	16,075	25.2	14,828	25.4

④ 合計

(単位：億円、%)

区分	前事業年度末 (2024年3月31日)		当事業年度末 (2025年3月31日)	
	金額	占率	金額	占率
海外投融資	63,749	100.0	58,454	100.0

(注) 「円貨額が確定した外貨建資産」は、為替予約等が付されていることにより決済時の円貨額が確定し、当該円貨額を資産の貸借対照表価額としているものであります。

(参考3) 第一フロンティア生命保険株式会社の一般社団法人生命保険協会の定める決算発表様式に準ずる情報

参考として、第一フロンティア生命保険株式会社の単体情報のうち、一般社団法人生命保険協会の定める決算発表様式に準ずる情報を以下のとおり記載しております。

1. 主要業績

(1) 保有契約高及び新契約高

① 保有契約高

(単位：千件、億円、%)

区分	前事業年度末 (2024年3月31日)				当事業年度末 (2025年3月31日)			
	件数	前年度末比	金額	前年度末比	件数	前年度末比	金額	前年度末比
個人保険	1,175	129.1	89,191	134.1	1,315	112.0	105,838	118.7
個人年金保険	778	100.9	44,168	111.5	744	95.5	42,695	96.7
団体保険	-	-	-	-	-	-	-	-
団体年金保険	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものであります。

② 新契約高

(単位：千件、億円、%)

区分	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)					当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)				
	件数	金額	新契約	転換による 純増加	前年度比	件数	金額	新契約	転換による 純増加	前年度比
個人保険	295	16,670	16,670	-	136.8	237	15,290	15,290	-	91.7
個人年金保険	268	14,849	14,849	-	114.0	165	9,277	9,277	-	62.5
団体保険	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
団体年金保険	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 新契約の個人年金保険の金額は年金支払開始時における年金原資であります。

(2) 年換算保険料

① 保有契約

(単位：億円、%)

区分	前事業年度末 (2024年3月31日)	前年度末比	当事業年度末 (2025年3月31日)	前年度末比
個人保険	6,837	124.4	7,346	107.4
個人年金保険	4,937	119.0	4,995	101.2
合計	11,775	122.1	12,341	104.8
うち医療保障・ 生前給付保障等	78	145.0	94	121.4

② 新契約

(単位：億円、%)

区分	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	前年度比	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	前年度比
個人保険	1,238	130.5	1,217	98.3
個人年金保険	1,774	141.0	1,076	60.7
合計	3,012	136.5	2,294	76.2
うち医療保障・ 生前給付保障等	21	92.2	20	96.3

(注) 1 「年換算保険料」とは、1回当たりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年当たりの保険料に換算した金額であります(一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額)。

2 「医療保障・生前給付保障等」には、医療保障給付(入院給付、手術給付等)、生前給付保障給付(特定疾病給付、介護給付等)、保険料払込免除給付(障害を事由とするものは除く。特定疾病罹患、介護等を事由とするものを含む。)等に該当する部分の年換算保険料を計上しております。

2. 一般勘定資産の運用状況

(1) 資産の構成

(単位：億円、%)

区分	前事業年度末 (2024年3月31日)		当事業年度末 (2025年3月31日)	
	金額	占率	金額	占率
現預金・コールローン	7,656	8.6	5,361	6.2
買現先勘定	-	-	-	-
債券貸借取引支払保証金	-	-	-	-
買入金銭債権	202	0.2	153	0.2
商品有価証券	-	-	-	-
金銭の信託	8,798	9.9	8,909	10.4
有価証券	67,996	76.6	68,535	79.8
公社債	20,359	22.9	21,345	24.8
株式	-	-	-	-
外国証券	46,143	52.0	45,171	52.6
公社債	46,143	52.0	45,020	52.4
株式等	-	-	151	0.2
その他の証券	1,493	1.7	2,018	2.3
貸付金	-	-	-	-
不動産	6	0.0	6	0.0
繰延税金資産	564	0.6	591	0.7
その他	3,570	4.0	2,360	2.7
貸倒引当金	△0	△0.0	△0	△0.0
合計	88,795	100.0	85,918	100.0
うち外貨建資産	48,132	54.2	44,334	51.6

(注) 不動産については建物の金額を計上しております。

(2) 資産運用関係収益

(単位：億円)

区分	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
利息及び配当金等収入	2,050	2,017
預貯金利息	35	56
有価証券利息・配当金	2,005	1,950
貸付金利息	-	-
不動産賃貸料	-	-
その他利息配当金	8	9
商品有価証券運用益	-	-
金銭の信託運用益	183	-
売買目的有価証券運用益	-	-
有価証券売却益	56	7
国債等債券売却益	13	0
株式等売却益	-	-
外国証券売却益	43	7
その他	-	-
有価証券償還益	0	0
金融派生商品収益	437	-
為替差益	5,651	-
貸倒引当金戻入額	0	-
その他運用収益	0	0
合計	8,379	2,024

(3) 資産運用関係費用

(単位：億円)

区分	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
支払利息	0	1
商品有価証券運用損	-	-
金銭の信託運用損	-	9
売買目的有価証券運用損	-	-
有価証券売却損	644	549
国債等債券売却損	38	64
株式等売却損	-	-
外国証券売却損	606	484
その他	-	-
有価証券評価損	-	-
国債等債券評価損	-	-
株式等評価損	-	-
外国証券評価損	-	-
その他	-	-
有価証券償還損	0	0
金融派生商品費用	-	65
為替差損	-	732
貸倒引当金繰入額	-	0
貸付金償却	-	-
賃貸用不動産等減価償却費	-	-
その他運用費用	16	42
合計	662	1,401

(4) 資産運用に係わる諸効率

① 資産別運用利回り

(単位：%)

区分	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
現預金・コールローン	2.37	△1.29
買現先勘定	-	-
債券貸借取引支払保証金	-	-
買入金銭債権	0.98	0.98
商品有価証券	-	-
金銭の信託	2.10	△0.13
有価証券	11.40	1.30
うち公社債	3.03	0.67
うち株式	-	-
うち外国証券	15.77	1.77
貸付金	-	-
不動産	-	-
一般勘定計	9.86	0.79
うち海外投融資	16.10	1.51

(注) 1 利回り計算式の分母は帳簿価額ベースの日々平均残高、分子は経常損益中、資産運用収益－資産運用費用として算出した利回りであります。

2 海外投融資とは、外貨建資産と円建資産の合計であります。

② 売買目的有価証券の評価損益

(単位：億円)

区分	前事業年度末 (2024年3月31日)		当事業年度末 (2025年3月31日)	
	貸借対照表計上額	当期の損益に 含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に 含まれた評価損益
売買目的有価証券	8,297	154	6,677	△43

(注) 本表には、金銭の信託等の売買目的有価証券を含んでおります。

③ 有価証券の時価情報（売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの）

(単位：億円)

区分	前事業年度末 (2024年3月31日)					当事業年度末 (2025年3月31日)				
	帳簿 価額	時価	差損益	うち 差益	うち 差損	帳簿 価額	時価	差損益	うち 差益	うち 差損
満期保有目的の債券	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
責任準備金対応債券	48,404	45,504	△2,900	177	3,077	45,627	42,488	△3,139	60	3,199
子会社・関連会社株式	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他有価証券	20,777	20,295	△482	104	586	25,731	25,293	△437	142	580
公社債	4,808	4,740	△67	6	74	5,301	5,159	△142	5	147
株式	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国証券	13,763	13,358	△405	79	485	16,006	15,729	△276	122	399
公社債	13,763	13,358	△405	79	485	15,855	15,578	△276	122	399
株式等	-	-	-	-	-	151	151	-	-	-
その他の証券	1,499	1,493	△6	15	22	2,028	2,018	△9	13	23
買入金銭債権	207	202	△5	-	5	161	153	△7	-	7
譲渡性預金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	498	500	2	2	-	2,233	2,232	△1	1	2
合計	69,182	65,800	△3,382	281	3,663	71,358	67,782	△3,576	203	3,779
公社債	20,427	20,044	△383	113	497	21,487	20,471	△1,016	13	1,030
株式	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国証券	46,549	43,558	△2,990	148	3,139	45,448	42,906	△2,541	174	2,716
公社債	46,549	43,558	△2,990	148	3,139	45,297	42,755	△2,541	174	2,716
株式等	-	-	-	-	-	151	151	-	-	-
その他の証券	1,499	1,493	△6	15	22	2,028	2,018	△9	13	23
買入金銭債権	207	202	△5	-	5	161	153	△7	-	7
譲渡性預金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	498	500	2	2	-	2,233	2,232	△1	1	2

(注) 1 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでおります。

2 金銭の信託のうち売買目的有価証券以外のものを含んでおり、当事業年度末におけるその帳簿価額、差損益は、それぞれ、2,233億円、△1億円であります。

・市場価格のない株式等および組合等の帳簿価額

該当事項はありません。

④ 金銭の信託の時価情報

(単位：億円)

区分	前事業年度末 (2024年3月31日)					当事業年度末 (2025年3月31日)				
	貸借対照 表計上額	時価	差損益	うち差益	うち差損	貸借対照 表計上額	時価	差損益	うち差益	うち差損
金銭の信託	8,798	8,798	183	223	40	8,909	8,909	△1	126	128

(注) 1 本表記載の時価相当額の算定は、金銭の信託の受託者が合理的に算出した価格によっております。

2 差損益には当期の損益に含まれた評価損益を記載しております。

3. 経常利益等の明細（基礎利益）

（単位：億円）

区分	前事業年度 （自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月 31 日）	当事業年度 （自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月 31 日）
基礎収益	43,849	35,316
保険料等収入	35,010	29,992
資産運用収益	2,597	2,017
うち利息及び配当金等収入	2,050	2,017
その他経常収益	0	2,940
その他基礎収益(a)	6,240	366
基礎費用	43,766	34,435
保険金等支払金	35,602	31,773
責任準備金等繰入額	6,013	68
資産運用費用	17	117
事業費	1,050	900
その他経常費用	229	204
その他基礎費用(b)	852	1,371
基礎利益 A	83	881
キャピタル収益	7,116	1,379
金銭の信託運用益	183	-
売買目的有価証券運用益	-	-
有価証券売却益	56	7
金融派生商品収益	437	-
為替差益	5,651	-
その他キャピタル収益(c)	787	1,371
キャピタル費用	6,885	1,703
金銭の信託運用損	-	9
売買目的有価証券運用損	-	-
有価証券売却損	644	549
有価証券評価損	-	-
金融派生商品費用	-	65
為替差損	-	732
その他キャピタル費用(d)	6,240	345
キャピタル損益 B	231	△324
キャピタル損益含み基礎利益 A + B	314	557
臨時収益	64	-
再保険収入	-	-
危険準備金戻入額	-	-
個別貸倒引当金戻入額	0	-
その他臨時収益(e)	64	-
臨時費用	169	57
再保険料	-	-
危険準備金繰入額	169	36
個別貸倒引当金繰入額	-	0
特定海外債権引当勘定繰入額	-	-
貸付金償却	-	-
その他臨時費用(f)	-	20
臨時損益 C	△104	△57
経常利益 A + B + C	210	499

(参考)

その他基礎収益等の内訳

(単位：億円)

区分	前事業年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31 日)	当事業年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31 日)
その他基礎収益(a)	6,240	366
投資信託の解約損益	0	0
外貨建保険契約に係る市場為替レート変動の影響額	6,035	-
保険商品対応のための通貨スワップ及び金利スワップ取引に係る受取・支払利息の額	200	345
再保険取引に係る金銭の信託等にて留保する資産より生じる影響額	3	-
既契約再保険解約に係る再保険料の額	-	20
その他基礎費用(b)	852	1,371
為替に係るヘッジコスト	30	59
既契約の出再に伴う損益	64	-
マーケット・ヴァリュエーション・アジャストメントに係る解約返戻金変動の影響額	757	430
外貨建保険契約に係る市場為替レート変動の影響額	-	866
再保険取引に係る金銭の信託等にて留保する資産より生じる影響額	-	14
①基礎利益への影響額 (a)-(b)	5,387	△1,004
その他キャピタル収益(c)	787	1,371
為替に係るヘッジコスト	30	59
マーケット・ヴァリュエーション・アジャストメントに係る解約返戻金変動の影響額	757	430
外貨建保険契約に係る市場為替レート変動の影響額	-	866
再保険取引に係る金銭の信託等にて留保する資産より生じる影響額	-	14
その他キャピタル費用(d)	6,240	345
投資信託の解約損益	0	0
外貨建保険契約に係る市場為替レート変動の影響額	6,035	-
保険商品対応のための通貨スワップ及び金利スワップ取引に係る受取・支払利息の額	200	345
再保険取引に係る金銭の信託等にて留保する資産より生じる影響額	3	-
②キャピタル損益への影響額(c)-(d)	△5,452	1,025
その他臨時収益(e)	64	-
既契約の出再に伴う損益	64	-
その他臨時費用(f)	-	20
既契約再保険解約に係る再保険料の額	-	20
③臨時損益への影響額(e)-(f)	64	△20

4. 保険業法に基づく債権の状況

(単位：億円、%)

区分	前事業年度末 (2024年3月31日)	当事業年度末 (2025年3月31日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	-	-
危険債権	-	-
三月以上延滞債権	-	-
貸付条件緩和債権	-	-
小計	-	-
(対合計比)	(-)	(-)
正常債権	4,376	4,540
合計	4,376	4,540

- (注) 1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
- 2 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権であります（注1に掲げる債権を除く。）
- 3 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金であります。（注1及び2に掲げる債権を除く。）
- 4 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金であります。（注1から3に掲げる債権を除く。）
- 5 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、注1から4までに掲げる債権以外のものに区分される債権であります。

5. ソルベンシー・マージン比率

(単位：億円)

項目	前事業年度末 (2024年3月31日)	当事業年度末 (2025年3月31日)
ソルベンシー・マージン総額(A)	5,411	5,881
資本金等	2,572	2,901
価格変動準備金	478	536
危険準備金	1,164	1,201
一般貸倒引当金	-	-
(その他有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ損益(税効果控除前))×90%(マイナスの場合100%)	△482	△437
土地の含み損益×85%(マイナスの場合100%)	-	-
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	1,428	1,301
負債性資本調達手段等	-	-
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	-	-
控除項目	-	-
その他	249	377
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_8)^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4$ (B)	2,576	2,799
保険リスク相当額 R_1	4	5
第三分野保険の保険リスク相当額 R_8	0	1
予定利率リスク相当額 R_2	710	719
最低保証リスク相当額 R_7	3	3
資産運用リスク相当額 R_3	1,811	2,021
経営管理リスク相当額 R_4	50	55
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	419.9%	420.2%

- (注) 1 上記は、保険業法施行規則第86条、第87条及び平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しております。
- 2 資本金等は、社外流出予定額及び評価・換算差額等を除いています。
- 3 最低保証リスク相当額は、標準的方式を用いて算出しております。

6. 特別勘定の状況

(1) 特別勘定資産残高の状況

(単位：億円)

区分	前事業年度末 (2024年3月31日)	当事業年度末 (2025年3月31日)
	金額	金額
個人変額保険	173	104
個人変額年金保険	4,150	2,215
団体年金保険	-	-
特別勘定計	4,324	2,320

(2) 個人変額保険（特別勘定）の状況

① 保有契約高

(単位：千件、億円)

区分	前事業年度末 (2024年3月31日)		当事業年度末 (2025年3月31日)	
	件数	金額	件数	金額
変額保険（有期型）	-	-	-	-
変額保険（終身型）	29	2,679	25	2,293
合計	29	2,679	25	2,293

(注) 個人変額保険の保有契約高には、一般勘定で運用されるものを含んでおります。

② 年度末個人変額保険特別勘定資産の内訳

(単位：億円、%)

区分	前事業年度末 (2024年3月31日)		当事業年度末 (2025年3月31日)	
	金額	構成比	金額	構成比
現預金・コールローン	3	1.8	0	0.4
有価証券	167	96.5	104	99.5
公社債	-	-	-	-
株式	-	-	-	-
外国証券	-	-	-	-
公社債	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-
その他の証券	167	96.5	104	99.5
貸付金	-	-	-	-
その他	2	1.7	0	0.1
貸倒引当金	-	-	-	-
合計	173	100.0	104	100.0

③ 個人変額保険特別勘定の運用収支状況

(単位：億円)

区分	前事業年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日)	当事業年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)
	金額	金額
利息配当金等収入	13	31
有価証券売却益	-	-
有価証券償還益	-	-
有価証券評価益	41	-
為替差益	-	-
金融派生商品収益	-	-
その他の収益	-	-
有価証券売却損	-	-
有価証券償還損	-	-
有価証券評価損	-	36
為替差損	-	-
金融派生商品費用	-	-
その他の費用	0	0
収支差額	55	△4

(3) 個人変額年金保険（特別勘定）の状況

① 保有契約高

(単位：千件、億円)

区分	前事業年度末 (2024年 3 月31日)		当事業年度末 (2025年 3 月31日)	
	件数	金額	件数	金額
個人変額年金保険	197	10,235	120	5,731

(注) 1 個人変額年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものであります。

2 個人変額年金保険の保有契約高には、一般勘定で運用されるものを含んでおります。

② 年度末個人変額年金保険特別勘定資産の内訳

(単位：億円、%)

区分	前事業年度末 (2024年 3 月31日)		当事業年度末 (2025年 3 月31日)	
	金額	構成比	金額	構成比
現預金・コールローン	102	2.5	37	1.7
有価証券	4,017	96.8	2,170	98.0
公社債	-	-	-	-
株式	-	-	-	-
外国証券	96	2.3	48	2.2
公社債	-	-	-	-
株式等	96	2.3	48	2.2
その他の証券	3,920	94.5	2,122	95.8
貸付金	-	-	-	-
その他	31	0.8	7	0.4
貸倒引当金	-	-	-	-
合計	4,150	100.0	2,215	100.0

③ 個人変額年金保険特別勘定の運用収支状況

(単位：億円)

区分	前事業年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月 31 日)
	金額	金額
利息配当金等収入	369	205
有価証券売却益	-	-
有価証券償還益	-	-
有価証券評価益	191	-
為替差益	-	-
金融派生商品収益	-	-
その他の収益	-	-
有価証券売却損	-	-
有価証券償還損	-	-
有価証券評価損	-	252
為替差損	-	-
金融派生商品費用	-	-
その他の費用	69	21
収支差額	492	△68

5 【重要な契約等】

(1) 株式会社ベネフィット・ワンの完全子会社化について

当社は、前連結会計年度において、株式会社ベネフィット・ワン（以下、「ベネフィット・ワン」という。）を当社の持分法適用関連会社にしております。

当連結会計年度において、ベネフィット・ワンによる株式併合、自己株式取得等を経て、2024年5月23日付でベネフィット・ワンは当社の完全子会社となりましたが、詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1） 連結財務諸表 注記事項（企業結合等関係）」をご参照ください。

(2) Protective Life CorporationによるShelterPoint Group, Inc. の買収について

当社の連結子会社であるProtective Life Corporationは、2024年11月1日（米国時間）に、米国で団体保険事業を展開するShelterPoint Group, Inc. を、完全子会社化に向けた所定の前提条件を全て充足したことから、当社の子会社といたしました。

詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1） 連結財務諸表 注記事項（企業結合等関係）」をご参照ください。

(3) Protective Life Corporationの再保険取引について

当社の連結子会社であるProtective Life Corporationは、2025年3月6日（米国時間）付で、傘下の保険子会社を通じて、Protective Life Corporationが保有するユニバーサル保険と年金保険の一部を出再するための再保険取引に係るマスター・トランザクション契約をResolution Lifeと締結いたしました（以下、「当該再保険取引」という。）。当該再保険取引に基づきProtective Life Corporationが出再する保険契約に係る責任準備金は約97億米ドル（米国法定会計基準に基づく金額）となります。

当該再保険取引に基づき出再する保険契約の一部は、2025年4月8日（米国時間）に出再が完了しており、残余部分については監督当局による認可等を前提として、2025年10月までの取引完了を予定しております。

なお、当該再保険取引による当社の当連結会計年度の連結業績への影響はありません。また、翌連結会計年度以降の連結業績への影響については現在精査中であります。

(4) 財務上の特約が付された金銭消費貸借契約について

2024年4月1日前に締結された金銭消費貸借契約等については、「企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」附則第3条第4項により記載を省略しております。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資は、主として国内保険事業において、投資用不動産の新設・建替、営業用不動産の新設・建替、システム開発・保守等を行いました。

当連結会計年度の設備投資の総額は1,712億円であり、セグメントごとの設備投資について示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	設備投資の金額 (億円)
国内保険事業	1,488
海外保険事業	214
その他事業	9
合計	1,712

なお、当連結会計年度において、重要な設備の除却、売却等はありません。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

該当事項はありません。

(2) 国内子会社

2025年3月31日現在

会社名	主な事業所名(注)2 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容 (注)3	帳簿価額(億円)(注)4				従業員数(名) 上段：内勤職 下段：営業職
				建物及び 構築物 (注)5	土地 (面積千㎡) [借地面積千㎡] (注)6	その他 (注)7	合計	
第一生命保険 株式会社	本社 (東京都千代田区)	国内保険 事業	投資用	210	914 (4)	－	1,125	1,605 16
			営業用	220	675 (3)	137	1,033	
	北海道 札幌総合支社 (北海道札幌市中央区) 他24物件	国内保険 事業	投資用	80	55 (8) [0]	－	135	275 1,910
			営業用	27	17 (11) [0]	－	44	
	東北 仙台総合支社 (宮城県仙台市青葉区) 他30物件	国内保険 事業	投資用	64	150 (12)	－	215	354 2,696
			営業用	18	28 (13)	－	47	
	関東 池袋総合支社 (東京都豊島区) 他245物件	国内保険 事業	投資用	1,471	4,790 (383) [23]	72	6,333	4,973 12,220
			営業用	349	960 (154) [1]	2	1,311	
	中部 中京総合支社 (愛知県名古屋市中区) 他91物件	国内保険 事業	投資用	189	294 (33) [5]	9	493	1,122 7,490
			営業用	72	88 (35) [0]	0	162	
	近畿 姫路支社 (兵庫県姫路市白銀町) 他75物件	国内保険 事業	投資用	173	402 (17) [5]	－	576	1,158 4,662
			営業用	40	88 (22) [0]	－	129	
	中国 広島総合支社 (広島県広島市南区) 他28物件	国内保険 事業	投資用	36	47 (6)	－	83	301 2,055
			営業用	14	24 (11)	－	38	
	四国 東四国支社 (香川県高松市寿町) 他8物件	国内保険 事業	投資用	14	20 (2)	－	35	165 1,038
			営業用	11	15 (3)	－	26	
	九州 北九州総合支社 (福岡県北九州市小倉北区) 他70物件	国内保険 事業	投資用	170	131 (19) [9]	－	301	763 4,699
			営業用	42	58 (28)	－	100	

(注) 1 現在休止中の主要な設備はありません。

2 主な事業所名には地域毎の営業拠点名を記載しております。

3 営業用と同一の不動産において賃貸している部分を投資用として記載しております。

4 帳簿価額の営業用と投資用の区分については、賃貸している建物の床面積と営業用の建物の床面積との比率により按分しております。

- 5 賃借している建物への内部造作は少額であるため、一括して本社に計上しております。
- 6 賃借している土地の面積については、[]で外書きしております。なお、当社は不動産に係る賃借料として、110億円（うち土地17億円、建物92億円）を支払っております。
- 7 帳簿価額のうち「その他」は、リース資産81億円、建設仮勘定84億円、その他の有形固定資産55億円であります。なお、その他の有形固定資産の主なものとは什器等であり、各事業所で使用する什器等は少額であるため、一括して本社に計上しております。

(3) 在外子会社

2025年3月31日現在

会社名	所在国 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容 (注) 2	帳簿価額 (注) 3				通貨 単位	従業員数 (名) (注) 5
				建物及び 構築物	土地 (面積千㎡)	その他	合計		
Protective Life Corporation (注) 4	米国 バーミン グハム	海外保険事業	投資用	2	2 (21)	-	4	百万 米ドル	3,586
			営業用	120	24 (109)	55	201		

- (注) 1 金額等については各社の連結子会社に関する数値を含んでおります。
- 2 営業用と同一の不動産において賃貸している部分を投資用として記載しております。
- 3 帳簿価額の営業用と投資用の区分については、賃貸している建物の床面積と営業用の建物の床面積との比率により按分しております。
- 4 Protective Life Corporationにおける事業年度末である2024年12月末時点の記載であります。
- 5 従業員数は、2025年3月末時点の記載であります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等の計画

2025年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	資金調達 方法	着手 年月	完了予定 年月
第一生命保険 株式会社	内幸町一丁目街区 南地区 第一種市街地再開発事業 (東京都千代田区)	国内保険 事業	オフィス	自己 資金	2022年 9月	2037年度 以降

(注) 投資予定額については、契約相手方との取決めにより開示を控えさせていただきます。

(2) 重要な設備の除却等の計画

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,000,000,000
甲種類株式	100,000,000
計	4,000,000,000

(注) 1 当社の発行可能株式総数は、普通株式と甲種類株式をあわせて4,000,000,000株であります。

2 2025年2月14日開催の取締役会決議により、2025年4月1日を効力発生日として普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行ったことに伴う発行済株式総数の増加を勘案し、2025年6月23日に開催予定の当社第15期定時株主総会にて、現行定款第6条に規定する当社の発行可能株式総数及び普通株式の発行可能株式総数をそれぞれ7,000,000,000株とする定款一部変更の議案を付議しております。

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2025年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2025年6月19日)	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	925,099,600	3,700,398,400	東京証券取引所 プライム市場	完全議決権株式であり、 権利内容に何ら限定のない、 当社にとって標準となる株式 (1単元の株式数 100株)
計	925,099,600	3,700,398,400	—	—

(注) 2025年2月14日開催の取締役会決議により、2025年4月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は2,775,298,800株増加し、3,700,398,400株となっております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

a 第一生命保険株式会社第2回新株予約権

2012年7月31日決議 (付与対象者の区分及び人数：当社取締役11名(社外取締役を除く。)、当社執行役員16名)		
	事業年度末現在 (2025年3月31日)	提出日の前月末現在 (2025年5月31日)
新株予約権の数	88個(注) 1	88個(注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、 内容及び数※	当社普通株式 8,800株(注) 1、2	当社普通株式 35,200株(注) 1、2
新株予約権の行使時の払込金額	各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの財産の価額（以下、「行使価額」という。）を1円とし、これに各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）を乗じた金額。	同左
新株予約権の行使期間	2012年8月17日から 2042年8月16日まで	同左

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額※	発行価格 1株当たり767円 資本組入額 1株当たり384円	発行価格 1株当たり192円 資本組入額 1株当たり96円
新株予約権の行使の条件	(注) 3、6	(注) 3、6
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	(注) 4

※ 2013年5月15日開催の取締役会決議及び2013年6月24日開催の第3期定時株主総会における定款変更議案の承認可決により、2013年10月1日を効力発生日として、普通株式を1株につき100株の割合をもって株式分割し、普通株式の単元株式数は1株から100株となっている。また、2025年2月14日開催の取締役会決議により、2025年4月1日を効力発生日として、普通株式を1株につき4株の割合をもって株式分割している。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されている。

- (注) 1 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、事業年度末現在（2025年3月31日）の付与株式数は100株、提出日の前月末現在（2025年5月31日）の付与株式数は400株となっている。
当社普通株式は、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当社にとって標準となる株式である。
- 2 当社が新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後に、当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、付与株式数は、次の算式により調整する（調整後付与株式数を求める際、1株未満の端数は切り捨てる。）。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$
- また、上記のほか、割当日後に、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、株式の無償割当てを行う場合その他付与株式数の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で付与株式数は適切に調整される。
- なお、本注記における調整は、新株予約権のうち、調整を必要とする事象の効力発生日時点において権利行使されていない新株予約権に係る付与株式数についてのみ行われる。
- 3 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員、第一生命保険株式会社の取締役及び執行役員、第一フロンティア生命保険株式会社の取締役及び執行役員、並びにネオファースト生命保険株式会社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日以内に限り、新株予約権を行使することができる。
新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権者の相続人は、相続原因事由発生日現在において未行使の新株予約権を承継し、これを行使することができる。ただし、行使の条件及び手続等については、当社取締役会決議に基づいて、当社及び新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権者は、割当てを受けた新株予約権（その一部を放棄した場合には放棄後に残存する新株予約権）の全てを一括して行使しなければならない、その一部のみを行使することはできない。
新株予約権者は、1個の新株予約権の一部を行使することはできない。
その他の新株予約権の行使の条件は、当社取締役会決議に基づいて、当社及び新株予約権者との間で締結された新株予約権割当契約に定めるところによる。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（これらを総称して、以下、「組織再編行為」という。）を行う場合においては、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数とする。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後の行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会

- 社の株式1株当たり1円とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
交付される新株予約権を行使することができる期間は、組織再編行為の効力発生日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - (a) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
 - (b) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(a)の資本金等増加限度額から上記(a)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - ⑦ 新株予約権の取得事由及び行使の条件
新株予約権の取得事由及び行使の条件は、上記「新株予約権の行使の条件」及び下記「5 新株予約権の取得事由」の定めに基づいて決定する。
 - ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社取締役会の承認を要する。
- 5 新株予約権の取得事由
- ① (i)、(ii)、(iii)、(iv)又は(v)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合には、取締役会決議がなされた場合）には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。
 - (i) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (ii) 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
 - (iii) 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
 - (iv) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款変更承認の議案
 - (v) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款変更承認の議案
 - ② 新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」により、新株予約権を行使することができなくなった場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができる。
 - ③ 新株予約権者が書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- 6 2016年10月1日より持株会社体制へ移行したことに伴い、持株会社体制移行前に発行された新株予約権について行使の条件を変更しております。

ｂ 第一生命保険株式会社第3回新株予約権

2013年7月31日決議 (付与対象者の区分及び人数：当社取締役11名(社外取締役を除く。)、当社執行役員17名)		
	事業年度末現在 (2025年3月31日)	提出日の前月末現在 (2025年5月31日)
新株予約権の数	104個(注)1	52個(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数※	当社普通株式 10,400株(注)1、2	当社普通株式 20,800株(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額	各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの財産の価額(以下、「行使価額」という。)を1円とし、これに各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を乗じた金額。	同左
新株予約権の行使期間	2013年8月17日から 2043年8月16日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額※	発行価格 1株当たり1,301円 資本組入額 1株当たり651円	発行価格 1株当たり326円 資本組入額 1株当たり163円
新株予約権の行使の条件	(注)3、6	(注)3、6
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	(注)4

※ 2013年5月15日開催の取締役会決議及び2013年6月24日開催の第3期定時株主総会における定款変更議案の承認可決により、2013年10月1日を効力発生日として、普通株式を1株につき100株の割合をもって株式分割し、普通株式の単元株式数は1株から100株となっている。また、2025年2月14日開催の取締役会決議により、2025年4月1日を効力発生日として、普通株式を1株につき4株の割合をもって株式分割している。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されている。

- (注) 1 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、事業年度末現在の付与株式数は100株、提出日の前月末現在の付与株式数は400株となっている。
当社普通株式は、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当社にとって標準となる株式である。
- 2 当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、付与株式数は、次の算式により調整する(調整後付与株式数を求める際、1株未満の端数は切り捨てる。)
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率
また、上記のほか、割当日後に、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、株式の無償割当てを行う場合その他付与株式数の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で付与株式数は適切に調整される。
- 3 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び執行役員、第一生命保険株式会社の取締役及び執行役員、第一フロンティア生命保険株式会社の取締役及び執行役員、並びにネオファースト生命保険株式会社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日以内に限り、新株予約権を行使することができる。
新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権者の相続人は、相続原因事由発生日現在において未行使の新株予約権を承継し、これを行使することができる。ただし、行使の条件及び手続等については、当社取締役会決議に基づいて、当社及び新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権者は、割当てを受けた新株予約権(その一部を放棄した場合には放棄後に残存する新株予約権)の全てを一括して行使しなければならない、その一部のみを行使することはできない。
新株予約権者は、1個の新株予約権の一部を行使することはできない。
その他の新株予約権の行使の条件は、当社取締役会決議に基づいて、当社及び新株予約権者との間で締結された新株予約権割当契約に定めるところによる。
- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転

(これらを総称して、以下、「組織再編行為」という。)を行う場合においては、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数とする。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後の行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
交付される新株予約権を行使することができる期間は、組織再編行為の効力発生日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - (a) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
 - (b) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(a)の資本金等増加限度額から上記(a)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - ⑦ 新株予約権の取得事由及び行使の条件
新株予約権の取得事由及び行使の条件は、上記「新株予約権の行使の条件」及び下記「5 新株予約権の取得事由」の定めに準じて決定する。
 - ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社取締役会の承認を要する。
- 5 新株予約権の取得事由
- ① (i)、(ii)、(iii)、(iv)又は(v)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合には、取締役会決議がなされた場合)には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。
 - (i) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (ii) 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
 - (iii) 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
 - (iv) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款変更承認の議案
 - (v) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款変更承認の議案
 - ② 新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」により、新株予約権を行使することができなくなった場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができる。
 - ③ 新株予約権者が書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- 6 2016年10月1日より持株会社体制へ移行したことに伴い、持株会社体制移行前に発行された新株予約権について行使の条件を変更しております。

c 第一生命保険株式会社第4回新株予約権

2014年7月31日決議 (付与対象者の区分及び人数：当社取締役11名(社外取締役を除く。)、当社執行役員17名)		
	事業年度末現在 (2025年3月31日)	提出日の前月末現在 (2025年5月31日)
新株予約権の数	137個(注)1	87個(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数※	当社普通株式 13,700株(注)1、2	当社普通株式 34,800株(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額	各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの財産の価額(以下、「行使価額」という。)を1円とし、これに各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を乗じた金額。	同左
新株予約権の行使期間	2014年8月19日から 2044年8月18日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額※	発行価格 1株当たり1,367円 資本組入額 1株当たり684円	発行価格 1株当たり342円 資本組入額 1株当たり171円
新株予約権の行使の条件	(注)3、6	(注)3、6
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	(注)4

※ 2025年2月14日開催の取締役会決議により、2025年4月1日を効力発生日として、普通株式を1株につき4株の割合をもって株式分割している。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されている。

- (注) 1 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、事業年度末現在の付与株式数は100株、提出日の前月末現在の付与株式数は400株となっている。
当社普通株式は、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当社にとって標準となる株式である。
- 2 当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、付与株式数は、次の算式により調整する(調整後付与株式数を求める際、1株未満の端数は切り捨てる。)
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率
また、上記のほか、割当日後に、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、株式の無償割当てを行う場合その他付与株式数の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で付与株式数は適切に調整される。
- 3 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び執行役員、第一生命保険株式会社の取締役及び執行役員、第一フロンティア生命保険株式会社の取締役及び執行役員、並びにネオファースト生命保険株式会社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日以内に限り、新株予約権を行使することができる。
新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権者の相続人は、相続原因事由発生日現在において未行使の新株予約権を承継し、これを行使することができる。ただし、行使の条件及び手続等については、当社取締役会決議に基づいて、当社及び新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権者は、割当てを受けた新株予約権(その一部を放棄した場合には放棄後に残存する新株予約権)の全てを一括して行使しなければならない、その一部のみを行使することはできない。
新株予約権者は、1個の新株予約権の一部を行使することはできない。
その他の新株予約権の行使の条件は、当社取締役会決議に基づいて、当社及び新株予約権者との間で締結された新株予約権割当契約に定めるところによる。

- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（これらを総称して、以下、「組織再編行為」という。）を行う場合においては、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数とする。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後の行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
交付される新株予約権を行使することができる期間は、組織再編行為の効力発生日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - (a) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
 - (b) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(a)の資本金等増加限度額から上記(a)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - ⑦ 新株予約権の取得事由及び行使の条件
新株予約権の取得事由及び行使の条件は、上記「新株予約権の行使の条件」及び下記「5 新株予約権の取得事由」の定めに準じて決定する。
 - ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社取締役会の承認を要する。
- 5 新株予約権の取得事由
- ① (i)、(ii)、(iii)、(iv)又は(v)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合には、取締役会決議がなされた場合）には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。
 - (i) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (ii) 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
 - (iii) 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
 - (iv) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款変更承認の議案
 - (v) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款変更承認の議案
 - ② 新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」により、新株予約権を行使することができなくなった場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができる。
 - ③ 新株予約権者が書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- 6 2016年10月1日より持株会社体制へ移行したことに伴い、持株会社体制移行前に発行された新株予約権について行使の条件を変更しております。

d 第一生命保険株式会社第5回新株予約権

2015年7月31日決議 (付与対象者の区分及び人数：当社取締役11名(社外取締役を除く。)、当社執行役員18名)		
	事業年度末現在 (2025年3月31日)	提出日の前月末現在 (2025年5月31日)
新株予約権の数	118個(注)1	90個(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数※	当社普通株式 11,800株(注)1、2	当社普通株式 36,000株(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額	各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの財産の価額(以下、「行使価額」という。)を1円とし、これに各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を乗じた金額。	同左
新株予約権の行使期間	2015年8月18日から 2045年8月17日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額※	発行価格 1株当たり2,319円 資本組入額 1株当たり1,160円	発行価格 1株当たり580円 資本組入額 1株当たり290円
新株予約権の行使の条件	(注)3、6	(注)3、6
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	(注)4

※ 2025年2月14日開催の取締役会決議により、2025年4月1日を効力発生日として、普通株式を1株につき4株の割合をもって株式分割している。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されている。

- (注) 1 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、事業年度末現在の付与株式数は100株、提出日の前月末現在の付与株式数は400株となっている。
当社普通株式は、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当社にとって標準となる株式である。
- 2 当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、付与株式数は、次の算式により調整する(調整後付与株式数を求める際、1株未満の端数は切り捨てる。)
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率
また、上記のほか、割当日後に、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、株式の無償割当てを行う場合その他付与株式数の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で付与株式数は適切に調整される。
- 3 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び執行役員、第一生命保険株式会社の取締役及び執行役員、第一フロンティア生命保険株式会社の取締役及び執行役員、並びにネオファースト生命保険株式会社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日以内に限り、新株予約権を行使することができる。
新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権者の相続人は、相続原因事由発生日現在において未行使の新株予約権を承継し、これを行使することができる。ただし、行使の条件及び手続等については、当社取締役会決議に基づいて、当社及び新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権者は、割当てを受けた新株予約権(その一部を放棄した場合には放棄後に残存する新株予約権)の全てを一括して行使しなければならない、その一部のみを行使することはできない。
新株予約権者は、1個の新株予約権の一部を行使することはできない。
その他の新株予約権の行使の条件は、当社取締役会決議に基づいて、当社及び新株予約権者との間で締結された新株予約権割当契約に定めるところによる。

- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（これらを総称して、以下、「組織再編行為」という。）を行う場合においては、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数とする。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後の行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
交付される新株予約権を行使することができる期間は、組織再編行為の効力発生日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - (a) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
 - (b) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(a)の資本金等増加限度額から上記(a)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - ⑦ 新株予約権の取得事由及び行使の条件
新株予約権の取得事由及び行使の条件は、上記「新株予約権の行使の条件」及び下記「5 新株予約権の取得事由」の定めに準じて決定する。
 - ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社取締役会の承認を要する。
- 5 新株予約権の取得事由
 - ① (i)、(ii)、(iii)、(iv)又は(v)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合には、取締役会決議がなされた場合）には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。
 - (i) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (ii) 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
 - (iii) 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
 - (iv) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款変更承認の議案
 - (v) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款変更承認の議案
 - ② 新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」により、新株予約権を行使することができなくなった場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができる。
 - ③ 新株予約権者が書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- 6 2016年10月1日より持株会社体制へ移行したことに伴い、持株会社体制移行前に発行された新株予約権について行使の条件を変更しております。

e 第一生命ホールディングス株式会社第1回新株予約権

2016年10月1日決議 (付与対象者の区分及び人数：当社取締役10名(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)、当社執行役員15名、子会社の取締役等38名)		
	事業年度末現在 (2025年3月31日)	提出日の前月末現在 (2025年5月31日)
新株予約権の数	443個(注)1	348個(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数※	当社普通株式 44,300株(注)1、2	当社普通株式 139,200株(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額	各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの財産の価額(以下、「行使価額」という。)を1円とし、これに各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を乗じた金額。	同左
新株予約権の行使期間	2016年10月19日から 2046年10月18日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額※	発行価格 1株当たり1,345円 資本組入額 1株当たり673円	発行価格 1株当たり337円 資本組入額 1株当たり169円
新株予約権の行使の条件	(注)3	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	(注)4

※ 2025年2月14日開催の取締役会決議により、2025年4月1日を効力発生日として、普通株式を1株につき4株の割合をもって株式分割している。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されている。

- (注) 1 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、事業年度末現在の付与株式数は100株、提出日の前月末現在の付与株式数は400株となっている。
当社普通株式は、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当社にとって標準となる株式である。
- 2 当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、付与株式数は、次の算式により調整する(調整後付与株式数を求める際、1株未満の端数は切り捨てる。)
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率
また、上記のほか、割当日後に、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、株式の無償割当てを行う場合その他付与株式数の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で付与株式数は適切に調整される。
- 3 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び執行役員、第一生命保険株式会社の取締役及び執行役員、第一フロンティア生命保険株式会社の取締役及び執行役員、並びにネオファースト生命保険株式会社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日以内に限り、新株予約権を行使することができる。
新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権者の相続人は、相続原因事由発生日現在において未行使の新株予約権を承継し、これを行使することができる。ただし、行使の条件及び手続等については、当社取締役会決議に基づいて、当社及び新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権者は、割当てを受けた新株予約権(その一部を放棄した場合には放棄後に残存する新株予約権)の全てを一括して行使しなければならない、その一部のみを行使することはできない。
新株予約権者は、1個の新株予約権の一部を行使することはできない。
その他の新株予約権の行使の条件は、当社取締役会決議に基づいて、当社及び新株予約権者との間で締結された新株予約権割当契約に定めるところによる。

- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（これらを総称して、以下、「組織再編行為」という。）を行う場合においては、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数とする。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後の行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
交付される新株予約権を行使することができる期間は、組織再編行為の効力発生日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - (a) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
 - (b) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(a)の資本金等増加限度額から上記(a)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - ⑦ 新株予約権の取得事由及び行使の条件
新株予約権の取得事由及び行使の条件は、上記「新株予約権の行使の条件」及び下記「5 新株予約権の取得事由」の定めに従って決定する。
 - ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社取締役会の承認を要する。
- 5 新株予約権の取得事由
 - ① (i)、(ii)、(iii)、(iv)又は(v)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合には、取締役会決議がなされた場合）には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。
 - (i) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (ii) 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
 - (iii) 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
 - (iv) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款変更承認の議案
 - (v) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款変更承認の議案
 - ② 新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」により、新株予約権を行使することができなくなった場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができる。
 - ③ 新株予約権者が書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。

f 第一生命ホールディングス株式会社第2回新株予約権

2017年8月9日決議 (付与対象者の区分及び人数：当社取締役6名(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)、当社執行役員15名、子会社の取締役等37名)		
	事業年度末現在 (2025年3月31日)	提出日の前月末現在 (2025年5月31日)
新株予約権の数	569個(注)1	478個(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数※	当社普通株式 56,900株(注)1、2	当社普通株式 191,200株(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額	各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの財産の価額(以下、「行使価額」という。)を1円とし、これに各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を乗じた金額。	同左
新株予約権の行使期間	2017年8月25日から 2047年8月24日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額※	発行価格 1株当たり1,569円 資本組入額 1株当たり785円	発行価格 1株当たり393円 資本組入額 1株当たり197円
新株予約権の行使の条件	(注)3	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	(注)4

※ 2025年2月14日開催の取締役会決議により、2025年4月1日を効力発生日として、普通株式を1株につき4株の割合をもって株式分割している。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されている。

- (注) 1 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、事業年度末現在の付与株式数は100株、提出日の前月末現在の付与株式数は400株となっている。
当社普通株式は、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当社にとって標準となる株式である。
- 2 当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、付与株式数は、次の算式により調整する(調整後付与株式数を求める際、1株未満の端数は切り捨てる。)
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率
また、上記のほか、割当日後に、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、株式の無償割当てを行う場合その他付与株式数の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で付与株式数は適切に調整される。
- 3 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び執行役員、第一生命保険株式会社の取締役及び執行役員、第一フロンティア生命保険株式会社の取締役及び執行役員、並びにネオファースト生命保険株式会社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日以内に限り、新株予約権を行使することができる。
新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権者の相続人は、相続原因事由発生日現在において未行使の新株予約権を承継し、これを行使することができる。ただし、行使の条件及び手続等については、当社取締役会決議に基づいて、当社及び新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権者は、割当てを受けた新株予約権(その一部を放棄した場合には放棄後に残存する新株予約権)の全てを一括して行使しなければならない、その一部のみを行使することはできない。
新株予約権者は、1個の新株予約権の一部を行使することはできない。
その他の新株予約権の行使の条件は、当社取締役会決議に基づいて、当社及び新株予約権者との間で締結された新株予約権割当契約に定めるところによる。

- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（これらを総称して、以下、「組織再編行為」という。）を行う場合においては、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数とする。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後の行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
交付される新株予約権を行使することができる期間は、組織再編行為の効力発生日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - (a) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
 - (b) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(a)の資本金等増加限度額から上記(a)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - ⑦ 新株予約権の取得事由及び行使の条件
新株予約権の取得事由及び行使の条件は、上記「新株予約権の行使の条件」及び下記「5 新株予約権の取得事由」の定めに準じて決定する。
 - ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社取締役会の承認を要する。
- 5 新株予約権の取得事由
- ① (i)、(ii)、(iii)、(iv)又は(v)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合には、取締役会決議がなされた場合）には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。
 - (i) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (ii) 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
 - (iii) 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
 - (iv) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款変更承認の議案
 - (v) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款変更承認の議案
 - ② 新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」により、新株予約権を行使することができなくなった場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができる。
 - ③ 新株予約権者が書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2020年7月21日 (注) 1	312,800	1,198,755,800	214	343,732	214	343,732
2021年5月31日 (注) 2	△82,000,000	1,116,755,800	—	343,732	—	343,732
2021年7月20日 (注) 3	183,900	1,116,939,700	194	343,926	194	343,926
2022年3月31日 (注) 2	△85,591,000	1,031,348,700	—	343,926	—	343,926
2022年12月2日 (注) 4	121,700	1,031,470,400	147	344,074	147	344,074
2023年3月31日 (注) 2	△41,581,500	989,888,900	—	344,074	—	344,074
2024年3月4日 (注) 5	81,900	989,970,800	130	344,205	130	344,205
2024年3月29日 (注) 2	△37,298,500	952,672,300	—	344,205	—	344,205
2024年7月19日 (注) 6	71,000	952,743,300	143	344,349	143	344,349
2025年3月4日 (注) 7	2,000	952,745,300	4	344,353	4	344,353
2025年3月31日 (注) 2 (注) 8	△27,645,700	925,099,600	—	344,353	—	344,353

(注) 1 譲渡制限付株式報酬としての有償第三者割当

発行価格 1,373.50円

資本組入額 686.75円

割当先 当社取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。） 7名

当社執行役員 13名

第一生命保険株式会社取締役（社外取締役を除く。） 11名

第一生命保険株式会社執行役員 27名

第一フロンティア生命保険株式会社取締役（社外取締役を除く。） 2名

ネオファースト生命保険株式会社取締役（社外取締役を除く。） 3名

2 発行済株式総数の減少は自己株式の消却によるものであります。

3 譲渡制限付株式報酬としての有償第三者割当

発行価格 2,115.50円

資本組入額 1,057.75円

割当先 当社取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。） 7名

当社執行役員 12名

第一生命保険株式会社取締役（社外取締役を除く。） 10名

第一生命保険株式会社執行役員 26名

第一フロンティア生命保険株式会社取締役（社外取締役を除く。） 2名

ネオファースト生命保険株式会社取締役（社外取締役を除く。） 3名

4 譲渡制限付株式報酬としての有償第三者割当

発行価格 2,424.00円

資本組入額 1,212.00円

割当先 当社取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。） 6名

当社執行役員 11名

第一生命保険株式会社取締役（社外取締役を除く。） 10名

第一生命保険株式会社執行役員 20名

- 第一フロンティア生命保険株式会社取締役（社外取締役を除く。） 2名
ネオファースト生命保険株式会社取締役（社外取締役を除く。） 3名
- 5 譲渡制限付株式報酬としての有償第三者割当
発行価格 3,194.00円
資本組入額 1,597.00円
割当先 当社取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。） 5名
当社執行役員 13名
第一生命保険株式会社取締役（社外取締役を除く。） 10名
第一生命保険株式会社執行役員 22名
第一フロンティア生命保険株式会社取締役（社外取締役を除く。） 2名
ネオファースト生命保険株式会社取締役（社外取締役を除く。） 2名
アイペットホールディングス株式会社 1名
（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）
- 6 譲渡制限付株式報酬としての有償第三者割当
発行価格 4,052.00円
資本組入額 2,026.00円
割当先 当社取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。） 5名
当社執行役員 15名
第一生命保険株式会社取締役（社外取締役を除く。） 7名
第一生命保険株式会社執行役員 23名
第一フロンティア生命保険株式会社取締役（社外取締役を除く。） 2名
ネオファースト生命保険株式会社取締役（社外取締役を除く。） 1名
アイペット損害保険株式会社取締役 1名
（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）
第一生命テクノクロス株式会社取締役（社外取締役を除く。） 1名
- 7 譲渡制限付株式報酬としての有償第三者割当
発行価格 4,305.00円
資本組入額 2,152.50円
割当先 当社執行役員 1名
株式会社ベネフィット・ワン取締役 1名
（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）
- 8 2025年2月14日開催の取締役会決議により、2025年4月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は2,775,298,800株増加し、3,700,398,400株となっております。

(5) 【所有者別状況】

2025年3月31日現在

2023年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	1	109	36	19,093	940	283	660,874	681,336	—
所有株式数(単元)	1	2,750,613	238,557	458,507	4,213,000	1,675	1,585,303	9,247,656	334,000
所有株式数の割合(%)	0.000	29.743	2.579	4.958	45.557	0.018	17.142	100.000	—

（注）自己株式614,674株は、「個人その他」に6,146単元、「単元未満株式の状況」に74株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2025年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区赤坂一丁目8番1号	141,552,700	15.31
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	50,022,350	5.41
SMP PARTNERS (CAYMAN) LIMITED (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	3RD. FLOOR, ROYAL BANK HOUSE P. O. BOX 1586, 24 SH EDDEN ROAD GEORGE TOWN GRAND CAYMAN CAYMAN ISLANDS (東京都港区港南二丁目15番1号)	24,500,000	2.65
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	1776 HERITAGE DRIVE, NORTH QUINCY, MA 02171, U.S.A. (東京都港区港南二丁目15番1号)	18,681,552	2.02
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	ONE CONGRESS STREET, SUITE 1, BOSTON, MASSACHUSETTS (東京都港区港南二丁目15番1号)	18,339,545	1.98
新生信託銀行株式会社ECM MF信託口8299002	東京都港区六本木一丁目6番1号	17,450,000	1.88
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ)	CITIGROUP CENTRE, CANADA SQUARE, CANARY WHARF, LONDON E14 5LB (東京都新宿区新宿六丁目27番30号)	16,167,100	1.74
GOVERNMENT OF NORWAY (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ)	BANKPLASSEN 2, 0107 OSLO 1 OSLO 0107 NO (東京都新宿区新宿六丁目27番30号)	14,340,050	1.55
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	14,000,000	1.51
J. P. MORGAN SECURITIES PLC FOR AND ON BEHALF OF ITS CLIENTS JPMSP RE CLIENT ASSETS—SEGR ACCT (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ)	25 BANK STREET, CANARY WHARF LONDON E14 5JP UK (東京都新宿区新宿六丁目27番30号)	12,750,000	1.37
計	—	327,803,297	35.45

(注) 1 2025年4月10日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、エフィッシモ キャピタル マネージメント ピーティーイー エルティーディーが2025年4月3日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2025年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主の状況には含めておりません。また、当社は、2023年8月4日付で公衆の縦覧に供されている同社の大量保有報告書(変更報告書)の記載及び当社の自己株式の取得に伴い、同社が主要株主に該当すると判断し、2023年12月12日付で臨時報告書(主要株主の異動)を提出しております。

なお、大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
エフィッシモ キャピタル マ ネージメント ピーティーイー エルティーディー	260 オーチャードロード #12-06 ザ ヒーレン シンガポール 238855	406,806,000	10.99
計	—	406,806,000	10.99

- 2 2022年5月19日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、ブラックロック・ジャパン株式会社並びにその共同保有者であるブラックロック（ネザールランド）BV、ブラックロック・ファンド・マネジャーズ・リミテッド、ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド、ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ、ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ．エイ．及びブラックロック・インベストメント・マネジメント（ユークー）リミテッドが2022年5月13日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2025年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書（変更報告書）の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
ブラックロック・ジャパン株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号	17,996,000	1.74
ブラックロック（ネザールランド）BV	オランダ王国 アムステルダム HA1096 アムステルブレイン 1	2,952,653	0.29
ブラックロック・ファンド・マネジャーズ・リミテッド	英国 ロンドン市 スログモートン・アベニュー 12	2,669,973	0.26
ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド	アイルランド共和国 ダブリン ボールスブリッジ ボールスブリッジパーク 2 1階	7,084,374	0.69
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	米国 カリフォルニア州 サンフランシスコ市 ハワード・ストリート 400	16,607,052	1.61
ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ．エイ．	米国 カリフォルニア州 サンフランシスコ市 ハワード・ストリート 400	13,709,398	1.33
ブラックロック・インベストメント・マネジメント（ユークー）リミテッド	英国 ロンドン市 スログモートン・アベニュー 12	1,648,398	0.16
計	—	62,667,848	6.08

- 3 2023年10月19日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びその共同保有者である日興アセットマネジメント株式会社が2023年10月13日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2025年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書（変更報告書）の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	東京都港区芝公園一丁目1番1号	31,802,000	3.21
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号	18,180,300	1.84
計	—	49,982,300	5.05

- 4 2025年1月10日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、株式会社みずほ銀行並びにその共同保有者であるみずほ証券 株式会社、みずほ信託銀行株式会社及びアセットマネジメントOne株式会社が2024年12月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2025年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書（変更報告書）の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	14,000,000	1.47
みずほ証券 株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	2,327,450	0.24
みずほ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	4,225,800	0.44
アセットマネジメントOne株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号	23,343,300	2.45
計	—	43,896,550	4.61

- 5 2021年11月15日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、株式会社三菱UFJ銀行並びにその共同保有者である三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJ国際投信株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が2021年11月8日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2025年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	1,629,500	0.15
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	32,432,700	2.90
三菱UFJ国際投信株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号	10,131,500	0.91
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	2,737,083	0.25
計	—	46,930,783	4.20

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年3月31日現在			
区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 614,600	—	権利内容に何ら限定のない、当社にとって標準となる株式 (1単元の株式数 100株)
完全議決権株式(その他)	普通株式 924,151,000	9,241,510	権利内容に何ら限定のない、当社にとって標準となる株式 (1単元の株式数 100株)
単元未満株式	普通株式 334,000	—	—
発行済株式総数	925,099,600	—	—
総株主の議決権	—	9,241,510	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の株式数には、株式給付信託(J-ESOP)により信託口が所有する当社株式4,225,800株(議決権42,258個)が含まれております。

② 【自己株式等】

2025年3月31日現在					
所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 第一生命ホールディングス株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	614,600	—	614,600	0.06
計	—	614,600	—	614,600	0.06

(注) 上記の他に、当連結会計年度の連結財務諸表及び当会計年度の財務諸表において自己株式として認識している当社株式が4,225,800株あります。これは、「① 発行済株式」に記載の信託口については、経済的実態を重視し、当社と一体であるとする会計処理を行っており、信託口が所有する当社株式を自己株式として計上していることによるものであります。

(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

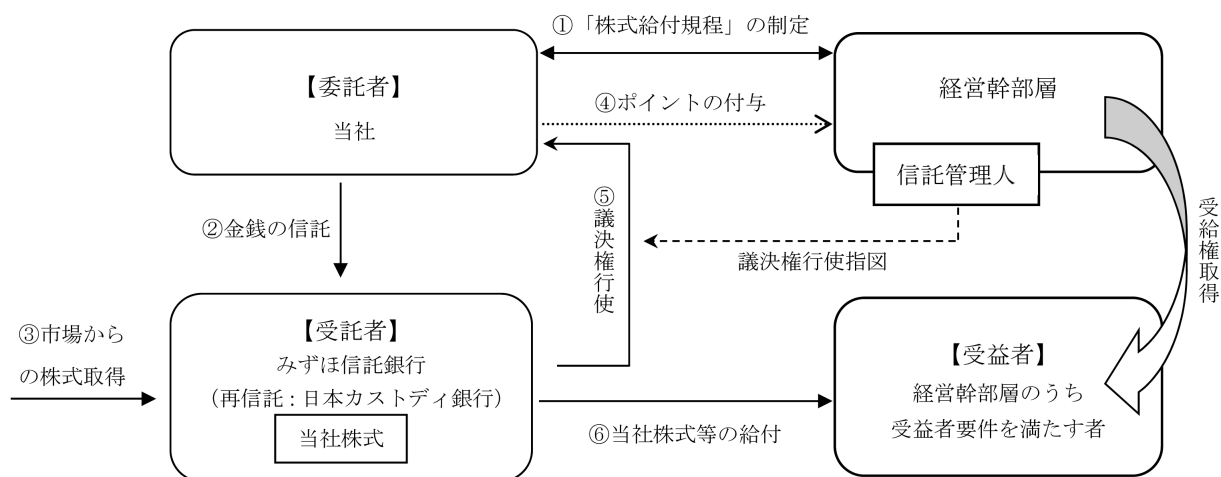
当社は、2010年10月29日開催の取締役会において、従業員（管理職）に対して当社の株式を退職時に給付し、当社の株価や業績との連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的として、「株式給付信託（J-ESOP）」（以下、「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」という。）を導入することにつき決議し、2018年4月1日より、本制度の対象者に非管理職及びスタッフ・嘱託従業員等を追加しております。

また、2024年5月16日より本制度の対象者を経営幹部層（従業員のうち管理監督的地位にあるもの）に変更し、予め当社及び当社グループ会社が定めた株式給付規程（以下、「株式給付規程」という。）に基づき、一定の要件を満たした経営幹部層に対し、個人の貢献度等に応じてポイントを付与し即時に受給権を取得させ、当該付与ポイントに相当する当社株式を給付する形式に変更しております。

経営幹部層に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものといたします。

本制度の仕組みは、以下のとおりであります。

【株式給付信託(J-ESOP)の仕組み】



- ① 当社は、本制度の導入に際し「株式給付規程」を制定しております。
- ② 当社は、「株式給付規程」に基づき経営幹部層に将来給付する株式を予め取得するために、みずほ信託銀行（再信託先：日本カストディ銀行）に金銭を信託（他益信託）しております。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、市場を通じて取得いたします。
- ④ 当社は、「株式給付規程」に基づき経営幹部層にポイントを付与いたします。
- ⑤ 本信託は、信託管理人の指図に基づき議決権を行使いたします。
- ⑥ 本信託は、経営幹部層のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たした者に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付いたします。

本信託の概要は、以下のとおりであります。

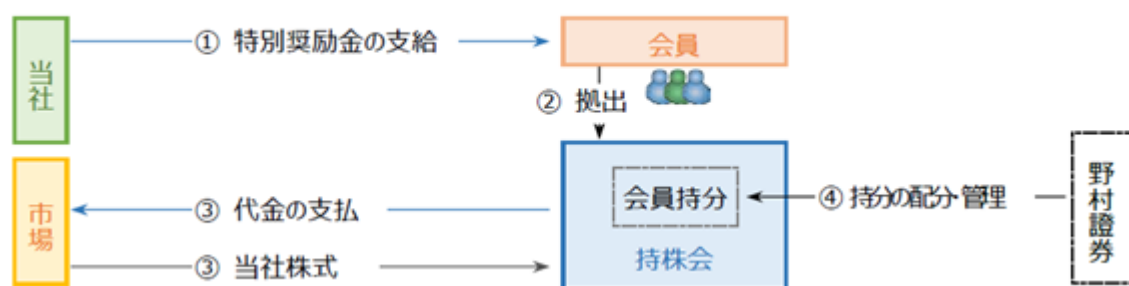
名称	株式給付信託（J-ESOP）
委託者	当社
受託者	みずほ信託銀行株式会社 みずほ信託銀行株式会社は株式会社日本カストディ銀行と包括信託契約を締結し、株式会社日本カストディ銀行は再信託受託者となります。
受益者	「株式給付規程」の定めにより財産の給付を受ける権利が確定した者（信託設定時において受益者は不存在であります。）
信託契約日	2010年12月13日
制度開始日	2011年7月31日
制度変更日	2024年5月16日

なお、2025年4月末の従業員に給付する予定の株式の総数は1,501万株であります。

また、当社は、従業員が当社株式の保有を通じて資産形成を成し、勤労意欲を向上させることを目的として、「従業員持株会」（以下、「持株会」という。）を設置しております。加えて、支給条件を満たすすべての持株会の会員を対象として、毎年、当社株式100株相当額の特別奨励金を支給し、持株会を通じて株式市場で当社株式を買い付けます。この特別奨励金スキーム（市場買付型）（以下、「本スキーム」という。）は、従業員の経営参画意識の高揚を図るとともに、当社の中長期的な株主価値に対するモチベーション向上を企図したものです。

本スキームの仕組みは、以下のとおりであります。

【特別奨励金スキームの仕組み】



- ① 当社は会員に特別奨励金を支給します。
- ② 会員は支給された特別奨励金を持株会に提出します。
- ③ 持株会は会員から提出された特別奨励金を取りまとめ、当社株式を市場から取得します。
- ④ 取得された当社株式は、持株会が持株事務を委託している野村證券株式会社を通じて、持株会内の会員持分に配分・管理されます。

なお、2025年4月末の持株会の会員に取得させる予定の株式の総数は4,565万株であります。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号、第7号、及び第13号に基づく普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2024年3月29日)での決議状況 (取得期間2024年4月1日～2025年3月31日)	50,000,000	100,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	24,627,000	99,999,944,500
残存決議株式の総数及び価額の総額	25,373,000	55,500
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	50.75	0.00
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合(%)	50.75	0.00

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2025年5月15日)での決議状況 (取得期間2025年5月16日～2026年3月31日)	200,000,000	100,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	—	—
残存決議株式の総数及び価額の総額	—	—
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	—	—
当期間における取得自己株式	6,823,200	7,290,893,450
提出日現在の未行使割合(%)	96.59	92.71

(注) 1 当社取締役会において、自己株式の取得方法は取引一任方式による市場買付とすることを決議しております。

また、当期間における取得自己株式には、2025年6月1日から有価証券報告書提出日までの取得株式数は含めておりません。

2 2025年2月14日開催の取締役会決議により、2025年4月1日を効力発生日として普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っておりますので、取締役会(2025年5月15日)での決議状況及び当期間における取得自己株式の株式数については、当該株式分割後の株式数を記載しております。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	1,820	530,533
当期間における取得自己株式	2,111	990,824

(注) 1 当事業年度における取得自己株式は、単元未満株式の買取り及び譲渡制限付株式の無償取得によるものです。

2 当期間における取得自己株式は、単元未満株式の買取り及び譲渡制限付株式の無償取得によるものです。

また、2025年6月1日から有価証券報告書提出日までの取得株式数は含めておりません。

3 2025年2月14日開催の取締役会決議により、2025年4月1日を効力発生日として普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っておりますので、当期間における取得自己株式の株式数については、当該株式分割後の株式数を記載しております。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	27,645,700	108,890,849,985	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他（新株予約権の権利行使）	61,500	61,500	126,400	126,400
その他（単元未満株式の買増請求による売渡）	—	—	—	—
保有自己株式数	614,674	—	9,157,607	—

- (注) 1 当期間における保有自己株式数には、2025年6月1日から有価証券報告書提出日までの取得株式数は含めておりません。
- 2 新株予約権の権利行使による処分価額の総額は、新株予約権の権利行使に伴い払込みがなされた金額の合計を記載しております。
- 3 2025年2月14日開催の取締役会決議により、2025年4月1日を効力発生日として普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っておりますので、当期間の株式数については、当該株式分割後の株式数を記載しております。

なお、当連結会計年度の連結財務諸表及び当会計年度の財務諸表において自己株式として認識している当社株式が4,225,800株あります。これは、前記「1 株式等の状況 (7) 議決権の状況 ① 発行済株式」に記載の信託口については、経済的実態を重視し、当社と一体であるとする会計処理を行っており、信託口が所有する当社株式を自己株式として計上していることによるものであります。

3 【配当政策】

当社グループは、将来の事業環境の変化に備えるための財務健全性の維持や成長投資に必要な内部留保の確保、株主に対する資本コストを意識した適切な利益還元、それぞれのバランスを考慮し、企業価値の向上に努めていくことを資本政策の基本方針としております。

配当政策は安定的な株主配当を基本とし、当期においては、株主配当は過去3年平均のグループ修正利益(※1)に対する配当性向を40%以上とすることに加え、総還元性向(※2)の目安を中期平均50%とし、機動的・柔軟な追加還元を戦略的に検討・実施してまいりました。翌期においては、資本効率の改善に向けた取組みが着実に進展していることを踏まえ、同配当性向を45%以上に引き上げております。株主配当については、1株当たり年間配当の減配は原則行わない方針ではありますが、当社グループの業績動向、市場環境、規制動向等を総合的に勘案し、適宜決定しております。なお、当社は会社法第454条第5項に定める取締役会決議による中間配当を行うことができる旨を定款に定めており、配当の回数については、中間配当と期末配当の年2回としております。これらの配当の決定機関は、中間配当については取締役会、期末配当については株主総会であります。また、自己株式取得については、財務健全性やキャッシュ・フローの状況、戦略的な投資機会の有無や当社株価等を勘案し、適宜決定しております。

上記株主還元方針を踏まえ、当期の1株当たり期末配当は76円とすることを2025年6月23日開催予定の第15期定時株主総会で決議する予定であります。中間配当として1株当たり61円をお支払いしておりますので、当期の年間配当は1株当たり137円(前期比+24円)となる予定です。なお、当社の内部留保資金の用途に関しては、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (2) 資本政策」をご参照ください。

なお、基準日が当事業年度に属する剰余金の配当につきましては、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2024年11月14日 取締役会決議	56,393	61
2025年6月23日 定時株主総会決議(予定)	70,260	76

(注) 当社は2025年4月1日を効力発生日として普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っておりますが、当期の期末配当の基準日は2025年3月31日であるため、当該株式分割前の株式数を基準とした金額となります。

<2025年度以降の株主還元基本方針>

・実質的な利益指標であるグループ修正利益の水準に応じた安定的な現金配当を基本といたします。

■配当性向 毎期 45%以上(※3) (1株当たり配当の減配は原則行いません)

1. 配当性向は、市場関連リスク削減取組みや金融市場変動に伴う損益変動を踏まえ、グループ修正利益の過去3年平均をベースに計算
2. 中間配当を原則実施

・資本充足率やキャッシュ・フローの状況、戦略的な投資機会の有無や当社株価等を勘案し、自己株式取得等による機動的・柔軟な追加還元を検討いたします。

■総還元性向(目安) 中期平均50%

※1 グループ修正利益とは、当社独自の指標であり、グループ各社の修正利益と持株会社(当社)コスト等を合計したものであります。各社の修正利益は、純利益に「負債性内部留保(※4)の繰入額のうち法定繰入額を超過して繰り入れた額(税引後)」を加算し、実質的でない会計上の評価損益である「定額保険の市場価格調整に係る損益(※5)(税引後)」等を除外することにより算出いたします。また、連結会計上発生するのれん償却や子会社等の組織変更時の持分変動損益等も除外されます。持株会社コスト等は、連結調整の対象となるグループ内再保険に係る一時損益の繰延の影響額を含みます。

※2 総還元性向＝(株主配当総額＋自己株式取得総額)／グループ修正利益

- ※3 2026年3月期より従前の毎期40%以上から毎期45%以上を新たな配当方針とすることを決定しております（2025年5月15日取締役会決議）。
- ※4 保険引受け等のリスクに備える「危険準備金」や資産の価格下落に備える「価格変動準備金」
- ※5 市場価格調整とは、保険契約において、市中金利の変動による運用資産の価格変動を解約返戻金に反映させる機能のことです。市場価格調整に係る損益とは、会計上の負債である解約返戻金の変動が、責任準備金の繰入れ／戻入れとして損益計算書に反映される一方で、実際の運用資産の価格（含み損益）は変動しているにもかかわらず損益計算書には反映されないことにより発生する損益です。あくまでも会計上の一時的な評価により発生する損益であり、キャッシュ・フローを伴う実質的な損益ではありません。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① 基本的な考え方

当社は、お客さま、株主、社会、従業員等のステークホルダーからの負託に応え、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するため、経営の監督と業務執行のバランスを取りつつ、透明・公平かつ迅速・果断な意思決定を行うことを目的として、「コーポレートガバナンス基本方針」の定めるところにより、コーポレートガバナンス体制を構築しております。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制の採用理由

当社では、監査等委員会の設置に加え、社外取締役の選任、執行役員制度の導入及び任意の委員会の設置等により、社外の視点も踏まえた実効的なコーポレートガバナンス体制を構築しております。

a 取締役会

当社の取締役会は、法令、定款及び当社関連規程の定めるところにより、経営戦略、経営計画その他第一生命グループの経営の重要な意思決定及び業務執行の監督を行っております。また、法令、定款及び当社関連規程にて定められている取締役会専決事項を除き、業務執行に係る意思決定を迅速に行うため、業務執行に係る権限の多くを社長又は各業務を担当する執行役員に委任しております。

当社では、取締役に求められる義務を履行可能な者の中で、様々な知識、経験、能力を有する者により取締役会を構成し、取締役数は15名（うち女性3名）となっております。なお、取締役会の議長は非業務執行取締役である稲垣 精二です。また、取締役の氏名については、下記「（2）役員の状況」に記載のとおりです。経営監督機能の一層の強化を図るとともに、社外の企業経営者や学識経験者等、豊富な経験及び見識を有する者による意見を当社の経営方針に適切に反映させるため、業務執行から独立した立場である社外取締役を7名選任しております。また、独立性確保の観点から、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）については在任期間の上限を8年、監査等委員である取締役については在任期間の上限を12年としております。なお、取締役会は定期的に開催することとし、必要に応じて、臨時に開催することとしております。

（注）当社は、2025年6月23日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件」及び「監査等委員である取締役1名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されますと、当社の取締役数は15名（うち女性4名）、社外取締役は7名となる予定です。

b 監査等委員会

当社の監査等委員会は、取締役の職務の執行（子会社等の経営管理その他の業務）について、実効性の確認及び評価を行い、適法性・妥当性の監査を行っております。

監査にあたっては、経営の方針及び事業の計画並びにそれらの遂行状況の確認、グループ内部統制システムの構築及び運用状況の確認、内部監査・内部統制部門に対する報告の指示、重要な会議への出席、取締役及び使用人等への意見聴取、執行役員及び国内外主要グループ会社経営陣との対話、重要な書類の閲覧等を行っております。

また、監査等委員会は、取締役等の選任及び報酬に関する意見を述べることを通じて、取締役会の監督機能を担っております。当該意見の形成に際しては、指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の審議・検討プロセス等が適切であるかを確認しております。

監査等委員会は取締役5名で構成されており、このうち過半数の3名が社外取締役であります。監査等委員会の構成については下表のとおりであります。監査等委員である取締役には、生命保険事業に係る知見を有する社内監査等委員と、財務・会計・法務の十分な知見を有し、高い見識や豊富な経験と独立性を兼ね備えた社外監査等委員を選任しております。監査等委員会は、原則毎月開催し、必要に応じて、臨時に開催することとしております。なお、当社では監査等委員会において、社外取締役である佐藤 りえ子を監査等委員会委員長に選定しております。

役名	氏名
取締役（監査等委員）（委員長）	佐藤 りえ子（注）
取締役（常勤監査等委員）	柴垣 貴弘
取締役（常勤監査等委員）	山腰 憲司
取締役（監査等委員）	増田 宏一（注）
取締役（監査等委員）	永瀬 悟（注）

（注）社外取締役であります。

なお、当社は、2025年6月23日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「監査等委員である取締役1名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されますと、以下のとおりとなる予定であり、当社の監査等委員会には取締役5名（うち社外取締役は3名）の構成となる予定です。

役名	氏名
取締役（監査等委員）（委員長）	佐藤 りえ子（注）
取締役（常勤監査等委員）	柴垣 貴弘
取締役（常勤監査等委員）	山腰 憲司
取締役（監査等委員）	永瀬 悟（注）
取締役（監査等委員）	牧野 あや子（注）

（注）社外取締役であります。

c 業務執行

当社は、意思決定・監督と業務執行を分離し機能強化を図るため、執行役員制度を導入しており、執行役員は取締役会によって選任され、取締役会の決議により定められた分担に従い、業務を執行しております。執行役員数は27名（うち取締役との重任2名、女性6名）となっており、社長及び社長の指名する執行役員で構成する経営会議を原則毎月開催、必要に応じて臨時に開催し、経営上の重要事項及び重要な業務執行の審議を行っております。また、執行役員の氏名については、下記「（2）役員の状況」に記載のとおりです。

（注）当社は、2025年6月23日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されますと、当社の執行役員で取締役との重任者は2名となります。

d 指名、報酬決定

経営の透明性を一層高めるため、取締役会の任意の諮問委員会として、会長、社長及び社外取締役等で構成される指名諮問委員会及び報酬諮問委員会を設置しており、指名諮問委員会において取締役選任候補者の適格性の確認を行うとともに、報酬諮問委員会において取締役、執行役員の報酬制度等について審議しております。各委員会の構成については下表のとおりであります。なお、委員会の独立性を確保するため、原則として委員の過半数を社外委員とすることとしております。

指名諮問委員会		報酬諮問委員会	
役名	氏名	役名	氏名
社外取締役（監査等委員）	増田 宏一（注） 1	社外取締役	新貝 康司（注） 2
社外取締役	井上 由里子	社外取締役	ブルース・ミラー
社外取締役	新貝 康司	社外取締役	石井 一郎
社外取締役（監査等委員）	佐藤 りえ子	社外取締役（監査等委員）	永瀬 悟
取締役会長	稲垣 精二	取締役会長	稲垣 精二
代表取締役社長 Group Chief Executive Officer	菊田 徹也	代表取締役社長 Group Chief Executive Officer	菊田 徹也

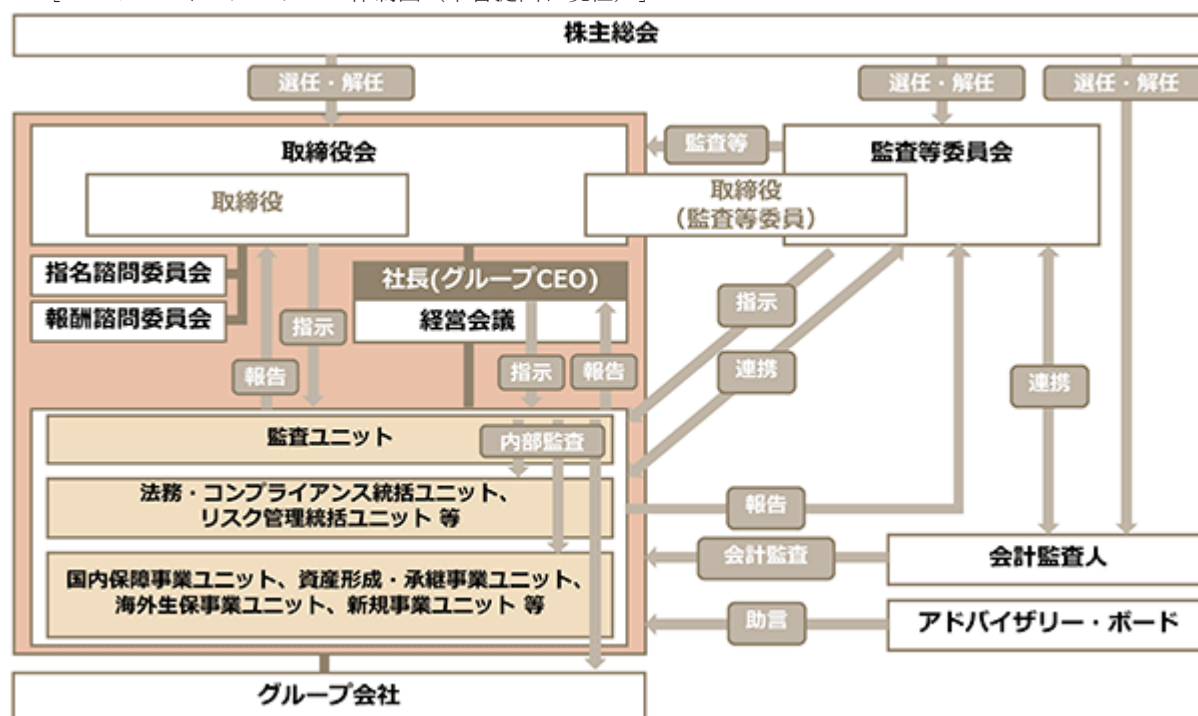
（注） 1 指名諮問委員会の議長であります。

2 報酬諮問委員会の議長であります。

e アドバイザリー・ボード

経営事項全般に関して社外の有識者より中長期的な視点に基づき幅広い助言を得ることによるガバナンスの更なる強化・充実等を目的に、アドバイザリー・ボードを設置しております。

[コーポレート・ガバナンス体制図（本書提出日現在）]



③ 取締役会の活動状況

a 開催頻度及び出席状況

取締役会は、原則として3ヶ月に1回以上開催し、必要に応じて随時に開催することとしております。当事業年度は計17回開催しており、個々の構成員の出席状況は次のとおりであります。

役職名	氏名	当事業年度の出席率 (出席回数/開催回数)
取締役会長	稲垣 精二	100.0% (17回/17回)
代表取締役社長 Chief Executive Officer	菊田 徹也	100.0% (17回/17回)
代表取締役専務執行役員 海外生保事業オーナー	山口 仁史	100.0% (17回/17回)
取締役常務執行役員 Chief Internal Audit Officer	庄子 浩 (注) 1	100.0% (5回/5回)
取締役常務執行役員 Chief Sustainability Officer	曾我野 秀彦	100.0% (17回/17回)
取締役常務執行役員 Chief Customer Experience Officer (Japan)	北堀 貴子 (注) 2	100.0% (12回/12回)
取締役	隅野 俊亮	100.0% (17回/17回)
社外取締役	前田 幸一 (注) 1	100.0% (5回/5回)
社外取締役	井上 由里子	100.0% (17回/17回)
社外取締役	新貝 康司	100.0% (17回/17回)
社外取締役	ブルース・ミラー	100.0% (17回/17回)
社外取締役	石井 一郎 (注) 2	100.0% (12回/12回)
取締役 (常勤監査等委員)	柴垣 貴弘	100.0% (17回/17回)
取締役 (常勤監査等委員)	近藤 総一 (注) 1	100.0% (5回/5回)
取締役 (常勤監査等委員)	山腰 憲司 (注) 2	100.0% (12回/12回)
社外取締役 (監査等委員)	佐藤 りえ子	100.0% (17回/17回)
社外取締役 (監査等委員)	朱 殷卿 (注) 1	100.0% (5回/5回)
社外取締役 (監査等委員)	増田 宏一	100.0% (17回/17回)
社外取締役 (監査等委員)	永瀬 悟 (注) 2	100.0% (12回/12回)

(注) 1 庄子 浩、前田 幸一、近藤 総一及び朱 殷卿は2024年6月24日開催の第14期定時株主総会終結の時をもって退任しており、退任までに開催した5回の取締役会のすべてに出席しております。なお、役職名欄には退任時における役職を記載しております。

- 2 北堀 貴子、石井 一郎、山腰 憲司及び永瀬 悟は2024年6月24日開催の第14期定時株主総会をもって取締役役に就任しており、同日以降に開催した12回の取締役会のすべてに出席しております。

b 具体的な検討事項

項目	主な内容
経営戦略	中期経営計画の遂行状況、リスクテイク方針、決算・財務関連、人財戦略、買収・出資案件、国内外子会社のモニタリング状況 ＜当事業年度特有の議案例＞ 商号・グループブランドの変更、ベネフィット・ワンのPMI、株式分割
コーポレートガバナンス	指名諮問委員会・報酬諮問委員会の審議内容、取締役会の実効性評価結果 ＜当事業年度特有の議案例＞ 事業オーナー・CXOと事業会社間のレポーティングライン
リスク管理・コンプライアンス・監査	統合的リスク管理の状況、内部監査計画・内部監査実施結果、監査計画・監査実施結果(監査等委員会による通知) ＜当事業年度特有の議案例＞ グループにおける出向者管理及び情報管理の態勢、外貨建保険に関する顧客本位の業務運営

c 取締役間のその他議論の状況

取締役会の他、重要案件の審議時間を十分に確保し、取締役会の議論をより活発かつ実効性の高いものとするため、会社の中長期的な課題に対する戦略的議論の場として中長期戦略検討会を開催しております。また、長期的な戦略の方向性等に関する意見交換を目的とした取締役合宿を開催しております。

d 取締役会の実効性向上に向けた取組み

コーポレートガバナンスの一層の強化に向け、取締役会の意思決定の有効性等を担保するため、取締役会の実効性に関する自己評価を2015年3月期より毎年実施し、翌事業年度以降の運営改善につなげております。

2025年3月期評価においても、第三者機関にて、全取締役に無記名方式の事前アンケートを実施したうえで、各取締役に対する1時間の個別インタビューを行いました。事前アンケートは「全体評価」「構成」「事前準備等」「運営」「討議内容」「各委員会」「執行のモニタリング」「その他」の8区分、46問で構成されております。第三者機関からは、当社取締役会の実効性は他社との比較においても相対的に高いとの評価を得ております。

④ 指名諮問委員会の活動状況

a 開催頻度及び出席状況

指名諮問委員会は、必要に応じて随時に開催することとしております。当事業年度は計7回開催しており、個々の構成員の出席状況は次のとおりであります。

役職名	氏名	当事業年度の出席率 (出席回数/開催回数)
社外取締役（監査等委員）	増田 宏一（注）1	100.0% (7回/7回)
社外取締役	井上 由里子	100.0% (7回/7回)
社外取締役	新貝 康司	100.0% (7回/7回)
社外取締役（監査等委員）	佐藤 りえ子	85.7% (6回/7回)
取締役会長	稲垣 精二	100.0% (7回/7回)
代表取締役社長 Chief Executive Officer	菊田 徹也	100.0% (7回/7回)

（注）1 指名諮問委員会の議長であります。

b 具体的な検討事項

主な審議テーマは以下のとおりであります。

- ・取締役候補者（案）
- ・取締役等のサクセッションプラン（後継者計画）に関する事項

⑤ 報酬諮問委員会の活動状況

a 開催頻度及び出席状況

報酬諮問委員会は、必要に応じて随時に開催することとしております。当事業年度は計12回開催しており、個々の構成員の出席状況は次のとおりであります。

役職名	氏名	当事業年度の出席率 (出席回数/開催回数)
社外取締役	新貝 康司（注） 1	100.0% (8 回/ 8 回)
社外取締役	ブルース・ミラー	100.0% (12回/12回)
社外取締役	石井 一郎（注） 2	100.0% (8 回/ 8 回)
社外取締役	前田 幸一（注） 3	100.0% (4 回/ 4 回)
社外取締役	井上 由里子（注） 4	100.0% (4 回/ 4 回)
社外取締役（監査等委員）	永瀬 悟（注） 2	100.0% (8 回/ 8 回)
社外取締役（監査等委員）	朱 殷卿（注） 4	100.0% (4 回/ 4 回)
取締役会長	稲垣 精二	100.0% (12回/12回)
代表取締役社長 Chief Executive Officer	菊田 徹也	100.0% (12回/12回)

（注） 1 新貝 康司は2024年7月から2025年3月において報酬諮問委員会の議長であり、2025年3月末までに開催した8回の報酬諮問委員会のすべてに出席しております。

2 石井 一郎及び永瀬 悟は2024年7月から2025年3月において報酬諮問委員であり、2025年3月末までに開催した8回の報酬諮問委員会のすべてに出席しております。

3 前田 幸一は2024年4月から2024年6月において報酬諮問委員会の議長であり、2024年6月末までに開催した4回の報酬諮問委員会のすべてに出席しております。

4 井上 由里子及び朱 殷卿は2024年4月から2024年6月において報酬諮問委員であり、2024年6月末までに開催した4回の報酬諮問委員会のすべてに出席しております。

b 具体的な検討事項

主な審議テーマは以下のとおりであります。

- ・ 役員の個人別の評価及び報酬額に関する事項
- ・ 譲渡制限付株式の割当て
- ・ 役員報酬制度運営に関する検討

⑥ 内部統制システムの整備状況

当社は、「グループ内部統制基本方針」を制定し、グループの業務の健全性・適正の確保及び企業価値の維持と創造を図るにあたっての、内部統制体制の整備及び運営に関する基本的な事項について定めております。

加えて当社では、内部統制の実効性を高めるため「内部統制セルフ・アセスメント（CSA：Control Self Assessment）」を実施しております。「内部統制セルフ・アセスメント」では、業務ごとに主要なリスクを洗い出し、リスクが発生した場合の影響や損失の大きさ等の視点でその重要性を評価し、更にリスクの抑制や業務改善を図り、適正な業務運営を推進しております。

「グループ内部統制基本方針」（主要項目）

1. グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、グループの業務の適正を確保するために必要な体制整備および運営を行う。

- (1) グループ会社の事業特性・規模・グループにおける経営戦略上の重要性等に応じて、原則として経営管理規程に定める管理区分に基づいたグループ会社の経営管理を行う。
- (2) グループの内部統制体制の整備および運営を行うに当たっての重要な事項に関する基本方針等を定め、グループ会社に周知するとともに、グループ会社に事業特性等に応じた基本方針等を整備させる。
- (3) グループ全体に影響を与える事項に関して、当社による承認および当社への報告体制を整備する。
- (4) グループ内の取引等および提携業務等の管理に関する基本方針を定め、グループ内の取引等および提携業務等の管理体制を整備する。

2. 取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、グループ会社の取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令、定款等に適合することを確保するために必要な体制整備および運営を行う。

- (1) グループコンプライアンスに関する統括部署を設置する。
- (2) グループのコンプライアンス基本方針を定め、グループコンプライアンス体制を整備する。
- (3) グループ会社に対し、適切なコンプライアンス体制を整備させるとともに、コンプライアンス体制や不祥事件等に関する当社による承認および当社への報告体制を整備する。
- (4) グループのコンプライアンス推進状況について確認を行い、取締役会等への報告を行う。
- (5) グループの利益相反管理基本方針を定め、利益相反取引の管理を適切に行うための体制を整備する。
- (6) グループの情報資産保護管理基本方針を定め、情報資産の管理を適切に行うための体制を整備する。
- (7) グループの反社会的勢力対応に関する統括部署を設置する。
- (8) グループの反社会的勢力対応基本方針を定め、反社会的勢力への対応を適切に行うための体制を整備するとともに、反社会的勢力との関係遮断、不当要求に対する拒絶等について、外部専門機関とも連携し、組織として対応する。

3. リスク管理に関する体制

当社は、グループのリスク管理を適切に実行するために必要な体制整備および運営を行う。

- (1) グループリスク管理に関する統括部署を設置し、グループにおける各リスクについて統一的に管理する。
- (2) グループのリスク管理基本方針を定め、グループリスク管理体制を整備する。
- (3) グループ会社に対し、適切なリスク管理体制を整備させるとともに、リスク管理体制やリスク事象等に関する当社による承認および当社への報告体制を整備する。
- (4) グループのリスク管理状況について確認を行い、取締役会等への報告を行う。
- (5) グループの危機管理基本方針を定め、通常のリスク管理だけでは対処できないような危機に備えるための体制を整備する。

4. 取締役、執行役員および使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、グループ会社の取締役、執行役員および使用人の職務執行が、効率的かつ的確に行われることを確保するために必要な体制整備および運営を行う。

(1) グループ中期経営計画の策定・評価等を適切に行う。

(2) グループ会社において、組織ならびに取締役、執行役員および使用人の業務分担および職務責任権限の設定、ITの利用・統制等を適切に行わせる。

(3) 経営会議を設置し、グループに関する重要な業務の執行および経営上の重要事項を審議する。

5. 財務報告の適正性および信頼性を確保するための体制

当社は、グループ財務報告に係る内部統制基本方針を定め、連結ベースでの財務報告の適正性および信頼性を確保するために、必要な体制整備および運営を行う。

6. 取締役および執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役および執行役員の職務の執行に係る情報を適切に保存および管理するため、重要な会議の議事録および決裁書等の取締役および執行役員の職務の執行に係る情報、ならびにその他重要な情報を保存および管理する方法を定め、必要な体制を整備する。

7. 内部監査の実効性を確保するための体制

当社は、グループ会社の内部監査の実効性を確保するため、被監査組織に対して独立した、グループの内部監査に関する統括部署を設置するとともに、グループの内部監査に関する基本方針を定め、必要な体制を整備する。

8. 監査等委員会の職務の執行に関する体制

(1) 監査等委員会を補助すべき取締役および使用人に係る体制を以下のとおり整備する。

ア. 「監査等委員会室」を設置し、監査等委員会を補助すべき使用人を配置する。

イ. 当該使用人の人事異動および評価等に関しては、監査等委員会と協議する等、取締役からの独立性を確保する。

ウ. 当該使用人は、監査等委員会の命を受けた業務および監査を行う上で必要な補助業務に従事し、必要な情報の収集権限を有する。

(2) 監査等委員会への報告体制を以下のとおり整備する。

ア. 取締役、執行役員および使用人は、法令・定款等に違反する行為、会社に著しい損害を及ぼす事実、またはそれらのおそれがある場合は、監査等委員会に対して適時適切に報告を行う。

イ. グループ会社において法令・定款等に違反する行為、当該グループ会社に著しい損害を及ぼす事実、またはそれらのおそれがある場合は、グループ会社の取締役、監査役、執行役員および使用人またはグループ会社の取締役、監査役、執行役員および使用人から報告を受けた者は、監査等委員会に対して適時適切に報告を行う。

ウ. 当社は、監査等委員会に対してア. またはイ. の報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を整備する。

- (3) その他監査等委員会が定める「監査等基本方針」「監査等委員会規程」に基づき、監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制を、監査等委員会の求めに応じて以下のとおり整備する。
- ア．取締役、執行役員および使用人は、監査等委員会が内部監査部門・内部統制部門ならびにグループ会社の監査役等および内部監査部門・内部統制部門と緊密な連携を確保する体制を整備する。
 - イ．取締役、執行役員および使用人は、グループ会社における取締役会その他の重要な会議に、監査等委員が出席し、意見を述べるができる体制を整備する。
 - ウ．取締役、執行役員および使用人は、グループ会社における重要な会議の議事録、取締役および執行役員が決裁を行った決裁書等について、閲覧できる体制を整備する。
 - エ．取締役、執行役員および使用人は、業務執行に関する事項の報告を行うとともに、グループ会社の取締役、監査役、執行役員および使用人から監査等委員会への報告が適切に行われる体制を整備する。
 - オ．当社は、監査等委員が職務の実施のために要する所定の費用等を請求する場合は、当該請求に係る費用が監査等委員の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、これを拒むことができない。

⑦ リスク管理体制の整備状況

a 基本認識

当社グループでは、健全かつ適切な業務運営を確保し、保険契約上の責務を確実に履行するために、グループにおける様々なリスクについての把握・評価と各リスクの特性に基づいた的確な対応を行うとともに、それらのリスクを統一的に管理しております。更に、それらのリスク量と自己資本等の財務基盤をグループ全体で管理し、健全性向上に努めております。

また、通常のリスク管理だけでは対処できないような危機や大規模災害が発生する事態に備え、管理体制を整備しております。

b リスク管理に関する方針・規程等

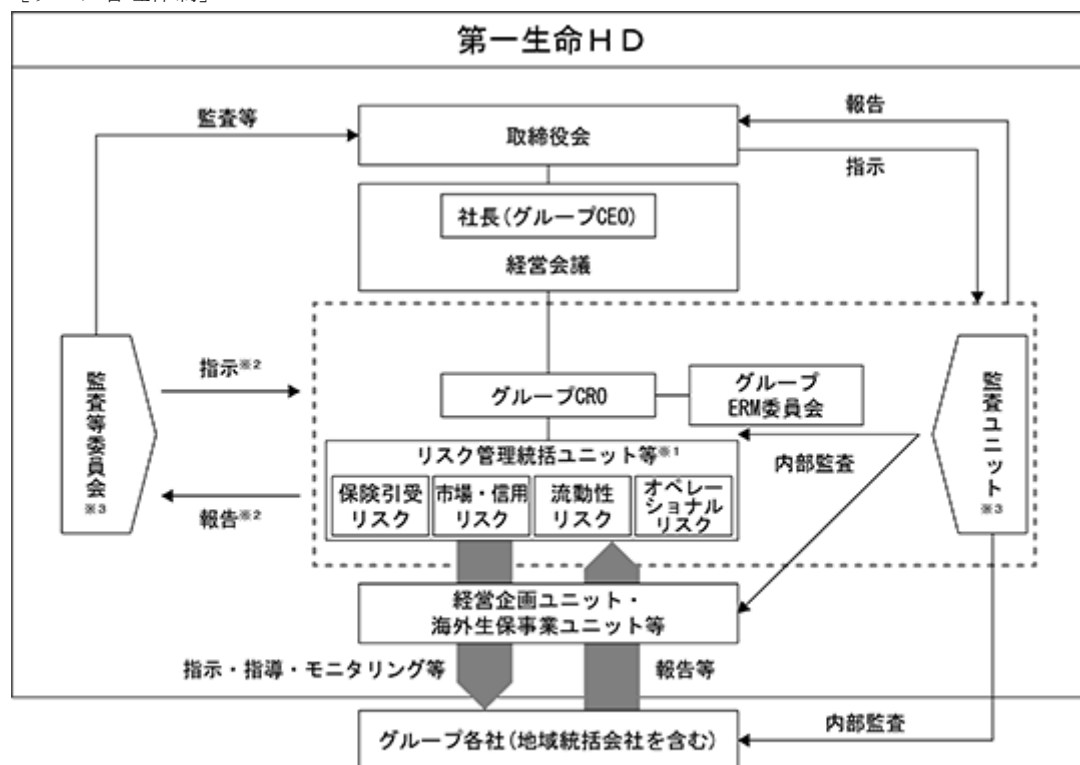
当社では、「グループ内部統制基本方針」において、グループリスク管理に関する体制の整備及び運営に関する基本的な事項について定めております。この基本方針の下、グループリスク管理を行うにあたっての基本的な事項を「グループリスク管理基本方針」に、具体的な承認・報告体制及び管理方法を「グループリスク管理規程」にそれぞれ定めております。

c リスク管理に関する組織体制

グループの健全性及び業務の適正性の確保に向け、リスク管理統括ユニットが中心となって、グループリスク管理態勢の整備及び運営を推進するとともに、グループ全体のリスク管理状況及び健全性の状況についてモニタリング・コントロールを実施しております。

また、グループCRO（Group Chief Risk Officer）とグループCFO（Group Chief Financial Officer）が共同で委員長を務めるグループERM委員会を設置して定期的に開催し、リスク管理に関する方針の策定とその遵守状況の確認、リスク管理態勢の強化に向けた検討等を行う体制としており、本委員会での討議内容は委員長よりグループCEOや経営会議へ定期的に報告されます。こうしたリスク管理体制の有効性・適切性は監査ユニットが検証しております。更に監査等委員会は、経営層をはじめとし、グループ全体のリスク管理全般を対象に監査を実施しております。

[リスク管理体制]



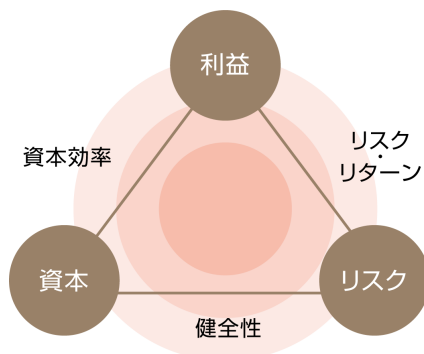
※1 リスク管理統括ユニットおよび各リスク管理を担当する所管

※2 点線枠は、監査等委員会の指示・報告対象を示す

※3 監査等委員会と監査ユニットは連携

d ERMの推進

当社グループは、資本・リスク・利益の状況に応じた経営計画・資本政策等を策定し、事業活動を推進するエンタープライズ・リスク・マネジメント（ERM：Enterprise Risk Management）を推進しております。ERMに関するリスク管理の取組みとして、経営計画や資本政策等を策定する際に、リスク管理統括ユニットがその妥当性を検証するほか、リスク許容度を設定・管理すること等により、リスクの所在、種類および特性を踏まえて資本・リスク・利益を適切にコントロールするとともに、グループリスク管理の強化を推進しております。



当社グループでは、経済価値ベース、会計ベースおよび規制ベースで、各種リスクを統合し自己資本等と対比すること等により、健全性をコントロールしております。経済価値ベースのリスク管理では、生命保険会社の企業価値を表す指標のひとつであるエンベディッド・バリュー（Embedded Value：潜在的価値）と整合的なリスクの評価方法を採用しております。

また、モデルによるリスクの計量化では捉えきれない事象を認識・把握する際は、金融市場の混乱や大規模災害等の過去の出来事や、将来見通し等に基づき考えられる最悪の状況を想定したストレス・テストを実施しております。その上で、健全性に与える影響を分析し、結果を取締役会・経営会議等に報告するとともに、必要に応じて市場環境等の確認、モニタリングの強化、経営上あるいは財務上の対応を検討・実施しております。

⑧ コンプライアンス態勢の整備状況

a グループ行動規範

第一生命グループは、グループ企業理念を実践し、「事業活動」と「社会的価値の創造」に一体で取り組み、すべてのステークホルダーからの期待を実現することで、持続的な企業価値の創造に努めております。このグループ企業理念を実践するため、すべての役員・社員がプリンシプルベースで考え、行動するにあたっての最も基本的な指針となるものとして、行動規範を制定しております。行動規範はコンプライアンスに限るものではありませんが、コンプライアンスを推進する際のよりどころにもなるものであります。

b リスクベースでのコンプライアンス管理

当社では、取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するとともに、社会環境の変化等に応じて、コンプライアンスに関わる重要なリスクや潜在的なコンダクト・リスクを的確に把握するために、フォワードルッキングな視点に基づくリスクベースでの適切な管理態勢を整備しております。法務・コンプライアンス統括ユニットがグループコンプライアンスに関する事項を統括する体制とし、同ユニットは、グループコンプライアンスリスク評価フレームワークを盛り込んだグループコンプライアンス推進取組ガイドラインを制定してグループ各社に取組みの指針を示し、各社で設定した重点課題を中心にコンプライアンス推進状況をモニタリングしております。

また、法務・コンプライアンス統括ユニットは、発生した問題事象等について、その重大性に応じて、取締役会、社長、経営会議、監査等委員会等に報告する態勢を整備しております。更に、グループコンプライアンスに関する態勢整備及び推進に関する重要事項の協議を行う機関として、グループCCpO（Group Chief Compliance Officer）が委員長を務めるグループコンプライアンス委員会を設置し、経営層を主体としたPDCAを実践できる体制としております。

c 方針・規程等の体系

当社では、「グループ内部統制基本方針」に基づき、グループのコンプライアンス推進にあたっての考え方等の基本的な事項を「グループコンプライアンス基本方針」に、より詳細な各種運営に係る事項を「グループコンプライアンス規程」にそれぞれ定めております。また、情報資産保護について、基本的な考え方等を「グループ情報資産保護管理基本方針」に、より具体的な承認・報告体制及び管理方法を「グループ情報資産保護管理規程」に、それぞれ定め、更に、巧妙化するサイバー攻撃に対し、「グループサイバーセキュリティ基本方針」、「グループサイバーセキュリティ規程」、「グループサイバーインシデント対応規程」を定めております。

d グループ各社の態勢高度化に向けた取組み

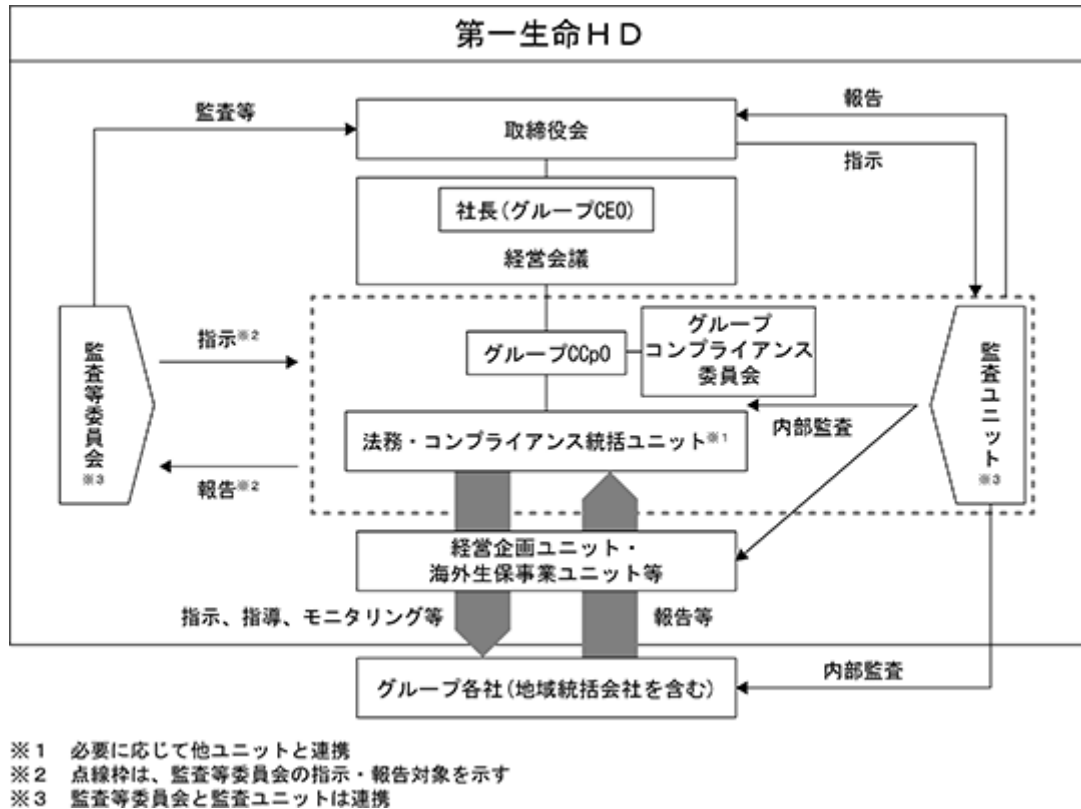
法務・コンプライアンス統括ユニットは、グループ各社のコンプライアンス態勢の高度化や、コンプライアンス意識向上・教育研修の充実に向け、指導・支援を実施しております。

例えば、マネー・ローンダリング・テロ資金供与防止、贈収賄防止について、国内のグループ会社の態勢強化に加え、海外のグループ会社の現状を調査のうえ、優先的に対応すべき事項を明らかにして、態勢強化に取り組んでおります。

e 内部通報制度の運営

当社は、法令違反等のコンプライアンスに係わる事項について、グループ各社の役員・従業員等（業務委託先やフリーランスの方を含む）が直接通報・相談できる内部通報窓口を、社内に設置するとともに、経営から独立した社外窓口（社外弁護士事務所）も設置し、案件の重大性に応じて経営層に報告する態勢を整備しております。

[コンプライアンスに関する組織体制]



⑨ 責任限定契約の内容

当社は、社外取締役と、会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、20百万円又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。

⑩ 役員等賠償責任保険（D&O保険）契約の内容

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者の行為に起因して被保険者に対して損害賠償請求が為されたことにより被保険者が被る法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約の被保険者は当社及び第一生命保険株式会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）、監査役及び執行役員です。

なお、保険料は、当社及び第一生命保険株式会社が各社の総資産及び対象役員数に基づき按分し負担しております。

⑪ 特別取締役による取締役会の決議制度

該当する事項はありません。

⑫ 内部監査組織、人員及び手続き等

当社は、「グループ内部統制基本方針」に基づき、グループの内部監査態勢の構築に関する基本的な事項を「グループ内部監査基本方針」に、グループ内部監査を円滑かつ効果的に推進するための基本的な事項を「グループ内部監査規程」に、当社全役員及び従業員が内部監査の重要性を認識し、内部監査に係わる全ての活動を円滑かつ効果的に推進するための基本的な事項を「内部監査規程」に、それぞれ規定しております。また、当社及びグループ会社は、それぞれが内部監査機能を持つことを原則とし、グループの内部監査を統括する独立した組織として、被監査組織に対し牽制機能が働く監査ユニット（内部監査要員23名）を設置しております。同ユニットは、当社及びグループ会社の内部監査態勢の整備及び運用等に関するモニタリング、助言及び支援を行うと共に、必要に応じて当社及びグループ会社に対する内部監査を実施し、内部統制態勢の実効性に関する検証状況等を取締役会、社長及び監査等委員会へ報告しております。

⑬ 定款で定める取締役の定数・資格制限及び取締役の選解任の決議要件（定款第24条及び第25条）

当社は、定款において、取締役（監査等委員である者を除く。）は11名以内、監査等委員である取締役は5名以内とすることを定めております。また、取締役の資格制限についての事項は定めておりません。取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び当該選任決議は、累積投票によらない旨を定めております。取締役の解任決議要件については、会社法と異なる別段の定めに該当する事項は定めておりません。

⑭ 株主総会決議事項の取締役会への委任等

当社の定款において定める事項は、以下のとおりであります。

a 株主総会決議事項を取締役会決議としている事項

イ 自己の株式の取得（定款第9条）

資本政策の機動性を確保することを目的として、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定めております。

ロ 取締役らの責任免除（定款第36条第1項及び附則第1条）

取締役らが期待される役割を十分に発揮できることを目的として、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役であった者の同法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定めております。

ハ 中間配当（定款第47条）

株主への機動的な利益還元を行うことを目的として、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定めております。

b 取締役会決議事項を株主総会決議事項とできない旨を定める事項

該当事項はありません。

c 株主総会の特別決議要件の変更（定款第21条第2項）

株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定めております。

⑮ 種類株式の単元株式数及び議決権

定款において、株式の種類に係らず1単元を100株としております。また、甲種類株式については、「甲種類株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先配当金が交付される旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会から、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時から、優先配当金が支払われる旨の決議がある時までには議決権を有する。」と定めております。甲種類株式は、剰余金の配当及び残余財産の分配については普通株式に優先する一方、議決権は制限する内容となっております。

(2) 【役員の状況】

1. 本書提出日現在の当社の役員の状況は、以下のとおりです。

男性 12名 女性 3名 (役員のうち女性の比率 20.0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有 株式数 (株)
取締役 会長	稲垣 精二	1963年5月10日生	1986年4月 2010年4月 2012年4月 2013年4月 2014年4月 2015年4月 2016年6月 2016年10月 2017年4月 2022年4月 2023年4月 2023年6月 2023年7月	当社入社 運用企画部長 執行役員運用企画部長 執行役員経営企画部長 執行役員グループ経営戦略ユニット長兼 経営企画部長 常務執行役員グループ経営戦略ユニット 長兼経営企画部長 取締役常務執行役員グループ経営戦略ユ ニット長兼経営企画部長 取締役常務執行役員 代表取締役社長 第一生命保険株式会社代表取締役社長 代表取締役社長 Chief Executive Officer 代表取締役会長 第一生命保険株式会社代表取締役会長 取締役会長(現任) 第一生命保険株式会社取締役会長(現任)	(注) 2	562, 149
代表取締役 社長 Group Chief Executive Officer	菊田 徹也	1964年10月14日生	1987年4月 2014年4月 2014年6月 2016年4月 2018年4月 2020年6月 2021年4月 2022年4月 2023年4月 2025年4月	当社入社 アセットマネジメント事業ユニット長兼 運用企画部長 執行役員投資本部長兼株式部長 執行役員投資本部長 常務執行役員 取締役常務執行役員 代表取締役専務執行役員 代表取締役専務執行役員 Chief Financial Officer 代表取締役社長 Chief Executive Officer 第一生命保険株式会社取締役(現任) 代表取締役社長 Group Chief Executive Officer(現任)	(注) 2	249, 521
代表取締役 専務執行役員 海外生保事業オーナー	山口 仁史	1966年1月27日生	1989年4月 2019年4月 2021年4月 2023年4月 2023年6月 2024年4月 2024年12月	当社入社 人事ユニット長 執行役員 常務執行役員アジアパシフィック事業本 部長 代表取締役常務執行役員アジアパシフィ ック事業本部長 代表取締役専務執行役員 海外生保事業オーナー兼アジアパシフ ィック事業本部長 代表取締役専務執行役員 海外生保事業オーナー(現任)	(注) 2	59, 243

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有 株式数 (株)
取締役 常務執行役員 Group Chief Customer Experience Officer(Japan)	北堀 貴子	1969年7月1日生	1994年4月 2016年10月 2020年4月 2022年4月 2024年4月 2024年6月 2025年4月	当社入社 第一生命保険株式会社営業企画部長 同社執行役員コミュニケーションデザイン部長 同社取締役常務執行役員 当社常務執行役員 Chief Customer Experience Officer(Japan) 取締役常務執行役員 Chief Customer Experience Officer(Japan) 取締役常務執行役員 Group Chief Customer Experience Officer(Japan)(現任)	(注)2	71,461
取締役	隅野 俊亮	1969年10月26日生	1992年4月 2013年4月 2016年10月 2018年4月 2020年4月 2021年6月 2023年4月	当社入社 グループ経営本部部長兼経営企画部部長 執行役員経営企画ユニット長 執行役員北米事業本部長 常務執行役員 取締役常務執行役員 取締役(現任) 第一生命保険株式会社代表取締役社長 (現任)	(注)2	149,466
取締役	曾我野 秀彦	1960年9月28日生	1983年4月 2003年7月 2004年4月 2006年7月 2008年2月 2009年7月 2012年12月 2015年7月 2016年4月 2016年10月 2018年4月 2021年4月 2023年4月 2023年6月 2025年4月	日本銀行入行 同行国際局総務課総務課長 同行国際局参事役 同行那覇支店支店長 同行金融市場局参事役兼国際局参事役 同行金融市場局審議役兼国際局審議役 同行札幌支店支店長 当社入社 補佐役(国際業務部担当) 補佐役(海外生保事業ユニット担当) 執行役員 常務執行役員 常務執行役員 Chief Sustainability Officer 取締役常務執行役員 Chief Sustainability Officer 取締役(現任)	(注)2	126,412

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有 株式数 (株)
社外取締役 (注) 1	井上 由里子	1963年 5 月29日生	1993年11月 1995年 4 月 2001年 4 月 2002年 9 月 2004年 4 月 2010年10月 2018年 4 月 2018年 6 月	東京大学大学院法学政治学研究科専任講師 筑波大学大学院経営・政策科学研究科助教授 同大学院 ビジネス科学研究科助教授 神戸大学大学院法学研究科助教授 同大学院 教授 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授 同大学院 法学研究科ビジネスロー専攻教授(現任) 当社社外取締役(現任)	(注) 2	40,680
社外取締役 (注) 1	新貝 康司	1956年 1 月11日生	1980年 4 月 2001年 7 月 2004年 7 月 2005年 6 月 2006年 6 月 2011年 6 月 2018年 1 月 2019年 6 月 2022年 4 月 2025年 2 月	日本専売公社(現日本たばこ産業株式会社)入社 同社財務企画部長 同社執行役員財務責任者 同社取締役執行役員財務責任者 同社取締役 JT International S.A. エグゼクティブ ヴァイスプレジデント 日本たばこ産業株式会社代表取締役 副社長 同社取締役 当社社外取締役(現任) 株式会社新貝経営研究所代表取締役(現任) イグアルファン株式会社代表取締役(現任)	(注) 2	1,200
社外取締役 (注) 1	ブルース ・ミラー	1961年 3 月 6 日生	1986年 2 月 2001年 1 月 2003年 4 月 2004年 8 月 2009年 5 月 2011年 8 月 2017年 1 月 2018年 9 月 2020年 8 月 2022年 4 月 2022年 6 月	豪州外務貿易省入省 同省戦略政策部部長 同省北東アジア部部長 在日オーストラリア大使館政務担当公使 豪州国家情報評価庁副長官 駐日オーストラリア大使 豪州国家情報評価庁長官 オーストラリア国立大学上級政策フェロー 豪日交流基金理事長 海外投資審査委員会(豪)委員長(現任) 当社社外取締役(現任)	(注) 2	0
社外取締役 (注) 1	石井 一郎	1955年 6 月15日生	1978年 4 月 2010年 6 月 2011年 6 月 2013年 6 月 2015年 4 月 2015年 6 月 2017年 4 月 2018年10月 2021年 7 月 2024年 6 月	東京海上火災保険株式会社入社 東京海上ホールディングス株式会社執行 役員海外事業企画部部長 同社執行役員海外事業企画部長 同社常務執行役員 同社専務執行役員 同社専務取締役 同社取締役副社長 同社常勤顧問 troish株式会社代表取締役(現任) 当社社外取締役(現任)	(注) 2	0

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有 株式数 (株)
取締役 (常勤監査等委員)	柴垣 貴弘	1965年2月25日生	1987年4月 2015年4月 2016年4月 2018年4月 2022年4月 2022年6月 2024年6月	当社入社 金融法人部長 執行役員金融法人部長 第一フロンティア生命保険株式会社代表 取締役副社長執行役員 当社常務執行役員 取締役(上席常勤監査等委員) 取締役(常勤監査等委員)(現任)	(注)3	130,936
取締役 (常勤監査等委員)	山腰 憲司	1968年3月2日生	1990年4月 2017年4月 2019年4月 2023年4月 2024年4月 2024年6月	当社入社 アセットマネジメント事業ユニット長 監査ユニット長 第一生命保険株式会社内部監査部長 当社監査等委員会室フェロー 取締役(常勤監査等委員)(現任)	(注)3	16,400
社外取締役 (監査等委員) (注)1	佐藤 りえ子	1956年11月28日生	1984年4月 1989年6月 1998年7月 2015年6月 2016年10月	弁護士登録 シャーマン・アンド・スターリング法律 事務所 石井法律事務所パートナー(現任) 当社社外取締役 社外取締役(監査等委員)(現任)	(注)3	53,610
社外取締役 (監査等委員) (注)1	増田 宏一	1944年1月23日生	1966年4月 1970年1月 1975年1月 1978年9月 1992年7月 1993年10月 2004年1月 2007年7月 2010年7月 2016年10月	田中芳治公認会計士事務所 監査法人大手町会計事務所 新和監査法人(※) 同法人社員 監査法人朝日新和会計社(※)代表社員 朝日監査法人(※)代表社員 あずさ監査法人(※)代表社員 日本公認会計士協会会長 同協会相談役(現任) 当社社外取締役(監査等委員)(現任) (※)現有限責任 あずさ監査法人	(注)4	69,170
社外取締役 (監査等委員) (注)1	永瀬 悟	1955年1月12日生	1979年4月 1985年8月 1995年2月 1999年4月 2000年5月 2016年6月 2021年6月 2024年6月	サントリー株式会社入社 モルガン銀行入社 JPモルガン証券債券本部長 同社東京支店長兼株式派生商品共 同本部長 同社日本における代表者(東京支店長) 兼株式本部長 デクセリアルズ株式会社取締役常務執行 役員CFO 第一フロンティア生命保険株式会社社外 取締役 当社社外取締役(監査等委員)(現任)	(注)3	12,000
計						1,542,248

(注)1 井上 由里子、新貝 康司、ブルース・ミラー、石井 一郎、佐藤 りえ子、増田 宏一及び永瀬 悟は社外取締
役であります。

2 任期は、2025年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

3 任期は、2026年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

4 任期は、2026年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります、2025年3月期に係る定時株主総会終
結の時をもって、辞任予定であります。

- 5 当社は、意思決定・監督と業務執行を分離し機能強化を図るため、執行役員制度を導入しております。また、特定領域における高い専門性を有した優秀人財の活用を視野に、2024年4月1日付で専門役員を新設しております。本書提出日現在、取締役を兼務していない執行役員は25名、専門役員は2名で、次のとおりであります。

役職名	氏名
専務執行役員 Group Chief Information Officer 兼 Group Chief Digital Officer	ステイーブン・バーナム
専務執行役員	明石 衛
専務執行役員アジアパシフィック事業本部長	ブレット・クラーク
専務執行役員	白石 徳生
専務執行役員 国内保障事業オーナー	甲斐 講平
常務執行役員 Group Chief Internal Audit Officer	庄子 浩
常務執行役員 資産形成・承継事業オーナー	飯田 貴史
常務執行役員 Group Chief Risk Officer	大橋 秀行
常務執行役員北米事業本部長	武本 聡史
執行役員	安田 敦子
執行役員	菱田 真
執行役員アジアパシフィック事業副本部長	阿部 裕一郎
執行役員	金子 伸一郎
執行役員 Group Chief Financial Officer	西村 泰介
執行役員 Group Chief Human Resources Officer	沼田 陽太郎
執行役員 新規事業オーナー	甲斐 章文
執行役員 Group Chief Compliance Officer	幸津 ウェブスター
執行役員 Group Chief Communications Officer	和田 京子
執行役員	新村 健
執行役員	上原 高志
執行役員	安藤 伊佐武
執行役員	牧内 克司
執行役員 Group Chief Data and AI Officer	フィゲン・ウルゲン
執行役員 Group Chief Brand and Culture Officer	坂本 香織
執行役員サステナビリティユニット長 Group Chief Sustainability Officer	酒井 由紀子
専門役員 Group Chief Information Security Officer	フレッド・ステューティ
専門役員アカウンティングユニット長 Group Chief Accounting Officer	野地 裕敬

2. 2025年6月23日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件」及び「監査等委員である取締役1名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されますと、当社の役員の状況及びその任期は、以下のとおりとなる予定です。

なお、役員の役職等については、当該定時株主総会の直後に開催予定の取締役会の決議事項の内容（役職等）を含めて記載しています。

男性 11名 女性 4名 （役員のうち女性の比率 26.6%）

役職名	氏名	任期
取締役会長	稲垣 精二	(注) 2
代表取締役社長 Group Chief Executive Officer	菊田 徹也	(注) 2
代表取締役専務執行役員 海外生保事業オーナー	山口 仁史	(注) 2
取締役常務執行役員 Group Chief Customer Experience Officer (Japan)	北堀 貴子	(注) 2
取締役	隅野 俊亮	(注) 2
取締役	曾我野 秀彦	(注) 2
社外取締役 (注) 1	井上 由里子	(注) 2
社外取締役 (注) 1	新貝 康司	(注) 2
社外取締役 (注) 1	ブルース・ミラー	(注) 2
社外取締役 (注) 1	石井 一郎	(注) 2
取締役 (常勤監査等委員)	柴垣 貴弘	(注) 2
取締役 (常勤監査等委員)	山腰 憲司	(注) 2
社外取締役 (監査等委員) (注) 1	佐藤 りえ子	(注) 2
社外取締役 (監査等委員) (注) 1	永瀬 悟	(注) 2
社外取締役 (監査等委員) (注) 1	牧野 あや子	(注) 3

(注) 1 井上 由里子、新貝 康司、ブルース・ミラー、石井 一郎、佐藤 りえ子、永瀬 悟及び牧野 あや子は社外取締役であります。

2 任期は、2026年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

3 任期は、2027年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

4 取締役を兼務していない執行役員及び専門役員は2025年6月23日開催予定の定時株主総会の直後に開催予定の取締役会後において、本書提出日現在から変更ありません。

5 新任社外取締役（監査等委員）である牧野 あや子の略歴等は以下のとおりであります。

役職名	氏名	生年月日	略歴		所有株式数 (株)
社外取締役 (監査等委員)	牧野 あや子	1965年11月2日生	1988年4月	日興証券株式会社（現SMBC日興証券株式会社）入社	0
			1993年12月	学校法人大原簿記学校講師	
			1994年10月	監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入社	
			2008年7月	有限責任監査法人トーマツパートナー	
			2017年6月	デロイトトーマツ合同会社評議員	
			2022年7月	有限責任監査法人トーマツ評議員監査委員長 デロイトトーマツ合同会社評議員監査委員長	
			2025年1月	牧野公認会計士事務所所長（現任）	
			2025年6月	当社社外取締役（監査等委員）（予定）	

(グループCX0体制及び事業オーナー制)

当社は2023年3月期よりCX0制を導入し、段階的に拡充しながら、グループ横断でのコーポレート機能強化を進めてまいりました。当社グループの利益に占める海外事業の占率が拡大するなか、豊富なグローバル経験を有する社外からの直接の役員登用を含めて、CX0の領域を順次拡大させており、今後とも、社内外を問わずに適切なタレントを登用することで、経営チームの強化を図り、スピード感を持って大胆に変革を進めてまいります。

加えて、2025年3月期からは、国内保障事業、海外生保事業、資産形成・承継事業、新規事業の主要な4事業において、各領域における事業責任の明確化による事業運営の効率向上を目的として、事業オーナーを設置及び任命いたしました。これにより、事業ラインと機能ラインの縦横のマトリクス型のガバナンス体制が一層強化され、よりグループ横断的な機能の発揮、効率的な事業推進を実現することが可能になります。

なお、2025年4月1日付けで新たに任命した2名を含めてCX0体制は計15名となりました。また、2026年3月期よりグループCX0(G-CX0)と呼称を変更しております。



(社外取締役に関する事項)

a 社外取締役の員数並びに当社との関係

当社では、経営から独立した社外からの視点を踏まえ、経営監督機能を強化することでコーポレートガバナンスの実効性をより高めることを目的に、社外取締役7名を選任しております。

このうち、社外取締役（監査等委員）である佐藤 りえ子は2015年5月まで、社外取締役である新貝 康司は2017年6月まで、社外取締役である井上 由里子は2018年5月まで、当社のアドバイザー・ボード委員であり、3氏と当社との間には、アドバイザー・ボード委員の報酬支払いの取引がありました。

また、社外取締役であるブルース・ミラーは2022年4月まで、当社の顧問であり、同氏と当社との間には、顧問の報酬支払いの取引がありました。

社外取締役（監査等委員）である佐藤 りえ子は、当社が2021年11月及び12月に調査業務を委託した石井法律事務所のパートナーであり、当社と同事務所との間には、弁護士費用支払いの取引がありました。

社外取締役であるブルース・ミラーは、2018年4月から当社の特定関係事業者（子会社）であるTAL Dai-ichi Life Australia Pty Ltdの取締役であります。

なお、当社は、2025年6月23日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件」及び「監査等委員である取締役1名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されますと、当社の社外取締役は7名となります。

b 社外取締役の機能及び役割等

社外取締役には、豊富な経営経験等それぞれの職務経験等を通じて培われた幅広い見識、高度な専門知識等に基づき、客観性、中立性ある助言及び業務執行に対する監督、さらに監査等委員である社外取締役には、取締役の職務執行全般に対する監査等を期待しております。

候補者の選定にあたっては、コーポレートガバナンスの実効性をより高める観点から、企業経営、リスク管理、法令遵守等内部統制、企業倫理、経営品質、グローバル経営、マクロ政策等のいずれかの分野における高い見識や豊富な経験を有する者を選定し、社外取締役それぞれの学識・経験等に基づいて期待する役割の構成等も考慮しております。

当社では、社外取締役の独立性基準（注1）を定めております。すべての社外取締役および監査等委員である社外取締役について、当該独立性の基準を満たしております。また、株式会社東京証券取引所「上場管理等に関するガイドライン」における一般株主と利益相反が生じるおそれがあると判断する場合の判断要素（注2）に基づき、株式会社東京証券取引所に対し、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出ております。

c 社外取締役の任期

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、定款の定めるところにより、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとしております。また、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）について、独立性確保の観点から、コーポレートガバナンス基本方針にて、在任期間の上限を8年と定めております。

監査等委員である取締役の任期は、定款の定めるところにより、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとしております。また、独立性確保の観点から、コーポレートガバナンス基本方針にて、在任期間の上限を12年と定めております。

d 社外取締役による監督と内部監査、監査等委員会による監査並びに会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は取締役会に出席し、監査等委員会による監査結果や内部統制部門によるグループの内部統制システムの整備・運用状況に関する報告、内部監査に関する基本方針に基づく内部監査計画及びその実施状況並びに会計監査人による監査計画及びその実施状況に関する報告等を受けております。社外取締役はこれらの審議を通じてそれぞれの知見に基づいた指摘等を行うことにより、適切に監督機能を発揮しております。

(注1) 社外取締役の独立性基準

当社の社外取締役について、以下のいずれにも該当しない場合に、当社からの独立性があると判断する。

1. 当社、当社の子会社もしくは関連会社の業務執行者であること、または過去において業務執行者であったこと
2. 当社または当社の特定関係事業者の業務執行者（ただし重要でないものを除く）の配偶者または三親等以内の親族
3. 当社または当社の子会社の業務執行者が役員に就任している会社の業務執行者
4. 当社の最新の株主名簿の10位以内の大株主、または大株主である団体の業務執行者
5. 直近3会計年度において、当社および当社の連結子会社（有価証券報告書上の連結子会社をいう）からの年間の支払金額が、その連結売上高の2%以上となる取引先およびその連結子会社（有価証券報告書上の連結子会社をいう）の業務執行者
6. 直近3会計年度において、当社および当社の連結子会社（有価証券報告書上の連結子会社をいう）の年間の受取金額が、当社の連結売上高の2%以上となる取引先およびその連結子会社（有価証券報告書上の連結子会社をいう）の業務執行者
7. 直近3会計年度における当社または当社の子会社の会計監査人（法人である場合は、当該法人のパートナーその他業務執行者）
8. 直近3会計年度において、当社または当社の子会社から役員報酬等以外に平均して年1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家もしくは法律専門家（それらが法人、組合等の団体である場合は、当該団体のパートナーその他業務執行者）
9. 直近3会計年度において、総収入もしくは経常収益の2%以上の寄付を当社または当社の子会社から受けている非営利団体の業務執行者
10. 4～9の団体または取引先において過去に業務執行者であった場合、当該団体または取引先を退職後5年以内であること

(注2) 株式会社東京証券取引所「上場管理等に関するガイドライン」Ⅲ 5. (3) の2

- A. 上場会社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者又は上場会社の主要な取引先若しくはその業務執行者
- B. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
- C. 最近においてA又は前Bに該当していた者
- Cの2. その就任の前10年以内のいずれかの時において次の（A）又は（B）に該当していた者
 - （A）上場会社の親会社の業務執行者（業務執行者でない取締役を含み、社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、監査役を含む。）
 - （B）上場会社の兄弟会社の業務執行者
- D. 次の（A）から（F）までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者
 - （A）Aから前Cの2までに掲げる者
 - （B）上場会社の会計参与（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。当該会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。以下同じ。）
 - （C）上場会社の子会社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役又は会計参与を含む。）
 - （D）上場会社の親会社の業務執行者（業務執行者でない取締役を含み、社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、監査役を含む。）
 - （E）上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - （F）最近において（B）、（C）又は上場会社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。）に該当していた者

(3) 【監査の状況】

① 監査等委員会監査の状況

a 監査活動の基本方針

監査等委員会は、グループの監督機能の一翼を担い、株主の負託を受けて取締役の職務執行を監査する法定の独立の機関として、株主をはじめとする様々なステークホルダーの利害等に配慮の上、その職務を適正に遂行することにより、社会的な信頼に応えるための企業統治体制の確立に寄与、グループの健全で持続的な成長及び中長期的な企業価値創造を実現することへの貢献を目指しております。

b 組織・人員

当社の監査等委員会は取締役5名で構成されており、このうち過半数の3名が社外取締役であります。監査等委員である取締役には、その役割・責務を実効的に果たすために適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する十分な知見を有する者を選任しております。また、現在監査等委員会の委員長は、社外取締役である佐藤 りえ子が務めております。

当事業年度に開催した監査等委員会及び取締役会への出席率、個々の監査等委員の経歴は次のとおりであります。

役職名 (当事業年度末 時点)	氏名	経歴等	当事業年度の出席率	
			監査等委員会	取締役会
監査等委員 (委員長) (社外取締役)	佐藤 りえ子	主に弁護士としての豊富な経験や高度かつ専門的な知識及び他の会社の社外取締役・社外監査役としての豊富な経験を有しております。	100.0% (28回/28回)	100.0% (17回/17回)
常勤監査等委員	柴垣 貴弘	当社グループの一員として、主に秘書、広報及び国内法人保険関連業務等に従事し、生命保険事業に関する豊富な業務知識・経験を有しております。	100.0% (28回/28回)	100.0% (17回/17回)
常勤監査等委員	近藤 総一 (注) 1	当社グループの一員として、主に収益管理及び財務関連業務等に従事し、生命保険事業に関する豊富な業務知識・経験を有しております。	100.0% (5回/5回)	100.0% (5回/5回)
常勤監査等委員	山腰 憲司 (注) 2	当社グループの一員として、主に海外生保事業関連業務、資産運用事業に従事し、生命保険事業に関する豊富な業務知識・経験を有しております。	100.0% (23回/23回)	100.0% (12回/12回)
監査等委員 (社外取締役)	朱 殷卿 (注) 1	主に金融機関における企業経営者としての豊富な経験や高い見識及び他の会社の社外取締役としての豊富な経験を有しております。	100.0% (5回/5回)	100.0% (5回/5回)
監査等委員 (社外取締役)	永瀬 悟 (注) 2	主に金融機関における企業経営者としての豊富な経験や高い見識及び他の会社のCF0として資本政策や財務に関する豊富な経験を有する他、当社の子会社である第一フロンティア生命保険株式会社の社外取締役として生命保険事業に関する豊富な経験や高い見識を有しております。	100.0% (23回/23回)	100.0% (12回/12回)
監査等委員 (社外取締役)	増田 宏一 (注) 3	主に公認会計士としての豊富な経験や高度かつ専門的な知識及び他の会社の社外取締役・社外監査役としての豊富な経験を有しております。	96.4% (27回/28回)	100.0% (17回/17回)

また、監査等委員の職務を遂行する組織として監査等委員会室を設置し、2025年3月末時点で適正な知識、能力、経験を有するスタッフを14名配置し、監査等委員の職務遂行をサポートしております。当該監査等委員会室スタッフの人事異動、業績評価等に関しては監査等委員と協議を行う等、取締役からの独立性及び監査等委員の指示に従った監査の実効性を確保しております。

- (注) 1 近藤 総一及び朱 殷卿は2024年6月24日開催の第14期定時株主総会終結の時をもって退任しており、当事業年度に開催した5回の監査等委員会のすべてに出席しております。
- 2 山腰 憲司及び永瀬 悟は2024年6月24日開催の第14期定時株主総会で選任されており、当事業年度に開催した23回の監査等委員会のすべてに出席しております。
- 3 当社は、2025年6月23日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「監査等委員である取締役1名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されますと、増田 宏一は取締役（監査等委員）を退任し、牧野 あや子が取締役（監査等委員）に就任する予定です。

c 監査等委員会の活動状況

監査等委員会は、原則として毎月1回開催し、必要に応じて随時に開催することとしております。当事業年度は合計28回開催し、1回あたりの所要時間は約1時間10分であります。

監査等委員会では、年間を通じ次のような決議、報告がなされました。

付議事項	件数	検討事項
決議	29件	監査等基本方針・監査等計画、役員の選任・報酬に関する意見形成
		内部監査計画の同意
		会計監査人の解任又は不再任、会計監査人の報酬に関する同意
		監査実施結果、監査等委員会所見、監査報告書等
報告	72件	業務執行取締役等へのヒアリング
		重要会議等の報告（経営会議等）
		会計監査人の監査計画、会計監査人による監査及びレビュー報告、三様監査
		会計監査の実施状況、内部監査結果、重要なリスクに係る取組み、コンプライアンス推進の状況、海外生保グループ会社のモニタリング状況、内部通報等

また、監査等委員会を補完し、グループの監査活動その他の情報共有を図るため、常勤監査等委員と国内主要グループ会社の常勤監査役との定期的な情報交換を実施しております。

d 監査等委員の主な活動

<監査等委員>

監査等委員は、監査等計画に沿って監査を行い、定期的にその実施状況を振り返るとともに、監査等委員会として年間の監査実施結果および監査等委員会所見を取締役会へ通知しております。監査実施状況・実施結果・所見の内容は翌年度の監査等計画へ反映させております。

また、監査等委員会において、代表取締役社長を含む業務執行取締役等11名を個別に招致し、業務執行に係る課題認識や取組方針のヒアリングを実施しております。当ヒアリングは社外取締役である委員長をはじめ、全委員が選定監査等委員として実施することで多様な視点を取り入れており、また、専門性の高い分野に関しては担当執行役員等から監査等委員及び社外取締役への勉強会を実施することで各委員等の理解深化を図り、監査の実効性を高めております。

加えて、監査等委員及び社外取締役は執行役員及び国内外主要グループ会社経営陣との対話を計22回実施し、コミュニケーションを深めました。課題が認められた場合や気付きが得られた場合には、必要に応じ、執行部門に意見、提言を行うとともに、取締役会長、代表取締役社長に定期的にフィードバックを行う等、企業価値の向上及び持株会社としての機能発揮を意識した監査を実施しております。

また、監査等委員は取締役会に出席し、取締役の職務執行を監査しております。当事業年度に開催された全17回の取締役会に、全監査等委員が出席いたしました（出席率：社外監査等委員100.0%、常勤監査等委員100.0%）。

取締役会の他、取締役会の任意の諮問機関である指名諮問委員会に、監査等委員増田 宏一が議長として全7回、監査等委員佐藤 りえ子は委員として6回、常勤監査等委員柴垣 貴弘はオブザーバーとして7回、常勤監査等委員山腰 憲司及び監査等委員永瀬 悟はオブザーバーとして6回、常勤監査等委員近藤 総一及び監査等委員朱 殷卿はオブザーバーとして1回出席いたしました。

同じく取締役会の任意の諮問機関である報酬諮問委員会に、監査等委員永瀬 悟は委員として8回、監査等委員朱 殷卿は委員として4回、監査等委員佐藤 りえ子はオブザーバーとして10回、監査等委員増田 宏一はオブザーバーとして全12回、常勤監査等委員柴垣 貴弘はオブザーバーとして11回、常勤監査等委員山腰 憲司はオブザーバーとして8回、常勤監査等委員近藤 総一はオブザーバーとして4回出席いたしました。

また当社では、社外監査等委員を含む監査等委員が子会社・関連会社の往査を行っております。当事業年度は、第一フロンティア生命保険株式会社（2024年8月）、第一生命テクノクロス株式会社（2024年12月）、相互住宅株式会社（2025年1月）、株式会社第一ビルディング（2025年1月）、Dai-ichi Life Reinsurance Bermuda Ltd.（2025年1月 リモート形式）、ネオファースト生命保険株式会社（2025年2月）、Dai-ichi Life Insurance (Cambodia) PLC.（2025年3月）へ往査、各社の社長・経営層等へのヒアリングを実施いたしました。往査結果は代表取締役社長並びに取締役・担当執行役員等に報告しております。

<うち常勤監査等委員>

上記の他、常勤監査等委員は経営会議（当事業年度は全24回）等の重要会議に出席し、報告事項・審議状況等を確認しております。また、各ユニットからの定例報告及び重要な決裁書等の閲覧による各ユニットの業務遂行状況の確認、海外子会社・関連会社（地域統括会社を含む）の監査等の実施並びに内部監査部門及び内部統制部門との緊密な連携を通じ、効率的な監査を実施しており、必要に応じて、各部門の担当執行役員及びユニット長から報告を受け、意見交換をしております。常勤という特性を活かして詳細な情報・実情等を把握し、その概要を監査等委員会等で共有することにより、全監査等委員の監査の質の向上を図っております。

<重点監査項目>

監査等委員会は、当事業年度は主として（a）グループ・コーポレートガバナンスに係る取組みの妥当性・実効性、持株会社としての機能発揮の高度化、（b）事業ポートフォリオ戦略の実行状況の妥当性・実効性、（c）資本・財務戦略の実行状況の妥当性・実効性、（d）国内非保険領域における重要な新規事業であるベネフィット・ワンの取組状況、（e）事業別戦略の実行状況の妥当性・実効性、（f）グループのサステナビリティ・ブランディング・I R等の取組状況、（g）グループ内部統制システムの整備・運用状況の妥当性・適切性、（h）実効的な会計監査を通じた財務報告の信頼性に係る取組状況を重点監査項目として確認いたしました。

重点監査項目		実施した活動内容及び確認した事柄
(a)	グループ・コーポレートガバナンスに係る取組みの妥当性・実効性、持株会社としての機能発揮の高度化	持株会社としての役割の明確化に向けた経営管理体制整備の状況、グループ経営管理の枠組み構築に向けた取組状況を確認しております。新たな買収案件等に関しては取締役会等の審議・議論の状況を確認し、検討の十分性や手続きの適切性等を確認しております。また、新経済価値規制に係る態勢整備が進められていることを確認しております。
(b)	事業ポートフォリオ戦略の実行状況の妥当性・実効性	環境変化（金利上昇や保険市場環境の変化等）によるグループ事業への影響、各事業の市場規模、成長性等を踏まえ、より効率性の高い事業への資源配分のシフト等の、グループ全体の企業価値向上を目指す方向性及び取組状況を確認しております。また、グループ会社間のシナジー創出に向けた戦略等の検討がなされていることを確認しております。
(c)	資本・財務戦略の実行状況の妥当性・実効性	資本コスト・資本効率のギャップ解消に向けたE R M戦略や事業ポートフォリオの構築状況については、市場関連リスクの削減取組みを順調に進捗させていることを確認しております。
(d)	国内非保険領域における重要な新規事業であるベネフィット・ワンの取組状況	2024年度に完全子会社化したベネフィット・ワンにつき、法令等に則った子会社化等に係る手続き、確実なP M I 及び他のグループ会社とのシナジー創出に向けた戦略等の検討がなされていることを確認しております。
(e)	事業別戦略の実行状況の妥当性・実効性	国内保障事業、海外生保事業、資産形成・承継事業、新規事業に係る戦略及び事業間のシナジー創出に向けた戦略が実行されていることを確認しております。戦略の検討にあたっては、事業オーナー、C X O 及び各グループ会社が連携し、グループ全体の企業価値向上を目指す方向性であること及び取組状況を確認しております。
(f)	グループのサステナビリティ・ブランディング・I R 等の取組状況	グループのサステナビリティに関して、当社が取り組むべき重要課題として設定した「コア・マテリアリティ」に基づき、各種取組みが推進されていることを確認しております。また、グループブランディングに関して、中期経営計画で目指す姿の実現に向け、改定した理念体系の浸透に向けた取組みが行われたことを確認しております。
(g)	グループ内部統制システムの整備・運用状況の妥当性・適切性	内部統制システムの整備・運用状況及び環境変化を踏まえた高度化の状況として、生じた事象等を踏まえてPDCAを回しつつ、態勢強化が図られていること、コンプライアンスに係るグループ各社とのレポーティングラインの強化取組み等を確認しております。なお、引き続き第一生命保険株式会社の金銭に係る不正行為の撲滅に向けた経営品質刷新に取り組んだことを確認しております。
(h)	実効的な会計監査を通じた財務報告の信頼性	会計監査人との四半期ごとの三様監査及び意見交換会を通じて、買収関連の会計処理の妥当性、KAM（監査上の主要な検討事項）等について協議いたしました。また、業務執行取締役へのヒアリングや日常監査を通じて、上記に関連する情報開示についての検討・取組状況を確認いたしました。

<監査等委員会の実効性向上に向けた取組み>

監査等委員会の実効性・適切性に係る状況確認のため、監査等委員会の自己評価アンケートを毎年実施しております。アンケートは役割・議題・課題・運営・独立性等、全16問で構成されており、集計結果は全監査等委員に連携し、翌事業年度以降の運営改善につなげております。

② 内部監査、監査等委員会監査及び会計監査の相互連携等

a 会計監査人との連携状況

監査等委員会は、四半期ごとに会計監査人より会計監査及び内部統制監査の手続き及び結果の概要につき報告を受け、意見交換を実施しております。監査等委員は、期中において、三様監査や意見交換会等、会計監査人との会合を定期的に開催し、会計監査人の監査計画・重点監査項目・監査状況等及び会計監査報告書へのKAM（監査上の主要な検討事項）の項目・内容等の検討状況の報告を受け、課題の共有化と情報交換を図るとともに、有効かつ効率的な会計監査及び内部統制監査の遂行に向けて意見交換を行う等、緊密に連携しております。監査等委員会と会計監査人との連携内容は次のとおりであります。

会計監査人との連携

会議名	時期	概要
期中レビュー報告	2024年8月 2025年2月	四半期ごとのレビュー結果について会計監査人より報告を受け、意見交換を行いました。2023年11月の金融商品取引法改正により、法令上の四半期開示義務（第1・第3四半期）が廃止となり、取引所の四半期決算短信に「一本化」されましたが、当社は四半期決算短信の「添付資料」に掲げられている四半期連結財務諸表について会計監査人による期中レビューを受けております。
中間監査報告	2024年11月	中間監査結果を会計監査人より報告を受け、意見交換を行いました。
年度末監査報告	2025年5月	年度末監査報告（含む内部統制監査状況）及び会計監査人の職務の遂行に関する監査等委員への報告を受領いたしました。
監査計画等の説明	2024年5月	当事業年度の監査計画及び監査報酬案の説明を受けました。
KAM（監査上の主要な検討事項） （注）	2024年8月 2024年11月 2025年2月 2025年5月	監査等委員会（三様監査を含む）にて監査等委員と会計監査人が四半期ごとに主に以下のKAM（監査上の主要な検討事項）の候補となりうる項目の監査上のリスク変化の状況等について継続的に協議いたしました。意見の相違はありませんでした。監査等委員はKAM設定が適切であると判断するとともに、記載内容と整合する情報開示の適切性・整合性等を確認いたしました。 ・のれんの評価 ・無形固定資産の評価 ・責任準備金の評価 ・繰延税金資産の評価 ・株式会社ベネフィット・ワン買収に係る時価評価及び会計処理の妥当性 ・関係会社株式の評価

（注）KAM（監査上の主要な検討事項）に関連する情報開示の適切性・整合性についても確認しております。

b 内部監査部門（監査ユニット）との連携状況

監査等委員会は、内部監査部門（監査ユニット）作成の内部監査計画を確認し、これに同意するとともに、定期及び随時に内部監査部門（監査ユニット）から直接内部監査結果の報告を受け、内部統制システムの整備及びその運用状況等について確認を行っております。加えて内部統制担当所管等からも、定期及び随時に報告を受け、確認を行っております。

内部監査部門（監査ユニット）は、会計監査人との定期及び随時の会合において、会計監査人より監査の状況や監査結果等について報告を受けるとともに、会計監査人の求めに応じて内部監査の規程、実施状況及び内部監査結果等を報告する等、緊密に連携しております。また、監査等委員会の他、取締役会・経営会議に対しても内部監査結果の報告を行っております（デュアルレポーティング）。

常勤の監査等委員と内部監査部門（監査ユニット）との連携内容は次のとおりであります。

内部監査部門（監査ユニット）との連携

会議名	時期	概要
合同監査会議	2025年2月	内部監査実施状況及び内部監査リスク・アセスメント等を踏まえた内部監査計画案について意見交換を行いました。
月例報告	原則毎月 1～2回	内部監査部門（監査ユニット）からの内部監査報告を受けました（テーマ監査、実施前の意見交換及び実施結果等）。

監査等委員、内部監査部門（監査ユニット）及び会計監査人が参加する三様監査会議も行っており、緊密に連携しております。会計監査人、内部監査部門（監査ユニット）との主な連携内容は次のとおりであります。

会計監査人、内部監査部門（監査ユニット）との連携

会議名	時期	概要
三様監査	2024年8月 2024年11月 2025年2月 2025年5月	監査等委員、内部監査部門（監査ユニット）及び会計監査人それぞれの監査状況について情報交換、意見交換を行いました。

③ 会計監査の状況

a 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

b 継続監査期間

8年間

c 業務を執行した公認会計士

業務執行社員 神塚 勲

同 藤原 初美

同 春日 雄太

d 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士13名、その他25名であります。

e 会計監査人の選定方針と理由

当社の監査等委員会は、会計監査人を選定する場合、同委員会が定める「会計監査人の選解任等の決定に関する方針」に基づき、監査法人の概要（品質管理体制、適格性、専門性、独立性）、監査の実施体制等（監査の体制・方法）、公認会計士・監査審査会検査結果及び日本公認会計士協会による品質管理レビュー結果及び監査報酬見積額等の事項を確認しております。また、会社法第340条第1項各号に掲げる事由が発生し、監査等委員の全員が認めたときは、会計監査人を解任できます。監査等委員会は、同委員会が定める「会計監査人の選解任等の決定に関する方針」に従い、会計監査人の適格性、監査計画や監査実施状況の相当性等を確認しており、会計監査人がその職務を適正かつ適切に遂行することが困難であると認めたとき、又はその他適当であると判断したときは、株主総会に提出される会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決議いたします。

f 監査等委員会による会計監査人の評価

当社の監査等委員会は、会計監査人に対して評価を行っております。この評価については、「会計監査人の選解任等の決定に関する方針」に基づき、監査法人の品質管理（ガバナンス・マネジメント、品質管理等）、監査チーム（会計監査の相当性、独立性、職業的懐疑心の保持・発揮等）、監査報酬等、監査等委員とのコミュニケ

ーション、経営者や内部監査部門（監査ユニット）とのコミュニケーション、グループ監査及び不正リスクへの対応、執行所管からのアンケート、公認会計士・監査審査会による検査結果や日本公認会計士協会による品質管理レビュー結果等の確認事項に基づき評価を行っております。また、2023年3月に改訂された「監査法人の組織的な運営に関する原則」（通称「監査法人のガバナンス・コード」）への会計監査人の対応状況を確認しております。2026年3月期の会計監査人については、上記確認事項の確認結果を踏まえ2025年3月期の会計監査人の監査の方法及び結果は相当であり、解任又は不再任の必要はないものとしております。

④ 監査報酬の内容等

a 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	102	6	137	93
連結子会社	292	22	295	37
計	394	28	433	130

(前連結会計年度)

当社における非監査業務の内容は、「新規制に関するアドバイザリー業務」等であります。

また、連結子会社における非監査業務の内容は、「企業年金受託業務に係るシステムに対して保証を提供する業務」等であります。

(当連結会計年度)

当社における非監査業務の内容は、「新規制に関するアドバイザリー業務」等であります。

また、連結子会社における非監査業務の内容は、「企業年金受託業務に係るシステムに対して保証を提供する業務」等であります。

b 監査公認会計士等と同一のネットワーク（KPMGメンバーファーム）に対する報酬（aを除く）

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	-	11	-	3
連結子会社	1,652	186	1,942	131
計	1,652	198	1,942	135

(前連結会計年度)

当社における非監査業務の内容は、「税務に関するアドバイザリー業務」等であります。

また、連結子会社における非監査業務の内容は、「保険数理アドバイザリー業務」等であります。

(当連結会計年度)

当社における非監査業務の内容は、「保険数理アドバイザリー業務」であります。

また、連結子会社における非監査業務の内容は、「保険数理アドバイザリー業務」等であります。

c その他重要な報酬の内容

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

d 監査報酬の決定方針

該当事項はありません。

なお、監査報酬については、当社の規模や特性並びに会計監査人より提示を受ける監査の体制・手続き・監査日数等を勘案した上で、その妥当性を検証し、監査等委員会の同意を得て決定しております。

e 監査等委員会による監査報酬の同意理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査等委員会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等について必要な検証を行った上で、適切であると判断したためであります。

(4) 【役員の報酬等】

① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針に関する事項

（ア）当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針として、報酬諮問委員会にて審議の上、取締役会の決議により「役員報酬決定方針」を定めております。なお、「役員報酬決定方針」は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に加え、執行役員（以下、総称して「役員」という。）の報酬に関する決定方針としても定めております。

（イ）当社の定める「役員報酬決定方針」は、以下のとおりであります。

役員報酬決定方針

1. 目的

本方針は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および執行役員（以下、総称して「役員」という。）の報酬に関する決定方針を定める。

2. 基本方針および基本原則

役員報酬制度を当社グループビジョンの実現を担う役員に対する「公正な処遇」の重要な要素として位置付け、次の事項を基本方針および基本原則とする。

（1）基本方針

ア 中長期的な目線を持って、ステークホルダーとの価値共有を実現する仕組みであること

イ 役割・責任の大きさおよびその発揮度合いを反映した、公正な報酬体系、適切な水準であること

ウ 会社・個人業績と連動することで、各役員の貢献を評価し、グループとして重視する価値創造実現を後押しすること

（2）基本原則

ア 役割・責任に応じた適切な報酬設計

各役員の総報酬は、役割・責任の大きさ、求める期待値、業績の達成度合い等を公正に反映した内容とする。また第一生命グループを支える人財を獲得・維持するために必要な制度設計とする。

イ グループとして重視する戦略との整合

中期経営計画をはじめとした第一生命グループの経営戦略・目標との整合性を確保する。

ウ 会社・個人業績との連動

業績向上に対する健全なインセンティブ強化として、単年度業績連動報酬や株式報酬制度を導入する。またその前提として、各役員が担う役割・責任の明確化とこれに基づく業績評価を行い、各役員の業績向上に対する貢献を的確に評価する。

エ あらゆるステークホルダーとの利益共有

中長期的な経営戦略に基づき定める指標を単年度業績連動報酬の評価に用いるほか、株式報酬制度を導入することで、お客さまや株主の皆さまをはじめとした様々なステークホルダーとの利益共有により、企業の持続的成長を通じた株主価値向上への一層強い意識付けを図るものとする。

オ 適切かつ競争力ある報酬水準

業種等を考慮した第三者による企業経営者の報酬に関する調査等を参照しつつ、適切な報酬水準を決定する。また採用国等を踏まえた、グローバル視点での人財獲得も視野に入れた設計とする。

カ 客観性・透明性の確保

役員報酬決定にあたっては、客観性を担保するために、社外委員を過半とする報酬諮問委員会にて審議のうえ、当社の取締役会にて決定する。

また、役員報酬に関する基本的な考え方その他の重要事項の積極的な開示等を通じて、役員報酬と企業価値向上との関連をチェックするために必要な情報提供を行い、株主をはじめとしたステークホルダーに対するアカウンタビリティを果たす。

3. 手続き

役員の報酬に関する体系ならびに個別の報酬額について、報酬諮問委員会にて審議、取締役会にて決定する。

4. 役員報酬の構成

役員（社外取締役を除く）の報酬は、持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう、基本報酬、単年度業績連動報酬（会社業績報酬、個人業績報酬）および株式報酬（譲渡制限付株式報酬および業績連動型株式報酬）にて構成する。また、各報酬の支給割合については、単年度業績連動報酬を会社として掲げる目標の達成と各役員の役割の達成に向けての動機付け、株式報酬を中長期的な経営目標の達成、企業価値向上へのインセンティブおよび株主との利益共有の実現と位置付けた上で、上記持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして適切に機能するよう定める。

役員のうち社外取締役については、基本報酬のみで構成する。また、社内取締役（監査等委員である取締役を除く。）のうち、業務執行を行わない取締役については、その職責等に鑑み、単年度業績連動報酬、譲渡制限付株式報酬及び業績連動型株式報酬の付与については個別に判断する。

（１）基本報酬

職責に応じた定額報酬

（２） - ①単年度業績連動報酬（会社業績報酬）

業績向上のインセンティブとして、中期経営計画をはじめとする第一生命グループの経営目標を踏まえ選定する指標における目標値の達成度に連動

（２） - ②単年度業績連動報酬（個人業績報酬）

各役員が担う役割の達成度に連動

（３） - ①株式報酬（譲渡制限付株式報酬）

中長期的な経営目標の達成、株主との利益共有を目的として、譲渡制限が付された株式を割当

（４） - ②株式報酬（業績連動型株式報酬）

企業価値向上へのインセンティブとして、中期経営計画をはじめとする第一生命グループの経営目標を踏まえ選定する指標における目標値の達成度合いに連動

5. 報酬の支払時期等

（１）基本報酬、会社業績報酬および個人業績報酬は、月例報酬とし、毎月支払う。

（２）業績連動型株式報酬および譲渡制限付株式報酬は、年次報酬とし、取締役会で定める日に支給する。

6. 制定・改廃

本方針は、報酬諮問委員会で審議の上、取締役会がこれを定め、必要に応じて見直すものとする。

（ウ）当事業年度の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容は、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとしての適切性等について、客観性を担保するため、社外取締役である委員を過半とする報酬諮問委員会にて審議の上、最終的に、取締役会において個人別の具体的な報酬等の額及び内容が決定されていること等から、「役員報酬決定方針」に沿うものであると判断しております。

② 監査等委員である取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に関する事項

当社は、取締役会が定める「コーポレートガバナンス方針」において、監査等委員である取締役の報酬については基本報酬のみで構成し、報酬の水準は、第三者による国内企業経営者の報酬に関する調査等を活用し、設定する旨を定めており、監査等委員会において本方針に基づき、個人別の報酬等の額を協議、決定しております。

③ 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等に関しては、2022年6月20日に開催されました第12期定時株主総会において、従来の報酬等の額である「年額8億4,000万円以内（うち社外取締役分7,200万円以内）」を「年額8億4,000万円以内（うち社外取締役分1億円以内）」とする旨が決議されております。取締役（監査等委員である取締役を除く。）は第12期定時株主総会終結時点で10名（うち社外取締役4名）、当事業年度末日現在も10名（うち社外取締役4名）であります。

また、2018年6月25日開催の第8期定時株主総会において、株式報酬型ストックオプション制度に代えて、譲渡制限付株式報酬制度を導入し、上記年額8億4,000万円以内（うち社外取締役分7,200万円以内）の枠内において、社外取締役以外の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬等の額を、年額2億円を上限として設定する旨が決議されております。当該株主総会決議において、譲渡制限付株式の譲渡制限期間は3年から30年の間で当社の取締役会が予め定める期間とし、また、当社が対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数は年160,000株以内（ただし、株式分割や株式併合等の場合には一定の調整がなされます。）、1株当たりの払込金額は対象取締役に特に有利な金額としない範囲において当社取締役会において決定するものとされております。社外取締役以外の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は第8期定時株主総会終結時点で7名であり、当事業年度末日現在では6名であります。なお、譲渡制限付株式に関しては、第12期定時株主総会において、第8期定時株主総会において承認された範囲内で、既発行分よりも短期の譲渡制限期間を設定するとともに、譲渡制限解除後のクローバック条項を設ける等、下記業績連動型株式報酬制度の導入等に伴う調整を行った上で、適切なインセンティブとして機能するよう運用する方針が確認されております。さらに、2022年6月20日開催の第12期定時株主総会において、社外取締役以外の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式付与のための報酬等の額を、上記の年額8億4,000万円以内の報酬等の額とは別枠で、年額2億円を上限として設定する旨が決議されております。当社が対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数は年160,000株以内（ただし、株式分割や株式併合等の場合、その他業績連動型株式報酬制度に基づき総数の調整が必要な事由が生じた場合には一定の調整がなされます。）、1株当たりの払込金額は対象取締役に特に有利な金額としない範囲において当社取締役会において決定するものとされております。社外取締役以外の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は第12期定時株主総会終結時点で6名であり、当事業年度末日現在も6名であります。

監査等委員である取締役の報酬等に関しては、2016年6月24日に開催されました第6期定時株主総会において、同年10月1日付で、年額2億円以内とする旨決議されております。監査等委員である取締役は同日時点で5名であり、当事業年度末日現在も5名であります。

なお、当社は2025年4月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っておりますので、譲渡制限付株式報酬制度及び業績連動型株式報酬制度に基づき当社が対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数は、同日以降、いずれも年640,000株以内に調整されることとなります。

- ④ 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、④.において「各取締役」という。）の報酬（業績連動報酬等を含む。）に関する事項

各取締役（非業務執行取締役を除く。）の役員報酬は、持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能することを企図して決定しており、基本報酬、単年度業績連動報酬（会社業績報酬、個人業績報酬）及び株式報酬（譲渡制限付株式報酬、業績連動型株式報酬）のそれぞれについて、上記①（イ）の方針に従い算出した額又は数を支給することとしております。各報酬の具体的な支給割合は、下表のとおりであります。なお2025年3月期においては、非業務執行取締役に対して単年度業績連動報酬及び業績連動型株式報酬の支給は行っておりません。

（役位ごとの役員報酬の割合）

	基本報酬	単年度業績連動報酬		株式報酬		合計
		会社業績報酬	個人業績報酬	業績連動型株式報酬	譲渡制限付株式報酬	
会長	80%	—	—	—	20%	100%
社長	18%～60%	44%～0%	—	26%～0%	12%～40%	
社長以外の役員	35%～83%	17%～0%	18%～0%	23%～0%	7%～17%	

- （注） 1. 上表は、会社業績報酬、個人業績報酬及び業績連動型株式報酬が業績評価指標の理論上の上限値及び下限値に基づく額を支給した場合のモデルであり、当社グループの業績及び各取締役の役割・職責等の達成度等に応じて上記割合も変動いたします。
2. 各取締役の役割及び職責等に応じて別途支給される定額の報酬は、本表の計算には組み込んでおりません。

単年度業績連動報酬のうち、会社業績報酬に関する当社の評価指標として、2023年3月期及び2024年3月期は、連結ソルベンシーマージン比率並びに第一生命グループの中期経営計画に基づき、グループ新契約価値、フリーキャッシュフロー、グループ修正利益及び資本充足率（ESR）を採用しております。

業績連動型株式報酬については、3事業年度を業績評価期間とし、当社の相対TSR、グループ修正ROE及びグループROEV並びにCO₂排出量を含む複数指標からなるサステナビリティ指標を採用しております。

（2021～2023年度中期経営計画「Re-connect 2023」における業績連動報酬等のKPI（業績評価指標））

視点	KPI	選定理由
経済価値	グループROEV	中期経営計画にて掲げる項目と整合的であり、特に経済価値ベースでの資本効率向上と将来利益の確保を取締役に意識づけるため
	グループ新契約価値	
フリーキャッシュ	フリーキャッシュフロー	中期経営計画にて掲げる項目と整合的であり、特に持続的な企業価値向上に向けた財務・事業戦略上の柔軟性・安定性確保を取締役に意識づけるため
会計利益	修正ROE	中期経営計画にて掲げる項目と整合的であり、特に企業価値向上に向けた会計ベースでの資本効率向上とステークホルダーへの還元原資の確保を取締役に意識づけるため
	グループ修正利益	
市場評価	相対TSR	中期経営計画にて掲げる項目と整合的であり、特に事業活動に対する市場評価による株主価値の変動と取締役報酬との利害共有の関係を高め、取締役による企業価値向上への意識を高めるため
健全性	グループ資本充足率（ESR）	中期経営計画にて掲げる項目と整合的であり、特に安定した経営戦略遂行に向けた市場環境変化等へのストレス余力の向上を取締役に意識づけるため

- （注） 1. 上記は業績連動報酬等のうち単年度業績連動報酬（会社業績報酬）及び業績連動型株式報酬に関するKPIであります。
2. 修正ROEは、「修正利益÷{純資産－のれん・確定利付資産含み損益（税後）・市場価格調整（MVA）関連損益累計（税後）等}」にて算出いたします。
3. フリーキャッシュは、会計資本、健全性規制、経済価値ベースの資本充足率（ESR）のうち最も厳格な基準における余剰資本であります。
4. TSRは、Total Shareholder Return（株主総利回り）の略語で、キャピタルゲインとインカムゲインを合わせた株主にとっての総合投資利回りを指しております。
5. 相対TSRは、以下の合計10社との比較であります。

国内保険会社 5 社：株式会社かんぽ生命保険、株式会社T&Dホールディングス、東京海上ホールディングス株式会社、MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社及びSOMPOホールディングス株式会社
グローバルで生命保険事業を展開し、日米市場等で当社グループと競合関係にある会社 5 社：
Aflac Incorporated、AXA SA、Manulife Financial Corporation、MetLife Inc. 及び
Prudential Financial, Inc.

各取締役の会社業績報酬については、毎年、報酬諮問委員会で審議の上、定時株主総会終了直後に開催される取締役会において、上記各評価指標の目標に対する達成度合に応じて支給額を決定し、支給額が決定された月の翌月から12ヶ月間の報酬として支給しております。なお、会社業績報酬の評価指標のうち主要なものにつき、2023年3月期及び2024年3月期における目標及び実績は下表のとおりであります。下記の実績に基づく当社の会社業績の評価ランクは、2023年3月期は「V」、2024年3月期は「III-」となっております。

業績連動型株式報酬の交付は、報酬諮問委員会で審議の上、業績評価期間の最終事業年度に係る当社の定時株主総会終了後の当社取締役会において、業績評価期間における業績目標達成度等に応じて決定いたします。

(会社業績報酬の主要な評価指標に係る目標及び実績)

視点	評価指標	目標 (2023年3月期)	実績 (2023年3月期)
経済価値	グループ新契約価値	1,600億円程度	733億円
フリー キャッシュ	フリーキャッシュフロー	3,000億円程度	1,177億円
会計利益	グループ修正利益	2,800億円程度	1,844億円
健全性	資本充足率 (ESR)	130%以上	226%
	連結ソルベンシーマージン比率	400%以上	704%

視点	評価指標	目標 (2024年3月期)	実績 (2024年3月期)
経済価値	グループ新契約価値	1,300億円程度	440億円
フリー キャッシュ	フリーキャッシュフロー	2,600億円程度	3,522億円
会計利益	グループ修正利益	3,000億円程度	3,193億円
健全性	資本充足率 (ESR)	130%以上	227%
	連結ソルベンシーマージン比率	400%以上	693%

- (注) 1 新契約価値は、各事業年度における新契約の成立時点の価値を表した指標であります。
- 2 ソルベンシーマージン比率は、通常の予測を超えて発生するリスクに備えて「支払余力」がどの程度カバーされているかを示す行政監督上の指標の一つであります。
- 3 資本充足率 (ESR) 及び連結ソルベンシーマージン比率は、加点項目ではなく、いずれか一方又は両方が目標未達成の場合の減点項目として採用しております。

また、単年度業績連動報酬のうち、個人業績報酬については、健全なインセンティブとして機能するよう、各役員が担う役割・職責等を踏まえた一定の個人別の業績指標を設定し、その達成度を勘案した評価に、定量業績に表れない定性的な取組内容の評価を加味して、各役員の支給額を決定し、支給額が決定された月の翌月から12ヶ月間の報酬として支給しております。個人業績報酬の対象となる各取締役の実績の評価は、毎年、報酬諮問委員会で審議の上、定時株主総会終了直後に開催される取締役会において行われます。2023年3月期の評価実績は、「Ⅲ＋」から「Ⅴ」までのランクであり、2024年3月期の評価実績は、「Ⅲ」から「Ⅳ」までのランクとなっております。

- (注) 1 会社業績の評価は、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ＋、Ⅲ、Ⅲ－、Ⅳ、Ⅴの7段階（Ⅰが最も高く、Ⅲが標準）になります。
- 2 個人業績の評価は、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ＋、Ⅲ、Ⅲ－、Ⅳ、Ⅴ、Ⅴ－の8段階（Ⅰが最も高く、Ⅲが標準）になります。

⑤ 取締役の報酬等の総額等に関する事項

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）						対象となる役 員の員数
		基本報酬	単年度業績連動報酬等		非金銭報酬等 (株式報酬)		その他	
			会社 業績報酬	個人 業績報酬	譲渡制限 付株式	業績連動 型株式		
取締役(監査等委員である 取締役及び社外取締役を 除く。)	436	221	39	20	68	85	0	7
社外取締役(監査等委員で ある取締役を除く。)	74	74	-	-	-	-	-	5
監査等委員である取締役 (社外取締役を除く。)	104	104	-	-	-	-	0	3
監査等委員である社外取 締役	76	76	-	-	-	-	-	4

- (注) 1 単年度業績連動報酬等に関する事項は、「④ 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、④.において「各取締役」という。）の報酬（業績連動報酬等を含む。）に関する事項」に記載のとおりであります。上表に記載の単年度業績連動報酬等については、2023年3月期に係る実績に基づく2024年4月から2024年6月の3ヶ月間の報酬等及び2024年3月期に係る実績に基づく2024年7月から2025年3月の9ヶ月間の報酬等の合計額であります。
- 2 上表に記載の業績連動型株式報酬については、2024年4月から2025年3月の期間において、当該期間に対する報酬として費用計上された金額であります。
- 3 業績連動型株式報酬につき、その費用を負担する会社の負担額決定方法を変更いたしました。具体的には、2022年度及び2023年度有価証券報告書においては、3事業年度に渡る業績評価期間中にグループ内の他の会社へ異動となった役員については異動先の会社が当該役員の業績連動型株式報酬の費用を全額負担することとして、当社が計上した費用の額を記載しておりましたが、業績評価期間終了後に業績連動型株式報酬として付与される金銭債権の額は初年度に在籍した会社の業績評価指標に基づいて定める運用を前提に、業績評価指標の基準となる会社と実際の費用を負担する会社を合わせるため、これを改め、3事業年度に渡る業績評価期間中に他の会社へ異動となった役員についても、当該役員が初年度に在籍した会社が当該役員のその後の異動に関係なく業績連動型株式報酬の費用の全額を負担するという算出方法といたしました。変更後の算出方法により再計算された、2022年度（2022年4月から2023年3月の期間）及び2023年度（2023年4月から2024年3月の期間）において、当該期間に対する業績連動型株式報酬として費用計上される額は次のとおりであります。
- 2022年度：15（百万円）
2023年度：46（百万円）
- 4 非金銭報酬等又はこれに準じた報酬等であると位置付けられる株式報酬は、第一生命グループ全体の株主価値向上への貢献意欲や士気を一層高め、株主との価値共有を可能な限り長期にわたって進めることを目的とする当社の譲渡制限付株式報酬と企業価値向上へのインセンティブとして、中期経営計画をはじめとする第一生命グループの経営目標を踏まえ選定する指標における目標値の達成度合いに連動する当社の業績連動型株式報酬であります。これらのうち、譲渡制限付株式報酬は、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）を対象とするものであり、譲渡制限期間を3年とし、①当該譲渡制限期間中に任期満了又は定年その他当社の取締役会が相当と認める事由により当社又は当社の一定のグループ会社の役員等の地位のいずれかの地位を退任又は退職した場合、退任又は退職直後時点で譲渡制限を解除すること、及び②当該譲渡制限期間中に、交付対象の取締役が禁錮以上の刑に処せられた場合又は重要な法令違反等の一定の事由に該当し、当社の取締役会が相当と認めた場合には、当社が当該株式を無償取得できること等の条件が付されるとともに、③譲渡制限解除後のクロウバック条項が設けられております。また、業績連動型株式報酬は、当社の取締役会が定める取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）を対象とするものであり、業績評価期間を3事業年度とし、①業績評価期間中継続して、当社の取締役会が定める地位にあったこと、②法令違反その他当社の取締役会で定める一定の非違行為等がなかったこと、及び③業績連動型株式報酬制度の趣旨を達成するために必要と認める要件を充足すること等の条件が付されるとともに、④業績評価期間が終了し当社普通株式の発行又は処分がなされた後のクロウバック条項が設けられております。
- 5 社外取締役が当社から受け取った報酬以外の金額はありません。また、社外取締役が当社の親会社等から受け取った報酬等也没有ありません。
- 6 上記には、2024年6月24日に当社を退任した監査等委員ではない取締役2名、監査等委員である取締役2名及び同日に就任した監査等委員でない取締役2名、監査等委員である取締役2名を含んでおります。

⑥ 役員報酬の決定プロセス

当社は取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の役員報酬について、基本報酬、単年度業績連動報酬（会社業績報酬及び個人業績報酬）及び株式報酬（譲渡制限付株式報酬及び業績連動型株式報酬）で構成しております。社外取締役については、基本報酬のみで構成しております。これら報酬の水準は、業種等を考慮した第三者による企業経営者の報酬に関する調査等を活用し、設定することとしております。なお、当該報酬に関する体系及び個別の報酬額は、取締役会の任意の諮問機関である報酬諮問委員会にて審議し、取締役会においては、報酬諮問委員会の意見を尊重して決定いたします。

2025年3月期においては、報酬諮問委員会を12回開催し、主な審議テーマは以下のとおりであります。いずれも報酬諮問委員会で審議、決定した委員会案を取締役に付議し、取締役会にて決議されております。

- i) 役員の個人別の評価及び報酬額に関する事項
- ii) 譲渡制限付株式の割当て
- iii) 役員報酬制度運営に関する検討

⑦ 提出会社の役員毎の連結報酬等の総額

氏名	連結報酬等の総額 (百万円)	役員区分	会社区分	連結報酬等の種類別の額(百万円)					
				基本報酬	単年度業績連動報酬等		非金銭報酬等 (株式報酬)		その他
					会社業績報酬	個人業績報酬	譲渡制限付株式	業績連動型報酬	
菊田 徹也	193	取締役	提出会社	71	30	2	42	43	0
			第一生命保険株式会社	3	0	0	0	0	0
隅野 俊亮	116	取締役	提出会社	5	0	0	0	11	0
			第一生命保険株式会社	39	18	2	22	16	0

- (注) 1 連結報酬等の総額が1億円以上である者に限定して記載しております。
- 2 業績連動型株式報酬につき、その費用を負担する会社の負担額決定方法を変更いたしました。具体的には、2022年度及び2023年度有価証券報告書においては、3事業年度に渡る業績評価期間中にグループ内の他の会社へ異動となった役員については異動先の会社が当該役員の業績連動型株式報酬の費用を全額負担することとして、当社が計上した費用の額を記載しておりましたが、業績評価期間終了後に業績連動型株式報酬として付与される金銭債権の額は初年度に在籍した会社の業績評価指標に基づいて定める運用を前提に、業績評価指標の基準となる会社と実際の費用を負担する会社を合わせるため、これを改め、3事業年度に渡る業績評価期間中に他の会社へ異動となった役員についても、当該役員が初年度に在籍した会社が当該役員のその後の異動に関係なく業績連動型株式報酬の費用の全額を負担するという算出方法といたしました。上記の表の業績連動型株式報酬額は、当該算出方法変更後の各社負担額となります。なお、変更後の算出方法により再計算された、2022年度（2022年4月から2023年3月の期間）及び2023年度（2023年4月から2024年3月の期間）の業績連動型株式報酬額について、当該期間に連結報酬等の総額を開示していた役員毎の業績連動型株式報酬額に変更はございません。

⑧ 使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社グループにおいては、生命保険事業に関連する資産運用の一環として投資株式を保有しております。

当社グループが生命保険商品を通じて提供する保障期間は、しばしば長期にわたることがあります。例えば、伝統的な終身保険や年金保険では、契約期間が数十年に及ぶことも珍しくありません。このように長期の保険契約を確実に履行するために、保険会社は保険料や運用収益を財源として社内に積み立てておくことが保険業法において定められております。この積立金は、責任準備金と呼ばれ、貸借対照表上の負債に該当するものであります。

保険業法は、保険の引受けに加えて資産運用も保険会社の固有業務であると定めており、保険会社の中でも長期安定した保険負債を有する生命保険会社は、保険契約者に実質的に帰属する責任準備金相当額について、長期的な視点に基づき資産運用を行うべきであると当社では考えております。

当社グループにおける各生命保険会社においては、資産運用にあたっては、確定利付資産を中心としたALM運用（資産と負債の統合的管理）を基本としておりますが、グループの中でもとりわけ長期安定的かつ大規模な保険負債を有する第一生命保険株式会社においては、超長期の負債に対応する超長期の債券の市場の流動性や金利環境等を踏まえ、資産間の分散効果を図るべく、企業分析や業種・銘柄の分散、リスク管理を前提として、株式等のリスク性資産を運用ポートフォリオの一部に組み込むバランス型の運用を行っております。このように、生命保険事業を営むグループ各社における投資株式の保有は、原則として、責任準備金に対応する資産運用の一環として純投資目的で行うものであります。なお、第一生命保険株式会社における純投資目的の株式運用においては、同社の株式部等の投資執行所管が営業部門等から独立し、売買執行に係る一切の決裁権限を有しており、株式のポートフォリオ運用を前提とした上で、価値変動や配当による利益の享受等、経済合理性に基づいた投資判断を行っております。

一方、政策保有株式（純投資目的以外の目的である投資株式）は、発行体との間の資本業務提携、幅広い領域を対象とする包括的な業務提携を通じた事業戦略上の効果の獲得やその他の機能の獲得を主たる目的として管理・保有しております。なお、当該株式については、経営企画部門等の事業責任所管が実質的な売買判断を行っております。

② 第一生命保険株式会社における株式の保有状況

当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額（投資株式計上額）が最も大きい会社（最大保有会社）である第一生命保険株式会社については以下のとおりであります。

a 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ、保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

個別の保有株式について、保有目的の適切性及び資本コスト対比の収益性を踏まえた検証を行い、縮減の是非を判断しております。保有目的の適切性については、長期保有を前提とした純投資としての収益性確認に加え、各銘柄における業務提携取組の状況や事業戦略上の効果を確認しております。資本コスト対比の収益性については、投下資本に対する収益性の評価をしております。具体的には、政策的な保有による収益貢献（政策効果）を計る収益率、株式の時価変動も含めた収益貢献（トータルリターン）を計る収益性について、単年度と直近3年平均の数値を算出し、銘柄ごとに採用する資本コストと比較して検証を実施しております。資本コストは、保有株式ごとにリスク特性を踏まえたCAPMに基づいて推計し、推計値とグループ資本コストのより高い方を銘柄ごとの資本コストとして採用しております。上場株式については毎年取締役会における検証を行い、その内容を開示しております。保有の適切性や合理性が認められず、純投資としての保有意義も認められない場合は、売却を行います。

なお、当社及び第一生命保険株式会社の取締役会は、検証対象について、保有目的の適切性及び資本コスト対比の収益性の観点から、いずれも保有が適切であることを確認しております。（2025年5月検証実施）

ロ．銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	20	1,256
非上場株式以外の株式	3	117,260

(注) 非上場株式における銘柄数には、種類株式を含めて表示しております。

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	1	30,658

(注) 「-」は、当該銘柄を保有していないことを示しております。

ハ．特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、定量的な保有効果及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株) 貸借対照表計上額 (百万円)	株式数(株) 貸借対照表計上額 (百万円)		
株式会社りそなホールディングス	75,145,200	75,145,200	2007年に業務提携に関する覚書を締結して以降、当社グループと共同での商品開発やデジタルイノベーション領域での協業等、お客さまニーズに的確に応えるための幅広い取組みを推進しております。 2013年10月には『特定状態保障特約付住宅ローン「団信革命」』、2023年9月には、団体信用生命保険「がん保障特約」の商品供給を開始しております。 純投資目的に加え、これらの資本業務提携契約等による関係強化を企図して同社株式を保有しております。また、当社非保険領域の拡大に向けた取組みのなかで、当該企業との非保険領域における協業を模索しており、議論を重ねております。なお、個別の取引内容、取引額については、当該企業に帰属する情報であること、また、当社グループの商品・サービスに係る収益構造の公開につながりうる等、競争上の懸念があることから、定量的な保有効果として、当該企業の当社グループ商品の販売実績や販売に係る収益を記載することは困難であります。	無
株式会社みずほフィナンシャルグループ	96,711	71,410		
株式会社みずほフィナンシャルグループ	4,969,102	15,469,102	1998年に全面業務提携に関する覚書を締結後、海外展開支援、資本政策面での協業、合弁事業の設立など、双方の業務上の関係強化やお客さまニーズに的確に応えるための幅広い取組みを推進しております。 例えば、国内有数の資産運用会社である「アセットマネジメントOne」、金融技術の研究開発を担う「みずほ第一フィナンシャルテクノロジー」などの合弁事業を展開しております。また、2024年7月からはペアローン利用者向けに連生団体信用生命保険の提供を開始するなど、商品・サービスの拡充にも取り組んでおります。 純投資目的に加え、これらの資本業務提携契約等による関係強化を企図して同社株式を保有しております。なお、個別の取引内容、取引額については、当該企業に帰属する情報であること、また、当社グループの商品・サービスに係る収益構造の公開につながりうる等、競争上の懸念があることから、定量的な保有効果として、当該企業の当社グループ商品の販売実績や販売に係る収益の記載をすることは困難であります。	無
	20,129	47,118		

株式会社メンタルヘルステクノロジーズ	481,800	481,800	第一生命保険株式会社にて、2022年より同社に対して出資しており、2024年11月には第一生命保険株式会社と同社との間で業務提携契約を締結したことから、事業戦略上の効果の獲得を企図し、第一生命保険株式会社において政策保有株式（純投資目的以外の目的である投資株式）へと位置づけを変更しております。第一生命保険株式会社にて同社と協業したビジネスマッチングを推進しており、同社サービスの活用によるお客さまの課題解決を通じて、第一生命保険株式会社の団体保険やヘルスケアサービスの同時導入等、お客さま企業との接点の拡大につながっている他、今後は、当社の子会社であるベネフィット・ワン社のサービスも組み合わせた協業取組みを検討・推進していきます。純投資目的に加え、これらの業務提携契約等を通じた事業戦略上の効果獲得を企図して同社株式を保有しております。なお、個別の取引内容、取引額については、当該企業に帰属する情報であること、また、当社グループの商品・サービスに係る収益構造の公開につながりうる等、競争上の懸念があることから、定量的な保有効果として、当該企業の当社グループ商品への貢献実績の記載をすることは困難であります。	無
	419	463		

- (注) 1 当事業年度に保有している上記3銘柄は、「純投資目的」と上記の「純投資目的以外の目的」を併せ持っております。
- 2 「保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容」記載の方法により、保有の合理性を検証しております（2025年5月検証実施）。
- 3 株式会社りそなホールディングス、株式会社みずほフィナンシャルグループは当社の株式を保有しておりますが、同社の子会社が当社の株式を保有しております。

みなし保有株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、定量的な保有効果及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
株式会社みずほフィナンシャルグループ	6,920,800	6,920,800	退職給付信託に拠出しており、議決権行使権限を有します。	無
	28,036	21,080		

(注) 1 当事業年度に保有している上記1銘柄は、「純投資目的」と上記の「純投資目的以外の目的」を併せ持っております。

2 「貸借対照表計上額」は、「株式数」に「当該事業年度末日の終値」を乗じた金額を掲載しております。

3 個別の取引内容、取引額については、当該企業に帰属する情報であること、また、当社グループの商品・サービスに係る収益構造の公開につながりうる等、競争上の懸念があることから、定量的な保有効果として、当該企業の当社グループ商品の販売実績や販売に係る収益の記載をすることは困難であります。保有銘柄は、退職給付制度に適した銘柄であることを検証しております(2025年2月検証実施)。

4 特定投資株式とみなし保有株式は合算していません。

b 保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の合計額 (百万円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の合計額 (百万円)
非上場株式	329	48,999	354	50,936
非上場株式以外の株式	2,316	3,547,955	2,306	4,457,932

区分	当事業年度			
	受取配当金の合計額(百万円)	売却損益の合計額(百万円)	評価損益の合計額(百万円)	
			含み損益	減損処理額
非上場株式	2,946	79	3,343	△1,724
非上場株式以外の株式	89,785	489,212	2,296,614	△1,047

c 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額(百万円)
株式会社メンタルヘルステクノロジーズ (注) 2	481,800	419
共栄株式会社 (注) 3	40	2
ニューコウチビル株式会社 (注) 3	300	7
伊予トータルサービス株式会社 (注) 3	850	0
吉備興業株式会社 (注) 3	15,230	68
京友商事株式会社 (注) 3	168	1
共立株式会社 (注) 3	114,000	152
常陽トータルサービス株式会社 (注) 3	300	24
正和商事株式会社 (注) 3	6,000	0
株式会社社長陵社 (注) 3	6,000	3
ジェイアンドエス保険サービス株式会社 (注) 3	7,000	236
株式会社山口保険サービス (注) 3	2,000	5
石川商事株式会社 (注) 3	5,000	7
肥後商事株式会社 (注) 3	1,000	36
株式会社宝来商事 (注) 3	4,650	0
かえて総合保険株式会社 (注) 3	744	7
福岡商事株式会社 (注) 3	8,000	4

(注) 1 「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正等を踏まえ、「①投資株式の区分の基準及び考え方」にて示している当社における政策保有株式（純投資目的以外の目的である投資株式）の基準及び考え方のもと、発行体と当社グループとの関係性を今日的な視点に立って見直した結果、17銘柄について、投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更いたしました。

2 株式会社メンタルヘルステクノロジーズについては、2022年に新規上場し、2024年11月に第一生命保険株式会社と業務提携契約を締結したことを踏まえ、事業戦略上の効果獲得を企図し、第一生命保険株式会社において政策保有株式（純投資目的以外の目的である投資株式）に保有目的を変更いたしました。

3 保険販売を主たる事業とする当該保険代理店株式については、これまで主に配当金の受領等を企図し純投資として保有してきましたが、フィデューシャリーデューティの観点から販売代理店と元受保険会社との関係においてこれまで以上に規律のある関係を構築する必要性を認識したことから、保険販売を主たる事業とする保険代理店株式については、保有目的を純投資目的から変更することとし、政策保有株式（純投資目的以外の目的である投資株式）として、保険販売を主たる事業とするその他の保険代理店株式と同様に一律管理したうえで、経営企画部門等の事業責任所管にて売却や保有の判断を行っていく方針といたしました。

4 株式数および貸借対照表計上額について、種類株式を含めた合計数を表示しております。

d 当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

③ 提出会社における株式の保有状況

提出会社については、以下のとおりであります。

a 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

個別の保有株式について、保有目的の適切性及び資本コスト対比の収益性を踏まえた検証を行い、縮減の是非を判断しております。保有目的の適切性については、各銘柄における業務提携取組の状況や事業戦略上の効果を確認しております。資本コスト対比の収益性については、投下資本に対する収益性の評価をしております。具体的には、政策的な保有による収益貢献（政策効果）を計る収益率、株式の時価変動も含めた収益貢献（トータルリターン）を計る収益性について、単年度と直近3年平均の数値を算出し、銘柄ごとに採用する資本コストと比較して検証を実施しております。資本コストは、保有株式ごとにリスク特性を踏まえたCAPMに基づいて推計し、推計値とグループ資本コストのより高い方を銘柄ごとの資本コストとして採用しております。上場株式については毎年取締役会における検証を行い、その内容を開示しております。保有の適切性及び合理性が認められない場合は、売却を行います。

ロ. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	3	3,555
非上場株式以外の株式	4	3,487

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得価 額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	4	3,487	うち2銘柄については、グループ会社が保有していた政策保有株式（純投資目的以外の目的である投資株式）について、当社グループ全体でよりノウハウを吸収し、シナジー発揮を享受すること、また、よりグループワイドな視点から保有の適切性を検証し、出資者としての管理態勢を強化することを目的に、当社へ移管したものであります。上記以外の2銘柄については、当社および当社グループ会社における事業戦略上の効果獲得を企図し、事業戦略の実現に向けて、2025年3月期に新たに投資を行った銘柄であります。

(注) 「-」は、当該銘柄を保有していないことを示しております。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

ハ．特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、定量的な保有効果及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株) 貸借対照表計上額 (百万円)	株式数(株) 貸借対照表計上額 (百万円)		
株式会社アイリックコーポレーション	566, 800	-	当社グループ会社であるネオファースト生命保険株式会社において、2017年8月より政策保有株式（純投資目的以外の目的である投資株式）として保有しておりましたが、当社グループベースでのノウハウ吸収およびシナジー発揮、また、よりグループワイドな視点での保有の適切性検証、出資者としての管理態勢強化を目的に、2025年2月に当社に保有母体を移管しております。ネオファースト生命保険株式会社による出資以降、同社のデジタル・システム領域におけるノウハウを活用した協業に加え、更なる取組として募集品質の改善に向けた協業を検討しております。これらの業務提携契約等を通じた事業戦略上の効果獲得を企図して同社株式を保有しております。なお、個別の取引内容、取引額については、当該企業に帰属する情報であること、また、当社グループの商品・サービスに係る収益構造の公開につながりうる等、競争上の懸念があることから、定量的な保有効果として、当該企業の当社グループ商品の販売実績や販売に係る収益の記載をすることは困難であります。	無
	398	-		
株式会社アドバンスクリエイト	989, 200	-	当社グループ会社であるネオファースト生命保険株式会社において、2019年5月より政策保有株式（純投資目的以外の目的である投資株式）として保有しておりましたが、当社グループベースでのノウハウ吸収およびシナジー発揮、また、よりグループワイドな視点での保有の適切性検証、出資者としての管理態勢強化を目的に、2025年2月に当社に保有母体を移管しております。ネオファースト生命保険株式会社による出資以降、同社のデジタルマーケティング領域等のノウハウを活用した協業に加え、更なる取組としてよりお客さま本位につながる提案手法を共同で検討しております。これらの業務提携契約等を通じた事業戦略上の効果獲得を企図して同社株式を保有しております。なお、個別の取引内容、取引額については、当該企業に帰属する情報であること、また、当社グループの商品・サービスに係る収益構造の公開につながりうる等、競争上の懸念があることから、定量的な保有効果として、当該企業の当社グループ商品の販売実績や販売に係る収益の記載をすることは困難であります。	無
	278	-		
株式会社And Doホールディングス	2, 078, 600	-	同社と当社との経営資源を相互に活用し、良好な住環境確保や不動産を活用した金融サービスの発展につながる中長期的な取組みを進めることにより、両社の事業の拡大と発展を推進し、企業価値を向上させることを目的として2024年12月に同社への出資のもと、業務提携契約を締結しております。2024年12月18日に当社HPにおける「第一生命ホールディングス株式会社と株式会社And Doホールディングスとの資本業務提携に関するお知らせ」にて公表の通り、同社については、2025年6月4日付で当社の持分法適用関連会社となっております。なお、個別の取引内容、取引額については、当該企業に帰属する情報であること、また、当社グループの商品・サービスに係る収益構造の公開につながりうる等、競争上の懸念があることから、定量的な保有効果として、当該企業の当社グループへの貢献実績の記載をすることは困難であります。	無
	2, 631	-		

マーソ株式会社	174,400	-	事業戦略上の効果獲得を企図して、2024年11月に同社へ出資しております。現在、当社子会社であるベネフィット・ワンが提供する健診代行サービスにおいて、同社の健診WEB予約システムの活用を検討しております。なお、個別の取引内容、取引額については、当該企業に帰属する情報であること、また、当社グループの商品・サービスに係る収益構造の公開につながりうる等、競争上の懸念があることから、定量的な保有効果として、当該企業の当社グループ商品の販売実績や販売に係る収益の記載をすることは困難であります。	無
	178	-		

(注) 1 「-」は、当該銘柄を保有していないことを示しております。

2 「保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容」記載の方法により、保有の合理性を検証しております（2025年5月検証実施）。

みなし保有株式

該当事項はありません。

b 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

c 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

d 当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）第46条及び第68条に基づき、同規則及び「保険業法施行規則」（平成8年大蔵省令第5号）により作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定に準拠して財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、次のとおりであります。

(1) 会計基準等の内容の適切な把握又は会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制の整備として、公益財団法人財務会計基準機構への加入及び会計基準設定主体等の行う研修等へ参加しております。

(2) 社内の規程手続及び内部統制を構築し、適正な財務報告を行う体制を整備しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (2025年 3 月 31 日)
資産の部		
現金及び預貯金	※1 2,064,416	※1 1,889,228
コールローン	719,300	566,500
買現先勘定	58,136	—
買入金銭債権	226,450	207,197
金銭の信託	888,720	899,485
有価証券	※1, ※2, ※3, ※4, ※13 51,781,703	※1, ※2, ※3, ※4, ※13 53,033,910
貸付金	※5, ※6 4,719,209	※5, ※6 5,130,891
有形固定資産	※7 1,224,456	※7 1,273,200
土地	※10 861,010	※10 881,367
建物	341,248	342,470
リース資産	2,510	8,432
建設仮勘定	3,178	8,496
その他の有形固定資産	16,507	32,432
無形固定資産	708,383	1,107,255
ソフトウェア	129,811	138,717
のれん	115,206	328,427
リース資産	—	3
その他の無形固定資産	463,364	640,106
再保険貸	1,853,137	2,048,027
その他資産	3,124,314	3,275,889
繰延税金資産	178,914	170,990
支払承諾見返	16,417	11,192
貸倒引当金	△22,803	△20,374
投資損失引当金	△448	△427
資産の部合計	67,540,309	69,592,967

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (2025年 3 月 31 日)
負債の部		
保険契約準備金	57,152,350	59,566,205
支払備金	1,460,832	1,432,294
責任準備金	55,268,875	57,701,859
契約者配当準備金	※9 422,642	※9 432,050
再保険借	476,386	301,779
短期社債	53,088	41,874
社債	※11 922,198	※11 1,153,124
その他負債	4,171,547	4,379,528
売現先勘定	※1 1,360,914	※1 1,699,129
その他の負債	※1, ※12 2,810,632	※1, ※12 2,680,399
退職給付に係る負債	212,173	157,929
役員退職慰労引当金	674	613
時効保険金等払戻引当金	1,000	1,300
特別法上の準備金	324,391	342,194
価格変動準備金	324,391	342,194
繰延税金負債	258,858	97,710
再評価に係る繰延税金負債	※10 69,064	※10 69,806
支払承諾	16,417	11,192
負債の部合計	63,658,152	66,123,260
純資産の部		
資本金	344,205	344,353
資本剰余金	330,538	330,686
利益剰余金	1,214,608	1,349,528
自己株式	△17,258	△9,938
株主資本合計	1,872,093	2,014,630
その他有価証券評価差額金	1,733,897	1,054,503
繰延ヘッジ損益	△101,756	△124,157
土地再評価差額金	※10 28,223	※10 48,984
為替換算調整勘定	247,433	379,148
退職給付に係る調整累計額	117,420	126,449
在外子会社等に係る保険契約準備金評価差額金	△15,457	△30,109
その他の包括利益累計額合計	2,009,761	1,454,819
新株予約権	302	257
純資産の部合計	3,882,157	3,469,707
負債及び純資産の部合計	67,540,309	69,592,967

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

	(単位：百万円)	
	前連結会計年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月 31 日)
経常収益	11,028,166	9,873,251
保険料等収入	7,526,357	6,795,905
資産運用収益	3,033,982	2,528,416
利息及び配当金等収入	1,430,988	1,585,938
金銭の信託運用益	20,505	—
売買目的有価証券運用益	385,902	331,097
有価証券売却益	435,076	570,776
有価証券償還益	8,238	23,236
為替差益	539,088	—
貸倒引当金戻入額	—	4,778
投資損失引当金戻入額	46	—
その他運用収益	6,660	12,588
特別勘定資産運用益	207,475	—
その他経常収益	467,827	548,929
経常費用	10,489,160	9,154,178
保険金等支払金	6,756,863	6,581,327
保険金	1,832,297	1,998,461
年金	1,068,105	1,063,768
給付金	667,575	728,415
解約返戻金	1,735,306	1,637,819
その他返戻金等	1,453,577	1,152,863
責任準備金等繰入額	1,877,422	414,614
支払備金繰入額	28,722	—
責任準備金繰入額	1,840,259	406,177
契約者配当金積立利息繰入額	8,440	8,437
資産運用費用	603,877	810,289
支払利息	39,675	49,312
金銭の信託運用損	—	1,284
有価証券売却損	356,612	457,799
有価証券評価損	7,866	22,313
有価証券償還損	3,684	10,502
金融派生商品費用	99,258	45,839
為替差損	—	126,738
貸倒引当金繰入額	5,100	—
投資損失引当金繰入額	—	292
貸付金償却	4,394	6,562
貸貸用不動産等減価償却費	14,044	14,257
その他運用費用	73,240	71,716
特別勘定資産運用損	—	3,668
事業費	※1 926,325	※1 989,777
その他経常費用	324,672	358,169
経常利益	539,006	719,072

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
特別利益	6,646	19,020
固定資産等処分益	※2 6,543	※2 18,881
その他特別利益	103	139
特別損失	31,153	75,793
固定資産等処分損	※3 6,523	※3 25,927
減損損失	※4 5,307	※4 2,243
価格変動準備金繰入額	18,803	17,802
セカンドキャリア特別支援費用	—	※5 28,883
その他特別損失	520	936
契約者配当準備金繰入額	87,500	100,000
税金等調整前当期純利益	426,998	562,299
法人税及び住民税等	96,764	※6 124,754
法人税等調整額	9,448	7,931
法人税等合計	106,212	132,686
当期純利益	320,786	429,613
非支配株主に帰属する当期純利益	21	—
親会社株主に帰属する当期純利益	320,765	429,613

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
当期純利益	320,786	429,613
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	991,026	△684,015
繰延ヘッジ損益	△64,624	△24,636
土地再評価差額金	—	△2,249
為替換算調整勘定	92,740	128,565
退職給付に係る調整額	94,641	9,030
在外子会社等に係る保険契約準備金評価差額金	△17,864	△14,652
持分法適用会社に対する持分相当額	8,504	10,005
その他の包括利益合計	※1 1,104,423	※1 △577,951
包括利益	1,425,209	△148,338
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	1,425,188	△148,338
非支配株主に係る包括利益	21	—

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益
当期首残高	344,074	330,407	1,093,232	△13,918	1,753,795	740,292	△38,114
当期変動額							
新株の発行	130	130			261		
剰余金の配当			△84,554		△84,554		
親会社株主に帰属する 当期純利益			320,765		320,765		
自己株式の取得				△120,000	△120,000		
自己株式の処分		△229		485	255		
自己株式の消却		△116,175		116,175	－		
利益剰余金から資本剰 余金への振替		116,405	△116,405		－		
土地再評価差額金の取 崩			2,145		2,145		
その他			△574		△574		
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						993,604	△63,642
当期変動額合計	130	130	121,376	△3,339	118,298	993,604	△63,642
当期末残高	344,205	330,538	1,214,608	△17,258	1,872,093	1,733,897	△101,756

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主 持分	純資産合計
	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る 調整累計額	在外子会社等 に係る保険契 約準備金評価 差額金	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	30,369	149,749	22,778	2,407	907,483	483	1	2,661,764
当期変動額								
新株の発行								261
剰余金の配当								△84,554
親会社株主に帰属する 当期純利益								320,765
自己株式の取得								△120,000
自己株式の処分								255
自己株式の消却								－
利益剰余金から資本剰 余金への振替								－
土地再評価差額金の取 崩								2,145
その他								△574
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△2,145	97,684	94,642	△17,864	1,102,277	△181	△1	1,102,095
当期変動額合計	△2,145	97,684	94,642	△17,864	1,102,277	△181	△1	1,220,393
当期末残高	28,223	247,433	117,420	△15,457	2,009,761	302	－	3,882,157

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益
当期首残高	344,205	330,538	1,214,608	△17,258	1,872,093	1,733,897	△101,756
当期変動額							
新株の発行	148	148			296		
剰余金の配当			△162,939		△162,939		
親会社株主に帰属する 当期純利益			429,613		429,613		
自己株式の取得				△101,849	△101,849		
自己株式の処分		△152		278	125		
自己株式の消却		△108,890		108,890	—		
利益剰余金から資本剰 余金への振替		109,043	△109,043		—		
土地再評価差額金の取 崩			△23,010		△23,010		
その他			300		300		
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						△679,393	△22,400
当期変動額合計	148	148	134,920	7,319	142,537	△679,393	△22,400
当期末残高	344,353	330,686	1,349,528	△9,938	2,014,630	1,054,503	△124,157

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主 持分	純資産合計
	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る 調整累計額	在外子会社等 に係る保険契 約準備金評価 差額金	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	28,223	247,433	117,420	△15,457	2,009,761	302	—	3,882,157
当期変動額								
新株の発行								296
剰余金の配当								△162,939
親会社株主に帰属する 当期純利益								429,613
自己株式の取得								△101,849
自己株式の処分								125
自己株式の消却								—
利益剰余金から資本剰 余金への振替								—
土地再評価差額金の取 崩								△23,010
その他								300
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	20,760	131,714	9,029	△14,652	△554,941	△45	—	△554,986
当期変動額合計	20,760	131,714	9,029	△14,652	△554,941	△45	—	△412,449
当期末残高	48,984	379,148	126,449	△30,109	1,454,819	257	—	3,469,707

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	426,998	562,299
賃貸用不動産等減価償却費	14,044	14,257
減価償却費	75,392	92,290
減損損失	5,307	2,243
のれん償却額	9,620	25,230
支払備金の増減額 (△は減少)	13,140	△5,227
責任準備金の増減額 (△は減少)	1,699,747	554,868
契約者配当準備金積立利息繰入額	8,440	8,437
契約者配当準備金繰入額 (△は戻入額)	87,500	100,000
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	3,938	△4,715
投資損失引当金の増減額 (△は減少)	△478	△21
貸付金償却	4,394	6,562
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	△24,894	△41,678
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△119	△60
時効保険金等払戻引当金の増減額 (△は減少)	200	300
価格変動準備金の増減額 (△は減少)	18,803	17,802
利息及び配当金等収入	△1,430,988	△1,585,938
有価証券関係損益 (△は益)	△668,528	△430,826
支払利息	39,675	49,312
為替差損益 (△は益)	△539,088	126,738
有形固定資産関係損益 (△は益)	△930	1,100
持分法による投資損益 (△は益)	△9,531	△3,526
関係会社株式売却損益 (△は益)	2	—
再保険貸の増減額 (△は増加)	△121,340	5,253
その他資産 (除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額 (△は増加)	△162,593	△103,552
再保険借の増減額 (△は減少)	△24,706	△192,710
その他負債 (除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額 (△は減少)	236,206	△187,853
その他	127,492	70,704
小計	△212,295	△918,710
利息及び配当金等の受取額	1,610,065	1,812,356
利息の支払額	△42,710	△49,724
契約者配当金の支払額	△96,702	△99,028
その他	△267,843	△50,563
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	6,864	△101,750
営業活動によるキャッシュ・フロー	997,377	592,578

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
預貯金の純増減額 (△は増加)	2,971	△19,328
買入金銭債権の取得による支出	△40,438	△20,465
買入金銭債権の売却・償還による収入	50,992	33,458
金銭の信託の増加による支出	△250,337	△263,790
金銭の信託の減少による収入	293,607	251,365
有価証券の取得による支出	△13,392,710	△13,549,721
有価証券の売却・償還による収入	11,884,649	12,807,996
貸付けによる支出	△1,195,175	△1,265,718
貸付金の回収による収入	974,322	1,050,850
短期資金運用の純増減額 (△は減少)	1,125,207	286,211
資産運用活動計	△546,911	△689,142
営業活動及び資産運用活動計	450,466	△96,563
有形固定資産の取得による支出	△51,139	△60,115
有形固定資産の売却による収入	38,781	47,011
無形固定資産の取得による支出	△42,012	△44,347
無形固定資産の売却による収入	3,319	—
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	—	※2 △233,785
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	△155	—
子会社株式の取得による支出	△3,530	—
資産除去債務の履行による支出	—	△81
投資活動によるキャッシュ・フロー	△601,649	△980,460
財務活動によるキャッシュ・フロー		
借入れによる収入	200,230	—
借入金の返済による支出	△9,052	△1,720
社債の発行による収入	—	316,230
社債の償還による支出	—	△111,718
リース債務の返済による支出	△3,412	△11,141
短期資金調達の純増減額 (△は減少)	△128,754	△813
自己株式の取得による支出	△120,000	△101,849
配当金の支払額	△84,313	△162,356
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	△460	△200
その他	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△145,763	△73,570
現金及び現金同等物に係る換算差額	5,120	2,610
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	255,085	△458,841
現金及び現金同等物の期首残高	2,517,285	2,772,370
現金及び現金同等物の期末残高	※1 2,772,370	※1 2,313,529

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 93社

主要な連結子会社の名称

第一生命保険株式会社

第一フロンティア生命保険株式会社

ネオファースト生命保険株式会社

アイペット損害保険株式会社

株式会社ベネフィット・ワン

Dai-ichi Life Insurance Company of Vietnam, Limited

TAL Dai-ichi Life Australia Pty Ltd

Protective Life Corporation

Dai-ichi Life Insurance (Cambodia) PLC.

Dai-ichi Life Insurance Myanmar Ltd.

Dai-ichi Life Reinsurance Bermuda Ltd.

Partners Group Holdings Limited

DL - Canyon Investments LLC

第一生命インターナショナルホールディングス合同会社

パーテックス・インベストメント・ソリューションズ株式会社

当社の子会社となったTAL Dai-ichi Life Australia Pty Ltd傘下1社について、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

当社の子会社となったProtective Life Corporation傘下5社について、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

当社の子会社となった株式会社ベネフィット・ワン及びその傘下10社の計11社について、当連結会計年度より連結の範囲に含められた後、株式会社ベネフィット・ワン傘下1社について、連結の範囲から除外しております。

当連結会計年度に設立したDL - Canyon Investments LLCについて、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

アイペットホールディングス株式会社について、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

Protective Life Corporation傘下2社について、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

TAL Dai-ichi Life Australia Pty Ltd傘下1社について、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社は、第一生命テクノクロス株式会社、株式会社第一ビルディング及びファースト・ユー匿名組合であります。

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社88社については、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びキャッシュ・フローその他の項目からみて、いずれもそれぞれ小規模であり、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社の数 0社

(2) 持分法適用の関連会社の数 116社

主要な持分法適用関連会社の名称

アセットマネジメントOne株式会社

Asset Management One USA Inc.

企業年金ビジネスサービス株式会社

ジャパンエクセレントアセットマネジメント株式会社

日本インベスター・ソリューション・アンド・テクノロジー株式会社

OCEAN LIFE INSURANCE PUBLIC COMPANY LIMITED

Star Union Dai-ichi Life Insurance Company Limited

PT Panin Internasional

CP New Co LLC

当社の関連会社となったCP New Co LLC及びその傘下97社の計98社について、当連結会計年度より持分法の適用範囲に含められた後、CP New Co LLC傘下5社について持分法の適用範囲から除外しております。

株式会社ベネフィット・ワン及びその傘下10社の計11社について、株式の追加取得により当社の子会社となったため、当連結会計年度より持分法の適用範囲から除外しております。

アセットマネジメントOne株式会社傘下1社について、当連結会計年度より持分法の適用範囲から除外しております。

当社は、2025年5月10日に当社の関連会社である OCEAN LIFE INSURANCE PUBLIC COMPANY LIMITED の全株式について、株式譲渡に係る契約を締結いたしました。本件に関する概要は、(重要な後発事象)に記載のとおりであります。

(3) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称

持分法を適用していない非連結子会社は、第一生命テクノクロス株式会社、株式会社第一ビルディング、ファースト・ユー匿名組合他であり、持分法を適用していない関連会社は、みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社、日本物産株式会社他であります。

(持分法を適用しない理由)

持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）その他の項目からみて、連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性が乏しいため、持分法の適用範囲から除外しております。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、在外連結子会社の決算日は、12月31日及び3月31日であります。連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券（現金及び預貯金、買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む。）

a 売買目的有価証券

時価法（売却原価の算定は移動平均法）

b 満期保有目的の債券

移動平均法による償却原価法（定額法）

c 責任準備金対応債券（「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券をいう。）

移動平均法による償却原価法（定額法）

d 非連結かつ持分法非適用の子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

e その他有価証券

(a) 市場価格のない株式等以外のもの

連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）

(b) 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

一部の在外連結子会社の保有する有価証券の売却原価の算定は、先入先出法によっております。

② デリバティブ取引

時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く。）

当社及び国内連結子会社の有形固定資産の減価償却の方法は、定率法（ただし、建物（2016年3月31日以前に取得した建物附属設備及び構築物を除く。）については定額法）によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 2年～60年

その他の有形固定資産 2年～20年

なお、その他の有形固定資産のうち取得価額が10万円以上20万円未満のものについては、3年間で均等償却しております。

また、2007年3月31日以前に取得した有形固定資産のうち、従来の償却可能限度額まで償却が到達している有形固定資産については、償却到達年度の翌連結会計年度より残存簿価を5年間で均等償却しております。

在外連結子会社の保有する有形固定資産の減価償却の方法は、主として定額法によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く。）

無形固定資産の減価償却の方法は、定額法によっております。

連結子会社の買収等により取得した無形固定資産については、その効果が及ぶと見積もられる期間にわたり、効果の発現する態様にしたがって償却しております。

なお、自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間（2年～16年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとした定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

連結される国内の生命保険会社の貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下、「実質破綻先」という。）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に対する債権については、債権額から担保及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等を債権額等に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保及び保証等による回収可能見込額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1百万円（前連結会計年度は1百万円）であります。

一部の在外連結子会社においては、対象となる債権について当初認識時に全期間の予想信用損失を見積り、貸倒引当金を認識しております。

② 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資による損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、市場価格のない株式等及び組合出資金等について、将来発生する可能性のある損失見込額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員退任慰労金の支給に備えるため、一部の連結子会社の社内規程に基づく支給見込額を計上しております。

④ 時効保険金等払戻引当金

時効保険金等払戻引当金は、時効処理を行った保険金等について契約者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

退職給付に係る会計処理の方法は次のとおりであります。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から費用処理することとしております。なお、一部の在外連結子会社は回廊アプローチを採用しております。

また、一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

(5) 価格変動準備金の計上方法

価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。

(6) 重要な外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債（非連結かつ持分法非適用の子会社株式及び関連会社株式は除く。）は、決算日の為替相場により円換算しております。なお、非連結かつ持分法非適用の子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。また、在外連結子会社の資産、負債、収益及び費用は、在外連結子会社の事業年度末日の為替相場により円換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

一部の連結子会社については、外貨建保険等に係る外貨建その他有価証券のうち債券等に係る換算差額について、外国通貨による時価の変動を評価差額として処理し、それ以外を為替差損益等として処理しております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

当社及び一部の国内連結子会社のヘッジ会計の方法は「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に従い、主に、貸付金の一部、公社債の一部及び借入金・社債の一部に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理及び繰延ヘッジ、外貨建債券の一部、外貨建貸付金の一部、外貨建借入金・外貨建社債、外貨建予定取引の一部及び外貨建定期預金に対する為替変動に係るキャッシュ・フローのヘッジとして通貨スワップ、為替予約及び外貨建金銭債権による振当処理及び繰延ヘッジ、外貨建債券の一部に対する為替変動に係る価格変動リスクのヘッジとして通貨オプション、為替予約による時価ヘッジ、外貨建債券の一部に対する金利変動リスクのヘッジとして債券店頭オプションによる繰延ヘッジ、国内株式の一部及び外貨建予定取引の一部に対する価格変動リスクのヘッジとして株式オプション、株式先渡による繰延ヘッジ及び時価ヘッジ、また、保険負債の一部に対する金利変動リスクのヘッジとして「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（業種別委員会実務指針第26号）に基づく金利スワップによる繰延ヘッジを行っております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

（ヘッジ手段）	（ヘッジ対象）
金利スワップ	貸付金、公社債、借入金・社債、保険負債
通貨スワップ	外貨建債券、外貨建貸付金、外貨建借入金・外貨建社債、外貨建予定取引
為替予約	外貨建債券、外貨建定期預金、外貨建予定取引
外貨建金銭債権	外貨建予定取引
通貨オプション	外貨建債券
債券店頭オプション	外貨建債券
株式オプション	国内株式、外貨建予定取引
株式先渡	国内株式

③ ヘッジ方針

当社及び一部の国内連結子会社では、資産運用に関する社内規程等に基づき、ヘッジ対象に係る価格変動リスク、為替変動リスク及び金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジの有効性の判定は、主に、ヘッジ対象とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動又は時価変動を比較する比率分析によっております。

(8) のれんの償却方法及び償却期間

のれんについては、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって均等償却しております。ただし、重要性が乏しいのれんについては、発生連結会計年度に一括償却しております。

(9) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(10) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

① 消費税等の会計処理

当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税のうち、法人税法施行令に定める繰延消費税については、その他資産に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税以外のものについては、発生連結会計年度に費用処理しております。

② 責任準備金の積立方法

連結される国内の生命保険会社の責任準備金は、期末時点において、保険契約上の責任が開始している契約について、保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるため、保険業法第116条第1項に基づき算出方法書（保険業

法第4条第2項第4号)に記載された方法に従って計算し、積み立てております。

責任準備金のうち保険料積立金については、次の方式により計算しております。

- a 標準責任準備金の対象契約については金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号)
- b 標準責任準備金の対象とならない契約については平準純保険料式

なお、直近の実績に基づき将来の収支を予測すること等により、将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、保険業法施行規則第69条第5項に基づき、追加して責任準備金を積み立てる必要があります。期末時点における責任準備金には、同項に従い、一部の終身保険契約を対象に追加して積み立てた責任準備金が含まれております。

また、責任準備金のうち危険準備金については、保険業法施行規則第69条第1項第3号に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。

連結される米国の生命保険会社の責任準備金は、米国会計基準に基づき、契約時等に定める保険数理計算上の仮定(金利、死亡率、継続率等)に基づく将来の予定キャッシュ・フローの見積りに基づき算出した額を積み立てております。なお、当該見積りと直近の実績が大きく乖離することにより、将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、仮定の見直しを行い、追加して責任準備金を積み立てる必要があります。

連結される豪州及びニュージーランドの生命保険会社の責任準備金は、国際財務報告基準に基づき、連結会計年度末時点における保険数理計算上の仮定(金利、死亡率、継続率、経費率等)に基づく将来の予定キャッシュ・フローの見積り額に貨幣の時間価値、保険契約から生じるキャッシュ・フローの金融リスクと不確実性の影響を反映して算出した額及び、保険契約から生じると見込まれる利益のうち連結会計年度末時点において未稼得の部分の額を足し合わせた額を積み立てております。なお、保険期間が1年以内であるなどの一定の条件を満たす一部の保険契約については、将来のキャッシュ・フローを見積ることなく、連結会計年度末時点において未経過となっている期間に対応する保険料の額を積み立てております。

上記以外の連結される海外の生命保険会社の責任準備金は、各国の会計基準に基づき算出した額を積み立てております。

③ 既発生未報告支払備金(IBNR備金)の計算方法

一部の国内連結子会社の個人保険の既発生未報告支払備金(まだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金等をいう。以下同じ。)については、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設又は自宅にて医師等の管理下で療養をされた場合(以下、「みなし入院」という。)等に入院給付金等を支払う特別取扱を2023年5月8日以降終了したことにより、平成10年大蔵省告示第234号(以下、「IBNR告示」という。)第1条第1項本則に基づく計算では適切な水準の額を算出することができないことから、IBNR告示第1条第1項ただし書の規定に基づき、以下の方法により算出した額を計上しております。

(計算方法の概要)

IBNR告示第1条第1項本則に掲げるすべての事業年度の既発生未報告支払備金積立所要額及び保険金等の支払額から、みなし入院に係る額を除外した上で、IBNR告示第1条第1項本則と同様の方法により算出しております。

④ 保険料等収入及び保険金等支払金の計上基準

連結される国内の生命保険会社の保険料等収入及び保険金等支払金の計上基準は、次のとおりであります。

- a 保険料等収入(再保険収入を除く)

保険料等収入(再保険収入を除く)は、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。

なお、収納した保険料等収入(再保険収入を除く)のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法施行規則第69条第1項第2号に基づき、責任準備金に繰り入れております。

- b 再保険収入

再保険収入は、再保険協約書に基づき元受保険契約に係る保険金等として支払った金額のうち再保険に付した額を、当該保険金等の支払時に計上しております。

なお、修正共同保険式再保険のうち一部の現金授受を行わない取引では、再保険協約書に基づき元受保険契約に係る新契約費相当額の一部として受け取る額を再保険収入に計上するとともに、同額を未償却出再手数料

として再保険貸に計上し、再保険契約期間にわたって償却しております。

c 保険金等支払金（再保険料を除く）

保険金等支払金（再保険料を除く）は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。

なお、保険業法第117条に基づき、期末時点において支払義務が発生しているが支払いが行われていない、又は支払事由の報告を受けていないが支払事由が既に発生したと認められる保険金等について、支払備金に繰り入れております。

d 再保険料

再保険料は、再保険協約書に基づき合意された再保険料を元受保険契約に係る保険料の収納時又は当該協約書の締結時に計上しております。

なお、再保険に付した部分に相当する一部の責任準備金及び支払備金につきましては、保険業法施行規則第71条第1項及び同規則第73条第3項に基づき不積立てとしております。

連結される海外の生命保険会社の保険料等収入及び保険金等支払金は、各国の会計基準に基づき計上された項目について連結決算上必要な修正を行い、保険料等収入及び保険金等支払金に集計、表示しております。

保険料等収入、保険金等支払金には、下表のとおり、Australian Accounting Standards Board 及び NewZealand Accounting Standards Boardが公表した会計基準「保険契約」（AASB第17号）（NZ IFRS第17号）を適用している一部の在外連結子会社の金額が含まれております。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
保険料等収入		
元受保険契約に係る収益	639,069百万円	627,751百万円
再保険契約に係る収益	159,773 "	129,091 "
保険金等支払金		
元受保険契約に係る費用	417,288 "	449,783 "
再保険契約に係る費用	167,272 "	155,822 "

(重要な会計上の見積り)

1 のれんの評価

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

当連結会計年度の連結貸借対照表において計上されているのれんは、当社によるProtective Life Corporationの買収並びにProtective Life Corporationが行う買収事業に関連して計上されたのれん91,154百万円（前連結会計年度は55,479百万円）、TAL Dai-ichi Life Australia Pty Ltdの買収に関連して計上されたのれん21,858百万円（前連結会計年度は26,773百万円）、Partners Group Holdings Limitedの買収に関連して計上されたのれん16,635百万円（前連結会計年度は18,652百万円）、アイペット損害保険株式会社の買収に関連して計上されたのれん13,231百万円（前連結会計年度は14,300百万円）及び株式会社ベネフィット・ワンの買収に関連して計上されたのれん185,548百万円（前連結会計年度は一百万円）であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

Protective Life Corporation及びTAL Dai-ichi Life Australia Pty Ltdの買収等に関連して計上されたのれんは、各連結子会社の連結財務諸表に計上されており、各国の会計基準に基づき各連結子会社でのれんの減損損失の計上の要否に関する判断を行っております。

Protective Life Corporationにおいては、定期的に、のれんの減損損失の計上の要否を判断しております。

まず、のれんを含む報告単位の公正価値が帳簿価額を下回っている可能性が50%超であるかどうか（減損の兆候の有無）について定性的要因を評価しております。なお、会計基準において全部又は一部の報告単位について、減損の兆候の有無の判定を省略し、後述の定量的減損テストに進むことが認められております。減損の兆候の有無は、Protective Life Corporation及び各報告単位を取り巻く経済環境及び市場環境の悪化の有無、将来の利益又はキャッシュ・フローにマイナスの影響を及ぼす要因の有無、全般的な業績の悪化の有無、Protective Life Corporation及び各報告単位に固有のその他の事象を考慮して総合的に検討しております。

次に、減損の兆候の有無の判定において、のれんに減損の兆候が認められると結論付けられた場合、又は減損の兆候の有無の判定を省略することを選択した場合に、のれんを含む報告単位の帳簿価額と公正価値との比較（定量的減損テスト）を行います。公正価値の算出に当たって使用される主要な仮定（事業収支予測、割引率等）には見積りの不確実性があります。

減損の兆候となる環境の悪化や事象が生じた場合、又は帳簿価額と公正価値との比較（定量的減損テスト）において使用される主要な仮定が変動した場合、翌連結会計年度において、減損損失が発生する可能性があります。

TAL Dai-ichi Life Australia Pty Ltdにおいては、のれんを配分した資金生成単位の帳簿価額と回収可能価額との比較（定量的減損テスト）を行うことで、のれんの減損損失の計上の要否を判断しております。回収可能価額は、エンベディッド・バリュー等に基づき算出しており、エンベディッド・バリューの算出に当たっては、保険数理計算上の仮定（割引率、保険事故発生率、継続率等）を用いております。保険数理計算上の仮定の更新により回収可能価額が低下した場合には、翌連結会計年度において、減損損失が発生する可能性があります。

当社は、各連結子会社での判断の結果を踏まえ、日本の会計基準に基づき減損損失の計上の要否の判定を行っております。

Partners Group Holdings Limited、アイペット損害保険株式会社及び株式会社ベネフィット・ワンの買収に関連して計上されたのれんは、当社の連結財務諸表に計上されており、当社が日本の会計基準に基づきのれんの減損損失の計上の要否に関する判断を行っております。

まず、のれんを含む資産グループの減損の兆候の有無について判定しております。減損の兆候の有無は、Partners Group Holdings Limited、アイペット損害保険株式会社及び株式会社ベネフィット・ワンを取り巻く経済環境及び市場環境の悪化の有無、将来の利益又はキャッシュ・フローにマイナスの影響を及ぼす要因の有無、全般的な業績の悪化の有無、のれんを含む資産グループの実質価値の著しい下落の有無、各資産グループに固有のその他の事象を考慮して総合的に検討しております。

次に、減損の兆候の有無の判定において、のれんに減損の兆候が認められると結論付けられた場合に、のれん

を含む資産グループから将来生じるキャッシュ・フローを見積り、その総額と帳簿価額を比較し、下回る場合には減損損失を認識することとなります。減損損失を認識することとなった、のれんを含む資産グループは回収可能価額を算出のうえ、帳簿価額と回収可能価額との差額を減損損失として認識します。回収可能価額の算出に当たって使用される主要な仮定（事業収支予測、割引率、保険数理計算上の仮定等）には見積りの不確実性があります。

減損の兆候となる環境の悪化や事象が生じた場合、翌連結会計年度において、減損損失が発生する可能性があります。

なお、当連結会計年度において、のれんの減損の兆候は無いと判断しており、減損損失は計上しておりません。

2 無形固定資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

当連結会計年度の連結貸借対照表において計上されているその他の無形固定資産には、当社によるProtective Life Corporationの買収並びにProtective Life Corporationが行う買収事業に関する保有契約価値相当額314,319百万円（前連結会計年度は287,996百万円）、当社の中間持株会社である第一生命インターナショナルホールディングス合同会社を通じたPartners Group Holdings Limitedの買収に関する保有契約価値相当額30,501百万円（前連結会計年度は34,200百万円）、当社によるアイペット損害保険株式会社の買収に関する保有契約価値相当額19,138百万円（前連結会計年度は21,608百万円）及び当社による株式会社ベネフィット・ワンの買収に関する顧客関連資産103,937百万円（前連結会計年度は一百万円）が含まれております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

買収等により計上された保有契約価値は、保険数理計算に基づき、買収時点で有効な保険契約及び投資契約のキャッシュ・フローから得られる将来利益の現在価値として算定され、連結子会社の連結財務諸表に計上されており、その効果が及ぶと見積られる期間にわたり、効果の発現する態様に従って償却しております。また、買収等により計上された顧客関連資産は、買収時点における既存顧客との継続的な取引関係により生み出すことが期待されているキャッシュ・フローから得られる将来利益の現在価値として算定され、連結子会社の連結財務諸表に計上されており、その効果が及ぶと見積られる期間にわたり、効果の発現する態様に従って償却しております。

Protective Life Corporationの保有契約価値は、将来の保険料収入又は見積総利益、並びにその契約期間等を基礎として償却しております。

そのうち、投資性保険商品等から生じる保有契約価値については、定期的に保険数理計算上の仮定（金利、死亡率、継続率等）を見直し、必要に応じて更新することにより、償却額が増減いたします。継続率の変動により見積総利益の増減が見込まれる場合等、保険数理計算上の仮定の更新により、翌連結会計年度において償却額が増減する可能性があります。

また、伝統的保険商品等から生じる保有契約価値は、予め定められた償却に加え、定期的に責任準備金の積み立ての十分性に関する判断と一体で保有契約価値の減価の有無を検討しております。契約時等に定める保険数理計算上の仮定（金利、死亡率、継続率等）に基づく将来の予定キャッシュ・フローの見積りと直近の実績が大きく乖離することにより、将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、翌連結会計年度において、追加の責任準備金の計上に先立ち、保有契約価値の減価相当額が損失計上される可能性があります。なお、当連結会計年度において、保有契約価値の減価相当額の損失は計上しておりません。

Partners Group Holdings Limited及びアイペット損害保険株式会社の買収に際して計上した保有契約価値並びに株式会社ベネフィット・ワンの買収に際して計上した顧客関連資産の減損損失の計上の要否については、定期的に、のれんの減損損失の計上に関する判断と一体で検討しております。減損の兆候となる環境の悪化や事象が生じた場合、翌連結会計年度において、減損損失が発生する可能性があります。なお、当連結会計年度において、のれんの兆候判定の結果と同様に、保有契約価値及び顧客関連資産の減損の兆候は無いと判断しております。

(未適用の会計基準等)

1 金融サービス保険契約に関する会計基準等

・「金融サービス保険契約」(Topic944) (ASU第2018-12号 2018年8月15日、ASU第2019-09号 2019年11月15日、ASU第2020-11号 2020年11月5日)

(1) 概要

当該会計基準は、将来保険給付に係る負債の会計処理、市場リスクを伴う給付の公正価値測定、繰延新契約費の償却方法を中心に改正されたものであります。

米国会計基準を適用する非公開会社においては、2024年12月16日以降に開始する事業年度の期末から適用されます(早期適用は可能)。

(2) 適用予定日

一部の在外連結子会社において、米国会計基準を適用しておりますが、2025年12月31日に終了する事業年度の期末から適用する予定であります。

なお、在バミューダの連結子会社において、2022年12月31日に終了する事業年度から早期適用しております。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準の適用による影響は、現在評価中であります。

なお、在バミューダの連結子会社による当該会計基準の適用が連結財務諸表に与える影響は僅少であります。

2 リースに関する会計基準等

・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日)

・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日)

ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるものであります。

(2) 適用予定日

2027年4月1日より開始する事業年度の期首から適用する予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は、現在評価中であります。

(追加情報)

当社は、株価上昇及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的として、従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引「株式給付信託（J-ESOP）」を行っております。なお、2024年5月16日より、経営幹部層（従業員のうち管理監督的地位にあるもの）を対象にした経営幹部層向け株式給付信託（J-ESOP）（以下、「株式給付信託（在職時給付型）」という。）を導入し、2011年より導入している退職時に株式を給付する現行の株式給付信託（J-ESOP）（以下、「株式給付信託（退職時給付型）」という。）については2023年度のポイント付与をもって新規のポイント付与は停止しております。

(1) 取引の概要

株式給付信託（J-ESOP）は、予め当社及び当社グループ会社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社及び当社グループ会社の従業員（以下、「従業員」という。）に対し当社株式を給付する仕組みであります。

当社は、従業員に対し個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、株式給付信託（在職時給付型）については、ポイント付与後、即時に株式受給権を取得させ当該付与ポイントに相当する当社株式等を給付します。株式給付信託（退職時給付型）については、退職時に当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。なお、株式給付信託（在職時給付型）導入に伴い、株式給付信託（退職時給付型）は2023年度のポイント付与をもって新規のポイント付与は停止しております。

従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものであります。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、7,517百万円、16,903千株（前連結会計年度末は5,755百万円、15,228千株）であります。

当社は、2025年4月1日付で普通株式1株を4株に株式分割しております。上記の株式数については、当該株式分割を考慮した株式数を記載しております。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

該当事項はありません。

(連結貸借対照表関係)

※1 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
有価証券	2,144,726百万円	2,459,802百万円
預貯金	10,600 "	12,180 "
合計	2,155,326 "	2,471,982 "

担保付き債務の額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
売現先勘定	1,360,914百万円	1,699,129百万円
債券貸借取引受入担保金	221,007 "	224,044 "
合計	1,581,922 "	1,923,173 "

なお、上記有価証券には、売現先取引による買戻し条件付の売却を行った有価証券及び現金担保付有価証券貸借取引により差し入れた有価証券が含まれており、その額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
1,639,240百万円	2,105,728百万円

※2 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の連結貸借対照表価額は、次のとおりであります。

前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
2,902,560百万円	2,975,409百万円

※3 責任準備金対応債券に係るリスク管理方針の概要は、次のとおりであります。

保険商品の特性に応じて小区分を設定し、リスク管理を適切に行うために、各小区分を踏まえた全体的な資産運用方針と資金配分計画を策定しております。また、責任準備金対応債券と責任準備金のデュレーションが一定幅の中で一致していることを、定期的に検証しております。

なお、第一生命保険株式会社の小区分は次のとおり設定しております。

- ① 個人保険・個人年金保険（ただし、一部保険種類を除く）
- ② 無配当一時払終身保険（告知不要型）
- ③ 財形保険・財形年金保険
- ④ 団体年金保険（拠出型企業年金保険（拠出型企業年金保険（Ⅱ）及び企業年金保険のうち拠出型企業年金保険（Ⅱ）へ種類変更可能な契約））
- ⑤ 団体年金保険（2）（確定給付企業年金保険、厚生年金基金保険（Ⅱ）、新企業年金保険（Ⅱ））

また、第一フロンティア生命保険株式会社の小区分は次のとおり設定しております。

- ① 個人保険・個人年金保険（円貨建）
- ② 個人保険・個人年金保険（米ドル建）

ただし、一部保険種類・保険契約を除く。

※4 非連結子会社及び関連会社の株式等は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
株式	266,333百万円	153,779百万円
出資金	253,823 "	362,515 "
合計	520,157 "	516,294 "

※5 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
破産更生債権及びこれらに準ずる 債権	88百万円	86百万円
危険債権	2,586 "	2,611 "
三月以上延滞債権	5,345 "	2,940 "
貸付条件緩和債権	—	3,310 "
合計	8,020 "	8,948 "

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権であります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

取立不能見込額の直接減額による破産更生債権及びこれらに準ずる債権の減少額は1百万円（前連結会計年度は1百万円）であります。

※6 貸付金に係るコミットメントライン契約等の融資未実行残高は、次のとおりであります。

前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
236,063百万円	181,037百万円

※7 有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
631,382百万円	613,099百万円

8 保険業法第118条第1項に規定する特別勘定の資産の額は、次のとおりであります。なお、負債の額も同額であります。

前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
2,161,473百万円	1,875,728百万円

※9 契約者配当準備金の異動状況は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
期首残高	423,403百万円	422,642百万円
契約者配当金支払額	96,702 "	99,028 "
利息による増加等	8,440 "	8,437 "
契約者配当準備金繰入額	87,500 "	100,000 "
期末残高	422,642 "	432,050 "

※10 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

・再評価を行った年月日 2001年3月31日

・同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める公示価格及び第2条第4号に定める路線価に基づいて、合理的な調整を行って算出

※11 負債の部の社債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債が含まれており、その額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
764,679百万円	982,675百万円

※12 その他の負債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれており、その額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
245,000百万円	245,000百万円

※13 消費貸借契約で借り入れている有価証券及び再保険取引の担保として受け入れている有価証券のうち、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有し、連結会計年度末に当該処分を行わずに所有しているものの時価は次のとおりであります。なお、担保に差し入れているものはありません。

前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
190,320百万円	134,190百万円

14 保険業法第91条の規定による組織変更剰余金額は、次のとおりであります。

前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
117,776百万円	117,776百万円

(連結損益計算書関係)

※1 事業費の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業活動費	315,985百万円	331,790百万円
営業管理費	102,464 "	107,582 "
一般管理費	507,875 "	550,404 "

※2 固定資産等処分益の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
土地	6,055百万円	16,621百万円
建物	480 "	1,959 "
リース資産	3 "	—
その他の有形固定資産	2 "	300 "
その他資産	1 "	—
合計	6,543 "	18,881 "

※3 固定資産等処分損の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
土地	1,491百万円	4,519百万円
建物	3,999 "	13,958 "
リース資産	25 "	1,334 "
その他の有形固定資産	71 "	170 "
ソフトウェア	312 "	507 "
その他の無形固定資産	166 "	108 "
その他資産	456 "	5,328 "
合計	6,523 "	25,927 "

※4 連結される国内の保険会社の固定資産の減損損失に関する事項は、次のとおりであります。

(1) 資産をグルーピングした方法

保険事業等の用に供している不動産等については、会社ごとに保険事業等全体で1つの資産グループとしております。また、保険事業等の用に供していない賃貸不動産等及び遊休不動産等については、物件ごとに1つの資産グループとしております。

(2) 減損損失の認識に至った経緯

一部の資産グループに著しい収益性の低下又は時価の下落が見られたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

用途	場所	件数 (件)	種類(百万円)		合計 (百万円)
			土地	建物	
遊休不動産等	東京都千代田区等	16	4,063	1,243	5,307

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

用途	場所	件数 (件)	種類(百万円)		合計 (百万円)
			土地	建物	
遊休不動産等	北海道旭川市等	25	1,455	788	2,243

(4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値又は正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。なお、使用価値については将来キャッシュ・フローを1.85%（前連結会計年度は1.89%）で割り引いて算定しております。また、正味売却価額については売却見込額、不動産鑑定評価基準に基づく評価額、固定資産税評価額又は相続税評価額に基づく時価を使用しております。

※5 「セカンドキャリア特別支援費用」には、第一生命保険株式会社において当連結会計年度に実施したセカンドキャリア特別支援制度に伴う特別支援金及び再就職支援にかかる費用等を計上しております。

※6 法人税及び住民税等に含まれる国際最低課税額に対する法人税等の金額は、次のとおりであります。

前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
一百万円	2,816百万円

(連結包括利益計算書関係)

※1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
その他有価証券評価差額金				
当期発生額	1,498,034	百万円	△504,109	百万円
組替調整額	△133,397	〃	△399,118	〃
税効果調整前	1,364,636	〃	△903,228	〃
税効果額	△373,610	〃	219,213	〃
その他有価証券評価差額金	991,026	〃	△684,015	〃
繰延ヘッジ損益				
当期発生額	△91,512	〃	△42,413	〃
組替調整額	1,859	〃	7,486	〃
資産の取得原価調整額	—		△1,147	〃
税効果調整前	△89,653	〃	△36,075	〃
税効果額	25,028	〃	11,438	〃
繰延ヘッジ損益	△64,624	〃	△24,636	〃
土地再評価差額金				
当期発生額	—		—	
組替調整額	—		—	
税効果調整前	—		—	
税効果額	—		△2,249	〃
土地再評価差額金	—		△2,249	〃
為替換算調整勘定				
当期発生額	92,740	〃	128,565	〃
組替調整額	—		—	
税効果調整前	92,740	〃	128,565	〃
税効果額	—		—	
為替換算調整勘定	92,740	〃	128,565	〃
退職給付に係る調整額				
当期発生額	139,314	〃	39,822	〃
組替調整額	△7,991	〃	△25,729	〃
税効果調整前	131,322	〃	14,093	〃
税効果額	△36,681	〃	△5,063	〃
退職給付に係る調整額	94,641	〃	9,030	〃
在外子会社等に係る保険契約準備金評価差額金				
当期発生額	△17,864	〃	△14,652	〃
組替調整額	—		—	
税効果調整前	△17,864	〃	△14,652	〃
税効果額	—		—	
在外子会社等に係る保険契約準備金評価差額金	△17,864	〃	△14,652	〃
持分法適用会社に対する持分相当額				
当期発生額	8,838	〃	10,688	〃
組替調整額	△334	〃	△682	〃
持分法適用会社に対する持分相当額	8,504	〃	10,005	〃
その他の包括利益合計	1,104,423	〃	△577,951	〃

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)
発行済株式 普通株式	989,888	81	37,298	952,672
自己株式 普通株式	6,699	38,295	37,494	7,500

- (注) 1 当連結会計年度期首及び当連結会計年度末の普通株式の自己株式数には、株式給付信託(J-ESOP)により信託口が所有する当社株式がそれぞれ、3,862千株、3,807千株含まれております。
- 2 普通株式の発行済株式の株式数の増加81千株は、譲渡制限付株式報酬としての新株の発行によるものであります。
- 3 普通株式の発行済株式の株式数の減少37,298千株は、自己株式の消却によるものであります。
- 4 普通株式の自己株式の株式数の増加38,295千株は、自己株式の取得によるもの38,291千株並びに譲渡制限付株式の無償取得及び単元未満株式の買取によるもの3千株であります。
- 5 普通株式の自己株式の株式数の減少37,494千株は、新株予約権(ストック・オプション)の権利行使によるもの141千株及び株式給付信託(J-ESOP)に係る信託口から対象者への当社株式の給付によるもの55千株並びに自己株式の消却によるもの37,298千株であります。

2 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	当連結会計年度末残高 (百万円)
当社	ストック・オプションとしての新株予約権	302

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2023年6月26日 定時株主総会	普通株式	84,554	86	2023年 3月31日	2023年 6月27日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、株式給付信託(J-ESOP)導入に伴い設定した信託口に対する配当金332百万円を含めておりません。これは、信託口が所有する当社株式を自己株式として認識しているためであります。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2024年6月24日 定時株主総会	普通株式	106,804	113	2024年 3月31日	2024年 6月25日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、株式給付信託(J-ESOP)導入に伴い設定した信託口に対する配当金430百万円を含めておりません。これは、信託口が所有する当社株式を自己株式として認識しているためであります。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)
発行済株式 普通株式	952,672	73	27,645	925,099
自己株式 普通株式	7,500	25,102	27,762	4,840

(注) 1 当連結会計年度期首及び当連結会計年度末の普通株式の自己株式数には、株式給付信託(J-ESOP)により信託口が所有する当社株式がそれぞれ、3,807千株、4,225千株含まれております。

2 普通株式の発行済株式の株式数の増加73千株は、譲渡制限付株式報酬としての新株の発行によるものであります。

3 普通株式の発行済株式の株式数の減少27,645千株は、自己株式の消却によるものであります。

4 普通株式の自己株式の株式数の増加25,102千株は、自己株式の取得によるもの24,627千株、株式給付信託(J-ESOP)に係る信託口の取得によるもの473千株並びに譲渡制限付株式の無償取得及び単元未満株式の買取によるもの1千株であります。

5 普通株式の自己株式の株式数の減少27,762千株は、新株予約権(ストック・オプション)の権利行使によるもの61千株、株式給付信託(J-ESOP)に係る信託口から対象者への当社株式の給付によるもの54千株及び自己株式の消却によるもの27,645千株であります。

6 当社は2025年4月1日付で普通株式1株につき4株の株式分割を行っておりますが、当該注記に記載している事項は、株式分割前の株数を基準としております。

2 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	当連結会計年度末残高 (百万円)
当社	ストック・オプションとしての新株予約権	257

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2024年6月24日 定時株主総会	普通株式	106,804	113	2024年 3月31日	2024年 6月25日	利益剰余金
2024年11月14日 取締役会	普通株式	56,135	61	2024年 9月30日	2024年 12月5日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、株式給付信託(J-ESOP)導入に伴い設定した信託口に対する配当金をそれぞれ、430百万円、257百万円含めておりません。これは、信託口が所有する当社株式を自己株式として認識しているためであります。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2025年6月23日開催の定時株主総会の議案として、次の通り付議する予定です。

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2025年6月23日 定時株主総会	普通株式	69,939	76	2025年 3月31日	2025年 6月24日	利益剰余金

- (注) 1 配当金の総額には、株式給付信託（J-ESOP）導入に伴い設定した信託口に対する配当金321百万円を含めておりません。これは、信託口が所有する当社株式を自己株式として認識しているためであります。
- 2 当社は2025年4月1日付で普通株式1株につき4株の株式分割を行っておりますが、配当基準日は2025年3月31日であるため、株式分割前の株式数を基準とした金額を記載しております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
現金及び預貯金	2,064,416百万円	1,889,228百万円
コールローン	719,300 "	566,500 "
買現先勘定	58,136 "	—
有価証券	51,781,703 "	53,033,910 "
預入期間が3ヶ月を超える定期預金等	△70,083 "	△142,199 "
現金同等物以外の有価証券	△51,781,103 "	△53,033,910 "
現金及び現金同等物	2,772,370 "	2,313,529 "

※2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

株式の取得により新たに株式会社ベネフィット・ワン及びShelterPoint Group, Inc. を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式等の取得価額と取得のための支出（純額）との関係は次のとおりです。

(1) 株式会社ベネフィット・ワン

資産	182,870 百万円
（うち現金及び預貯金）	(48,233 ")
のれん	200,592 "
負債	△93,862 "
（うちその他の負債）	(△61,741 ")
子会社株式の取得価額	289,600 "
支配獲得時までの持分法評価額	△126,467 "
子会社の現金及び現金同等物	△48,233 "
差引：子会社株式取得のための支出	114,899 "

(2) ShelterPoint Group, Inc.

資産	140,558 "
（うち現金及び預貯金）	(3,847 ")
のれん	33,815 "
負債	△51,640 "
（うち保険契約準備金）	(△33,634 ")
子会社株式の取得価額	122,732 "
子会社の現金及び現金同等物	△3,847 "
差引：子会社株式取得のための支出	118,885 "

(リース取引関係)

1 ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

前連結会計年度(2024年3月31日)及び当連結会計年度(2025年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2 オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
1年以内	2,717百万円	3,346百万円
1年超	25,773 "	24,248 "
合計	28,490 "	27,594 "

(貸主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
1年以内	623百万円	889百万円
1年超	12,852 "	11,920 "
合計	13,475 "	12,810 "

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは生命保険事業を中心に事業を行っており、生命保険契約の持つ負債特性を考慮し、年金や保険金等を長期にわたって安定的に支払うことを目的に、ALM (Asset Liability Management : 資産・負債総合管理) の考えに基づき確定利付資産 (公社債、貸付等) を中心とした運用を行っております。また、経営の健全性を十分に確保した上で、許容できるリスクの範囲で株式や外国証券を保有することで、収益力の向上及びリスクの分散を図っております。

デリバティブ取引については、主に保有している現物資産に係る市場リスクのヘッジを目的とした取引を行っております。

資金調達については、主として、自己資本充実の一環として、銀行借入による間接金融の他、劣後債の発行といった資本市場からの資金の調達を行っております。調達したこれらの金融負債が、金利変動等による影響を受けないように、デリバティブ取引をヘッジ手段として一部の金融負債に対するヘッジ会計を適用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産のうち、有価証券は、主に株式、債券であり、これらは、それぞれ市場価格の変動リスク、発行体の信用リスク及び金利の変動リスクに晒されている他、外貨建のものは為替の変動リスクに晒されております。また、貸付金は、取引先の債務不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

資金調達における借入金・社債は、予期せぬ資金の流出等により支払期日にその支払を実行できなくなることや、通常より著しく高い金利で資金調達を余儀なくされることといった流動性リスクに晒されております。また、借入金・社債のうち変動金利や外貨建のものは、金利の変動リスクや為替の変動リスクに晒されております。

貸付金や借入金等の一部に関する金利の変動リスクのヘッジ手段として金利スワップ取引、国内株式の一部に関する価格変動リスクのヘッジ手段として株式先渡取引、外貨建債券や短期外貨預金等の一部、外貨建借入金等の一部に関する為替変動リスクのヘッジ手段として為替予約取引、通貨オプション取引、通貨スワップ取引を行い、ヘッジ会計を適用しております。

この他、保険負債の一部に関する金利変動リスクのヘッジ手段として「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(業種別委員会実務指針第26号)に基づく金利スワップ取引、資金保証契約に関する為替変動リスクのヘッジ手段として通貨スワップ取引を行い、ヘッジ会計を適用しております。

ヘッジ会計の適用にあたっては、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)等における適用要件を満たすため、方針文書・規程等を整備した上で、ヘッジ対象とリスクの種類及び選択するヘッジ手段を明確にし、事前並びに事後の有効性の検証を実施しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社グループでは、リスク管理に関する基本方針及び管理手法等を定めた規程等を取締役会等で定め、これらの方針・規程等に基づき、リスク管理を行っております。

① 市場リスクの管理

第一生命保険株式会社では、資産運用に関する方針及び市場リスク管理に関する諸規定に従い、負債の特性を勘案した中長期的なアセットアロケーションによりリスク管理を行うことを基本とし、ポートフォリオを運用目的別に区分し、それぞれのリスク特性に応じた管理を行っております。

a 金利リスクの管理

金利の変動リスクに関して、金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握するとともに資産と負債のギャップ分析や金利感応度分析等のモニタリングを行い、定期的に取り締役会等に報告しております。

b 為替リスクの管理

為替の変動リスクに関して、金融資産及び負債の通貨別の構成比等を把握するとともに感応度分析等のモニタリングを行い、定期的に取り締役会等に報告しております。

c 価格変動リスクの管理

価格変動リスクに関して、有価証券を含めた運用資産ポートフォリオ全体を対象として、資産別のリスク特性に応じてリスク管理のスタンス、具体的管理方法を定め、保有残高や資産配分のリミットを設定する等の管理を行っております。

これらの情報はリスク管理所管を通じ、定期的に取り締役会等に報告しております。

d デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の検証、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、投機的な利用を制限するため、資産区分別にヘッジ等利用目的による制限やポジション上限額等を設定しております。

上記以外の連結子会社においても、グループのリスク管理の基本方針等に基づき、適切なリスク管理体制を構築しております。

なお、第一フロンティア生命保険株式会社では、債券に係る為替リスクのヘッジや財務健全性の維持等を目的としてデリバティブ取引を行っております。最低保証リスクを含む全社的なリスクの状況については、リスク管理所管を通じ、定期的に取り締役会等に報告しております。

② 信用リスクの管理

第一生命保険株式会社では、資産運用に関する方針及び信用リスク管理に関する諸規定に従い、貸付金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応等与信管理に関する体制を整備し、運営しております。社債投資においては、審査所管が個別に内部格付等に基づいて投資上限枠を設定し、運用執行所管は上限枠の範囲内で投資を行うことで過度なリスクテイクを抑制しております。また、大口与信先に対しては取組方針を策定し、遵守状況を確認する等、与信集中を回避するための枠組みを整備しております。これらの与信管理は、審査所管の他、リスク管理所管が行い、定期的に取り締役会等に報告しております。更に、与信管理の状況については、内部監査部門がチェックしております。また、有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、審査所管において、カウンターパーティー別・取引商品別に上限額を設定するとともに信用情報の把握を定期的に行い、リスク管理所管において、カレントエクスポージャー等の把握を定期的に行うことで管理しております。

上記以外の連結子会社においても、グループのリスク管理の基本方針等に基づき、適切なリスク管理体制を構築しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、「(デリバティブ取引関係)」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度(2024年3月31日)

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 買入金銭債権	226,450	226,450	—
(2) 金銭の信託	888,720	888,720	—
(3) 有価証券(※2)(※3)			
① 売買目的有価証券	7,367,280	7,367,280	—
② 満期保有目的の債券	111,391	106,581	△4,809
③ 責任準備金対応債券	20,471,469	19,610,247	△861,222
④ 子会社・関連会社株式	137,061	134,922	△2,139
⑤ その他有価証券	22,471,672	22,471,672	—
(4) 貸付金	4,719,209		
貸倒引当金(※4)	△20,548		
	4,698,660	4,547,323	△151,336
資産計	56,372,708	55,353,200	△1,019,507
(1) 社債	922,198	874,584	△47,613
(2) 売現先勘定	1,360,914	1,360,793	△121
(3) 借入金	862,409	865,092	2,683
負債計	3,145,523	3,100,470	△45,052
デリバティブ取引(※5)			
① ヘッジ会計が適用されていないもの	3,749	3,749	—
② ヘッジ会計が適用されているもの	(162,700)	(161,499)	1,200
デリバティブ取引計	(158,950)	(157,750)	1,200

(※1) 現金及び預貯金、コールローン、買現先勘定及び短期社債は、主に満期までの期間が短いもの及び満期のないものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、注記を省略しております。

(※2) 一部の投資信託について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託の基準価額を時価とみなしており、当該投資信託が含まれております。

(※3) 市場価格のない株式等及び組合出資金等の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3)有価証券」には含まれておりません。

区分	前連結会計年度 (2024年3月31日) (百万円)
市場価格のない株式等(*1)(※3)	211,592
組合出資金等(*2)(※3)	1,011,233

(*1) 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれ、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に従い、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 組合出資金等は主に匿名組合、投資事業組合等であります。これらは「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に従い、時価開示の対象とはしておりません。

(*3) 当連結会計年度において、1,888百万円減損処理を行っております。

(※4) 貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※5) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

当連結会計年度(2025年3月31日)

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) コールローン	566,500	566,545	45
(2) 買入金銭債権	207,197	207,197	—
(3) 金銭の信託	899,485	899,485	—
(4) 有価証券(※2)(※3)			
① 売買目的有価証券	8,504,026	8,504,026	—
② 満期保有目的の債券	181,275	171,422	△9,852
③ 責任準備金対応債券	20,708,240	18,353,254	△2,354,985
④ 子会社・関連会社株式	1,879	1,879	—
⑤ その他有価証券	22,219,258	22,219,258	—
(5) 貸付金	5,130,891		
貸倒引当金(※4)	△17,955		
	5,112,935	4,802,170	△310,764
資産計	58,400,799	55,725,241	△2,675,557
(1) 社債	1,153,124	1,111,813	△41,310
(2) 売現先勘定	1,699,129	1,699,280	150
(3) 借入金	874,235	866,494	△7,740
負債計	3,726,489	3,677,588	△48,900
デリバティブ取引(※5)			
① ヘッジ会計が適用されていないもの	1,361	1,361	—
② ヘッジ会計が適用されているもの	(166,000)	(163,895)	2,105
デリバティブ取引計	(164,638)	(162,533)	2,105

(※1) 現金及び預貯金、短期社債は、主に満期までの期間が短いもの及び満期のないものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、注記を省略しております。

(※2) 一部の投資信託について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託の基準価額を時価とみなしており、当該投資信託が含まれております。

(※3) 市場価格のない株式等及び組合出資金等の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(4)有価証券」には含まれておりません。

区分	当連結会計年度 (2025年3月31日) (百万円)
市場価格のない株式等(*1)(*3)	251,310
組合出資金等(*2)(*3)	1,167,919

(*1) 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれ、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2024年9月13日)第5項に従い、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 組合出資金等は主に匿名組合、投資事業組合等であります。これらは「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に従い、時価開示の対象とはしておりません。

(*3) 当連結会計年度において、19,015百万円減損処理を行っております。

(※4) 貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※5) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注) 1 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2024年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預貯金	2,054,906	8,566	808	141
コールローン	719,300	—	—	—
買現先勘定	58,136	—	—	—
買入金銭債権	4,155	51,137	30,998	141,858
有価証券				
満期保有目的の債券 (公社債)	4,900	49,300	16,100	34,400
満期保有目的の債券 (外国証券)	800	5,054	1,000	—
責任準備金対応債券 (公社債)	82,460	823,630	2,382,505	14,085,449
責任準備金対応債券 (外国証券)	58,325	1,015,329	855,248	1,441,853
その他有価証券のうち満期 があるもの(公社債)	214,637	1,052,726	568,883	661,324
その他有価証券のうち満期 があるもの(外国証券)	733,890	2,924,565	3,596,844	6,942,982
その他有価証券のうち満期 があるもの(その他の証券)	72,893	572,572	260,700	44,767
貸付金(※)	567,822	1,619,855	1,025,332	957,333

(※) 貸付金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない86百万円、期間の定めのないもの545,957百万円は含まれておりません。

当連結会計年度(2025年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預貯金	1,884,639	2,969	1,075	553
コールローン	566,500	—	—	—
買入金銭債権	2,941	59,466	27,323	125,408
有価証券				
満期保有目的の債券 (公社債)	4,400	106,800	29,100	33,800
満期保有目的の債券 (外国証券)	100	7,562	—	—
責任準備金対応債券 (公社債)	169,769	1,127,475	2,346,637	14,605,747
責任準備金対応債券 (外国証券)	159,577	1,095,117	411,949	1,369,574
その他有価証券のうち満期 があるもの(公社債)	198,839	1,034,433	514,718	752,097
その他有価証券のうち満期 があるもの(外国証券)	608,747	2,272,001	3,753,253	8,742,759
その他有価証券のうち満期 があるもの(その他の証券)	1,686	553,025	295,037	84,158
貸付金(※)	670,887	1,986,455	1,031,361	888,173

(※) 貸付金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない86百万円、期間の定めのないもの552,910百万円は含まれておりません。

(注) 2 社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2024年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
社債(※1)	53,186	—	7,893	—	56,732	168,879
売現先勘定	1,360,914	—	—	—	—	—
借入金(※2)	17,536	40,989	335,258	—	103,666	120,000

(※1) 社債のうち、期間の定めのないもの678,715百万円は含まれておりません。

(※2) 借入金のうち、期間の定めのないもの245,000百万円は含まれておりません。

当連結会計年度(2025年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
社債(※1)	41,917	7,504	—	63,272	—	188,347
売現先勘定	1,699,129	—	—	—	—	—
借入金(※2)	39,860	345,908	17,444	103,552	1,000	121,500

(※1) 社債のうち、期間の定めのないもの886,780百万円は含まれておりません。

(※2) 借入金のうち、期間の定めのないもの245,000百万円は含まれておりません。

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度(2024年3月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
買入金銭債権	—	—	226,450	226,450
金銭の信託	584,966	303,753	—	888,720
有価証券(※)				
売買目的有価証券	3,115,525	4,167,652	84,102	7,367,280
その他有価証券				
国債	1,054,218	—	—	1,054,218
地方債	—	30,704	—	30,704
社債	—	1,737,530	8,909	1,746,439
株式	3,989,223	23	—	3,989,247
外国公社債	388,756	12,327,769	479,252	13,195,778
外国その他証券	852,580	411,638	51,608	1,315,827
その他の証券	5,985	1,033,177	34,892	1,074,055
デリバティブ取引				
通貨関連	—	81,688	—	81,688
金利関連	—	16,593	—	16,593
株式関連	5,518	130,370	—	135,888
債券関連	4,418	7,431	—	11,850
その他	—	1,101	75,640	76,742
資産計	10,001,193	20,249,436	960,856	31,211,486
社債	—	7,818	—	7,818
売現先勘定	—	277,402	—	277,402
借入金	—	81,632	—	81,632
デリバティブ取引				
通貨関連	471	155,240	—	155,712
金利関連	—	48,157	—	48,157
株式関連	797	96,517	—	97,314
債券関連	3,909	1,995	—	5,904
その他	—	—	174,624	174,624
負債計	5,178	668,765	174,624	848,568

(※) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-3項及び9項の基準価額を時価とみなす投資信託については、上記表には含めておりません。連結貸借対照表における当該投資信託の金額は有価証券65,401百万円であります。なお、期首残高から期末残高への調整表及び、算定日における解約等に関する制限の内容ごとの内訳は、基準価額を時価とみなす投資信託の合計額の重要性が乏しいため、注記を省略しております。

当連結会計年度(2025年3月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	—	—	207,197	207,197
金銭の信託	395,033	504,452	—	899,485
有価証券(※)				
売買目的有価証券	3,996,220	4,421,901	85,905	8,504,026
其他有価証券				
国債	947,447	—	—	947,447
地方債	—	33,159	—	33,159
社債	—	1,790,624	5,241	1,795,865
株式	3,281,627	23	—	3,281,651
外国公社債	333,588	13,083,251	612,073	14,028,913
外国其他証券	564,718	389,370	63,231	1,017,320
その他の証券	5,266	956,355	40,470	1,002,092
デリバティブ取引				
通貨関連	484	61,252	—	61,736
金利関連	—	14,543	—	14,543
株式関連	19,643	138,419	—	158,062
債券関連	1,912	146	—	2,059
その他	—	915	107,346	108,262
資産計	9,545,942	21,394,415	1,121,467	32,061,825
社債	—	7,460	—	7,460
売現先勘定	—	62,492	—	62,492
借入金	—	77,791	—	77,791
デリバティブ取引				
通貨関連	—	131,953	—	131,953
金利関連	—	71,873	—	71,873
株式関連	1,169	97,697	—	98,867
債券関連	2,520	15,153	—	17,674
その他	—	—	188,934	188,934
負債計	3,690	464,422	188,934	657,047

(※) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-3項及び9項の基準価額を時価とみなす投資信託については、上記表には含めておりません。連結貸借対照表における当該投資信託の金額は有価証券112,808百万円であります。なお、期首残高から期末残高への調整表及び、算定日における解約等に関する制限の内容ごとの内訳は、基準価額を時価とみなす投資信託の合計額の重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度(2024年3月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債	5,584	—	—	5,584
社債	—	94,166	—	94,166
外国公社債	—	4,966	1,863	6,830
責任準備金対応債券				
国債	15,055,200	—	—	15,055,200
地方債	—	120,385	—	120,385
社債	—	1,363,025	—	1,363,025
外国公社債	348,527	2,720,843	2,265	3,071,635
子会社・関連会社株式	128,448	5,361	1,112	134,922
貸付金	—	—	4,547,323	4,547,323
資産計	15,537,762	4,308,748	4,552,564	24,399,075
社債	—	854,759	12,006	866,765
売現先勘定	—	1,083,390	—	1,083,390
借入金	—	—	783,460	783,460
負債計	—	1,938,150	795,466	2,733,616

当連結会計年度(2025年3月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
コールローン	—	566,545	—	566,545
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債	34,507	—	—	34,507
社債	—	129,323	—	129,323
外国公社債	—	4,138	3,453	7,591
責任準備金対応債券				
国債	14,261,292	—	—	14,261,292
地方債	—	101,109	—	101,109
社債	—	1,230,175	—	1,230,175
外国公社債	356,213	2,404,463	—	2,760,677
子会社・関連会社株式	—	682	1,197	1,879
貸付金	—	—	4,802,170	4,802,170
資産計	14,652,013	4,436,438	4,806,821	23,895,273
社債	—	1,091,030	13,323	1,104,353
売現先勘定	—	1,636,788	—	1,636,788
借入金	—	6,273	782,428	788,702
負債計	—	2,734,092	795,752	3,529,844

(注) 1 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

コールローン

コールローンは、残存期間に応じた利率で、将来キャッシュ・フローを割り引いて時価を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

なお、コールローンのうち、返済見込期間が短期間であるものは、時価が帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

買入金銭債権

買入金銭債権は、主に外部業者、取引金融機関から入手した価格を用いて評価しております。入手した価格に使用されたインプットには、重要な観察できないインプットを用いているためレベル3の時価に分類しております。

金銭の信託

金銭の信託は、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。

相場価格をもって時価としている金銭の信託以外は、外部業者、取引金融機関から入手した価格を用いて評価しており、主に信託財産の構成物のレベルに基づき、レベル1の時価又はレベル2の時価に分類しております。

有価証券

有価証券は、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に株式や国債がこれに含まれております。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。

相場価格をもって時価としている債券以外の債券は、主に外部業者、取引金融機関から入手した価格を用いて評価しております。これらの価格は将来キャッシュ・フローをリスクフリーレートにクレジットスプレッドを加味した割引率で割り引くことで現在価値を算定しており、算定にあたって観察可能なインプットを用いている場合はレベル2の時価、重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しております。

また、市場における取引価格が存在しない投資信託は、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価としており、主な信託財産の構成物のレベルに基づき、レベル2の時価又はレベル3の時価に分類しております。

一部の在外連結子会社における資産担保証券は、外部業者から入手した価格をもって時価としており、算定にあたって観察可能なインプットを用いている場合はレベル2の時価、重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

貸付金

貸付金は、対象先に新規貸付を行った場合に想定される内部格付・残存期間に応じた利率、新規貸付を行った際に想定される利率に市場リスクや流動性リスクを加味した割引率で、将来キャッシュ・フローを割り引いて時価を算定しており、レベル3の時価に分類しております。

また、リスク管理債権は、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保・保証による回収見込額等に基づいて貸倒引当金を算定しており、時価は連結決算日における連結貸借対照表の債権等計上額から貸倒引当金を控除した金額に近似しているため、当該金額をもって時価としており、レベル3の時価に分類しております。なお、貸付金のうち、当該貸付を担保資産の範囲内に限る等の特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。

負 債

社債

社債は、相場価格を利用できる社債については相場価格によっており、相場価格を利用できない社債については、将来キャッシュ・フローを類似商品の市場利回りに基づく割引率を用いて時価を算定しております。相場価格及び算定にあたって観察可能なインプットを用いている場合はレベル2の時価に分類しており、それ以外の場合はレベル3の時価に分類しております。

売現先勘定

売現先勘定は、残存期間に応じた利率で、将来キャッシュ・フローを割り引いて時価を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

なお、売現先勘定のうち、返済見込期間が短期間であるものは、時価が帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金は、新規借入を行った場合に想定される内部格付・残存期間に応じた利率を用いて、元利金の合計額を割り引いて時価を算定しており、算定にあたって観察可能なインプットを用いている場合はレベル2の時価、重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しております。また、一部の借入金については、金利条件等から時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、取引所取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に株式関連取引、債券関連取引等がこれに含まれます。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。

店頭取引については主に外部業者、取引金融機関から入手した割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価格を用いております。店頭取引の価格を算定する評価技法に使用されるインプットは主に金利や為替レート、ボラティリティ等であり、観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でないため、レベル2の時価に分類しております。

一部の在外連結子会社における組込デリバティブ取引は、保険数理キャッシュ・フローモデルを利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、保険契約の死亡率、解約失効率、引出率等であり、重要な観察できないインプットを用いているため、レベル3の時価に分類しております。

(注) 2 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

前連結会計年度(2024年3月31日)

区分	評価技法	重要な観察できない インプット	インプットの範囲
有価証券			
売買目的有価証券	割引現在価値法	割引率 返済率	1.10%-7.00% 15.20%-19.80%
その他有価証券			
外国公社債	割引現在価値法	割引率 返済率	0.91%-7.00% 15.20%-19.80%
デリバティブ取引			
その他 (組込デリバティブ)	保険数理キャッシュ・ フローモデル	死亡率 解約失効率 引出率	公表されている死亡率に 仮定を加味した割合を使用 契約期間等に応じた 解約失効率の割合を使用 引出率に最低限の引出額等の 仮定を加味した割合を使用

当連結会計年度(2025年3月31日)

区分	評価技法	重要な観察できない インプット	インプットの範囲
有価証券			
売買目的有価証券	割引現在価値法	割引率 返済率	△0.47%-7.00% 5.90%-20.23%
その他有価証券			
外国公社債	割引現在価値法	割引率 返済率	△0.47%-7.00% 5.90%-20.23%
デリバティブ取引			
その他 (組込デリバティブ)	保険数理キャッシュ・ フローモデル	死亡率 解約失効率 引出率	公表されている死亡率に 仮定を加味した割合を使用 契約期間等に応じた 解約失効率の割合を使用 引出率に最低限の引出額等の 仮定を加味した割合を使用

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当連結会計年度の損益に認識した評価損益

前連結会計年度(2024年3月31日)

(単位：百万円)

	期首 残高	当連結会計年度の損 益又はその他の包括 利益		購入、売 却、発行及 び決済によ る変動額 (純額)	レベル3 の時価へ の振替 (※3)	レベル3 の時価か らの振替 (※4)	期末 残高	当連結会計年 度の損益に計 上した額のうち連結貸借対 照表日において保有する金 融資産及び金融 負債の評価 損益 (※1)
		損益に 計上 (※1)	その他 の包括 利益に 計上 (※2)					
買入金銭債権	246,105	△58	△634	△18,962	—	—	226,450	—
有価証券								
売買目的有価証券	52,968	937	3,173	27,023	—	—	84,102	21
その他有価証券								
社債	10,001	624	△139	△1,577	—	—	8,909	1,839
外国公社債	430,378	7,462	31,486	6,282	5,056	△1,414	479,252	17,090
外国その他証券	46,145	242	△3,202	8,422	—	—	51,608	—
その他の証券	32,240	—	651	1,999	—	—	34,892	—
デリバティブ取引								
その他(組込デリ バティブ)	△56,581	—	△42,401	—	—	—	△98,983	△38,509

(※1) 連結損益計算書の「資産運用収益」及び「資産運用費用」に含まれております。

(※2) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」及び「為替換算調整勘定」に含まれております。

(※3) レベル2の時価からレベル3の時価への振替であり、時価の算定方法の変更に伴いインプットの観察可能性が変化したことによるものであります。この振替は会計期間の末日に行っております。

(※4) レベル3の時価からレベル2の時価への振替であり、観察可能なインプットが利用可能になったことによるものであります。この振替は会計期間の末日に行っております。

当連結会計年度(2025年3月31日)

(単位：百万円)

	期首 残高	当連結会計年度の損 益又はその他の包括 利益		購入、売 却、発行及 び決済によ る変動額 (純額)	レベル3 の時価へ の振替 (※3)	レベル3 の時価か らの振替 (※4)	期末 残高	当連結会計年 度の損益に計 上した額のうち連結貸借対 照表日において保有する金 融資産及び金 融負債の評価 損益 (※1)
		損益に 計上 (※1)	その他 の包括 利益に 計上 (※2)					
買入金銭債権	226,450	△1,688	△4,577	△12,987	—	—	207,197	△1,661
有価証券								
売買目的有価証券	84,102	861	5,574	△4,633	—	—	85,905	885
其他有価証券								
社債	8,909	△902	△526	△2,238	—	—	5,241	937
外国公社債	479,252	△4,243	36,320	86,439	25,056	△10,753	612,073	12,069
外国其他証券	51,608	△54	△1,994	13,671	—	—	63,231	—
その他の証券	34,892	—	578	4,999	—	—	40,470	—
デリバティブ取引								
その他(組込デリ バティブ)	△98,983	28,806	△11,410	—	—	—	△81,587	28,806

(※1) 連結損益計算書の「資産運用収益」及び「資産運用費用」に含まれております。

(※2) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「其他有価証券評価差額金」及び「為替換算調整勘定」に含まれております。

(※3) レベル2の時価からレベル3の時価への振替であり、時価の算定方法の変更に伴いインプットの観察可能性が変化したことによるものであります。この振替は会計期間の末日に行っております。

(※4) レベル3の時価からレベル2の時価への振替であり、観察可能なインプットが利用可能になったことによるものであります。この振替は会計期間の末日に行っております。

(3) 時価評価のプロセスの説明

当社グループは財務諸表作成部門にて時価の算定及び時価のレベルの分類に関する方針及び手続を定め、当該方針及び手続に沿って運用事務部門にて時価評価モデルを選定したうえで時価を算定し、時価をレベル別に分類しております。当該時価については、算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。また、第三者から入手した相場価格を時価として利用する場合においては、使用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により、妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

有価証券

割引率

割引率は、基準市場金利に対する調整率であり、主にキャッシュ・フローの不確実性と金融商品の流動性を反映して割引率を調整する流動性プレミアムと、発行者の信用リスクや同様の金融商品に関連する全体的な市場リスクを反映して割引率を調整するリスク・プレミアムから構成されます。一般に、割引率の著しい上昇(下落)は、時価の著しい下落(上昇)を生じさせます。

返済率

返済率は、予想される毎年の元本の返済率であります。一般に、著しい返済率の増加（減少）は対象となる金融商品の償還期間の減少（増加）を伴い、時価の著しい上昇（下落）を生じさせます。

その他（組込デリバティブ）

死亡率

死亡率は、ある集団に属する人のうち、一定期間に死亡した人の割合であります。一般に、著しい死亡率の増加（減少）は、負債の時価の著しい下落（上昇）を生じさせ、組込デリバティブの時価に影響します。

解約失効率

解約失効率は、ある集団に属する人のうち、一定期間に解約又は失効した人の割合であります。一般に、著しい解約失効率の増加（減少）は、負債の時価の著しい下落（上昇）を生じさせ、組込デリバティブの時価に影響します。

引出率

引出率は、一定期間に引き出される保険料積立金の割合であります。一般に、著しい引出率の増加（減少）は、負債の時価の著しい上昇（下落）を生じさせ、組込デリバティブの時価に影響します。

(有価証券関係)

1 売買目的有価証券

	前連結会計年度 (2024年3月31日) (百万円)	当連結会計年度 (2025年3月31日) (百万円)
連結会計年度の損益に含まれた評価差額	386,761	△51,156

2 満期保有目的の債券

前連結会計年度(2024年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの			
(1) 公社債	4,454	4,480	25
① 国債	—	—	—
② 地方債	—	—	—
③ 社債	4,454	4,480	25
(2) 外国証券	—	—	—
① 外国公社債	—	—	—
小計	4,454	4,480	25
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの			
(1) 公社債	100,070	95,271	△4,799
① 国債	6,102	5,584	△517
② 地方債	—	—	—
③ 社債	93,968	89,686	△4,282
(2) 外国証券	6,866	6,830	△36
① 外国公社債	6,866	6,830	△36
小計	106,937	102,101	△4,835
合計	111,391	106,581	△4,809

当連結会計年度(2025年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額 を超えるもの			
(1) 公社債	—	—	—
① 国債	—	—	—
② 地方債	—	—	—
③ 社債	—	—	—
(2) 外国証券	—	—	—
① 外国公社債	—	—	—
小計	—	—	—
時価が連結貸借対照表計上額 を超えないもの			
(1) 公社債	173,620	163,831	△9,789
① 国債	35,975	34,507	△1,467
② 地方債	—	—	—
③ 社債	137,645	129,323	△8,322
(2) 外国証券	7,654	7,591	△62
① 外国公社債	7,654	7,591	△62
小計	181,275	171,422	△9,852
合計	181,275	171,422	△9,852

3 責任準備金対応債券

前連結会計年度(2024年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの			
(1) 公社債	8,000,753	8,823,827	823,074
① 国債	7,650,010	8,457,796	807,786
② 地方債	50,783	54,681	3,898
③ 社債	299,960	311,350	11,389
(2) 外国証券	385,190	392,195	7,005
① 外国公社債	385,190	392,195	7,005
小計	8,385,944	9,216,023	830,079
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの			
(1) 公社債	9,140,481	7,714,783	△1,425,697
① 国債	7,911,379	6,597,404	△1,313,975
② 地方債	75,562	65,703	△9,858
③ 社債	1,153,539	1,051,675	△101,863
(2) 外国証券	2,945,044	2,679,440	△265,603
① 外国公社債	2,945,044	2,679,440	△265,603
小計	12,085,525	10,394,224	△1,691,301
合計	20,471,469	19,610,247	△861,222

当連結会計年度(2025年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの			
(1) 公社債	4,866,364	5,104,575	238,211
① 国債	4,749,422	4,984,204	234,782
② 地方債	15,432	16,156	724
③ 社債	101,508	104,213	2,704
(2) 外国証券	257,147	262,316	5,169
① 外国公社債	257,147	262,316	5,169
小計	5,123,511	5,366,892	243,380
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの			
(1) 公社債	12,854,601	10,488,000	△2,366,600
① 国債	11,489,836	9,277,087	△2,212,748
② 地方債	101,899	84,952	△16,947
③ 社債	1,262,865	1,125,961	△136,904
(2) 外国証券	2,730,127	2,498,360	△231,766
① 外国公社債	2,730,127	2,498,360	△231,766
小計	15,584,728	12,986,361	△2,598,366
合計	20,708,240	18,353,254	△2,354,985

4 その他有価証券

前連結会計年度(2024年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
(1) 公社債	1,654,846	1,523,599	131,246
① 国債	857,469	791,771	65,697
② 地方債	24,050	20,958	3,091
③ 社債	773,326	710,869	62,457
(2) 株式	3,964,576	1,116,287	2,848,288
(3) 外国証券	4,911,716	4,335,776	575,940
① 外国公社債	4,181,022	3,832,461	348,561
② 外国其他証券	730,694	503,315	227,379
(4) その他の証券	540,783	474,484	66,299
小計	11,071,923	7,450,148	3,621,775
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
(1) 公社債	1,176,516	1,207,875	△31,358
① 国債	196,749	212,424	△15,675
② 地方債	6,654	6,703	△48
③ 社債	973,112	988,746	△15,634
(2) 株式	24,671	29,028	△4,357
(3) 外国証券	9,665,289	10,928,208	△1,262,918
① 外国公社債	9,057,745	10,288,153	△1,230,408
② 外国其他証券	607,544	640,054	△32,509
(4) その他の証券	852,467	881,163	△28,696
小計	11,718,945	13,046,275	△1,327,330
合計	22,790,868	20,496,423	2,294,444

(注) その他の証券には、連結貸借対照表において現金及び預貯金として表示している譲渡性預金(取得原価92,751百万円、連結貸借対照表計上額92,745百万円)及び買入金銭債権として表示している信託受益権(取得原価228,260百万円、連結貸借対照表計上額226,450百万円)が含まれております。

当連結会計年度(2025年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
(1) 公社債	1,176,755	1,112,852	63,903
① 国債	596,151	576,133	20,017
② 地方債	14,154	13,987	166
③ 社債	566,450	522,731	43,718
(2) 株式	3,192,659	935,270	2,257,388
(3) 外国証券	4,290,386	3,889,056	401,330
① 外国公社債	3,684,311	3,434,304	250,007
② 外国その他証券	606,075	454,752	151,323
(4) その他の証券	862,115	798,190	63,925
小計	9,521,918	6,735,369	2,786,548
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
(1) 公社債	1,599,716	1,677,833	△78,116
① 国債	351,295	391,214	△39,918
② 地方債	19,005	19,320	△315
③ 社債	1,229,415	1,267,298	△37,883
(2) 株式	88,991	104,524	△15,533
(3) 外国証券	10,868,655	12,325,671	△1,457,015
① 外国公社債	10,407,330	11,833,403	△1,426,073
② 外国その他証券	461,325	492,267	△30,942
(4) その他の証券	440,026	454,427	△14,401
小計	12,997,389	14,562,456	△1,565,066
合計	22,519,307	21,297,826	1,221,481

(注) その他の証券には、連結貸借対照表において現金及び預貯金として表示している譲渡性預金(取得原価92,861百万円、連結貸借対照表計上額92,851百万円)及び買入金銭債権として表示している信託受益権(取得原価213,585百万円、連結貸借対照表計上額207,197百万円)が含まれております。

5 連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)及び当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

6 連結会計年度中に売却した責任準備金対応債券

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
(1) 公社債	764,817	39,792	47,114
① 国債	643,269	39,117	25,829
② 地方債	—	—	—
③ 社債	121,547	674	21,285
(2) 外国証券	435,169	678	40,672
① 外国公社債	435,169	678	40,672
② 外国その他証券	—	—	—
合計	1,199,986	40,471	87,787

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
(1) 公社債	818,893	11,020	242,394
① 国債	720,348	11,001	207,400
② 地方債	3,767	—	1,882
③ 社債	94,777	19	33,111
(2) 外国証券	360,545	636	40,702
① 外国公社債	360,545	636	40,702
② 外国その他証券	—	—	—
合計	1,179,439	11,657	283,096

7 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
(1) 公社債	678,524	938	6,972
① 国債	158,756	—	1,268
② 地方債	4,745	9	68
③ 社債	515,023	929	5,634
(2) 株式	393,018	218,249	5,734
(3) 外国証券	3,834,006	172,853	210,188
① 外国公社債	3,162,246	95,885	173,287
② 外国その他証券	671,760	76,968	36,901
(4) その他の証券	276,251	2,309	45,929
合計	5,181,801	394,350	268,825

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
(1) 公社債	240,350	223	10,096
① 国債	30,346	—	5,054
② 地方債	7,111	—	2
③ 社債	202,892	223	5,039
(2) 株式	639,059	418,638	5,734
(3) 外国証券	2,783,031	139,343	149,596
① 外国公社債	2,252,503	37,739	127,461
② 外国その他証券	530,528	101,603	22,134
(4) その他の証券	253,807	913	9,275
合計	3,916,248	559,119	174,702

8 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度において、その他有価証券で時価のあるものについて5,978百万円減損処理を行っております。

当連結会計年度において、その他有価証券で時価のあるものについて3,298百万円減損処理を行っております。

なお、その他有価証券で時価のあるものについては、時価が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄については原則として減損処理を行い、30%以上50%未満下落した銘柄のうち一定程度の信用状態に満たない等と認められる銘柄については、時価が取得原価まで回復する可能性があるとして認められる場合を除き減損処理を行っております。

(金銭の信託関係)

1 運用目的の金銭の信託

前連結会計年度(2024年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	838,627	17,027

当連結会計年度(2025年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	676,261	△5,407

2 その他の金銭の信託(運用目的、満期保有目的及び責任準備金対応以外)

前連結会計年度(2024年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの (百万円)	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	50,092	49,073	1,018	1,018	—

当連結会計年度(2025年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの (百万円)	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	223,223	221,618	1,605	1,605	—

(デリバティブ取引関係)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度(2024年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	通貨先物				
	売建	23,963	—	△471	△471
	(英ポンド／米ドル)	12,717	—	△190	△190
	(ユーロ／米ドル)	7,312	—	△168	△168
	(円／米ドル)	3,932	—	△112	△112
店頭	為替予約				
	売建	1,504,191	—	△26,000	△26,000
	(米ドル)	599,545	—	△10,711	△10,711
	(豪ドル)	385,228	—	△5,898	△5,898
	(ユーロ)	238,206	—	△4,407	△4,407
	(英ポンド)	195,199	—	△3,951	△3,951
	(加ドル)	59,543	—	△1,078	△1,078
	(その他)	26,468	—	47	47
	買建	386,845	—	△1	△1
	(米ドル)	220,430	—	△12	△12
	(ユーロ)	53,646	—	△123	△123
	(英ポンド)	42,757	—	3	3
	(豪ドル)	25,934	—	88	88
	(加ドル)	19,281	—	82	82
	(その他)	24,794	—	△40	△40
	通貨スワップ				
	外貨受取／円貨支払	361,538	333,986	55,895	55,895
	(豪ドル)	325,538	310,486	43,319	43,319
	(米ドル)	36,000	23,500	12,575	12,575
	円貨受取／外貨支払	5,651	3,005	△2,049	△2,049
	(米ドル)	5,651	3,005	△2,049	△2,049
	外貨受取／外貨支払	168,626	168,626	△998	△998
	(豪ドル／米ドル)	153,655	153,655	△964	△964
	(豪ドル／ユーロ)	14,970	14,970	△34	△34
	通貨オプション				
	売建				
	コール	2,788	—		
	(10)		—	—	10
	(ノルウェークローネ)	2,788	—		
	(10)		—	—	10
	プット	2,943	—		
	(—)		—	—	—
	(スウェーデンクローナ)	2,943	—		
	(—)		—	—	—

買建				
コール	5,177	—		
	(43)	—	22	△20
(ノルウェークローネ)	2,788	—		
	(29)	—	0	△29
(ポーランドズロチ)	1,632	—		
	(—)	—	—	—
(米ドル)	757	—		
	(13)	—	22	8
プット	194,510	—		
	(3,577)	—	15	△3,562
(米ドル)	190,019	—		
	(3,563)	—	2	△3,561
(スウェーデンクローナ)	2,858	—		
	(—)	—	—	—
(ユーロ)	1,632	—		
	(14)	—	12	△1
トータル・リターン・スワップ 為替指数連動	88,617	—	17,683	17,683
合計	—	—	—	40,484

(注) 1 括弧内には、連結貸借対照表に計上したオプション料を記載しております。

2 評価損益欄には、先物取引、先渡契約及びスワップ取引については時価を記載し、オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しております。

当連結会計年度(2025年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	通貨先物				
	売建	27,058	—	484	484
	(英ポンド／米ドル)	14,022	—	215	215
	(ユーロ／米ドル)	8,600	—	116	116
	(円／米ドル)	4,436	—	152	152
店頭	為替予約				
	売建	1,267,421	—	6,299	6,299
	(米ドル)	619,691	—	7,380	7,380
	(豪ドル)	253,091	—	4,172	4,172
	(ユーロ)	216,826	—	△4,685	△4,685
	(英ポンド)	111,366	—	△1,962	△1,962
	(加ドル)	61,748	—	1,389	1,389
	(その他)	4,696	—	3	3
	買建	160,349	—	36	36
	(米ドル)	56,547	—	△48	△48
	(ユーロ)	38,817	—	69	69
	(英ポンド)	29,044	—	312	312
	(豪ドル)	28,873	—	△301	△301
	(加ドル)	2,654	—	17	17
	(その他)	4,411	—	△13	△13
	通貨スワップ				
	外貨受取／円貨支払	273,473	273,473	33,869	33,869
	(豪ドル)	247,773	247,773	25,375	25,375
	(米ドル)	25,700	25,700	8,494	8,494
	円貨受取／外貨支払	127,882	124,877	△2,564	△2,564
	(米ドル)	127,882	124,877	△2,564	△2,564
	外貨受取／外貨支払	224,961	224,961	△11,317	△11,317
	(豪ドル／米ドル)	203,308	203,308	△11,170	△11,170
	(豪ドル／ユーロ)	21,653	21,653	△146	△146
	通貨オプション				
	売建				
	コール	10,892	—		
	(7)		—	0	7
	(豪ドル)	9,397	—		
	(1)		—	0	1
	(米ドル)	1,495	—		
	(5)		—	—	5

買建					
コール	38,433	—			
	(128)	—	2		△125
(豪ドル)	24,432	—			
	(87)	—	0		△86
(米ドル)	13,561	—			
	(38)	—	2		△36
(メキシコペソ)	439	—			
	(2)	—	0		△2
プット	11,345	—			
	(29)	—	0		△29
(ユーロ)	11,345	—			
	(29)	—	0		△29
合計	—	—	—		26,659

(注) 1 括弧内には、連結貸借対照表に計上したオプション料を記載しております。

2 評価損益欄には、先物取引、先渡契約及びスワップ取引については時価を記載し、オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しております。

(2) 金利関連

前連結会計年度(2024年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	金利スワップ				
	固定金利受取／変動金利支払	70,463	70,463	△2,237	△2,237
	固定金利支払／変動金利受取	49,003	49,003	689	689
	トータル・リターン・スワップ				
	外国金利指数連動	416,377	416,377	△4	△4
	金利スワップション				
	買建				
	固定金利受取／変動金利支払	21,274 (74)	— —	62	△11
	固定金利支払／変動金利受取	1,584,460 (22,695)	1,180,000 (20,119)	14,507	△8,188
合計		—	—	—	△9,751

(注) 1 括弧内には、連結貸借対照表に計上したオプション料を記載しております。

2 評価損益欄には、スワップ取引については時価を記載し、オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しております。

当連結会計年度(2025年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	金利スワップ				
	固定金利受取／変動金利支払	153,191	153,191	△1,561	△1,561
	固定金利支払／変動金利受取	53,799	43,999	4	4
	トータル・リターン・スワップ				
	外国金利指数連動	236,428	236,428	△79	△79
	金利スワップション				
	買建				
	固定金利受取／変動金利支払	9,490 (118)	— —	0	△117
	固定金利支払／変動金利受取	1,151,072 (20,604)	1,010,000 (18,626)	13,103	△7,501
	金利オプション				
	買建				
	プット	15,818 (381)	15,818 (381)	175	△205
合計		—	—	—	△9,461

(注) 1 括弧内には、連結貸借対照表に計上したオプション料を記載しております。

2 評価損益欄には、スワップ取引については時価を記載し、オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しております。

(3) 株式関連

前連結会計年度(2024年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	円建株価指数先物				
	売建	2,935	—	△24	△24
	買建	8,175	—	161	161
	外貨建株価指数先物				
	売建	20,226	—	△741	△741
	買建	75,709	—	1,321	1,321
	円建株価指数オプション				
	買建				
	プット	464,297	—		
		(10,731)	—	3,298	△7,432
	外貨建株価指数オプション				
	売建				
	コール	464,920	—		
		(31,856)	—	53,234	△21,378
	プット	8,359	—		
		(208)	—	54	153
	買建				
	コール	448,532	—		
		(40,244)	—	64,623	24,379
	プット	49,709	6,970		
		(1,521)	(489)	833	△687
店頭	円建株価指数オプション				
	買建				
	プット	2,362	—		
		(777)	—	14	△762
	外貨建株価指数オプション				
	売建				
	コール	390,042	116		
		(23,299)	(2)	41,267	△17,967
	プット	19,290	—		
		(574)	—	115	459
	買建				
	コール	436,627	23,281		
		(37,462)	(1,035)	57,692	20,229
	プット	177,599	92,608		
		(14,809)	(8,003)	7,381	△7,428
	トータル・リターン・スワップ				
	外貨建株価指数連動	93,851	179	△1,575	△1,575
	マルチアセット指数先物				
	買建	35,320	—	259	259
合計		—	—	—	△11,034

(注) 1 括弧内には、連結貸借対照表に計上したオプション料を記載しております。

2 評価損益欄には、先物取引及びスワップ取引については時価を記載し、オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しております。

当連結会計年度(2025年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	円建株価指数先物				
	売建	28,743	—	920	920
	買建	9,523	—	△73	△73
	外貨建株価指数先物				
	売建	2,791	—	71	71
	買建	59,997	—	△1,005	△1,005
	円建株価指数オプション				
	買建				
	プット	390,357	—		
		(13,831)	—	16,860	3,029
	外貨建株価指数オプション				
	売建				
	コール	819,525	—		
		(45,587)	—	73,038	△27,450
	プット	21,030	—		
		(406)	—	145	261
	買建				
	コール	783,638	—		
		(65,671)	—	98,910	33,238
	プット	53,197	14,856		
		(2,853)	(925)	1,899	△953

店頭	外貨建株価指数オプション				
	売建				
	コール	253,701	—		
		(16,039)	—	23,051	△7,012
	プット	13,241	—		
		(305)	—	166	138
	買建				
	コール	305,634	36,549		
		(22,746)	(1,650)	28,905	6,158
	プット	223,530	123,059		
		(17,620)	(10,896)	9,086	△8,533
	トータル・リターン・スワップ				
	外貨建株価指数連動	113,294	155	965	965
	マルチアセット指数先物				
	買建	45,301	—	△951	△951
	マルチアセット指数オプション				
	買建				
	コール	4,345	—		
		(23)	—	7	△15
合計		—	—	—	△1,212

(注) 1 括弧内には、連結貸借対照表に計上したオプション料を記載しております。

2 評価損益欄には、先物取引及びスワップ取引については時価を記載し、オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しております。

(4) 債券関連

前連結会計年度(2024年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	円建債券先物				
	買建	104,075	—	78	78
	外貨建債券先物				
	売建	198,978	—	△3,680	△3,680
	買建	562,556	—	4,014	4,014
店頭	外貨建債券先渡契約				
	売建	13,967	—	5	5
	買建	229,282	5,619	5,577	5,577
	円建債券店頭オプション				
	売建				
	コール	74,630	—		
		(88)	—	351	△262
	買建				
	プット	74,630	—		
		(117)	—	301	184
合計		—	—	—	5,916

(注) 1 括弧内には、連結貸借対照表に計上したオプション料を記載しております。

2 評価損益欄には、先物取引及び先渡契約については時価を記載し、オプション取引についてはオプション

料と時価との差額を記載しております。

当連結会計年度(2025年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	円建債券先物				
	買建	107,816	—	273	273
	外貨建債券先物				
	売建	340,302	—	3,841	3,841
	買建	796,075	—	△8,463	△8,463
店頭	外貨建債券先渡契約				
	買建	242,796	—	△11,275	△11,275
	円建債券店頭オプション				
	売建				
	コール	81,787	—		
		(128)	—	105	23
	プット	486	—		
		(1)	—	0	0
	買建				
	コール	486	—		
		(0)	—	1	0
	プット	81,787	—		
		(163)	—	112	△50
合計		—	—	—	△15,650

(注) 1 括弧内には、連結貸借対照表に計上したオプション料を記載しております。

2 評価損益欄には、先物取引及び先渡契約については時価を記載し、オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しております。

(5) その他

前連結会計年度(2024年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・スワップ プロテクション売建	91,154	57,997	1,101	1,101
その他	組込デリバティブ	2,799,434	2,799,434	△98,983	△98,983
合計		—	—	—	△97,882

(注) 1 組込デリバティブには、一部の在外連結子会社において現地の会計基準に基づき組込デリバティブとして区分処理された変額年金の最低保証部分等を記載しております。

2 評価損益欄には、時価を記載しております。

当連結会計年度(2025年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・スワップ プロテクション売建	106,783	36,083	915	915
その他	組込デリバティブ	3,105,011	3,105,011	△81,587	△81,587
合計		—	—	—	△80,672

(注) 1 組込デリバティブには、一部の在外連結子会社において現地の会計基準に基づき組込デリバティブとして区分処理された変額年金の最低保証部分等を記載しております。

2 評価損益欄には、時価を記載しております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度(2024年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的 処理方法	為替予約				
	買建	外貨建予定取引	33,879	—	723
	(米ドル)		33,879	—	723
	通貨スワップ				
	円貨受取／外貨支払		755,553	724,883	△88,727
	(米ドル)		550,187	537,205	△61,534
	(ユーロ)		172,839	155,150	△23,294
	(英ポンド)	外貨建債券	27,215	27,215	△3,652
	(加ドル)		4,360	4,360	△181
	(豪ドル)		950	950	△63
	外貨受取／外貨支払		85,752	85,752	1,051
	(英ポンド／米ドル)		60,576	60,576	3,967
ヘッジ対象 に係る損益 を認識する 方法	(ノルウェークローネ／米ドル)	外貨建債券 資金保証契約	16,619	16,619	△2,840
	(米ドル／ユーロ)		8,556	8,556	△75
	為替予約				
	売建		1,139,616	—	△31,173
	(米ドル)		549,072	—	△16,172
	(豪ドル)		425,188	—	△8,780
	(ユーロ)		136,283	—	△5,461
	(英ポンド)		11,521	—	△286
	(加ドル)		1,834	—	△25
	(その他)	外貨建債券	15,715	—	△446
	買建		573	—	7
	(米ドル)		417	—	5
為替予約等 の振当処理	(ユーロ)		30	—	0
	(豪ドル)		29	—	△0
	(英ポンド)		7	—	0
	(その他)		89	—	0
	為替予約				
	売建	外貨建定期預金	10,001	—	
	(米ドル)		10,001	—	
	通貨スワップ				
	外貨受取／円貨支払		368,715	260,550	
	(米ドル)	外貨建社債 (負債)	368,715	260,550	
	円貨受取／外貨支払		10,260	10,260	
	(米ドル)	外貨建貸付金	10,260	10,260	

当連結会計年度(2025年3月31日)

ヘッジ会計 の方法	取引の種類	主なヘッジ 対象	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的 処理方法	通貨スワップ				
	円貨受取／外貨支払		871,775	811,577	△97,838
	(米ドル)		661,004	607,083	△70,246
	(ユーロ)		168,673	162,396	△23,073
	(英ポンド)	外貨建債券	26,579	26,579	△4,516
	(加ドル)		13,099	13,099	△23
	(豪ドル)		2,418	2,418	22
	外貨受取／外貨支払		153,563	153,563	△3,631
	(英ポンド／米ドル)	外貨建債券	117,552	117,552	529
	(ノルウェークローネ／米ドル)	資金保証契約	18,535	18,535	△4,798
	(米ドル／ユーロ)		17,476	17,476	637
ヘッジ対象 に係る損益 を認識する 方法	為替予約				
	売建		779,716	—	3,916
	(米ドル)		456,787	—	5,370
	(ユーロ)		173,680	—	△1,914
	(豪ドル)		69,440	—	536
	(加ドル)		30,946	—	684
	(英ポンド)	外貨建債券	11,354	—	△420
	(その他)		37,506	—	△339
	買建		11,890	—	525
	(ノルウェークローネ)		11,864	—	525
	(ユーロ)		13	—	0
	(米ドル)		13	—	△0
為替予約等 の振当処理	為替予約				
	売建	外貨建定期 預金	10,009	—	
	(米ドル)		10,009	—	
	通貨スワップ				
	外貨受取／円貨支払	外貨建社債 (負債)	576,780	576,780	
	(米ドル)		576,780	576,780	
	円貨受取／外貨支払		10,260	10,260	
	(米ドル)	外貨建貸付金	10,260	10,260	

(2) 金利関連

前連結会計年度(2024年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的 処理方法	金利スワップ				
	固定金利受取／変動金利支払	貸付金 保険負債	710,600	710,600	△44,427
	固定金利支払／変動金利受取	貸付金 資金保証契約	230,473	187,924	△716
金利 スワップの 特例処理	金利スワップ				
	固定金利受取／変動金利支払	貸付金	2,300	2,300	30
	固定金利支払／変動金利受取	借入金	245,000	245,000	1,169

当連結会計年度(2025年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的 処理方法	金利スワップ				
	固定金利受取／変動金利支払	貸付金 保険負債	710,600	710,600	△69,203
	固定金利支払／変動金利受取	貸付金 資金保証契約	257,042	189,816	△125
金利 スワップの 特例処理	金利スワップ				
	固定金利受取／変動金利支払	貸付金	2,300	—	4
	固定金利支払／変動金利受取	借入金	245,000	64,000	2,100

(3) 金利通貨関連

前連結会計年度(2024年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的 処理方法	金利通貨スワップ				
	固定金利支払／変動金利受取	社債	7,659	7,659	561

当連結会計年度(2025年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的 処理方法	金利通貨スワップ				
	固定金利支払／変動金利受取	社債	7,216	7,216	355

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

第一生命保険株式会社は、営業職等については、確定給付型の制度として退職一時金制度及び自社年金制度を設けております。内勤職等については、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

一部の在外連結子会社は、確定給付制度及び確定拠出制度を設けております。

一部の国内連結子会社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けており、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算を行うこととしております。また、一部の国内連結子会社は、複数事業主制度による企業年金基金制度に加入しており、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、確定拠出制度と同様に処理しております。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
退職給付債務の期首残高	709,968百万円	628,261百万円
勤務費用	25,836 "	21,833 "
利息費用	4,254 "	10,817 "
数理計算上の差異の発生額	△77,293 "	△23,640 "
退職給付の支払額	△38,675 "	△48,663 "
その他	4,171 "	7,012 "
退職給付債務の期末残高	628,261 "	595,622 "

(注) 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、「勤務費用」に計上しております。

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
年金資産の期首残高	342,159百万円	416,088百万円
期待運用収益	4,346 "	5,184 "
数理計算上の差異の発生額	62,285 "	16,166 "
事業主からの拠出額	15,697 "	5,017 "
退職給付の支払額	△10,838 "	△10,010 "
その他	2,438 "	5,245 "
年金資産の期末残高	416,088 "	437,692 "

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	350,940百万円	333,648百万円
年金資産	△416,088 "	△437,692 "
	△65,148 "	△104,043 "
非積立型制度の退職給付債務	277,321 "	261,973 "
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	212,173 "	157,929 "
退職給付に係る負債	212,173百万円	157,929百万円
退職給付に係る資産	—	— "
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	212,173 "	157,929 "

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
勤務費用	25,836百万円	21,833百万円
利息費用	4,254 "	10,817 "
期待運用収益	△4,346 "	△5,184 "
数理計算上の差異の費用処理額	△8,200 "	△25,812 "
過去勤務費用の費用処理額	176 "	177 "
その他	101 "	54 "
確定給付制度に係る退職給付費用	17,822 "	1,886 "

(注) 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、「勤務費用」に計上しております。

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
過去勤務費用	172百万円	175百万円
数理計算上の差異	131,149 "	13,918 "
合計	131,322 "	14,093 "

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
未認識過去勤務費用	842百万円	667百万円
未認識数理計算上の差異	△163,941 "	△177,818 "
合計	△163,098 "	△177,151 "

(7) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
株式	53%	57%
債券	26 "	25 "
共同運用資産	11 "	11 "
生命保険一般勘定	4 "	4 "
その他	6 "	3 "
合計	100 "	100 "

(注) 年金資産合計には、退職一時金制度に対して設定した退職給付信託が58%（前連結会計年度は57%）含まれております。

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
割引率	1.42%～4.92%	1.42%～5.64%
長期期待運用収益率		
確定給付企業年金	1.40%～6.75%	1.40%～6.75%
退職給付信託	0.00%	0.00%

3 確定拠出制度

連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、4,065百万円（前連結会計年度は3,648百万円）であります。

4 複数事業主制度

確定拠出制度と同様に処理する、企業年金基金制度への要拠出額は、58百万円（前連結会計年度は46百万円）であります。

(1) 制度全体の積立状況に関する事項

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
年金資産の額	93,049 百万円	111,073 百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任 準備金の額との合計額	90,531 "	107,875 "
差引額	2,517 "	3,197 "

(2) 制度全体に占める当社グループの掛金拠出割合

前連結会計年度 0.19%（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

当連結会計年度 0.23%（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(3) 補足説明

上記（1）の差引額の主な要因は、年金財政計算上の別途積立金2,517百万円及び当年度剰余金679百万円であります。

また、上記（2）の割合は、実際の負担割合とは一致しません。

なお、上記については連結財務諸表作成日現在において入手可能な直近時点の情報に基づき作成しております。

(ストック・オプション等関係)

1 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第一生命保険株式会社 第2回新株予約権	第一生命保険株式会社 第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(社外取締役を除く。) 11名 当社執行役員 16名	当社取締役(社外取締役を除く。) 11名 当社執行役員 17名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注1)	普通株式 318,700株	普通株式 183,700株
付与日	2012年8月16日	2013年8月16日
権利確定条件	付与日に権利を確定しております。	付与日に権利を確定しております。
対象勤務期間	該当事項はありません。	該当事項はありません。
権利行使期間(注2)	自 2012年8月17日 至 2042年8月16日	自 2013年8月17日 至 2043年8月16日

	第一生命保険株式会社 第4回新株予約権	第一生命保険株式会社 第5回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(社外取締役を除く。) 11名 当社執行役員 17名	当社取締役(社外取締役を除く。) 11名 当社執行役員 18名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注1)	普通株式 179,000株	普通株式 110,600株
付与日	2014年8月18日	2015年8月17日
権利確定条件	付与日に権利を確定しております。	付与日に権利を確定しております。
対象勤務期間	該当事項はありません。	該当事項はありません。
権利行使期間(注2)	自 2014年8月19日 至 2044年8月18日	自 2015年8月18日 至 2045年8月17日

	第一生命ホールディングス株式会社 第1回新株予約権	第一生命ホールディングス株式会社 第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。) 10名 当社執行役員 15名 子会社の取締役等 38名	当社取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。) 6名 当社執行役員 15名 子会社の取締役等 37名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注1)	普通株式 269,600株	普通株式 215,800株
付与日	2016年10月18日	2017年8月24日
権利確定条件	付与日に権利を確定しております。	付与日に権利を確定しております。
対象勤務期間	該当事項はありません。	該当事項はありません。
権利行使期間(注2)	自 2016年10月19日 至 2046年10月18日	自 2017年8月25日 至 2047年8月24日

(注1) 株式数に換算して記載しております。なお、当社は2013年10月1日付で株式の分割を行い、当社普通株式1株を100株に分割したため、株式の分割を考慮した株式数に換算して記載しております。また、当社は2025年4月1日付で普通株式1株につき4株の株式分割を行っておりますが、当該注記に記載している事項は、株式分割前の株式数を基準としております。

(注2) 新株予約権者は、権利行使期間内において、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び執行役員、第一生命保険株式会社の取締役及び執行役員、第一フロンティア生命保険株式会社の取締役及び執行役員、並びにネオファースト生命保険株式会社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日以内に限り、新株予約権を行使することができます。なお、2016年10月1日付で持株会社体制へ移行したことに伴い、持株会社体制移行前に付与したストック・オプションについて、当該権利行使期間に関する条件を変更しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したStock・オプションを対象とし、Stock・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① Stock・オプションの数

	第一生命保険株式会社			
	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	17,600	15,600	18,700	18,000
権利確定	—	—	—	—
権利行使	8,800	5,200	5,000	6,200
失効	—	—	—	—
未行使残	8,800	10,400	13,700	11,800

	第一生命ホールディングス株式会社	
	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利確定前(株)		
前連結会計年度末	—	—
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	—	—
権利確定後(株)		
前連結会計年度末	62,300	75,200
権利確定	—	—
権利行使	18,000	18,300
失効	—	—
未行使残	44,300	56,900

(注) 当社は2013年10月1日付で株式の分割を行い、当社普通株式1株を100株に分割したため、株式の分割を考慮した株式数に換算して記載しております。また、当社は2025年4月1日付で普通株式1株につき4株の株式分割を行っておりますが、当該注記に記載している事項は、株式分割前の株式数を基準としております。

② 単価情報

	第一生命保険株式会社			
	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権
権利行使価格	1円	1円	1円	1円
行使時平均株価	3,742円	3,742円	3,742円	3,742円
付与日における公正な評価単価	766円	1,300円	1,366円	2,318円

	第一生命ホールディングス株式会社	
	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利行使価格	1円	1円
行使時平均株価	3,742円	3,742円
付与日における公正な評価単価	1,344円	1,568円

(注) 当社は2013年10月1日付で株式の分割を行い、当社普通株式1株を100株に分割したため、株式の分割を考慮した行使時平均株価及び公正な評価単価を記載しております。また、当社は2025年4月1日付で普通株式1株につき4株の株式分割を行っておりますが、当該注記に記載している事項は、株式分割前の株式数を基準としております。

2 スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
保険契約準備金	482,835百万円	477,706百万円
その他有価証券評価差額金	185,858 "	213,885 "
税務上の繰越欠損金(注)2	185,630 "	161,815 "
価格変動準備金	90,636 "	98,628 "
退職給付に係る負債	88,759 "	75,914 "
その他	159,575 "	132,264 "
繰延税金資産小計	1,193,294 "	1,160,215 "
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	△21,922 "	△24,041 "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△88,946 "	△41,341 "
評価性引当額小計(注)1	△110,869 "	△65,383 "
繰延税金資産合計	1,082,425 "	1,094,832 "
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△924,333百万円	△735,730百万円
その他の無形固定資産	△97,670 "	△160,156 "
企業結合に伴う評価差額	△36,484 "	△45,907 "
その他	△103,882 "	△79,757 "
繰延税金負債合計	△1,162,370 "	△1,021,552 "
繰延税金資産(負債)の純額	△79,944 "	73,280 "

(注)1 評価性引当額が45,486百万円減少しております。この減少の主な内容は、一部の海外連結子会社で前期に計上した、2025年より適用予定のバミューダ法人所得税制度を前提とした移行措置に係る評価性引当額を解消したことに伴うものであります。

2 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2024年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(*1)	879	284	5,471	52	88	178,853	185,630
評価性引当額	△857	△272	△2,869	△0	△44	△17,878	△21,922
繰延税金資産	22	11	2,602	52	44	160,974	(*2) 163,707

(*1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(*2) 税務上の繰越欠損金185,630百万円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産163,707百万円を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込みにより回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

当連結会計年度(2025年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(*1)	841	4,009	1,216	99	4,833	150,815	161,815
評価性引当額	△832	△3,998	△1,182	△58	△4,762	△13,207	△24,041
繰延税金資産	8	10	33	41	71	137,608	(*2) 137,774

(*1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(*2) 税務上の繰越欠損金161,815百万円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産137,774百万円を計上

しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込みにより回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.62%	30.62%
連結子会社との税率差異	△4.83 "	△5.42 "
法人税率変更による影響	—	△3.54 "
特定子会社合算課税等永久に損金に算入されない項目	0.37 "	1.63 "
その他	△1.29 "	0.30 "
税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.87 "	23.60 "

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（2025年法律第13号）の成立に伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に適用される法定実効税率30.62%は、回収又は支払が見込まれる期間が2026年4月1日以降のものについては31.51%に変更されております。

この変更により、当連結会計年度の繰延税金負債（繰延税金資産の金額を控除した金額）は2,256百万円、再評価に係る繰延税金負債は2,249百万円増加しております。また、法人税等調整額は19,913百万円減少しております。

4 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社及び一部の国内連結子会社は、当社を通算親会社とするグループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(企業結合等関係)

取得による企業結合

(1) 株式会社ベネフィット・ワン

① 企業結合の概要

a 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 株式会社ベネフィット・ワン

事業の内容 福利厚生代行サービス事業

b 企業結合を行った主な理由

当社グループに株式会社ベネフィット・ワンが参画し、両社が強固に連携することで、当社グループの広範な顧客基盤・チャネルネットワークの提供や機動的な資本支援等を通じて株式会社ベネフィット・ワンのバリューアップ、ひいては当社グループとしてのシナジーの実現が可能となり、株式会社ベネフィット・ワン固有のサービスに当社グループの持つサービスを上乘せ提供し、企業課題を総合的に解決する福利厚生ソリューションを展開することで、企業による人的資本経営・健康経営の支援、並びに従業員一人ひとりの様々なライフスタイルに対応した商品・サービスの提供が可能になると判断したためです。

c 企業結合日

2024年5月23日

d 企業結合の法的形式

株式の取得

e 結合後企業の名称

変更はありません。

f 取得した議決権比率

100%

g 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が株式会社ベネフィット・ワンの議決権の100%を取得することから、当社を取得企業と決定しております。

② 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

2024年7月1日から2025年3月31日まで

③ 被取得企業の取得原価及び対価の種類

取得の対価	現金	292,056	百万円
取得原価		292,056	〃

④ 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザリー費用等 3,403百万円

⑤ 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a 発生したのれんの金額

200,592百万円

b 発生原因

買収価格算定時に見込んだ将来利益を反映させた投資額が、企業結合時に受け入れた資産及び引き受けた負債の純額を上回ったためであります。

c 償却方法及び償却期間

10年間にわたる均等償却

⑥ 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

資産合計	182,870	百万円	
（うち無形固定資産	115,799	百万円	）
負債合計	93,862	百万円	
（うちその他の負債	61,741	百万円	）

⑦ のれん以外の無形固定資産に配分された金額及びその主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

種類	金額		加重平均償却期間
顧客関連資産	107,290	百万円	24年
合計	107,290	〃	

⑧ 取得原価の配分

当連結会計年度末において資産及び負債の公正価値を精査しており、取得原価の配分が完了していないため、その時点で入手可能な合理的情報に基づき暫定的な会計処理を行っております。

(2) ShelterPoint Group, Inc.

① 企業結合の概要

a 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 ShelterPoint Group, Inc.

事業の内容 団体保険事業

b 企業結合を行った主な理由

ShelterPoint Group, Inc. は米国で1972年に創業され、ニューヨーク州等で企業・団体に加入が義務付けられているDisability Benefits Law insurance（短期所得補償保険、以下、「DBL」という。）やPaid Family Leave insurance（有給休暇補償保険、以下、「PFL」という。）、Paid Family and Medical Leave insurance（DBLとPFL双方の補償範囲を兼ね備えた有給休暇補償保険、以下、「PFML」という。）の販売・引受を主に行っており、ニューヨーク州ではDBL・PFLにおいてリーディングポジションを確立しております。本件買収は、当社の連結子会社であるProtective Life Corporationにとっては新規の事業ライン獲得であり、事業分散・収益安定化に寄与するものと考えております。また、PFMLの採用州は今後も増加する見込であり、更なるお客さま基盤の拡充が期待されております。

c 企業結合日

2024年11月1日

d 企業結合の法的形式

株式の取得

e 結合後企業の名称

ShelterPoint Group, Inc.

f 取得した議決権比率

100%

g 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社の連結子会社であるProtective Life CorporationがShelterPoint Group, Inc. の議決権の100%を取得することから、Protective Life Corporationを取得企業と決定しております。

② 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

2024年11月1日から2024年12月31日まで

③ 被取得企業の取得原価及び対価の種類

取得の対価	現金（未払金を含む）	776	百万米ドル
取得原価		776	〃

（注）取得の対価には条件付取得対価（アーンアウト対価）24百万米ドルが含まれておりますが、現時点では確定しておりません。

④ 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザリー費用等 11百万米ドル

⑤ 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a 発生したのれん

214百万米ドル

b 発生原因

買収価格算定時に見込んだ将来利益を反映させた投資額が、企業結合時に受け入れた資産及び引き受けた負債の純額を上回ったためであります。

c 償却方法及び償却期間

17年間にわたる均等償却

⑥ 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

資産合計	889	百万米ドル
（うち有価証券	436	百万米ドル）
（うち無形固定資産	349	百万米ドル）
負債合計	326	百万米ドル
（うち保険契約準備金	212	百万米ドル）

⑦ のれん以外の無形固定資産に配分された金額及びその主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

種類	金額	加重平均償却期間
販売網価値	270 百万米ドル	17年
商標権	46 〃	8年
技術関連資産	7 〃	4年
ライセンス	9 〃	—
合計	332 〃	

⑧ 取得原価の配分

当連結会計年度末において資産及び負債の公正価値を精査しており、取得原価の配分が完了していないため、その時点で入手可能な合理的情報に基づき暫定的な会計処理を行っております。

⑨ 企業結合契約に規定される条件付取得対価の内容及び当連結会計年度以降の会計処理方針

企業結合日後の現地法令の成立等、事業に関連する特定の事象の発生に応じて条件付取得対価を支払う契約となっております。条件付取得対価については、米国会計基準に基づき認識しております。

（賃貸等不動産関係）

一部の国内連結子会社は、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル等（土地を含む。）を有しております。2024年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は23,578百万円（賃貸収益は資産運用収益に、主な賃貸費用は資産運用費用に計上。）、売却損益は1,632百万円（特別損益に計上。）、減損損失は5,307百万円（特別損失に計上。）であり、2025年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は25,881百万円（賃貸収益は資産運用収益に、主な賃貸費用は資産運用費用に計上。）、売却損益は8,819百万円（特別損益に計上。）、減損損失は2,243百万円（特別損失に計上。）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
連結貸借対照表計上額		
期首残高(百万円)	937,941	924,722
期中増減額(百万円)	△13,218	29,738
期末残高(百万円)	924,722	954,461
期末時価(百万円)	1,280,150	1,365,464

（注）1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2 期中増減額のうち、前連結会計年度の主な増加額は不動産取得（38,819百万円）であり、主な減少額は不動産売却（38,101百万円）、減価償却費（13,951百万円）及び減損損失（5,307百万円）であります。また、当連結会計年度の主な増加額は不動産取得（92,348百万円）であり、主な減少額は不動産売却（45,940百万円）、減価償却費（14,183百万円）及び減損損失（2,243百万円）であります。

3 期末時価は、主要な物件については不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額、その他の物件については自社において合理的に見積った評価額等を使用しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、主に国内外の生命保険会社を子会社等とする保険持株会社であり、これらの会社の経営管理等を行っております。また、これらの会社は保険業法等の規制環境の下にあります。

従って、当社は、傘下の子会社等を基礎としたセグメントから構成されており、「国内保険事業」、「海外保険事業」、「その他事業」の3つを報告セグメントとしております。

「国内保険事業」は国内の保険事業を行っている子会社から構成されており、「海外保険事業」は海外の保険事業を行っている子会社及び関連会社から構成されております。「国内保険事業」及び「海外保険事業」のどちらにも該当しない当社、子会社及び関連会社は「その他事業」としており、主にグループ会社の経営管理及び非保険事業（アセットマネジメント事業・新規事業）であります。

2 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。また、報告セグメントの利益は、経常利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益は、市場実勢価格等に基づいております。

3 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				調整額 (注) 2	連結財務諸表 計上額 (注) 3
	国内保険 事業	海外保険 事業	その他事業	計		
経常収益(注) 1						
外部顧客からの経常収益	8,471,714	3,092,703	10,945	11,575,363	△547,197	11,028,166
セグメント間の内部 経常収益又は振替高	311,213	57,100	215,936	584,250	△584,250	—
計	8,782,927	3,149,804	226,882	12,159,614	△1,131,447	11,028,166
セグメント利益又は損失 (△)	407,033	127,382	199,229	733,644	△194,638	539,006
セグメント資産	45,699,790	21,551,988	3,528,768	70,780,547	△3,240,238	67,540,309
セグメント負債	42,437,218	20,773,635	1,088,518	64,299,373	△641,221	63,658,152
その他の項目						
賃貸用不動産等減価償却費	14,029	15	—	14,044	—	14,044
減価償却費	53,705	21,389	296	75,392	—	75,392
のれんの償却額	1,066	8,554	—	9,620	—	9,620
利息及び配当金等収入	925,774	510,179	201,791	1,637,746	△206,757	1,430,988
支払利息	8,804	29,388	5,084	43,277	△3,602	39,675
持分法投資利益又は 損失 (△)	—	3,072	6,458	9,531	—	9,531
特別利益	6,470	176	—	6,646	—	6,646
特別損失	30,957	196	—	31,153	—	31,153
(減損損失)	(5,307)	(—)	(—)	(5,307)	(—)	(5,307)
税金費用	78,750	28,255	△793	106,212	—	106,212
持分法適用会社への投資額	—	57,450	174,559	232,010	—	232,010
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	89,872	5,704	27	95,604	—	95,604

(注) 1 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 調整額は次のとおりであります。

- (1) 外部顧客からの経常収益の調整額△547,197百万円は、主に経常収益のうちその他経常収益456,702百万円、金融派生商品収益43,763百万円について、連結損益計算書上は、経常費用のうち責任準備金繰入額、金融派生商品費用にそれぞれ含めたことによる振替額であります。
- (2) セグメント利益又は損失 (△) の調整額△194,638百万円は、主に関係会社からの受取配当金の消去額であります。
- (3) セグメント資産の調整額△3,240,238百万円は、主に関係会社株式の消去額であります。
- (4) セグメント負債の調整額△641,221百万円は、主にセグメント間の債権債務消去額であります。
- (5) その他の項目の調整額は、主にセグメント間取引の消去額であります。

3 セグメント利益又は損失 (△) は、連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				調整額 (注) 2	連結財務諸表 計上額 (注) 3
	国内保険 事業	海外保険 事業	その他事業	計		
経常収益(注) 1						
外部顧客からの経常収益	7,708,824	3,621,288	43,217	11,373,330	△1,500,079	9,873,251
セグメント間の内部 経常収益又は振替高	375,004	47,760	287,291	710,056	△710,056	—
計	8,083,828	3,669,049	330,508	12,083,387	△2,210,135	9,873,251
セグメント利益又は損失 (△)	584,547	183,109	221,000	988,656	△269,583	719,072
セグメント資産	44,373,610	24,925,185	4,090,987	73,389,783	△3,796,815	69,592,967
セグメント負債	41,621,890	24,007,095	1,370,698	66,999,684	△876,423	66,123,260
その他の項目						
賃貸用不動産等減価償却費	14,247	9	—	14,257	—	14,257
減価償却費	54,278	34,033	3,977	92,290	—	92,290
のれんの償却額	1,069	9,116	15,044	25,230	—	25,230
利息及び配当金等収入	972,962	616,590	275,940	1,865,493	△279,555	1,585,938
支払利息	13,456	32,971	10,193	56,621	△7,308	49,312
持分法投資利益又は 損失 (△)	—	3,081	445	3,526	—	3,526
特別利益	18,580	439	—	19,020	—	19,020
特別損失	74,855	77	860	75,793	—	75,793
(減損損失)	(2,243)	(—)	(—)	(2,243)	(—)	(2,243)
税金費用	92,235	34,145	6,305	132,686	—	132,686
持分法適用会社への投資額	—	75,981	85,427	161,408	—	161,408
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	148,846	21,433	956	171,236	—	171,236

(注) 1 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 調整額は次のとおりであります。

- (1) 外部顧客からの経常収益の調整額△1,500,079百万円は、主に経常収益のうちその他経常収益1,469,082百万円、経常費用のうち売買目的有価証券運用損8,611百万円について、連結損益計算書上は、経常費用のうち責任準備金繰入額、経常収益のうち売買目的有価証券運用益にそれぞれ含めたことによる振替額であります。
- (2) セグメント利益又は損失 (△) の調整額△269,583百万円は、主に関係会社からの受取配当金の消去額であります。
- (3) セグメント資産の調整額△3,796,815百万円は、主に関係会社株式の消去額であります。
- (4) セグメント負債の調整額△876,423百万円は、主にセグメント間の債権債務消去額であります。
- (5) その他の項目の調整額は、主にセグメント間取引の消去額であります。

3 セグメント利益又は損失 (△) は、連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

(単位：百万円)

	国内保険 事業	海外保険 事業	その他事業	合計
保険料等収入	5,734,557	1,791,799	—	7,526,357

2 地域ごとの情報

(1) 経常収益

(単位：百万円)

日本	米国	その他	合計
7,349,252	1,936,588	1,742,325	11,028,166

(注) 1 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 経常収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

有形固定資産全体に占める本邦の割合が90%を超えているため、地域ごとの情報の記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%を占めるものがないため、主要な顧客ごとの記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

(単位：百万円)

	国内保険 事業	海外保険 事業	その他事業	合計
保険料等収入	4,954,281	1,841,624	—	6,795,905

2 地域ごとの情報

(1) 経常収益

(単位：百万円)

日本	米国	その他	合計
5,782,981	2,204,903	1,885,366	9,873,251

(注) 1 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 経常収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

有形固定資産全体に占める本邦の割合が90%を超えているため、地域ごとの情報の記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%を占めるものがないため、主要な顧客ごとの記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

	国内保険 事業	海外保険 事業	その他事業	合計
当期償却額	1,066	8,554	—	9,620
当期末残高	14,300	100,906	—	115,206

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	国内保険 事業	海外保険 事業	その他事業	合計
当期償却額	1,069	9,116	15,044	25,230
当期末残高	13,231	129,648	185,548	328,427

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 及び当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

記載すべき重要な取引はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額	1,026円76銭	942円52銭
1株当たり当期純利益	82円42銭	115円95銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	82円40銭	115円93銭

(注) 1 当社は2025年4月1日付で当社普通株式1株を4株に分割しております。これに伴い、株式の分割が前連結会計年度の期首に行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

- 2 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	320,765	429,613
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	320,765	429,613
普通株式の期中平均株式数(千株)	3,891,886	3,705,314
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額 (百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	928	583
(うち新株予約権(千株))	(928)	(583)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式 の概要	—	—

- 3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	3,882,157	3,469,707
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	302	257
(うち新株予約権(百万円))	(302)	(257)
普通株式に係る連結会計年度末の純資産額 (百万円)	3,881,854	3,469,449
1株当たり純資産額の算定に用いられた連結会計 年度末の普通株式の数(千株)	3,780,688	3,681,036

- 4 株式給付信託(J-ESOP)により信託口が所有する当社株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、前連結会計年度15,270千株、当連結会計年度16,760千株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、前連結会計年度15,228千株、当連結会計年度16,903千株であります。

(重要な後発事象)

1 当社の連結子会社であるProtective Life Corporationは、2025年3月6日（米国時間）付で、傘下の保険子会社を通じて、Protective Life Corporationが保有するユニバーサル保険と年金保険の一部を出再するための再保険取引に係るマスター・トランザクション契約をResolution Lifeと締結いたしました（以下、「当該再保険取引」という。）。当該再保険取引に基づきProtective Life Corporationが出再する保険契約に係る責任準備金は約97億米ドル（米国法定会計基準に基づく金額）となります。

当該再保険取引に基づき出再する保険契約の一部は、2025年4月8日（米国時間）に出再が完了しており、残余部分については監督当局による認可等を前提として、2025年10月までの取引完了を予定しております。

なお、当該再保険取引による当社の当連結会計年度の連結業績への影響はありません。また、翌連結会計年度以降の連結業績への影響については現在精査中であります。

2 当社の連結子会社であるTAL Dai-ichi Life Australia Pty Limited（以下、「TAL」という。）は、傘下に年金保険事業およびファンドマネジメント事業を有する豪州の金融グループであるChallenger Limited（以下、「Challenger社」という。）の株式を、MS & ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社（以下、「MS & AD社」という。）及びApollo Global Management, Inc.傘下のAP Liberty GP, LLC as general partner of AP Liberty, L.P.（以下、「Apollo社」という。）より取得することを決定し、株式譲渡に係る契約を、それぞれ2025年4月4日と2025年6月16日に締結いたしました。

(1) 株式取得の目的

TALによるChallenger社の株式取得を通じて、豪州で成長期待の高いリタイアメント市場においてTALの更なる成長と当社グループの収益拡大を目指しております。なお、現地当局の許認可後に当該取引を実行のうえ、Challenger社を当社の持分法適用会社とすることを目指しております。

(2) 株式を取得する会社の名称、事業内容、規模

① 名称

Challenger Limited

② 事業内容

年金保険事業、ファンドマネジメント事業

③ 規模（2024年12月末現在）

資本金 2,547百万豪ドル

(3) 株式取得の時期

豪監督当局による認可等を前提として、2025年7月-12月頃を予定しております。

(4) 取得する株式の数、取得価額及び取得後の持分比率

① 取得する株式の数

MS & AD社からの取得 104,353,125株

Apollo社からの取得 33,234,618株

② 取得価額

MS & AD社からの取得 800億円

Apollo社からの取得 247百万豪ドル（約229億円）

（注）（ ）内に記載した円貨額は、1豪ドル＝92.63円による換算額であります。

③ 取得後の持分比率

19.9%

(5) 連結業績への影響

当該取引による当社の当連結会計年度の連結業績への影響はありません。また、翌連結会計年度以降の連結業績への影響については現在調査中であります。

3 当社は、2025年5月7日に、債券裁定戦略、クライシス・アルファ戦略およびグローバル・マクロ戦略に世界トップクラスの強みをもつ英国の有力オルタナティブ運用会社であるCapula Investment Management LLP及びCapula Management Limited（以下、両社及び傘下の子会社等を合わせて「Capulaグループ」という。）に対して、約10.3%の追加出資（以下、「本件出資」という。）を行うことを決定しました。当社の完全子会社である第一生命保険株式会社は既にCapulaグループの持分を約4.7%保有していることから、本件出資により当社及び第一生命保険株式会社の合計持分は15%以上となり、当社からCapulaグループにボードメンバーを派遣することで、Capulaグループは当社グループの持分法適用会社となる予定です。

(1) 出資の目的

当社は、長期的なグループ業績目標を達成するために、キャピタル・ライトなアセットマネジメント事業領域におけるインオーガニックな成長機会を模索してきました。Capulaグループへの本件出資により、事業リスクの分散及び共同商品開発を通じたシナジー等の観点から、当社グループにおけるアセットマネジメント事業の更なる成長に貢献すると期待しております。

(2) 出資する会社の名称、事業内容、規模

① 名称

Capula Investment Management LLP

Capula Management Limited

② 事業内容

Capulaグループの全ファンドに係る管理・運用業務

③ 規模（2024年12月末現在）

運用資産残高318億米ドル

(3) 出資の時期

2025年5月14日

(4) 出資額及び出資後の持分比率

① 出資額

当事者間の合意により非開示とさせていただきます。

② 出資後の持分比率

15.0%

(5) 連結業績への影響

当該取引による当社の当連結会計年度の連結業績への影響はありません。また、翌連結会計年度以降の連結業績への影響については現在調査中であります。

4 当社は、当社グループの中間持株会社である第一生命インターナショナルホールディングス合同会社（以下、「DLIHD」という。）が保有する、当社の関連会社であるOCEANLIFE INSURANCE PUBLIC COMPANY LIMITED（以下、「オーシャンライフ社」という。）の全株式（出資割合24.0%）について、オーシャンライフ社の支配株主である創業者一族の関連法人に売却することを決定し、株式譲渡に係る契約を2025年5月10日に締結いたしました。

(1) 株式売却の理由

当社は2008年のオーシャンライフ社への出資を含む戦略的業務提携を開始して以来、15年以上に渡りオーシャンライフ社の企業価値向上、タイ生命保険市場の発展への貢献、タイに進出している日系企業への団体保険商品の提供等に取り組んできました。今般、中期経営計画における当社海外保険事業戦略等も踏まえたうえで、株主間で協議した結果、DLIHDが保有するオーシャンライフ社の全株式をオーシャンライフ社の創業者一族に譲渡することが双方にとって最善策であるとの判断で創業者一族と合意しました。

(2) 売却の時期

2025年5月20日（日本時間）

(3) 当該子会社等の名称及び事業内容

① 名称

OCEAN LIFE INSURANCE PUBLIC COMPANY LIMITED

② 事業内容

生命保険事業

(4) 連結業績への影響及び売却後の持分比率

① 連結業績への影響

当該取引による当社の当連結会計年度の連結業績への影響はありません。また、翌連結会計年度以降の連結業績への影響については現在調査中であります。

② 売却後の持分比率 -%

5 当社は、2025年5月30日開催の取締役会において、生命保険事業及び資産運用に強みを有するM&G plc.（以下、「M&G社」という。）との間で、長期的な戦略的パートナーシップを締結し、あわせてM&G社の発行済株式の約15%を取得すること（以下、「本件出資」という。）を決定しました。本件出資は、監督当局の承認を前提としており、当該株式取得の実行及びリスク管理を目的として、金融機関を選定し、取得の手続を進める予定です。また、本件出資後一定の条件が満たされた場合には、当社はM&G社の取締役を1名派遣する権利を有することとなり、当該権利を行使することによって、M&G社は当社グループの持分法適用会社となる見込みです。

(1) 出資の目的

本件出資により、欧州市場へのアクセス拡大、共同商品開発、販売チャネルの拡充など、当社のグローバル戦略の加速及び長期的なグループ業績目標の達成に資することを期待しております。

(2) 出資する会社の名称、事業内容、規模

① 名称

M&G plc.

② 主な事業内容

生命保険事業、資産運用事業

③ 規模（2024年12月末現在）

総資産 1,842億ポンド

(3) 株式取得の時期

2025年6月以降、段階的に取得する予定です。

(4) 出資額及び出資後の持分比率

① 出資額

段階的に取得する予定のため、現時点では未定です。

② 出資後の持分比率

約15%

(5) 連結業績への影響

当該取引による当社の当連結会計年度の連結業績への影響はありません。また、翌連結会計年度以降の連結業績への影響については現在調査中であります。

6 当社は、2025年2月14日開催の取締役会において、株式の分割を行うことを決議し、2025年4月1日付で株式分割を行っております。

(1) 株式分割の目的

株式を分割し、投資単位当たりの金額を引き下げることにより、より投資しやすい環境を整備することで、投

資家層の拡大を図ることを目的としております。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

2025年3月31日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき4株の割合をもって分割いたしました。

② 分割により増加する株式数

株式の分割前の発行済株式総数 925,099,600株

株式の分割により増加する株式数 2,775,298,800株

株式の分割後の発行済株式総数 3,700,398,400株

株式の分割後の発行可能株式総数 4,000,000,000株（注）

（注）今般の株式分割に伴い、発行可能株式総数の増加に係る定款の一部変更について、2025年6月23日開催の定時株主総会に付議いたします。

③ 分割の日程

基準日公示日 2025年3月8日

基準日 2025年3月31日

効力発生日 2025年4月1日

④ 1株当たり情報に及ぼす影響

1株当たり情報に及ぼす影響は、（1株当たり情報）に記載しております。

7 当社は、2025年5月15日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを次のとおり決議し、実施いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

機動的な資本政策の遂行及び資本効率の向上を通じて株主利益の向上を図るため。

(2) 取得の内容

① 取得する株式の種類

普通株式

② 取得し得る株式の総数

200,000,000株（上限）

③ 株式取得価額の総額

1,000億円（上限）

④ 取得期間

2025年5月16日～2026年3月31日

⑤ 取得方法

取引一任方式による市場買付

(3) 2025年5月31日までに取得した自己株式の累計

① 取得した株式の総数

6,823,200株

② 取得価額の総額

7,290,893,450円

※当社は2025年4月1日を効力発生日として、普通株式1株につき4株の割合をもって株式分割を行っており、上記株式数は当該株式分割実施後の株式数を記載しております。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
当社	第1回～ 第4回 円建永久 劣後債	2019年3月19日 ～ 2021年12月23日	310,000	310,000	0.90 ～ 1.22	なし	定めず
第一生命保険 株式会社	外貨建(米 ドル建)永 久劣後債	2014年10月28日 ～ 2025年1月16日	368,715 (3,500百万米ドル)	576,780 (4,500百万米ドル)	4.00 ～ 6.20	なし	定めず
Protective Life Corporation	外貨建(米 ドル建)社 債	2009年10月6日 ～ 2019年9月20日	149,700 (1,055百万米ドル)	162,989 (1,030百万米ドル)	3.40 ～ 8.45	なし	2028年9月30日 ～ 2039年10月15日
	外貨建(米 ドル建)コ マーシャ ル・ペー パー	2023年12月14日 ～ 2024年12月27日	53,088 (374百万米ドル) [53,088]	41,874 (264百万米ドル) [41,874]	4.60 ～ 5.60	なし	2024年1月2日 ～ 2025年1月22日
(*)	外貨建(米 ドル建)劣 後債	2017年8月10日 ～ 2018年5月1日	85,964 (606百万米ドル)	95,895 (606百万米ドル)	3.55 ～ 5.35	なし	2038年5月1日 ～ 2052年8月10日
Partners Group Holdings Limited	外貨建(豪 ドル建)社 債	2021年12月23日	7,818 (80百万豪ドル)	7,460 (80百万豪ドル)	7.22	なし	2026年12月23日
合計		—	975,287 [53,088]	1,194,999 [41,874]	—	—	—

(注) 1 (*)は在外連結子会社Protective Life Corporation及びProtective Life Insurance Companyの発行した社債をまとめて記載しております。

2 「当期首残高」及び「当期末残高」欄の()書きは外貨建による金額であります。

3 「当期首残高」及び「当期末残高」欄の[]書きは1年以内に償還が予定されている金額であります。

4 連結決算日後5年内における償還予定額は次のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
41,917	7,504	—	63,272	—

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	66	2.9	—
1年以内に返済予定の長期借入金	17,536	39,793	5.7	—
1年以内に返済予定のリース債務	2,380	1,728	—	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	844,872	834,375	1.6	2026年9月～定めず
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	2,467	15,593	—	2026年1月～2037年2月
其他有利子負債 売現先勘定(1年以内返済予定)	1,360,914	1,699,129	0.5	—
合計	2,228,172	2,590,686	—	—

- (注) 1 本表記載の借入金、リース債務及び売現先勘定は、連結貸借対照表の其他負債に含まれております。
- 2 平均利率は、当連結会計年度末残高に対する加重平均利率を記載しております。ただし、リース債務については、一部のリース債務においてリース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額で連結貸借対照表に計上しているため、記載を省略しております。
- 3 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のもの及び期間の定めのないものを除く。)の連結決算日後5年内における返済予定額は次のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	345,908	17,444	103,552	1,000
リース債務	1,696	1,540	1,566	10,218

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、作成を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における半期情報等

	中間連結会計期間	当連結会計年度
経常収益(百万円)	5,191,244	9,873,251
税金等調整前中間(当期)純利益 (百万円)	316,196	562,299
親会社株主に帰属する中間(当期) 純利益(百万円)	233,188	429,613
1株当たり中間(当期)純利益(円)	62.52	115.95

(注) 当社は2025年4月1日付で当社普通株式1株を4株に分割しております。これに伴い、株式の分割が当連結会計年度の期首に行われたと仮定して1株当たり中間(当期)純利益金額を算定しております。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年 3 月31 日)	当事業年度 (2025年 3 月31 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	381,889	407,589
前払費用	81	115
未収還付法人税等	36,023	1,020
その他	※1 9,537	※1 4,664
流動資産合計	427,532	413,389
固定資産		
有形固定資産		
工具、器具及び備品	10	2
有形固定資産合計	10	2
無形固定資産		
商標権	1	1
無形固定資産合計	1	1
投資その他の資産		
投資有価証券	9,946	8,433
関係会社株式	760,768	878,296
関係会社出資金	1,019,994	1,060,208
関係会社長期貸付金	145,600	145,600
繰延税金資産	722	189
その他	511	758
投資その他の資産合計	1,937,543	2,093,485
固定資産合計	1,937,555	2,093,489
繰延資産		
社債発行費	1,337	1,123
繰延資産合計	1,337	1,123
資産の部合計	2,366,425	2,508,002

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年 3 月 31 日)	当事業年度 (2025年 3 月 31 日)
負債の部		
流動負債		
関係会社短期借入金	170,000	—
1年内返済予定の関係会社長期借入金	7,267	7,267
未払費用	※1 5,485	※1 3,270
未払金	※1 4,689	※1 4,238
未払法人税等	9	861
預り金	27	49
株式給付引当金	—	5,765
その他	1,865	1,882
流動負債合計	189,344	23,334
固定負債		
社債	310,000	310,000
長期借入金	450,000	450,000
関係会社長期借入金	134,532	523,495
長期末払法人税等	—	2,816
その他	333	514
固定負債合計	894,865	1,286,825
負債の部合計	1,084,209	1,310,160
純資産の部		
株主資本		
資本金	344,205	344,353
資本剰余金		
資本準備金	344,205	344,353
資本剰余金合計	344,205	344,353
利益剰余金		
利益準備金	5,600	5,600
その他利益剰余金	604,306	512,952
価格変動積立金	65,000	65,000
繰越利益剰余金	539,306	447,952
利益剰余金合計	609,906	518,552
自己株式	△17,258	△9,938
株主資本合計	1,281,059	1,197,321
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	351	263
繰延ヘッジ損益	502	—
評価・換算差額等合計	853	263
新株予約権	302	257
純資産の部合計	1,282,215	1,197,842
負債及び純資産の部合計	2,366,425	2,508,002

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日)	当事業年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)
営業収益	195,553	225,620
関係会社受取配当金	※1 179,259	※1 211,895
関係会社受入手数料	※1 16,291	※1 13,721
その他	※1 1	※1 3
営業費用	17,658	26,755
販売費及び一般管理費	※1, ※2 17,658	※1, ※2 26,755
営業利益	177,894	198,865
営業外収益	1,220	2,315
受取利息	※1 1,033	※1 1,796
為替差益	8	137
未払配当金除斥益	113	136
還付加算金	31	4
その他	32	240
営業外費用	7,336	10,932
支払利息	※1 1,775	※1 6,853
社債利息	3,308	3,304
資金調達費用	1,351	—
その他	※1 900	※1 774
経常利益	171,778	190,248
特別利益	—	1,972
関係会社株式償還益	—	1,972
特別損失	—	6,420
投資有価証券評価損	—	5,559
組織再編関連費用	—	860
税引前当期純利益	171,778	185,800
法人税、住民税及び事業税	△1,949	1,566
国際最低課税額に対する法人税等	—	2,816
法人税等調整額	△668	788
法人税等合計	△2,617	5,171
当期純利益	174,396	180,629

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		
						価格変動積立金	特定事業出資積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	344, 074	344, 074	－	344, 074	5, 600	65, 000	200	565, 669
当期変動額								
新株の発行	130	130		130				
剰余金の配当								△84, 554
当期純利益								174, 396
自己株式の取得								
自己株式の処分			△229	△229				
自己株式の消却			△116, 175	△116, 175				
利益剰余金から資本剰余金への振替			116, 405	116, 405				△116, 405
特定事業出資積立金の取崩							△200	200
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	130	130	－	130	－	－	△200	△26, 363
当期末残高	344, 205	344, 205	－	344, 205	5, 600	65, 000	－	539, 306

(単位：百万円)

	株主資本			評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損 益	評価・換算 差額等合計		
	利益剰余金 合計							
当期首残高	636,469	△13,918	1,310,700	△5	－	△5	483	1,311,178
当期変動額								
新株の発行			261					261
剰余金の配当	△84,554		△84,554					△84,554
当期純利益	174,396		174,396					174,396
自己株式の取得		△120,000	△120,000					△120,000
自己株式の処分		485	255					255
自己株式の消却		116,175	－					－
利益剰余金から資本剰余 金への振替	△116,405		－					－
特定事業出資積立金の取 崩	－		－					－
株主資本以外の項目の当 期変動額（純額）				356	502	858	△181	677
当期変動額合計	△26,563	△3,339	△29,641	356	502	858	△181	△28,963
当期末残高	609,906	△17,258	1,281,059	351	502	853	302	1,282,215

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		
						価格変動積立金	特定事業出資積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	344, 205	344, 205	－	344, 205	5, 600	65, 000	－	539, 306
当期変動額								
新株の発行	148	148		148				
剰余金の配当								△162, 939
当期純利益								180, 629
自己株式の取得								
自己株式の処分			△152	△152				
自己株式の消却			△108, 890	△108, 890				
利益剰余金から資本剰余金への振替			109, 043	109, 043				△109, 043
特定事業出資積立金の取崩								
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	148	148	－	148	－	－	－	△91, 353
当期末残高	344, 353	344, 353	－	344, 353	5, 600	65, 000	－	447, 952

(単位：百万円)

	株主資本			評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損 益	評価・換算 差額等合計		
	利益剰余金 合計							
当期首残高	609,906	△17,258	1,281,059	351	502	853	302	1,282,215
当期変動額								
新株の発行			296					296
剰余金の配当	△162,939		△162,939					△162,939
当期純利益	180,629		180,629					180,629
自己株式の取得		△101,849	△101,849					△101,849
自己株式の処分		278	125					125
自己株式の消却		108,890	－					－
利益剰余金から資本剰余金への振替	△109,043		－					－
特定事業出資積立金の取崩	－		－					－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				△88	△502	△590	△45	△635
当期変動額合計	△91,353	7,319	△83,737	△88	△502	△590	△45	△84,373
当期末残高	518,552	△9,938	1,197,321	263	－	263	257	1,197,842

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

a 市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）

b 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、期末日の純資産価額に基づいて減損判定を行います。純資産価額以外を実質価値として採用すべき合理的な理由が認められ、かつその金額を合理的に算定可能な場合は、当該価額を純資産価額に代えて減損判定を行っております。これらの純資産価額以外には、将来の超過収益力等が含まれます。

その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産についてはリース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとした定額法によっております。

3 引当金の計上基準

株式給付引当金

株式給付引当金は、株式給付信託（J-ESOP）による当社株式の給付に備えるため、株式給付規程に基づき、従業員に付与されたポイントに応じた株式の給付見込額を計上しております。

4 その他財務諸表の作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

社債発行費…期間の経過を要件として任意償還が可能となる最初の日までの期間にわたり均等償却しております。

(2) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債（子会社株式及び関連会社株式は除く。）は、決算日の為替相場により円換算しております。なお、子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。

(3) ヘッジ会計の方法

外貨建予定取引に係る為替予約等について繰延ヘッジ処理によっております。

(4) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税のうち、法人税法施行令に定める繰延消費税については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税以外のものについては、発生事業年度に費用処理しております。

(重要な会計上の見積り)

関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

当事業年度の貸借対照表において計上されている関係会社株式は878,296百万円（前事業年度は760,768百万円）であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

非上場の関係会社に対する投資等、市場価格のない株式は、期末日の純資産価額に基づいて減損判定を行います。純資産価額以外を実質価額として採用すべき合理的な理由が認められ、かつその金額を合理的に算定可能な場合は、当該価額を純資産価額に代えて減損判定を行い、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときには、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、実質価額まで減損処理を行います。

市場価格のない関係会社株式のうち超過収益力を反映した価額で取得した関係会社株式の評価において用いる実質価額には、投資時に見込んだ超過収益力が含まれております。したがって、発行会社の財政状態の悪化がないとしても、超過収益力の減少に伴う実質価額の大幅な低下が将来の期間にわたって続くと予想され、超過収益力が見込めなくなった場合には、実質価額が著しく低下している限り、実質価額まで減損処理を行います。

超過収益力は株式取得時に投資先が過去の実績や将来の成長率を織り込んで策定した事業計画を基礎として見込んでおり、連結貸借対照表に計上されているのれん等と同様の仮定が含まれますが、その内容は連結財務諸表「注記事項（重要な会計上の見積り）1 のれんの評価」に記載した内容と同一であり、見積りの不確実性があります。

超過収益力の毀損となる環境の悪化や事象が生じた場合、翌事業年度において、関係会社株式評価損が発生する可能性があります。

なお、当事業年度において、実質価額に著しい低下は生じていないと判断しており、関係会社株式評価損は計上しておりません。

(追加情報)

従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引について、連結財務諸表「注記事項（追加情報）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(貸借対照表関係)

※ 1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分掲記されたものを除く）

	前事業年度 (2024年 3 月 31 日)	当事業年度 (2025年 3 月 31 日)
短期金銭債権	7,365百万円	3,205百万円
短期金銭債務	2,538 "	5,492 "

(損益計算書関係)

※ 1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月 31 日)
営業収益	195,553百万円	225,620百万円
営業費用	6,059 "	7,561 "
営業外収益	1,033 "	1,569 "
営業外費用	847 "	4,327 "
資産購入高	—	928 "

※ 2 販売費及び一般管理費のうち、主要なものは次のとおりであります。なお、全額が一般管理費に属するものであります。

	前事業年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月 31 日)
給料手当	4,660百万円	9,180百万円
業務委託費	7,616 "	9,258 "
減価償却費	2 "	8 "

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(2024年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	20,473	23,114	2,640
関連会社株式	130,587	128,448	△2,139

(注) 上記に含まれない市場価格のない子会社株式及び出資金並びに関連会社株式の貸借対照表計上額

区分	前事業年度 (2024年3月31日) (百万円)
子会社株式及び出資金	1,625,935
関連会社株式	3,766

当事業年度(2025年3月31日)

子会社株式及び出資金並びに関連会社株式は、市場価格のない株式等のため、子会社株式及び出資金並びに関連会社株式の時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない株式等の子会社株式及び出資金並びに関連会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

区分	当事業年度 (2025年3月31日) (百万円)
子会社株式及び出資金	1,934,734
関連会社株式	3,770

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
関係会社株式	511,579百万円	528,170百万円
有価証券評価損	32,408 "	35,649 "
税務上の繰越欠損金	9,883 "	8,212 "
その他	455 "	573 "
繰延税金資産小計	554,327 "	572,605 "
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△7,332 "	△8,212 "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△544,136 "	△564,078 "
評価性引当額小計	△551,468 "	△572,290 "
繰延税金資産合計	2,858 "	315 "
繰延税金負債		
有価証券評価損	△1,757百万円	—
その他有価証券評価差額金	△155 "	△121百万円
繰延ヘッジ損益	△221 "	—
その他	△2 "	△4 "
繰延税金負債合計	△2,136 "	△125 "
繰延税金資産の純額	722 "	189 "

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
(調整)		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△32.93 "	△35.47 "
評価性引当額の増減	1.20 "	3.30 "
特定子会社等合算所得	—	1.81 "
国際最低課税額に対する法人税等	—	1.52 "
その他	△0.41 "	1.00 "
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△1.52 "	2.78 "

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(2025年法律第13号)の成立に伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に適用される法定実効税率30.62%は、回収又は支払が見込まれる期間が2026年4月1日以降のものについては31.51%に変更されております。

この変更により、当事業年度における繰延税金資産は2百万円増加し、法人税等調整額は2百万円減少しております。

4 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当社を通算親会社とするグループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(企業結合等関係)

取得による企業結合

株式会社ベネフィット・ワンの株式取得による企業結合について、連結財務諸表「注記事項（企業結合等関係）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

- 1 Capula Investment Management LLP及びCapula Management Limitedへの出資について、連結財務諸表「注記事項（重要な後発事象）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。
- 2 M&G plc. への出資について、連結財務諸表「注記事項（重要な後発事象）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。
- 3 当社は、2025年2月14日開催の取締役会において、株式の分割を行うことを決議し、2025年4月1日付で株式分割を行っております。

(1) 株式分割の目的

株式を分割し、投資単位当たりの金額を引き下げることにより、より投資しやすい環境を整備することで、投資家層の拡大を図ることを目的としております。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

2025年3月31日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき4株の割合をもって分割いたしました。

② 分割により増加する株式数

株式の分割前の発行済株式総数	925,099,600株
株式の分割により増加する株式数	2,775,298,800株
株式の分割後の発行済株式総数	3,700,398,400株
株式の分割後の発行可能株式総数	4,000,000,000株（注）

（注）今般の株式分割に伴い、発行可能株式総数の増加に係る定款の一部変更について、2025年6月23日開催の定時株主総会に付議いたします。

③ 分割の日程

基準日公告日	2025年3月8日
基準日	2025年3月31日
効力発生日	2025年4月1日

(3) 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額	339円07銭	325円34銭
1株当たり当期純利益	44円81銭	48円75銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	44円80銭	48円74銭

- 4 当社は、2025年5月15日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを次のとおり決議し、実施いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

機動的な資本政策の遂行及び資本効率の向上を通じて株主利益の向上を図るため。

(2) 取得の内容

① 取得する株式の種類

普通株式

② 取得し得る株式の総数

200,000,000株（上限）

③ 株式取得価額の総額

1,000億円（上限）

④ 取得期間

2025年5月16日～2026年3月31日

⑤ 取得方法

取引一任方式による市場買付

(3) 2025年5月31日までに取得した自己株式の累計

① 取得した株式の総数

6,823,200株

② 取得価額の総額

7,290,893,450円

※当社は2025年4月1日を効力発生日として、普通株式1株につき4株の割合をもって株式分割を行っており、上記株式数は当該株式分割実施後の株式数を記載しております。

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

資産の種類	当期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	当期末 残高	減価償却 累計額	償却 累計率
有形固定資産							%
工具、器具及び備品	10	0	0	8	2	41	94.3
有形固定資産計	10	0	0	8	2	41	—
無形固定資産							
商標権	1	—	—	0	1	2	67.3
無形固定資産計	1	—	—	0	1	2	—

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
株式給付引当金	—	5,816	51	5,765

(2)【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3)【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取・売渡	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	—
買取・売渡手数料	以下に定める算式により1単元当たりの金額を算定し、これを買取請求及び売渡請求に係る単元未満株式の数で按分した額（円未満の端数を生じた場合には切り捨てる）に消費税を加算した額。 (算式) 買取単価又は売渡単価(※)に1単元の株式数を乗じた金額のうち 100万円以下の金額につき 1.150% 100万円超の金額につき 0.900% (円未満の端数を生じた場合には切り捨てる) ただし、1単元当たりの算定金額が2,500円に満たない場合には2,500円とする。 (※)買取単価又は売渡単価： 買取請求又は売渡請求が株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所の開設する立会市場における最終価格。ただし、その日に売買取引がないとき又はその日が同取引所の休業日に当たるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格。
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載しております。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://www.dai-ichi-life-hd.com/
株主に対する特典	毎年3月末時点の株主名簿に記載された当社指定の株式数以上を保有する株主さまを対象に、ヘルスケアアプリ「QOLism（キュオリズム）」及び会員制生活総合サービス「ベネフィット・ステーション」を提供いたします。 (※)詳細は当社ウェブサイトにて掲載

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次の各号に掲げる権利以外の権利を行使することはできません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第 7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の 7 第 1 項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当社は、当事業年度の開始日から本書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第122期（自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日）2024年 6 月25日 関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書

2024年 6 月25日 関東財務局長に提出

(3) 半期報告書及び確認書

第123期中（自 2024年 4 月 1 日 至 2024年 9 月30日）2024年11月14日 関東財務局長に提出

(4) 半期報告書の訂正報告書及び確認書

第123期中（自 2024年 4 月 1 日 至 2024年 9 月30日）2025年5月15日 関東財務局長に提出

(5) 臨時報告書

①2024年 6 月25日 関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 2 号の 2（届出を要しない株券又は新株予約権証券等の発行）の規定に基づく臨時報告書であります。

②2024年 6 月26日 関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2（株主総会における決議）の規定に基づく臨時報告書であります。

(6) 自己株券買付状況報告書

2024年 7 月 5 日、2024年 8 月 7 日、2024年 9 月 6 日、2024年10月 7 日、2024年11月 8 日、2024年12月 6 日、2025年 1 月10日、2025年 2 月 7 日、2025年 3 月 7 日、2025年 4 月 7 日、2025年 6 月 6 日 関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年6月18日

第一生命ホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	神	塚	勲
--------------------	-------	---	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	藤	原	初 美
--------------------	-------	---	---	-----

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	春	日	雄 太
--------------------	-------	---	---	-----

<連結財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている第一生命ホールディングス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、第一生命ホールディングス株式会社及び連結子会社の2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

株式会社ベネフィット・ワンの子会社化における企業結合に係る時価評価及び会計処理の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
第一生命ホールディングス株式会社は、2024年5月23日付で株式会社ベネフィット・ワン（以下「ベネフィット・ワン社」という。）の株式を取得し、同社を連結子会社としている。 当該企業結合取引にあたり、ベネフィット・ワン社株式の取得価額は、同社の事業計画を基礎として算定された株式価値を踏まえ、交渉の上決定されており、株式価値の算定には外部の専門家を利用している。 企業結合に際しては、識別可能な資産及び負債の企業結合日時点の時価を基礎として当該資産及び負債に対して取得価額の配分を行い、取得価額が識別可能な資産及び負債に配分された純額を上回る場合、その超過額をのれんとして認識することとなる。第一生命ホールディングス株式会社は、取得価額の配分にあたり、外部専門家の評価結果を利用し、受け入れた識別可能資産及び引き受けた識別可能負債の認識及び測定を実施している。 ベネフィット・ワン社株式の取得価額は292,056百万円であり、取得価額の配分の結果、顧客関連資産107,290百万円を識別し、のれん200,592百万円を連結財務諸表に計上している。また、のれんの償却期間は、事業計画に基づく投資の回収期間等を考慮して10年と決定している。なお、当該企業結合取引の詳細については、注記事項「（企業結合等関係）」に記載されている。 企業結合取引は経常的に生じる取引ではなく、取得価額の妥当性及び取得価額の配分には複雑な検討や専門的な知識が必要となる。また、株式価値及び顧客関連資産の時価の算定に当たって使用される主要な仮定（売上高成長率、割引率等）には、外部環境の変化等による不確実性を伴い、経営者の重要な判断が含まれる。 以上から、当監査法人は、ベネフィット・ワン社の子会社化における企業結合に係る時価評価及び会計処理の妥当性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」の一つに該当すると判断した。	当監査法人は、ベネフィット・ワン社との企業結合取引の検討に当たり、主に以下の手続を実施した。 (1) 内部統制の評価 ベネフィット・ワン社との企業結合取引に関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。評価にあたっては、取得対価が適切に決定されていることを確かめる統制、並びに企業結合の会計処理の妥当性を確かめる統制に焦点を当てて実施した。 (2) 企業結合に係る時価評価及び会計処理の妥当性 当監査法人は、当該企業結合取引に係る時価評価及び会計処理の妥当性に関して、主に以下の実証手続を実施した。 ・ 契約書等の関連資料及び経営会議資料の閲覧、並びに、担当者への質問による取引の内容及び目的の理解 ・ 株式価値の算定の基礎となった事業計画における主要な仮定である売上高成長率について、過去実績に基づく趨勢分析、独自にストレスをかけたシナリオ分析及び利用可能な外部のデータとの比較 ・ 当監査法人のネットワークファームの専門家を関与させ、株式価値の評価手法及び算定に用いた割引率の適切性の検討 ・ のれんの償却期間について、株式価値算定の根拠とした事業計画や外部データに基づく、のれんの効果が及ぶ期間の合理性及び適切性の検討 ・ 当監査法人のネットワークファームの専門家を関与させ、顧客関連資産の時価の算定に経営者が採用した時価評価モデル及び将来利益の現在価値の見積りに適用された主要な仮定（割引率、顧客減少率）の適切性の評価 ・ 顧客関連資産の時価の算定に用いた事業計画について、上記事業計画との整合性の検討

のれんの減損損失の計上の要否に関する判断の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
第一生命ホールディングス株式会社の当連結会計年度の連結貸借対照表において計上されているのれん328,427百万円には、注記事項「（重要な会計上の見積り）1 のれんの評価」に記載されているとおり、同社によるベネフィット・ワン社の買収に関連して計上されたのれん185,548百万円、Protective Life Corporation（以下「PLC社」という。）の買収並びにPLC社が行う買収事業に関連して計上されたのれん91,154百万円、TAL Dai-ichi Life Australia Pty Ltd（以下「TAL社」という。）の買収に関連して計上されたのれん21,858百万円、Partners Group Holdings Limited（以下「PNZ社」という。）の買収に関連して計上されたのれん16,635百万円及びアイペット損害保険株式会社（以下「アイペット社」という。）の買収に関連して計上されたのれん13,231百万円が含まれている。 注記事項「（重要な会計上の見積り）1 のれんの評価」に記載されているとおり、PLC社及びTAL社の買収等に関連して計上されたのれんは、各連結子会社の連結財務諸表に計上されており、各連結子会社の所在国の会計基準に準拠して各連結子会社でのれんの減損損失の計上の要否に関する判断が行われる。その後、各連結子会社での判断結果を踏まえ、第一生命ホールディングス株式会社では、日本の会計基準に基づき減損損失の計上の要否の判定が行われる。また、ベネフィット・ワン社、PNZ社及びアイペット社の買収に関連して計上されたのれんは、第一生命ホールディングス株式会社の連結財務諸表に計上されており、第一生命ホールディングス株式会社が日本の会計基準に基づき減損損失の計上の要否の判定を行っている。仮に、買収等が想定どおりのメリットをもたらさず著しい企業価値の減価がある場合には、減損損失が計上される可能性がある。 (1) 各連結子会社が実施する、のれんの減損損失の計上の要否に関する判断	当監査法人は、主に以下の手続を実施した。 (1) 各連結子会社が実施する、のれんの減損損失の計上の要否に関する判断 当監査法人は、各連結子会社の監査人を関与させ、同監査人への指揮、監督及びその作業の査閲を含め、主として以下の監査手続を実施した。 ① PLC社の買収及びPLC社が行う買収事業に関連して計上されたのれん 減損損失の計上の要否を判定するプロセスに関してPLC社が構築した関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。評価に当たっては、のれんの減損損失の計上の要否に関する判定資料の作成及び判定結果に関する承認の統制に焦点を当てた。 また、のれんの減損損失の計上が必要かどうかに関するPLC社の判断の妥当性に関して、主に以下の実証手続を実施した。 ・ 経営者及び複数の会社担当者に対する質問 ・ 関連する内部資料の閲覧 ・ 判断に用いられた財務実績情報の信頼性の評価 ② TAL社の買収に関連して計上されたのれん 定量的減損テストに関してTAL社が構築した関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。評価に当たっては、減損テストの判定資料の作成及び判定結果に関する承認の統制に焦点を当てた。 また、定量的減損テストに用いられる回収可能価額の評価の検討に関して、主に以下の実証手続を実施した。 ・ 使用される評価モデルの目的適合性の評価及び前年度からの変更の妥当性の確認 ・ 連結子会社の監査人の保険数理の専門家を利用した、計算に利用される保険数理計算上の仮定（割引率、保険事故発生率、継続率）の適切性の評価

のれんの減損損失の計上の要否に関する判断の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
① PLC社の買収及びPLC社が行う買収事業に関連して計上されたのれん PLC社は、定期的に、のれんの減損損失の計上の要否を判断している。 まず、のれんを含む報告単位の公正価値が帳簿価額を下回っている可能性が50%超であるかどうかについて定性的要因を評価する（減損の兆候の有無の判定）。なお、米国会計基準において全部又は一部の報告単位について、減損の兆候の有無の判定を省略し、後述の定量的減損テストに進むことが認められている。減損の兆候の有無は、PLC社及び各報告単位を取り巻く経済環境及び市場環境の悪化の有無、将来の利益又はキャッシュ・フローにマイナスの影響を及ぼす要因の有無、全般的な業績の悪化の有無、PLC社及び各報告単位に固有のその他の事象を考慮して総合的に検討される。特に、減損の兆候の有無を判定する際に基礎となるPLC社及び各報告単位の業績は景気動向等の影響を受けやすく、その業績予想には経営者の重要な判断を伴う。 次に、減損の兆候の有無の判定において、のれんに減損の兆候が認められると結論付けられた場合、又は減損の兆候の有無の判定を省略することを選択した場合に、のれんを含む報告単位の帳簿価額と公正価値との比較（定量的減損テスト）を行う。公正価値の算出に当たって使用される主要な仮定（事業収支予測、割引率等）には見積りの不確実性があるほか、公正価値の算出には保険数理及び企業評価に関する高度な専門性が必要となる。 ② TAL社の買収に関連して計上されたのれん TAL社は、定期的に、のれんを配分した資金生成単位の帳簿価額と回収可能価額との比較（定量的減損テスト）を行うことで、のれんの減損損失の計上の要否を判断している。回収可能価額は、エンベディッド・バリュー等に基づき算出される。エンベディッド・バリューの算出に当たって使用される保険数理計算上の仮定（割引率、保険事故発生率、継続率等）には見積りの不確実性があるほか、保険数理計算には保険数理に関する高度な専門性が必要となる。	(2) 第一生命ホールディングス株式会社が実施する、のれんの減損損失の計上の要否の判定 当監査法人は、のれんの減損損失の計上の要否を判定するプロセスに関して第一生命ホールディングス株式会社が構築した関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。評価に当たっては、のれんの減損損失の計上の要否に関する判定資料の作成及び判定結果に関する承認の統制に焦点を当てた。 また、当監査法人は、のれんの減損損失の計上が必要かどうかに関する第一生命ホールディングス株式会社の判断の妥当性に関して、主に以下の実証手続を実施した。 ・ 経営者及び複数の会社担当者に対する質問 ・ 関連する内部資料の閲覧及び資料間の金額の照合 ・ 判断に用いられた財務実績情報の信頼性の評価

のれんの減損損失の計上の要否に関する判断の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
(2) 第一生命ホールディングス株式会社が実施する、のれんの減損損失の計上の要否の判定 第一生命ホールディングス株式会社による減損の兆候の有無の判定は、のれんを含む資産グループから得られるキャッシュ・フロー等が継続してマイナスとなっていないかどうか、のれんを含む資産グループの回収可能額が著しく低下していないかどうか、のれんを含む資産グループの経営環境が著しく悪化していないかどうかを定期的に検討するが、これには経営者の重要な判断を伴う。 のれんに減損の兆候が認められる場合には、当該のれんを含む資産グループから生じるキャッシュ・フローを見積り、その総額と連結財務諸表における帳簿価額を比較することにより、減損損失を計上するか否かを判定する。その結果、減損損失の計上が必要と判定された場合、各連結子会社または第一生命ホールディングス株式会社が算定した回収可能価額まで帳簿価額が減額され、当該減少額は減損損失として計上される。第一生命ホールディングス株式会社における回収可能価額の算出に当たって使用される主要な仮定（事業収支予測、割引率、保険数理計算上の仮定等）には見積りの不確実性があるほか、保険数理計算には保険数理に関する高度な専門性が必要となる。 以上から、当監査法人は、のれんの減損損失の計上の要否に関する判断の妥当性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」の一つに該当すると判断した。	

買収等に関して計上されている無形固定資産の償却又は損失の計上に関する判断の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
第一生命ホールディングス株式会社の当連結会計年度の連結貸借対照表において計上されているその他の無形固定資産640,106百万円には、注記事項「（重要な会計上の見積り）2 無形固定資産の評価」に記載されているとおり、同社によるPLC社の買収並びにPLC社が行う買収事業に関する保有契約価値相当額314,319百万円、同社によるベネフィット・ワン社の買収に関する顧客関連資産103,937百万円、同社の中間持株会社である第一生命インターナショナルホールディングス合同会社を通じたPNZ社の買収に関する保有契約価値相当額30,501百万円及び同社によるアイペット社の買収に関する保有契約価値相当額19,138百万円が含まれている。 注記事項「（重要な会計上の見積り）2 無形固定資産の評価」に記載されているとおり、買収及び買収事業により計上された保有契約価値は、保険数理計算に基づき、買収及び買収事業で獲得したその買収時点で有効な保険契約及び投資契約のキャッシュ・フローから得られる将来利益の現在価値として算定され、PLC社の買収及び買収事業により計上された保有契約価値は同社の連結財務諸表、PNZ社及びアイペット社の買収に際して計上した保有契約価値は第一生命ホールディングス株式会社の連結財務諸表にそれぞれ計上されている。また、ベネフィット・ワン社の買収に関連して計上された顧客関連資産は、ベネフィット・ワン社が買収時点における既存顧客との継続的な取引関係により生み出すことが期待されているキャッシュ・フローから得られる将来利益の現在価値として算定され、第一生命ホールディングス株式会社の連結財務諸表に計上されている。 注記事項「（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）4 会計方針に関する事項（2）重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載されているとおり、保有契約価値及び顧客関連資産は各会計期間末における保有契約がもたらす将来利益やその契約期間等を基礎として、その効果が及ぶと見積られる期間にわたり、効果の発現する態様に従って償却される。計算に使用した仮定が当初想定より乖離する場合、償却額の増減又は保有契約価値及び顧客関連資産の減価相当額の損失計上の可能性がある。 (1) PLC社が実施する、保有契約価値の償却又は損失の計上に関する判断 PLC社の保有契約価値は、米国会計基準に準拠して、以下のようにPLC社で評価が行われる。 ① 保険数理計算上の仮定の更新を通じて検討される保有契約価値の償却	当監査法人は、主に以下の手続を実施した。 (1) PLC社が実施する、保有契約価値の償却又は損失の計上に関する判断 当監査法人は、連結子会社の監査人を関与させ、同監査人への指揮、監督及びその作業の査閲を含め、主として以下の監査手続を実施した。 ① 保険数理計算上の仮定の更新を通じて検討される保有契約価値の償却 PLC社の投資性保険商品等から生じる保有契約価値に関して、PLC社が構築した関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。評価に当たっては、保有契約価値の償却額を認識及び測定をする統制に焦点を当てた。 また、保有契約価値の償却の正確性及び合理性に関して、連結子会社の監査人の保険数理の専門家を関与させ、主に以下の実証手続を実施した。 ・使用される償却モデルの目的適合性の評価 ・更新された保険数理計算上の仮定（金利、死亡率、継続率）の適切性の評価 ② 責任準備金の積立ての十分性に関する判断と一体で検討される保有契約価値の減価相当額の損失計上 PLC社の伝統的保険商品等から生じる保有契約価値に関して、PLC社による責任準備金の積立ての十分性に関する判断の検討とあわせて、保有契約価値の減価が発生しているかどうかを検討した。 具体的には、PLC社が構築した関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。評価に当たっては、保有契約価値の減価の有無を判定する統制に焦点を当てた。 また、保有契約価値の損失計上の要否に関する判断の妥当性に関して、連結子会社の監査人の保険数理の専門家を関与させ、主に以下の実証手続を実施した。 ・将来キャッシュ・フローの見積りに適用された保険数理計算上の仮定（将来の投資利回り、死亡率、継続率）の適切性の評価

買収等に関して計上されている無形固定資産の償却又は損失の計上に関する判断の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
PLC社の投資性保険商品等から生じる保有契約価値は、将来の見積総利益及びその契約期間等を基礎として償却される。PLC社は、定期的に、保険数理計算上の仮定（金利、死亡率、継続率等）を見直し、必要に応じて更新することにより、保有契約価値の償却額を増減させる。特に、継続率の変動により見積総利益等の変動が見込まれる場合には、仮定の更新を通じて償却額が増減する可能性がある。保険数理計算上の仮定には見積りの不確実性があるほか、保険数理に関する高度な専門性が必要となる。 ② 責任準備金の積立ての十分性に関する判断と一体で検討される保有契約価値の減価相当額の損失計上 PLC社の伝統的保険商品等から生じる保有契約価値について、保険数理計算上の仮定（将来の投資利回り、死亡率、継続率等）に比して実績が悪化した場合、追加の責任準備金の計上に先立ち、保有契約価値の減価相当額が損失計上される可能性がある。このため、PLC社は、定期的に、責任準備金の積立ての十分性に関する判断と一体で保有契約価値の減価の有無を検討している。監査上の主要な検討事項「責任準備金の妥当性」に記載のとおり、責任準備金の積立ての十分性を確認するテストでは、将来キャッシュ・フローの見積りに重要な判断が必要となるとともに、保険数理に関する高度な専門性が必要となる。 (2) 第一生命ホールディングス株式会社が実施する、保有契約価値及び顧客関連資産の減損損失の計上に関する判断 第一生命ホールディングス株式会社は、PNZ社及びアイペット社の買収に際して計上した保有契約価値、並びにベネフィット・ワン社の買収に際して計上した顧客関連資産について、定期的に、のれんの減損損失の計上に関する判断と一体で検討を行っている。監査上の主要な検討事項「のれんの減損損失の計上の要否に関する判断の妥当性」に記載のとおり、のれんの評価における減損の兆候の有無の判定には、経営者の重要な判断を伴う。 以上から、当監査法人は、買収等に関して計上されている無形固定資産の償却又は損失の計上に関する判断の妥当性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」の一つに該当すると判断した。	・ PLC社が実施した責任準備金の積立ての十分性を確認するテストが、関連する会計基準に従って行われているかどうかの評価 (2) 第一生命ホールディングス株式会社が実施する、保有契約価値及び顧客関連資産の減損損失の計上に関する判断 PNZ社及びアイペット社の買収に際して計上した保有契約価値、並びにベネフィット・ワン社の買収に際して計上した顧客関連資産に対して、当監査法人は、第一生命ホールディングス株式会社におけるのれんの減損損失の計上の要否に関する判断の妥当性の検討とあわせて、保有契約価値及び顧客関連資産の減損の兆候が発生していないかどうかを検討した。 具体的には、当監査法人は、監査上の主要な検討事項「のれんの減損損失の計上の要否に関する判断の妥当性」の監査上の対応(2)に記載している手続を実施した。

責任準備金の評価の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
第一生命ホールディングス株式会社の当連結会計年度の連結貸借対照表において責任準備金57,701,859百万円が計上されており、負債及び純資産の部合計の約83%を占める。このうち、第一生命保険株式会社及び第一フロンティア生命保険株式会社における個人保険区分及び個人年金保険区分の責任準備金、PLC社における伝統的保険商品等の責任準備金、並びにTAL社における保険契約負債（責任準備金）が金額的に重要である。 保険会社の負債の大部分を占める責任準備金は、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険契約を引き受ける保険会社が所在する国の規制や会計基準の定めに基づく具体的な方法や計算前提等を踏まえ、保険数理計算に基づいて算出した額が積み立てられている。注記事項「（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）4 会計方針に関する事項（10）その他連結財務諸表作成のための重要な事項②責任準備金の積立方法」に記載されているとおり、連結される国内の生命保険会社の責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金として一定の方式により計算された金額が計上され、連結される海外の生命保険会社の責任準備金は、米国会計基準、国際財務報告基準等、各国の会計基準に基づき算出した額が計上される。加えて、各国で責任準備金の積立ての十分性を確認するテストを実施することが求められている。 (1) 第一生命保険株式会社及び第一フロンティア生命保険株式会社における責任準備金 これら2社の責任準備金は、金融庁から認可を受けた算出方法書に基づき積み立てられる。具体的には、算出方法書の計算前提（将来の死亡率（予定死亡率）、資産運用収益率（予定利率）、事業費率（予定事業費率）等）に基づく将来の予定キャッシュ・フローの見積りを基礎として責任準備金が算出される。当該見積りが直近の実績と大きく乖離することにより、将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、保険業法施行規則第69条第5項に基づき、責任準備金を追加して積み立てる必要がある。第一生命保険株式会社の責任準備金には、同規則に従い、一部の終身保険契約を対象に追加して積み立てた責任準備金が含まれている。	当監査法人は、主に以下の手続を実施した。 (1) 第一生命保険株式会社及び第一フロンティア生命保険株式会社における責任準備金 当監査法人は、各連結子会社が構築した個人保険区分及び個人年金保険区分の責任準備金に関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。評価に当たっては、契約マスターファイルの必要なデータが漏れなく責任準備金の計算に反映されていることを確かめる統制及び承認された保険数理計算上の仮定が正しく責任準備金の計算に使用されていることを確かめる統制に焦点を当てた。 当監査法人は、各連結子会社の責任準備金の積立ての十分性に関して、主に以下の実証手続を実施した。 - 個人保険区分及び個人年金保険区分の責任準備金について、再帰式を利用した、責任準備金残高の増減と、責任準備金の増減要素（保険料等収入、保険金等支払金、事業費、利源分析結果等）との全体的な整合性の分析 - 第一生命保険株式会社で追加して積み立てた責任準備金について、関連するシステムから出力した証拠と帳簿との残高の照合及び当事業年度の責任準備金繰入額と積立計画との比較 また、当監査法人は、各連結子会社が実施した責任準備金の積立ての十分性を確認するテスト（将来収支分析及び第三分野保険のストレステスト）に関する各連結子会社の判断の妥当性に関して、当監査法人における保険数理の専門家を関与させ、主に以下の実証手続を実施した。 - 責任準備金の積立ての十分性を確認するテストが、関連する法令、「生命保険会社の保険計理人の実務基準」（公益社団法人 日本アクチュアリー会）及び社内規程に基づいて行われていることの確認及び前事業年度の計算結果との比較 - 保険計理人の意見書及び附属報告書の内容及び結果の吟味（責任準備金を追加して積み立てる必要があるか否かに関する検討を含む）並びに保険計理人に対する質問 - 保険計理人の意見書及び附属報告書における将来収支分析で利用している金利シナリオについて、当監査法人が独自に入手した金利情報との整合性の検討

責任準備金の評価の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
責任準備金の積立ての十分性に関する検討は、金額的重要性の観点から重要である。また、責任準備金の積立ての十分性を確認するテスト（将来収支分析及び第三分野保険のストレステスト）の内容及び結果は、保険計理人の意見書及び附属報告書に記載されるが、当該テストにおいては、将来キャッシュ・フローの見積りに重要な判断が必要となるとともに、保険数理に関する高度な専門性が必要となる。 (2) PLC社における責任準備金 PLC社の伝統的保険商品等の責任準備金は、米国会計基準に基づき、保険数理計算上の仮定（将来の投資利回り、死亡率、継続率等）に基づく将来の予定キャッシュ・フローの見積りを基礎として算出される。当該見積りが直近の実績と大きく乖離することにより、将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、仮定の見直しを行い、追加で責任準備金を計上する必要がある。なお、監査上の主要な検討事項「買収等に関して計上されている無形固定資産の償却又は損失の計上に関する判断の妥当性」に記載のとおり、追加の責任準備金の計上に先立ち、保有契約価値の減価相当額が損失計上される可能性がある。このため、PLC社は保有契約価値の償却又は損失の計上に関する判断と一体で検討を行っている。 責任準備金の積立ての十分性に関する検討は、金額的重要性の観点から重要である。また、責任準備金の積立ての十分性を確認するテストでは、将来キャッシュ・フローの見積りに重要な判断が必要となるとともに、保険数理に関する高度な専門性が必要となる。 (3) TAL社における責任準備金 TAL社の責任準備金は、国際財務報告基準に基づき、当連結会計年度末時点における保険数理計算上の仮定（金利、死亡率、継続率、経費率等）に基づく将来の予定キャッシュ・フローの見積り額に貨幣の時間価値、保険契約から生じるキャッシュ・フローの金融リスクと不確実性の影響を反映して算出した額及び、保険契約から生じると見込まれる利益のうち当連結会計年度末時点において未稼得の部分の額を足し合わせた額を積み立てている。ここで、将来の予定キャッシュ・フローを見積もる際に用いる保険数理上の仮定は、直近の実績及び保険契約グループ内の保険契約者の特性を反映させる必要があり、将来キャッシュ・フローの見積りに重要な判断が必要となるとともに、保険数理に関する高度な専門性が必要となる。	(2) PLC社における責任準備金 当監査法人は、連結子会社の監査人を関与させ、同監査人への指揮、監督及びその作業の査閲を含め、監査上の主要な検討事項「買収等に関して計上されている無形固定資産の償却又は損失の計上に関する判断の妥当性」の監査上の対応(1)に記載している手続を実施した。 (3) TAL社における責任準備金 当監査法人は、連結子会社の監査人を関与させ、同監査人への指揮、監督及びその作業の査閲を含め、主として以下の監査手続を実施した。 責任準備金の算定に関するプロセスに関してTAL社が構築した関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。評価に当たっては、計算に使用する保険数理計算上の仮定の決定に係る統制及び承認された保険数理計算上の仮定が正しく責任準備金の計算に使用されていることを確かめる統制に焦点を当てた。 また、責任準備金の評価の妥当性の検討に関して、連結子会社の監査人の保険数理の専門家に関与させ、主に以下の実証手続を実施した。 ・ 計算に利用される評価モデルの目的適合性の評価及び前年度からの変更の妥当性の確認 ・ 計算に利用される保険数理計算上の仮定（割引率、保険事故発生率、継続率、経費率）の適切性の評価

責任準備金の評価の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
以上から、当監査法人は、責任準備金の評価の妥当性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」の一つに該当すると判断した。	

繰延税金資産の回収可能性に関する判断の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
第一生命ホールディングス株式会社の当連結会計年度の連結貸借対照表において、回収可能性があるとして判断された繰延税金資産については、繰延税金負債と相殺された上で繰延税金資産170,990百万円及び繰延税金負債97,710百万円が計上されている。注記事項「(税効果会計関係)」に記載されているとおり、回収可能性があるとして判断された繰延税金資産の金額は1,094,832百万円である。このうち、注記事項「(税効果会計関係)」に記載されているとおり、グループ通算制度を適用する第一生命ホールディングス株式会社及び一部の国内連結子会社(以下、「通算グループ」)において計上された繰延税金資産726,912百万円が金額的に重要であり、その主な発生原因は、保険契約準備金、価格変動準備金、退職給付引当金である。 通算グループの法人税及び地方法人税に係る繰延税金資産の回収可能性は、主に通算グループ全体の収益力に基づく将来課税所得の見積額を基礎として判断され、通算グループ全体の「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第26号)で示されている、会社分類の妥当性、将来の課税所得の十分性、将来減算一時差異の将来解消見込年度のスケジュールリングに用いられる仮定に依存し、これらは経営者の重要な判断と見積りの要素を伴う。 以上から、当監査法人は、繰延税金資産の回収可能性に関する判断の妥当性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」の一つに該当すると判断した。	当監査法人は、通算グループにおける繰延税金資産の回収可能性に関する判断の妥当性を評価するため、主に以下の手続を実施した。 (1) 内部統制の評価 第一生命ホールディングス株式会社及び第一生命保険株式会社が構築した関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。評価に当たっては、繰延税金資産の回収可能性に関連する計算資料の作成及び計算結果に関する承認の統制に焦点を当てた。 (2) 繰延税金資産の回収可能性に関する第一生命ホールディングス株式会社の判断の妥当性 当監査法人は主に以下の実証手続を実施した。手続の実施に当たって留意した事項には、金利をはじめとするマーケット環境の変動が、通算グループ全体の会社分類の判断、将来の課税所得の見積り及びスケジュールリングに与える影響の検討が含まれる。 ・「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」に基づく通算グループ全体の会社分類の妥当性、特に、近い将来に経営環境に著しい変化が見込まれるかどうかに関する検討 ・繰延税金資産の回収可能性に関する判断に利用される将来の通算グループ全体の課税所得の見積りの前提となった事業計画が取締役会で承認を得られていることの確認 ・事業計画の作成の基礎となる主要な仮定について、関連する内部資料の閲覧、利用可能な外部データとの比較並びに経営者及び会社担当者に対する質問による適切性の評価 ・前事業年度に見積った当事業年度の通算グループ全体の課税所得について、見積りと実績との比較による将来の課税所得の見積りの合理性及び実現可能性の評価 ・将来減算一時差異の将来解消見込年度のスケジュールリングに用いられた主要な仮定について、関連する内部資料の閲覧、資料間の金額の照合並びに経営者及び会社担当者に対する質問による適切性の評価

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、第一生命ホールディングス株式会社の2025年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、第一生命ホールディングス株式会社が2025年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2025年6月18日

第一生命ホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	神	塚	勲
--------------------	-------	---	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	藤	原	初	美
--------------------	-------	---	---	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	春	日	雄	太
--------------------	-------	---	---	---	---

＜財務諸表監査＞

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている第一生命ホールディングス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第123期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、第一生命ホールディングス株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

関係会社株式の評価の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
会社の当事業年度の貸借対照表において、関係会社株式878,296百万円が計上されており、総資産の約35%を占めている。 注記事項「（重要な会計上の見積り）」に記載されているとおり、非上場の関係会社に対する投資等、市場価格のない株式は、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときには、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、実質価額まで減損処理を行う。 市場価格のない関係会社株式のうち超過収益力を反映した価額で取得した関係会社株式の評価において用いる実質価額には、投資時に見込んだ超過収益力が含まれている。したがって、発行会社の財政状態の悪化がないとしても、超過収益力が見込めなくなったことにより実質価額が著しく低下している場合は、実質価額まで減損処理を行う。 投資時に見込んだ超過収益力は、株式取得時に投資先が過去の実績や将来の成長率を織り込んで策定した事業計画を基礎としている。経営者は、当該事業計画策定後の事業進捗状況や外部環境の変化等を踏まえて、超過収益力が毀損していないかどうかを判断するため、経営者の判断が重要な影響を及ぼす。 以上から、当監査法人は、関係会社株式の評価の妥当性が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。	当監査法人は、関係会社株式の評価の妥当性を検討するため、主に以下の手続を実施した。 (1) 内部統制の評価 関係会社株式の評価に関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。評価に当たっては、投資時の事業計画と実績の比較や将来の成長率を踏まえた超過収益力の毀損の有無の判断のプロセスに焦点を当てた。 (2) 超過収益力の毀損の有無についての経営者の判断の妥当性の評価 当監査法人は主に以下の実証手続を実施した。 ・事業計画の前提に著しい影響を及ぼす経営環境の変化等を把握するための経営者への質問及び経営会議資料の閲覧 ・関係会社株式の帳簿価額と実質価額との比較、投資時事業計画と実績との比較、及び当該事業計画に含まれる重要な仮定の適切性の検証 また、実質価額に反映された超過収益力の評価について、当監査法人は、連結財務諸表に係る監査報告書における監査上の主要な検討事項「のれんの減損損失の計上の要否に関する判断の妥当性」に記載の監査上の対応を実施した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※ 1 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2 XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

